

令和 7 年

三川町議会会議録

第 1 回 議会臨時会

令和 7 年 2 月 27 日 開会

令和 7 年 2 月 27 日 閉会

第 2 回 議会定例会

令和 7 年 3 月 10 日 開会

令和 7 年 3 月 19 日 閉会

三川町議会事務局

令和 7 年

第 2 回 三川町議会定例会会議録

令和 7 年 3 月 10 日 開 会

令和 7 年 3 月 19 日 閉 会

三川町議会事務局

目 次

第 1 日 3 月 1 0 日 (月) 会議録第 1 号

会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
諸般報告		
・全国町村議会議長会及び山形県町村議会議長会の表彰報告	5
・三川町振興審議会報告	6
施政方針		
・三川町施政方針	7
・教育委員会行政方針	14
・農業委員会行政方針	17
議第 4 号	令和 6 年度三川町一般会計補正予算 (第 8 号)	18
議第 5 号	令和 6 年度三川町国民健康保険特別会計補正予算 (第 4 号)	18
議第 6 号	令和 6 年度三川町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)	18
議第 7 号	令和 6 年度三川町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)	18
議第 8 号	令和 6 年度三川町下水道事業会計補正予算 (第 3 号)	18
議第 9 号	令和 7 年度三川町一般会計予算	46
議第 10 号	令和 7 年度三川町国民健康保険特別会計予算	46
議第 11 号	令和 7 年度三川町後期高齢者医療特別会計予算	46
議第 12 号	令和 7 年度三川町介護保険特別会計予算	46
議第 13 号	令和 7 年度三川町下水道事業会計予算	46
一般質問 2 名	48

第 2 日 3 月 1 1 日 (火) 休 会

第 3 日 3 月 1 2 日 (水) 会議録第 2 号

一般質問 5 名	76
----------	-------	----

第 4 日 3 月 1 3 日 (木) 休 会

【予算審査特別委員会 開催】

第 5 日 3 月 1 4 日 (金) 休 会

第 6 日 3 月 1 5 日 (土) 休 会

第 7 日 3 月 1 6 日 (日) 休 会

第 8 日 3 月 1 7 日 (月) 休 会

【予算審査特別委員会 開催】

第 9 日 3 月 1 8 日 (火) 休 会

第 1 0 日 3 月 1 9 日 (水) 会議録第 3 号

予算審査特別委員会付託事件の審査結果報告（予算審査特別委員会委員長報告）	……………	1 4 1
議第 1 4 号 三川町犯罪被害者等支援条例の設定について	……………	1 4 3
議第 1 5 号 三川町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例等の一部 を改正する条例の設定について	……………	1 4 4
議第 1 6 号 三川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例 の設定について	……………	1 4 4
議第 1 7 号 三川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定		

	について	146
議第 18号	三川町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	146
議第 19号	三川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	147
議第 20号	三川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の設定について	149
議第 21号	三川町消防団条例の一部を改正する条例の制定について	150
議第 22号	庄内広域行政組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について	155
議第 23号	庄内北部定住自立圏の形成に関する協定の変更について	156
議第 24号	三川町文化交流館に係る指定管理者の指定について	160
議第 25号	副町長の選任について	163
議第 26号	三川町監査委員の選任について	165
議第 27号	三川町教育委員会委員の任命について	166
議第 28号	三川町固定資産評価審査委員会委員の選任について	168
議第 29号	人権擁護委員候補者の推薦について	169
発議第 3号	三川町議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について	170
(別紙)	三川町議会議員の派遣について	171
発委第 1号	閉会中の所管事務調査について	171
発委第 2号	閉会中の所管事務調査について	172
発委第 3号	閉会中の所管事務調査について	173
発委第 4号	閉会中の所管事務調査について	174

令和7年第2回三川町議会定例会会議録

1. 令和7年3月10日三川町議会定例会は、三川町役場議場に招集された。

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 志田 徳久 議員 2番 鈴木 淳士 議員 3番 小林 茂吉 議員
4番 土田 市子 議員 5番 小野寺 正樹 議員 6番 佐久間 千佳 議員
7番 砂田 茂 議員 8番 佐竹 優子 議員 9番 鈴木 重行 議員
10番 町野 昌弘 議員

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

阿部 誠 町 長	石川 稔 副 町 長
齋藤 正志 教 育 長	高橋 誠一 総 務 課 長
佐藤 亮 企 画 調 整 課 長	鈴木 亨 町 民 課 長 兼 会計管理者兼会計課長
鈴木 武 仁 健康福祉課長兼 地域包括支援センター長	本多 由 紀 健康福祉課子育て支援室長併 教育課学校教育主幹
須藤 輝 一 産 業 振 興 課 長 併 農業委員会事務局長	本間 純 建 設 環 境 課 長
中 條 一 之 教育委員会教育課長兼 公民館長兼文化交流館長併 農村環境改善センター所長	
粕谷 恵 総 務 係 長	齋藤 一 哉 総 務 課 長 補 佐 (危機管理担当)
五十嵐 章 浩 総 務 課 長 補 佐 (財政担当)	三船 伸 並 開 発 係 長
須藤 崇 仁 企 画 調 整 係 長	山本 美 鈴 住 民 主 査 兼 係 長

佐藤由貴子	国保係長	五十嵐まなみ	健康福祉課長補佐 (福祉介護支援担当)
佐藤潮	地域包括支援センター長補佐	佐藤千絵	健康係長
菅原勲	産業振興課長補佐 (農政担当)	高橋直貴	農政係長
高橋朋子	商工観光係長	菅原明大	建設係長
齋藤哲	環境整備係長	高橋真利子	会計課長補佐
木村功	教育課長補佐 (学校教育担当)	佐藤豊	教育課長補佐 (社会教育担当)
松井亜紀子	社会教育係長	笹原大	学校教育係長 (教育指導担当) 兼指導主事
吉田直樹	子育て支援室長補佐	真嶋幸	子ども支援主査兼係長併 学校教育主査兼係長
渡部涼子	農業委員会総務係長		
和田勉	監査委員	庄司正廣	農業委員会会長

5. 本会議に職務のため出席した者は次のとおりである。

加藤善幸	議会事務局長	飯鉢	凜書	記
遠渡蓮	書記			

6. 会議事件は次のとおりである。

議 事 日 程

○ 第 1 日 3月10日(月) 午前9時30分開議

- | | |
|-------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 諸般報告 <ul style="list-style-type: none">・全国町村議会議長会及び山形県町村議会議長会の表彰報告・三川町振興審議会報告 |
| 日程第 4 | 施政方針 <ul style="list-style-type: none">・三川町施政方針・教育委員会行政方針・農業委員会行政方針 |
| 日程第 5 | 議第 4号 令和6年度三川町一般会計補正予算(第8号) |
| 日程第 6 | 議第 5号 令和6年度三川町国民健康保険特別会計補正予算(第4号) |
| 日程第 7 | 議第 6号 令和6年度三川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第 8 | 議第 7号 令和6年度三川町介護保険特別会計補正予算(第3号) |
| 日程第 9 | 議第 8号 令和6年度三川町下水道事業会計補正予算(第3号) |
| 日程第10 | 議第 9号 令和7年度三川町一般会計予算 |
| 日程第11 | 議第10号 令和7年度三川町国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第12 | 議第11号 令和7年度三川町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第13 | 議第12号 令和7年度三川町介護保険特別会計予算 |
| 日程第14 | 議第13号 令和7年度三川町下水道事業会計予算 |

○議長発議により、予算審査特別委員会設置(審査付託)

日程第15 一般質問 2名

○ 散 会

○議長（町野昌弘議員） ただいまから令和7年第2回三川町議会定例会を開会します。
(午前 9時30分)

○議長（町野昌弘議員） これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

○議長（町野昌弘議員） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、1番 志田徳久議員、
4番 土田市子議員、以上2名を指名します。

○議長（町野昌弘議員） 日程第2、「会期の決定」の件を議題とします。

この件につきましては、過般、議会運営委員会を開催しておりますので、その結果について、議会運営委員会委員長の報告を求めます。1番 志田徳久議員。

○1番（志田徳久議員） 議会運営委員会報告。過般、議長の要請により、去る3月5日に議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果を報告申し上げます。

本定例会には、町長提案として令和6年度各会計補正予算5件、令和7年度各会計予算5件、条例改正8件、事件案件3件、人事案件5件、以上26件があり、その他に諸般報告2件、施政方針3件、一般質問7名、議長提案が6件であります。

本定例会にあたり、町長並びに総務課長の出席を求め内容等の説明を聞き、本定例会の会期を本日10日から19日までの10日間と決定をみたものであります。

なお、参考までに議事日程について申し上げます。

第1日目の本日は、諸般報告を行った後に、三川町施政方針、教育委員会及び農業委員会の行政方針が示されます。なお、この際に、補佐・主査・係長も出席となります。次に、令和6年度各会計補正予算5件が一括上程となり、質疑、討論、採決を行います。次に、令和7年度各会計予算5件が一括上程され、直ちに議長発議により予算審査特別委員会を設置して各会計予算の審査を付託します。その後一般質問を行います。一般質問は7名の議員から通告があり、本日は通告順で2名の一般質問を行います。これで本日は散会となります。

第2日目の11日は、本会議は休会となります。

第3日目の12日は、午前9時30分から本会議を開き、一般質問を行います。この日は、通告順に5名の議員が一般質問を行い、これで散会となります。

第4日目の13日と第8日目の17日は、午前9時30分から予算審査特別委員会が本会議場で開催されます。予算審査は2日間にわたることから審査日程表を別途各位に配布いたします。また予算審査においては補佐・主査・係長の出席を求めることとしておりますが、所管以外の審査等では拘束しないこととします。

なお、第5日目の14日、第6日目の15日、第7日目の16日、第9日目の18日は、本会議は休会となります。

第10日目の最終日19日は、午前9時30分に本会議を開き、予算審査特別委員会委員長の報告を行い、討論、採決となります。次に、町長提案の条例改正等8件が上程され、質疑、討論、採決を行い、その次に事件案件3件が上程され、質疑、討論、採決となります。次に、人事案件5件が上程、採決となります。その後、議員発議による条例改正1件が上程

され、質疑、討論、採決を行い、その次に議長発議1件が上程され、採決となります。次に、委員会発議4件が上程され、質疑、討論、採決となります。

これで付議事件は全部終了となります。

以上のとおりでありますので、各議員の活発なる質疑をいただくとともに、町当局からは明快かつ分かりやすいご答弁をいただき、本定例会の進行が会期内に終了できますよう、特段のご協力をお願いいたしまして、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（町野昌弘議員） お諮りします。ただいまの委員長報告のとおり、本定例会の会期は、本日から3月19日までの10日間とすることに決定したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（町野昌弘議員） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から3月19日までの10日間に決定しました。

○議長（町野昌弘議員） 日程第3、「諸般報告」を行います。

初めに、全国町村議会議長会の表彰報告であります。

9番 鈴木重行議員。

○9番（鈴木重行議員） 全国町村議会議長会等の表彰報告。

去る2月5日に、全国町村議会議長会の第76回定期総会が開催され、議員として27年以上の在職議員に対する自治功労者表彰を志田徳久議員が受賞されました。

更に、2月12日には、山形県町村議会議長会の第76回定期総会が開催され、議員として11年以上の在職議員に対する自治功労者表彰を町野昌弘議員が受賞されました。

この度の栄誉ある表彰を受けられましたお二人には、衷心よりお祝い申し上げますとともに、今後とも、三川町の振興と発展、町民の福利増進のために一層のご活躍をご期待申し上げます。

以上、三川町議会運営規程第147条の規定により、表彰に関する報告といたします。

○議長（町野昌弘議員） ただいま報告ありましたことについて、表彰状を授与いたします。志田議員は前にお進み願います。

表彰状。

志田徳久殿。

あなたは町村議会議員として永年にわたり地域の振興発展及び住民福祉の向上に尽くされた功績は誠に顕著であります。よってここにこれを表彰します。

令和7年2月5日。

全国町村議会議長会会長 渡部孝樹。

次に、副議長より表彰状の伝達を行います。

○9番（鈴木重行議員） 表彰状。

町野昌弘殿。

あなたは町村議会議員として11年以上の長きにわたり地方自治の確立、地域の振興発展に寄与された功績は誠に顕著であります。よってここにこれを表彰します。

令和7年2月12日。

山形県町村議会議長会会長 丹野貞子。

○議長（町野昌弘議員） 次に、町当局より、三川町振興審議会報告の申し出がありましたので、これを許可します。石川副町長。

○説明員（石川 稔副町長） 三川町振興審議会に関しまして、ご報告申し上げます。

お手元に配布の報告書をご参照願います。

三川町振興審議会に、第4次三川町総合計画に係る令和7年度・令和8年度・令和9年度実施計画の策定について諮問し、その答申を求めたところであります。

それでは、その経過について申し上げます。

三川町振興審議会に関する報告書

1. 諮問事件

第4次三川町総合計画に係る令和7年度・令和8年度・令和9年度実施計画の策定について

2. 事件の内容

上記事件について審議会に諮問し、その答申を求めた。

3. 答申の経過

- (1) 令和7年2月18日午後1時30分、三川町役場講堂において、令和6年度第2回三川町振興審議会を招集した。
- (2) 委員12名と、当局から町長、教育長、総務課長、企画調整課長、町民課長兼会計管理者兼会計課長、健康福祉課長、子育て支援室長、産業振興課長（農業委員会事務局長併任）、建設環境課長、教育課長、議会事務局長が出席し、午後1時30分に開会した。
- (3) 任期満了に伴い、新たに18名の委員の任命を行った。
- (4) 町長のあいさつの後、会長に熊田洋勝委員を互選した。
- (5) 会長のあいさつの後、会長職務代理者に石川修一委員を指定した。
- (6) 議事録署名委員に、芳賀修一委員、町野聡美委員を指名した。
- (7) 議事に入り、第4次三川町総合計画に係る令和7年度・令和8年度・令和9年度実施計画の策定について諮問し、企画調整課長が全体概要を説明した後、関係課長等が事業ごとの説明を行った。
- (8) 説明に対して質疑及び意見が出され、慎重審議の結果、原案のとおり答申することが決定され、午後4時5分に閉会した。

4. 答申の内容 諮問した計画の策定については、原案のとおり

5. 少数意見の留保の有無 無し

以上、第4次三川町総合計画に係る令和7年度・令和8年度・令和9年度実施計画の策定について、上記の経過により答申を得たので報告します。

令和7年3月10日

三川町長 阿部 誠

以上でございます。

○議長（町野昌弘議員） 以上で、諸般報告を終わります。

ここで、補佐・主査・係長が議場に入りますので、暫時休憩します。

(午前 9時47分)

○議長（町野昌弘議員） 再開します。

(午前 9時55分)

○議長（町野昌弘議員） 日程第4、「施政方針」を行います。

最初に、三川町施政方針について説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 令和7年3月議会定例会の開催にあたり、令和7年度の町政運営に臨む所信の一端を申し上げ、議員各位をはじめ、町民の皆さまのご理解とご協力を賜りたくお願い申し上げます。

まずもって、この度執行されました議会議員選挙におきまして、当選の栄に浴されました10名の議会議員の皆さま、誠におめでとうございます。改めてお祝い申し上げますとともに、議員各位におかれましては、掲げた公約と政治姿勢に沿って町民福祉の向上のためにご活躍されますことをご祈念申し上げます。

本町は、本年1月に、誕生70周年の節目の年を迎えることができました。私は、この記念すべき年を町民の皆さまや関係者の皆さまとともに喜び、また、更なる町民の福祉向上と町政の発展のため、次の時代に向けた一步を踏み出し、一層尽力してまいります。そして、この記念すべき年を新たな出発点として、時代の変化や流れに臆することなく挑戦し、町民の皆さまとともに、一人ひとりが誇りを持てるまちづくりに鋭意努めてまいり所存であります。

さて、政府は、我が国の経済が長きにわたるコストカット型経済から脱却し、賃上げと投資が牽引する成長型経済に移行できるかどうかの分岐点にあるとして、今後、総合経済政策の効果を広く波及させていくこととしております。

また、少子高齢化が進む中で、社会保障関連費用の増加とともに、国の安全保障体制の強化が求められる状況下にあっても、世界的なインフレやエネルギー価格の上昇等から国民生活を守るため、生活困窮者の支援や燃料費助成などの施策を講じることとしております。

こうした状況を踏まえ、政府は、令和7年度において、成長型経済への移行を確実なものとし、日本が直面する構造的な変化に的確に対応し、国民の安全・安心を確保するための予

算編成を行ったところであります。

このような方針に基づいて編成された国の令和7年度一般会計当初予算は、前年度比で2.6%増の115兆5,415億円となり、3年連続で110兆円を超える規模となる見込みであります。

一方、地方財政計画においては、引き続き、社会保障関連費や人件費の増加が見込まれる中、地方が様々な行政課題に対応し、行政サービスを安定的に提供できるよう、地方交付税等の一般財源総額については、昨年度を上回る額を確保することとしております。

このような状況のもと、本町の財政運営は、引き続き厳しい状況が見込まれるところではありますが、第4次三川町総合計画に掲げるまちの将来像の実現に向け、子育て支援の充実や健康・生きがいつくりの推進、安全・安心で快適な環境の構築、魅力ある産業の創出と交流人口の拡大を基本として、令和7年度当初予算の編成を行ったところであります。

まず、歳入につきましては、株式等譲渡所得割交付金及び法人事業税交付金については減額を見込んだところでありますが、経済全体が回復基調にある状況等を踏まえて、町税や地方消費税交付金などの増額に加え、地方交付税についても地方財政計画に基づいた増額を見込み、更に国及び県支出金等補助制度の積極的な活用や、ふるさと基金、温泉施設基金、財政調整基金の繰り入れなどにより必要な財源の確保に努めたところであります。

一方、歳出については、各種事業費の精査により行財政改革を一層推進するとともに、町政発展の根幹となる第4次総合計画の事業費を最大限確保し、諸施策を講ずることとしました。

その結果、令和7年度一般会計予算は前年度比4億6,000万円増の54億6,200万円、9.2%増となる予算を編成したところであります。

なお、特別会計につきましては、各会計の事業目的に沿って所要の額を確保し、その予算を編成いたしました。

次に、令和7年度における主要な施策の概要について申し上げます。

まず、企画行政について申し上げます。

「第4次三川町総合計画」につきましては、まちの将来像である「あふれる笑顔 みんなが住みやすいまち ハートフルタウンみかわ」の実現を目指して、行政評価による検証を行いながら各種施策に基づいた事業を実施してまいります。

また、まち・ひと・しごと創生総合戦略である第2期「三川町Mターン戦略」につきましては、令和7年度で計画期間が終了することから、設定した業績評価指標を検証するとともに、国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」の考え方を踏まえながら、豊かで安心した生活を送ることができる社会の形成を目指す、次期「Mターン戦略」を策定してまいります。

地域づくり活動の推進につきましては、町長と語る会などの広聴活動を通して提言等の機会を確保しながら、行政と地域住民との協働によるまちづくりを推進するため、町内会総合交付金や協働のまちづくり推進事業により各種コミュニティ活動を支援するとともに、町広報紙をはじめ、ホームページ、SNSなどの様々な媒体を活用した的確で迅速な行政情報の提供に努めてまいります。更に、三川誕生70周年記念事業として、町PR壁画の作成や動画

募集を行いながら、町の良さを情報発信してまいります。

地域開発の推進につきましては、三川町土地開発公社によるみかわ産業団地第4期造成工事が円滑に進められ、年度内に完成するよう取り組むとともに、進出企業の確保に向けた誘致活動を積極的に展開してまいります。

広域行政の推進につきましては、庄内南部、北部のそれぞれの圏域において抱える課題について、各自治体が持つ都市機能や地域資源を圏域連携により有効活用し、かつ、相互に役割分担することにより、安全・安心な暮らしや、潤い・賑わいのある圏域づくりを目指してまいります。その中において地域公共交通に関しては、町内におけるデマンドタクシー運行を継続するとともに、鶴岡、三川、酒田を結ぶ路線バスについて、通勤通学、免許返納者等に係る町外移動手段の確保の観点から、沿線自治体との連携により路線の維持継続を支援してまいります。

電子自治体の推進につきましては、令和7年度末に国の標準化・共通化仕様に準拠した情報システムへの移行を予定していることから、円滑に移行できるようシステムの整備や事務手続を見直すとともに、引き続きデジタルデバイド対策にも取り組んでまいります。また、「三川町DX推進計画」は最終年度を迎えるため、新たな情報システム体制のもと、マイナンバーカードを活用した利便性の高い行政サービスの提供に向け、各種オンライン化や地域社会のデジタル化の構築などを包括した「第2次三川町DX推進計画」を策定してまいります。

次に、農業振興について申し上げます。

農業は、食料を持続的かつ安定的に生産・供給する生命に関わる産業であるとともに、地域経済を支える重要な産業であります。このような中、令和6年産米の年産平均価格が前年同時期より8,000円から1万円上昇したものの、燃油、薬剤、資材費等が高止まりしていることや、急激に上昇した米価の影響を受け、消費行動の動きが不透明であることなど、農業を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。

こうした状況を踏まえ、本町におきましては、農業所得の向上を目指した振興策を継続し、引き続き、こだわりの米づくりや土づくりを推進するとともに、スマート農業機械の導入や園芸作物等の生産振興により、営農意欲の向上に努めてまいります。

農業の担い手の確保につきましては、関係機関・団体等と連携し、「新規就農者育成総合対策事業」の活用により、就農前からの相談や研修、就農直後の経営支援など、就農定着まで切れ目のない支援を行ってまいります。更に、この3月策定予定の「地域計画」を有効に運用するため、実情に合わせた見直しを定期的に行い、地域農業の維持、継続に取り組んでまいります。

地域住民の暮らしを支える農業の推進につきましては、農業・農村の持つ多面的機能を保持し、活力ある農村地域を維持、発展させるため、「多面的機能支払」や「環境保全型農業直接支払」の取り組みを強化するとともに、環境への負荷低減を図り、安全・安心な米づくりを推進してまいります。

次に、商工業並びに観光振興について申し上げます。

本町における商工業の総合的な発展と雇用の安定を目指す上で、出羽商工会の役割は大きなものがあり、商工会が実施する中小企業や小規模事業者の経営体質の強化とともに、研修等の各種取り組みを支援してまいります。

地域経済の活性化につきましては、町民の消費喚起や物価高騰対策、更には商業者等の経営安定を目的とした、クーポン券発行事業を出羽商工会と連携して取り組んでまいります。また、中小企業者に対する支援につきましては、創業や経営強化に取り組む方を対象にした補助事業を継続するとともに、新たな商品開発等についても支援してまいります。

観光振興につきましては、春の菜の花まつりや秋のイベント等、いろり火の里を会場にした季節イベントを開催し、交流人口・関係人口の拡大による賑わいの創出と地域経済の活性化を目指してまいります。また、観光協会やみかわ振興公社等との連携の強化により、本町のイベント情報や美しい田園に囲まれた景観の魅力を全国に発信し、宿泊滞在やホール等施設の利用促進など、多面的な誘客活動に取り組んでまいります。

「いろり火の里」施設の運営について、指定管理者である「みかわ振興公社」につきましては、民間事業者としての魅力ある企画イベントの展開を期待するとともに、4月に施設利用料金が改定され、かつ、経営基盤強化助成金による支援を継続することから、その経営状況を注視してまいります。また、施設の大規模改修事業につきましては、利用者の利便性向上と施設環境の改善を図ることを目的として、なの花ホール照明器具のLED化工事を計画しており、営業への影響を最小限にとどめるよう、みかわ振興公社と調整しながら進めてまいります。

町の交流拠点である「いろり火の里」におきましては、観光協会、ショッピングセンターラコス、庄内地域「道の駅」連絡協議会などと連携したイベントによる集客を図りながら、交流人口・関係人口の拡大と賑わいの創出に努めてまいります。

次に、健康福祉行政について申し上げます。

少子高齢化や核家族化、社会構造や暮らしの変化、地域との繋がり希薄化など、社会を取り巻く環境が大きく変化し、新たな地域社会の構築が求められる中、住み慣れた地域で、すべての住民がお互いに配慮し、支え合いながらともに暮らすことができる「地域共生社会」の実現に向けた取り組みが求められております。今年度も「第4期三川町地域福祉計画」に基づき、国や県の動向を踏まえながら、関係機関・団体等との連携により、地域福祉を総合的、かつ計画的に推進してまいります。

また、社会福祉協議会との連携により強化しているボランティアセンター機能の充実についても引き続き取り組み、住民が繋がり支え合い、気軽に集える居場所づくりに取り組んでまいります。

更に、生活の多様化や家族の形態の変化など、地域社会の希薄化が急速に進む中、8050問題や介護と育児のダブルケアなど、地域住民が抱える複雑、複合化する課題に対応するため、相談・支援体制を関係課等と連携し包括的に取り組んでまいります。

高齢者福祉につきましては、一人暮らし高齢者や高齢者世帯の増加を踏まえた地域での支え合いの取り組みとともに、日常生活支援や在宅介護サービス等、個々の生活実態に合わ

せた多様なサービスを提供してまいります。

障害者福祉につきましては、障害の有無に関わらず、相互に人格と個性を尊重し、ともに豊かに暮らしていくことができる地域社会の実現を目指し、多様なニーズに応じたサービスの提供に努めるとともに、相談支援や障害児の家族支援、就労支援などに取り組んでまいります。また、「第5期障害者計画」が最終年を迎えることから、関係機関・団体等との連携により策定してまいります。

子育て支援策につきましては、令和6年度に策定した第3期子ども・子育て支援事業計画に掲げる事業の実施とともに、こども基本法に基づく本町の子ども政策全体の計画となる「こども計画」の策定に向け、子どもや保護者等の意見やニーズ、地域の実情把握に努め、子どもたちの健やかな成長と子育て家庭の支援に取り組んでまいります。

子育て世代の負担軽減策につきましては、出産祝金の支給を継続してまいります。更に、子ども・子育て支援法により、今年度から実施される妊婦のための支援給付と併せ、妊娠期からの切れ目のない支援を行い、妊婦等の身体的・精神的ケアとともに、経済的支援に努めてまいります。

また、子育てに困難を抱える世帯への支援や習慣的パターンに特性のある子どもの早期発達相談・支援が求められていることから、保育園・幼稚園・学校等との情報共有に努めるとともに、要保護児童対策地域協議会を構成する関係機関・団体等との連携により対応してまいります。

保健関連事業につきましては、「第3次三川町健康づくり計画」等に基づき、健康寿命の延伸と健康格差の縮小を目標に、生活習慣病の予防、こころの健康づくり等に取り組んでまいります。また、特定健診や各種がん検診の受診勧奨に努め、健康意識の高揚や早期の疾病予防、重症化予防について、個別の状況に合わせた保健指導を実施してまいります。更に、令和7年度から新たに中学2年生を対象にしたピロリ菌検査等を実施するとともに、生後6ヵ月から18歳及び妊婦を対象にしたインフルエンザ予防接種費用助成、65歳から5歳きざみの方を対象にした高齢者帯状疱疹予防接種事業に取り組み、子育て環境の充実と高齢者の健康増進に努めてまいります。

母子保健の分野につきましては、妊娠・出産・子育て期にわたる切れ目のない支援の拡充を図るため、「母子健康包括支援センター」を拠点に、包括的な相談、支援体制の充実を図り、安心して子どもを産み育てられる環境づくりに取り組んでまいります。

次に、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険の各特別会計について申し上げます。

まず、国民健康保険制度につきましては、国民皆保険制度の根幹を支えるものであることから、医療技術の高度化や高齢社会の進展に伴い医療費が増加する中であっても持続可能な仕組みとして維持できるよう、保険給付の適正化と町民の自主的な健康づくり活動の支援に取り組むとともに、国民健康保険税の適正課税など、安定的な財政基盤の堅持に努めてまいります。

また、後期高齢者医療制度につきましては、事業主体であります山形県後期高齢者医療広域連合と一体となって、適正な制度運営が図られるよう努めてまいります。

介護保険事業につきましては、「第9期介護保険事業計画」に基づき、適切かつ円滑な制度の運営に取り組んでまいります。また、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者になる2025年問題が懸念されている中、医療・介護双方を必要とする高齢者など、様々なニーズのある要介護高齢者の増加が見込まれることから、介護予防の取り組みの充実とともに、地域包括ケアシステムの推進に努めてまいります。更に、令和6年に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行されたことを踏まえ、認知症の方の尊厳を守りながら、安心して暮らすことができるよう地域住民への啓発や関係機関のネットワークの強化など、認知症施策の充実を図ってまいります。

次に、建設環境行政について申し上げます。

町民の快適で安全・安心な暮らしを目指し、住民生活や経済活動の基盤の一翼を担う道路や橋梁、下水道等のインフラ施設の整備と、自然と調和した住環境の保全に取り組んでまいります。

まず、道路整備につきましては、道路長寿命化修繕計画に基づく計画的な幹線町道の舗装改良により、道路利用者の安全確保に努めてまいります。また、橋梁につきましても、橋梁長寿命化修繕計画に基づき予防保全型管理による計画的な改修に取り組んでまいります。

国道等の交通ネットワーク整備につきましては、本町のみならず庄内全域における重要な課題であり、特に国道7号三川バイパスの全線4車線化及び両田川橋の架け替えは、庄内全域でその事業効果を楽しむことができることに加え、本町の地理的優位性を更に高める効果が期待されることから、これらの早期実現を最優先課題として、関係機関と連携して強く要望してまいります。

公園や緑地等につきましては、憩いとふれあいの場として多くの方々からご利用いただいているところでありますが、令和5年に完成した赤川河川緑地ふれあい広場「パーク赤川」については、三川誕生70周年記念事業の一環としたイベントを開催し、より多くの方々に参加していただくことで、更なる利用拡大の契機としてまいります。

住宅政策につきましては、子育て世代や高齢者、障害者など、多様な住宅ニーズに対応した生活環境を形成するため、本町の住生活基本計画に基づき、引き続き住宅取得や住宅リフォーム工事に対する支援に取り組んでまいります。また、空き家対策につきましては、空き家等対策計画に基づき、所有者による適正管理を促すとともに、空き家バンク登録者に対して、家財等の処分に関する新たな支援を展開するなど、その利活用を促進してまいります。老朽危険空き家等に対する解体支援につきましては、解体に至るまでの多岐にわたる課題がその阻害要因となっていることから、これまでの金銭的な支援に加えて、その実施に向けた相談体制の充実を図ってまいります。

環境衛生事業につきましては、町民との協働による環境美化に取り組むとともに、広報みかわやSNS、出前講座などによる広報・啓発活動を通じて、一層の環境保全意識の醸成に努めてまいります。また、家庭系一般廃棄物の一層の減量化を図るため令和5年度より実施している「みかわエコチャレンジ」につきましては、課題の検証を重ね、その実効性を高めてまいります。

下水道事業につきましては、令和6年度より地方公営企業会計へ移行し、民間企業に準じた経営状況の的確な把握に努めているところでありますが、更なる効率的、かつ持続可能な経営基盤の確立を目的に、管路台帳のDX化や、ストックマネジメント計画に基づく施設の計画的な改修・更新と併せ、国庫補助金を活用した下水処理の広域化に向け取り組んでまいります。

次に、教育行政について申し上げます。

保育・幼児教育につきましては、夫婦ともに働き、育児を行う「共働き・共育て」の推進もあり、近年は時短勤務制度の活用など柔軟な働き方が進められている状況にあります。このような中、町内保育施設における情報共有と連携、育児休業明けの希望月からの入園など、それぞれの子どもや家庭に寄り添った保育・幼児教育を行うことにより、子どもの健やかな成長を支援してまいります。

子育て支援センターにつきましては、子どもたちが安全に楽しく遊べる場として、また、様々な事業を通じた幼児と保護者等との交流や情報交換、子育て相談の場として、安心して利用できる施設運営に引き続き努めてまいります。

放課後児童対策につきましては、4月に新たな民間事業者による学童保育所が開所され、利用定員数も拡大することにより、年々増加する学童保育所の利用受け入れ等に対し、柔軟な対応も可能になることから、今後とも、子どもたちが放課後に安心して過ごせる場として維持、継続されるよう引き続き支援してまいります。

学校教育につきましては、町の将来を担う子どもたちが、主体性を発揮しながら、自ら学び、考える力と豊かな人間性を育む教育活動を実践しながら、「知・徳・体」の調和のとれた生きる力の育成に取り組んでまいります。

今年度は、GIGAスクール構想によって整備してきた1人1台端末の一斉更新が行われることから、円滑なICT機器の導入に向けて準備を進めてまいります。また、いじめや不登校をはじめ、特別に支援を要する児童生徒については、スクール・カウンセラー、スクール・ソーシャルワーカー及び教育相談員などの配置や、特別支援学級支援員の更なる拡充を図るなど、支援体制の整備と充実に努めながら、子どもたちが安心して学校生活を送れるよう、一人ひとりに寄り添ったきめ細かな対応を図ってまいります。

社会教育・生涯学習の振興につきましては、誰もが心豊かで健康的な生活を送ることができるよう、町民のニーズに沿った事業や講座の開設、生涯各時期に応じた学習機会や発表の場の提供などに努めてまいります。

スポーツ振興につきましては、スポーツ協会やみかわスポーツクラブなどの関係団体と連携しながら、誰もがスポーツやレクリエーション活動を楽しめる環境づくりに取り組んでまいります。

また、本町の社会教育やスポーツ振興の拠点となる子育て交流施設「テオトル」、文化交流館「アトク先生の館」、屋内多目的運動施設「アスレなの花」など、施設が持つ魅力を最大に生かしながら、多くの利用者の方々から喜ばれるよう、適切な管理運営に努めてまいります。

以上、教育行政について総括的に申し上げましたが、具体的な内容につきましては、教育委員会行政方針により教育長から申し上げます。

最後に、総務関係について申し上げます。

行財政運営につきましては、「三川町行財政改革推進プラン」に基づき、持続可能な自治体としての運営基礎を堅持しながら、本町を取り巻く社会の変化や経済情勢等に柔軟、かつ機動的に取り組み、自治体DXやインフラの維持整備、公共施設等の長寿命化など増大する行政需要への対応とともに、総合計画に係る事業費を最大限に確保し、各種事業を着実に実行してまいります。

次に、防災・防犯・交通安全について申し上げます。

初めに、防災につきましては、昨今の自然災害の頻発化や激甚化に対応するため、本町としての発災時の初動体制や、災害への対応力の強化に繋がる組織体制の構築に取り組んでまいります。

更に、各町内会に組織されている自主防災会の育成とともに、各組織が行う避難訓練等の見直しや、避難所運営における町と町民の役割分担を明確にし、その共通理解を深めながら地域の防災力の強化を図ってまいります。

また、消防活動におきましては、地域での消防団員の確保の状況等を踏まえ、消防団員の定数及び組織の見直しを行い、発災時等に的確に対応できるよう、鶴岡市消防本部や関係機関との連携のもと、地域防災力の維持・強化に努めてまいります。

防犯対策及び交通安全対策につきましては、警察署や学校、関係団体等と連携して、町民の防犯意識や交通安全意識の高揚を図り、町民の生命・財産を守るための活動に取り組み、安全で安心して暮らせる地域づくりに努めてまいります。

結びに、令和7年は三川誕生70周年という節目の年であることから、更なる町政の発展と町民の福祉向上のため、一つひとつの課題に的確に対処しながら、各種施策や事業を着実に実行し、誠心誠意、最善の努力を傾注してまいり所存であります。

議員各位をはじめ、町民の皆さまの一層のご支援とご協力を賜りますよう、衷心よりお願い申し上げます。

○議長（町野昌弘議員） 以上で町長の施政方針を終わります。

次に、教育委員会行政方針について、教育委員会教育長の説明を求めます。齋藤教育長。

○説明員（齋藤正志教育長） 令和7年度における三川町教育委員会行政方針について申し上げます。

社会を取り巻く環境は、人口減少の加速化やグローバル化の進展等に加え、気候変動に伴う自然災害の激甚化、AI（人工知能）をはじめとするデジタル化の急速な進展など、目まぐるしく変化しており、複雑で予測困難な時代を迎えています。このような時代において、一人ひとりが豊かで幸せな人生と社会の持続的な発展を実現するためには、教育が果たす役割はますます重要になってくるものと思われまます。

この3月策定予定の「第7次山形県教育振興計画」では、変化の激しい社会において、未来を拓き、柔軟に対応できる人材育成が最大の課題であることから、山形県としての目標を

「ウェルビーイングを目指し、多様性あふれる持続可能な社会の実現を担う山形の人づくり」とし、本県教育の更なる振興に向けた教育施策を展開していくことが示されています。

町教育委員会といたしましては、昭和62年制定の「目指す子ども像 三川の子ども」をリニューアルするとともに、町の教育目標を新たに設定し、本町教育の振興発展に向け、目指すべき目標や方向性を明確にして取り組んでまいります。更に、町が抱える課題克服のために、中長期的な方向性を地域の方々と対話を通して検討を深め、地域・学校・行政が一体となって、各般にわたる教育施策の推進に努めてまいります。

初めに、保育・幼児教育について申し上げます。

子育て家庭の多様な働き方やライフスタイルに対応した支援が求められている中、育児休業明けからの保育需要が高いことから、希望月からの入園ができるよう町内保育施設と連携を図り対応してまいります。また、在宅で子育てする家庭の一時保育利用など、それぞれの子どもや家庭に寄り添った保育・幼児教育を行うことにより、子どもの健やかな成長を支えるとともに、子育て家庭を支援してまいります。

みかわ保育園・幼稚園の園舎につきましては、今年度、照明器具のLED化工事と保育園棟の屋根改修を実施し、快適かつ安全な環境を整えるとともに、経費の削減にも取り組んでまいります。また、給食調理業務について、民間事業者に委託し、今後とも安全・安心な給食の提供に努めてまいります。

子育て支援センターにつきましては、子どもたちが安全に楽しく遊べる場として、また、様々な事業を通じた幼児と保護者等の交流や情報交換、子育て相談の場として、安心して利用できる施設運営に引き続き努めてまいります。

放課後児童対策につきましては、4月に町内2ヵ所目となる新たな民間事業者による学童保育所が開所され、利用定員数も拡大することにより、年々増加する学童保育所の利用受け入れとともに、長期休業中のみの利用など柔軟な対応も可能になることから、今後とも、子どもたちが安全に安心して過ごせる居場所として維持・継続されるよう、運営主体である民間事業者と連携を図ってまいります。

次に、学校教育について申し上げます。

学校教育の指導の重点につきましては、「学びが楽しい、かかわりが楽しい、また明日来なくなる学校」の実現であります。この目標達成に向け、教育指導における重点項目を設定し、各学校が創意工夫を凝らした実践活動に取り組むとともに、子どもたちに対し、「知・徳・体」のバランスのとれた生きる力を育ててまいります。

特に、今年度重点的に取り組む学習においては、自分たちが住む「三川」の自然、歴史、文化や人物について学びを深め、ふるさとへの愛着や誇りを育む「三川ふるさと学習」を更に推進し、地域との連携を深め、地域と学校との対話と交流を促進します。また、近年頻発する自然災害や犯罪に対する防災・防犯教育を強化し、学校での教育を通じて「自分のいのちは自分で守る」意識を育ててまいります。

学力向上については、新学習指導要領に基づいた「確かな学び」の育成に努め、子ども同士の対話や交流を促し、コミュニケーション能力を育てる授業を展開します。また、英語教育

に関しては、国際感覚豊かな子どもたちの育成と英語によるコミュニケーション能力の向上を図るため、オンラインによる効果的な交流機会などの創出に努めます。

急速に発展する情報化社会に対応するため、ICT 教育の更なる充実に努めてまいります。今年度は、これまでの GIGA スクール構想によって整備してきた 1 人 1 台端末の一斉更新を行い、次のフェーズとなる「ネクスト GIGA」への進化が求められることから、より有効的な ICT の活用を図るとともに、情報モラルの教育にも努めてまいります。

特別支援教育につきましては、近年、特別な支援を必要とする児童生徒が増加傾向にあることから、特別支援学級支援員の増員を行い、障害のある子どもとない子どもがともに学ぶインクルーシブ教育を推進します。

子どもたちの健康な体づくりに関する取り組みにつきましては、「子ども身体運動発達指導士」を招いた体力向上対策を引き続き実施するとともに、正しい生活リズムの習慣化を図るため、町として一貫した目標を設定するなど、体力向上とそれを支える体づくりのための取り組みを推進してまいります。

学校内でのいじめ・不登校対策につきましては、引き続き学校全体で未然防止に努め、スクール・カウンセラーやスクール・ソーシャルワーカーなどの支援体制の充実を図りながら、子どもたちが安心して学校生活を送れるよう、子ども一人ひとりに寄り添った対応を図ります。

学校施設の整備につきましては、三川中学校屋内運動場照明器具の LED 化工事に着手するとともに、全国で災害が頻発する中、災害発生時に避難所に指定されている小学校の屋内運動場に、可搬式の冷房装置を配備し、避難所機能の強化と熱中症予防に努めてまいります。

次に、社会教育について申し上げます。

社会教育の推進につきましては、町民一人ひとりが生涯にわたって学び、心豊かで健康的な生活を送ることができるよう、芸術・文化・スポーツの各分野において、より身近に学習できる機会の提供と、スポーツに親しむことができる生涯スポーツの環境整備に努めてまいります。

まず、生涯学習活動につきましては、子育て交流施設「テオトル」を拠点とし、様々なイベントや講座を企画しながら、町民が気軽に集える活気ある施設を目指します。また、文化交流館「アトク先生の館」については、施設が持つ歴史的価値や美しい庭園などの情報を積極的に発信しながら、より多くの方々に来館いただけるよう努めてまいります。

各種公民館事業等につきましては、町民のニーズに合った講座や生涯各時期に応じた学習機会の充実を図り、これまでの事業をリニューアルするなど、新たな魅力ある学びの場の提供に努めてまいります。

次に、スポーツ振興につきましては、町内の体育施設が持つ機能を有効に活用し、スポーツ関係団体と連携しながら、誰もがスポーツやレクリエーション活動を楽しめる環境づくりと充実に努めてまいります。また、中学校部活動の地域クラブへの移行については、すべての部活動が地域クラブに移行したところでありますが、現状においてクラブ員の減少や指導者の不在などの課題もあり、今後は地域の実情に合わせた広域的な連携も視野に入れながら、

生徒たちが安心してスポーツ・文化活動に取り組める持続可能な環境整備を進めてまいります。

以上、令和7年度の教育委員会行政方針について申し上げましたが、変革の激しい社会情勢の中、本町でも少子化へと進む状況が懸念されるなど、新たな課題が生まれています。子どもたちの明るい未来のためにも、地域住民の皆さまのご意見を伺いながら、中長期的な視点に立った教育のあり方を検討していく必要があると考えております。

教育委員会といたしましては、町の将来と子どもたちの未来をともに考え、令和7年度の各種事業を推進し、教育行政の振興と発展に尽力してまいり所存でありますので、町民並びに議員各位の一層のご理解とご協力をお願い申し上げまして教育委員会行政方針といたします。

○議長（町野昌弘議員） 以上で、教育委員会行政方針を終わります。

次に、農業委員会行政方針について、農業委員会会長の説明を求めます。庄司農業委員会会長。

○説明員（庄司正廣農業委員会会長） 令和7年度における三川町農業委員会行政方針について申し上げます。

我が国の国民の命を繋ぐ食料について、これまでは国内生産以上に必要な農作物は国外から調達してきました。しかし、近年は、食料需要の拡大や温暖化の影響等によって需給のバランスを欠き、将来に向け安定的な食料調達が困難な状況が見込まれています。このことにより、一定程度の国内生産の必要性が浮き彫りとなり、誰もが合理的な価格で安定的に十分な食料を得られるよう食料安全保障の強化が求められています。この課題を解決するためには農地と農業者の確保が重要であり、これらをしっかりと守り育てることが持続可能な農業の確立のためにも不可欠であります。

このような中、令和5年に施行された改正農業経営基盤強化促進法により、国民に食料を供給する基盤である農地について、将来に向けた計画を「地域計画」として策定し、我々農業委員会は町と一緒にその重要な役割に取り組んでいます。

農業委員会といたしましては、食料供給の使命を果たし、本町の基幹産業である農業の持続的発展と農業従事者の生活基盤の確保に努めるとともに、今ある農地を残し、農業者が将来に希望を持って営農できるよう、次の4点の重点事項を推進してまいります。

1. 農地の効率的利用に向けた取り組み。

農業従事者の減少・高齢化が加速化する中においては、認定農業者等の担い手だけでなく、経営規模の大小に関わらず意欲を持っている農業従事者や、新規参入者も含め重要であります。これら農業を担う者が農地を効率的に利用し、生産コストや事務負担の軽減が図られるよう、公益財団法人やまがた農業支援センターが行う農地中間管理事業を積極的に推進するとともに、農業者の農地集積・集約に資するよう、農地台帳や地図情報等の整備と農地情報公開システム、いわゆる eMAFF 農地ナビの利用促進に努めてまいります。

2. 地域計画への農業委員などの参画。

地域の農業の将来像を描き、農地利用の姿の具体化と実現を目的に町が策定した地域計画

は、策定後においても地域の意向の確認や更新も必要であることから、農業委員等はその現状や課題を把握し、地域計画に対する助言や提言などを積極的に行い、その責務を果たしてまいります。

また、地域計画に記載された必要な取り組みの実現に向け、総合的に支援してまいります。

3. 法令業務の適正な執行と遊休農地の発生防止等への取り組み。

農地の権利移動・転用許可等の法定業務を適正に執行するため、法定手続きの厳正な履行に加え、現地実査による農地情報の正確な把握に努めてまいります。

また、優良農地の保全・確保や、遊休農地・違法転用の発生防止のため、定期的な農地パトロールにより、農地の利用状況を把握し、必要に応じて指導等を行ってまいります。

4. 情報提供活動の推進に向けた取り組み。

「農業委員会広報みかわ」の発行や農業講演会等の開催により、農業従事者の暮らしと農業経営に関する情報を引き続き提供してまいります。

これら重点事項の実現のためには、農地を有効に活用し、地域農業の持続的発展を図り、地域、農業従事者、行政、農業関係団体など農業に携わるすべての関係者が連携して取り組んでいくことが必要であります。

農業委員会といたしましても、今農業が抱える課題を克服すべく、その責務を全うしてまいる所存でありますので、関係各位の一層のご理解とご協力をお願い申し上げまして三川町農業委員会行政方針といたします。

○議長（町野昌弘議員） 以上で農業委員会行政方針を終わります。

○議長（町野昌弘議員） 暫時休憩します。 (午前10時49分)

○議長（町野昌弘議員） 再開します。 (午前11時10分)

○議長（町野昌弘議員） お諮りします。日程第5から日程第9までの以上5件を一括議題としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（町野昌弘議員） 異議なしと認めます。したがって日程第5から日程第9までの以上5件を一括議題とすることに決定しました。

○議長（町野昌弘議員） 日程第5、議第4号「令和6年度三川町一般会計補正予算（第8号）」、日程第6、議第5号「令和6年度三川町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」、日程第7、議第6号「令和6年度三川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」、日程第8、議第7号「令和6年度三川町介護保険特別会計補正予算（第3号）」、日程第9、議第8号「令和6年度三川町下水道事業会計補正予算（第3号）」、以上5件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま一括上程されました、議第4号「令和6年度三川町一般会計補正予算（第8号）」、議第5号「令和6年度三川町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」、議第6号「令和6年度三川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」、議第7号「令和6年度三川町介護保険特別会計補正予算（第3号）」、議第8号「令和6年度三

川町下水道事業会計補正予算（第3号）」、以上5件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議第4号「令和6年度三川町一般会計補正予算(第8号)」であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億621万4,000円を追加し、補正後の予算総額を58億1,797万9,000円といたすものであります。

まず、歳出であります。2款総務費については、一般管理費の財源更正、財産管理費及び町営バス運営費の追加補正、戸籍住民基本台帳費の減額補正であり、3款民生費については、社会福祉総務費の減額補正、福祉医療費及び後期高齢者医療事業費の追加補正、児童福祉総務費の減額補正及び保育費の追加補正であります。

4款衛生費については、予防費、保健活動費及び塵埃処理費の減額補正、6款農林水産業費については、農地費、農政対策費及び農村総合整備事業費の減額補正であり、7款商工費については、商工振興費の追加補正であります。

8款土木費については、土木総務費の減額補正、道路新設改良費の追加補正、橋梁維持費、及び除雪対策費の財源更正、下水道費及び住宅管理費の減額補正、9款消防費については、防災費の追加補正、12款公債費については、元金償還金の追加補正及び利子償還金の減額補正であります。

次に、歳入であります。額の確定や歳出の補正費目に伴い、それぞれ関連する款に所要額を計上いたしたものであります。

なお、第2表繰越明許費につきましては、農林水産業費における土地改良施設整備事業、商工費における物価高騰家計応援クーポン券発行事業及び土木費における道路舗装事業について、翌年度に明許繰越を行うものであります。

また、第3表地方債補正につきましては、事業費の補正により、起債限度額を1億6,080万円に追加補正いたすものであります。

続きまして、議第5号「令和6年度三川町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,884万4,000円を追加し、補正後の予算総額を7億3,591万4,000円といたすものであります。

まず、歳出であります。2款保険給付費については、一般被保険者療養給付費及び一般被保険者高額療養費の追加補正、3款国民健康保険事業費納付金については、一般被保険者医療給付費分、一般被保険者後期高齢者支援金等分及び介護納付金分の財源更正であり、9款諸支出金については、保険給付費等交付金償還金の追加補正であります。

次に、歳入であります。額の確定や歳出の補正費目に伴い、それぞれ関連する款に所要額を計上いたしたものであります。

続きまして、議第6号「令和6年度三川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ72万3,000円を追加し、補正後の予算総額を1億1,666万8,000円といたすものであります。

まず、歳出であります。2款については、後期高齢者医療広域連合納付金の追加補正であり、4款諸支出金については、一般会計繰出金の追加補正であります。

次に、歳入であります、額の確定や歳出の補正費目に伴い、それぞれ関連する款に所要額を計上いたしましたものであります。

続きまして、議第7号「令和6年度三川町介護保険特別会計補正予算（第3号）」であります、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ127万円を追加し、補正後の予算総額を9億89万8,000円といたすものであります。

まず、歳出であります、4款地域支援事業費について、介護予防・日常生活支援総合事業及び包括的支援事業及び任意事業の追加補正であります。

次に、歳入であります、額の確定や歳出の補正費目に伴い、それぞれ関連する款に所要額を計上いたしましたものであります。

続きまして、議第8号「令和6年度三川町下水道事業会計補正予算（第3号）」であります、まず初めに、収益的収支において既定の収入4億76万9,000円から686万6,000円を、また、支出4億296万9,000円から706万6,000円を減額するもので、併せて、営業費用に充てるために借り入れる企業債については220万円から20万円を減額するものであります。これらは、収益事業の執行状況及び決算見込を踏まえた所要額へ補正するものであり、減額の主たる要因としては、雨水浸水想定区域図作成業務において大きく請差が生じたことによるものであります。

続きまして資本的収支であります、既定の収入2億5,182万1,000円から1,376万6,000円を、また、支出3億8,649万3,000円から1,432万1,000円を減額するもので、この要因といたしましては、各種の計画策定業務委託及びマンホールポンプ改修工事において請差が生じたことなどによるものであります。

これらにより、一般会計から本会計へ受ける補助金の額を、既定額2億8,898万3,000円から898万6,000円を減額し、2億7,999万7,000円とするものであり、同額を一般会計歳出において減額しているところであります。

以上、議第4号から議第8号まで一括してご説明申し上げましたが、細部につきましては、それぞれ審議の過程で所管の課長等よりご説明申し上げますので、よろしくご審議くださいまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議 長（町野昌弘議員） これから質疑を行います。

7番 砂田 茂議員。

○7 番（砂田 茂議員） 一般会計補正予算の方からですけれども、12ページになります。

3款2項1目のところの出産・子育て応援事業の出産・子育て応援給付金の減額、そして同じ説明欄の4番目にあります出産祝金事業の出産祝金の減額の要因を確認させてください。

併せて、この出産・子育て応援事業のこの事業内容なんです、これはどういう事業だったのか。具体的な給付金の内容を確認させていただきたいのと、その際、子ども一人の出産のときと多胎出産と言うんですか、双子だったりとか、そうしたときの給付内容はどうだったのかなど確認させていただきたいと思います。

それから、この出産・子育て応援事業の対象となった件数ですね、以上3点、先に確認させてください。

○議長（町野昌弘議員） 本多子育て支援室長。

○説明員（本多由紀子育て支援室長） ただいま質問がございました出産・子育て応援事業と出産祝金に関する関係でございますけれども、まず最初に減額の理由です。こちらの方につきましては、出産・子育て、出産祝金等も対象者を55人程度生まれるだろうということで想定し、予算を作ったところでございます。ところが、現在ですけれども、出生の見込みの人数につきまして30人前後になる見込みでございます。それに伴いまして、減額ということになったところでございます。

また、出産・子育て応援事業につきましての事業の内容でございますけれども、こちら出産応援事業につきましては、妊娠の届出をされた際に給付する事業となっております。妊婦に対しまして5万円を支給するものでございます。また、子育て応援事業につきましては、子ども一人当たり生まれたときに5万円ですので、多胎の場合は双子ですと5万円掛ける二人分ということで10万円の給付になる事業でございます。

○議長（町野昌弘議員） 7番 砂田 茂議員。

○7番（砂田 茂議員） 出産祝金のところなんですけれども、第1子、第2子、また第3子以降の子どもかによっては支給状況が変わっていたと思うんですが、この出産状況、第1子は何人で第2子、また第3子以降はどうだったのか。ここをお聞きしたいと思います。と言いますのも、全国的にも人口減少、そして少子化が地域社会を支えていく上で大きな課題とされていますが、例えば婚姻数の減少、そして結婚しない若者が増えているとか、結婚したくてもいろいろな理由で結婚できない。そもそも若者が少ないとか、また、結婚して子どもが生まれても2人3人と育てていくのは難しいなど、いろいろな課題があると認識しておりますが、ここではこの出産祝金の支給状況から見るところの、本町の状況を捉える上でも合計特殊出生率という面からも重要な数字となると思いますので、支給状況をお聞かせください。

○議長（町野昌弘議員） 本多子育て支援室長。

○説明員（本多由紀子育て支援室長） 出産祝金についてです。第1子10万円、第2子30万円、第3子以降につきましては、生まれたときに10万円、それから4歳まで10万円ずつで合計50万円を支給しているものでございます。今年度、実際の出生人数と出産祝金の定住1年とかあるものですから、多少のずれはあるかと思いますが、こちらの方で現在支給しているものにつきまして、出生につきまして23名です。うち第2子としてお祝い金をお渡ししたのが7人となっております。第3子以降につきましては、前年度の第3子何人だったかというのは分かるものですから、そちらの方で現在のところ30名の方へ支給の決定をしている状況でございます。

○議長（町野昌弘議員） 5番 小野寺正樹議員。

○5番（小野寺正樹議員） それでは私の方から数点お聞かせ願いたいと思います。

初めに、今、同僚議員の方からも質問がありました、ページ数12ページの民生費の中の出産祝金に関しまして、同僚議員の方から質問がありましたので大体中身の方は分かりましたけれども、この事業に関しましては阿部町長の公約のもと取り組んだ事業だと私は認識し

ておりますけれども、三川町としては本当に特色あふれ自慢のできる事業だと感じております。しかしながら、若者を中心になかなか浸透しておらず、子どもを産んで初めて知ったとか、もっと早く知っていればもっと早く三川町に来たのにといったような声が多く聞かれるようです。

どこの市町村でも子どもの出生数が低く、大きな問題に発展していますが、ぜひ全面に押し出し宣伝してもらいたいと感じておりますし、また、新しく出産の前段階である結婚祝金的なものもあれば、より一層人口増加に拍車がかかると思いますが、関連で質問ですが、そういったものの考え方についてお聞かせ願いたいと思います。

続きまして、ページ数で13ページ、4款1項2目の予防費の中の新型コロナウイルス予防接種対策事業の減額1,090万円の要因についてお聞かせ願いたいと思います。

続きまして、ページ数14ページ、6款1項7目農政対策費の多面的機能支払交付金について、3,344万円減額の要因についてお聞かせ願いたいと思います。

最後になりますが、同じく14ページ、7款1項2目商工振興費の物価高騰家計支援クーポン券の発行事業5,182万5,000円に関して、中身の方では、繰越明許費に載っていたのですが、中身は分かるのですが、2、3年前からクーポン券から商品券に変わったり戻ったりしているようです。商品券とクーポン券の違いなどを教えていただければと思いますので、よろしく願いいたします。以上です。

○議長（町野昌弘議員） 本多子育て支援室長。

○説明員（本多由紀子育て支援室長） 出産祝金につきましては、平成20年6月の施行ということで、これまでに実施してきたところでございます。その途中で、平成27年に第2子を拡充いたしまして30万円として現在に至っているところでございます。結婚のお祝い金ということでございますけれども、現在のところはこの出産祝金のまま事業を実施していく予定としているところでございます。

○議長（町野昌弘議員） 鈴木健康福祉課長。

○説明員（鈴木武仁健康福祉課長） それでは13ページ、新型コロナウイルス予防接種対策事業の1,090万円の減額要因ということのご質問でございました。減額の主な要因は、接種者が見込みよりも少なかったことによるものでございます。予算を立てる際、この接種率を高齢者インフルエンザ予防接種の同様の接種率64%を用いて当初接種予定人数を見込んでおりましたが、実際には20%台の接種率にとどまっており、この度1,090万円を減額するものでございます。

○議長（町野昌弘議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） まず1点目、多面的機能交付金の減額の内容についてのご質問でございました。こちらにつきましては、当初予算といたしましては1億6,500万円ほど計上しておったところでございますけれども、国からの交付の決定につきまして、1億3,200万円、約80%ほどの交付の決定があったということで、1億6,575万2,000円から1億3,231万1,000円ほど減じました3,344万円ほどが今回減額の補正ということになったところでございます。

続きまして、商工観光費のクーポン券と商品券の違いということでございますが、商品券とクーポン券の違いの一番のところにつきましては、事業の実施の速さといえますか執行の速さということになるかと思えます。今回、繰越事業ということで、国からの臨時交付金県の補助金をもとに事業を実施するわけですが、繰り越し事業ということですので、なるべく早く事業実施をして効果を発揮したいということで、今回クーポン券の事業ということで実施をするということになったところでございます。以上です。

○議長（町野昌弘議員） 5番 小野寺正樹議員。

○5番（小野寺正樹議員） 分かりました。最初の出産祝金に関しまして、当然出産祝金の中で結婚祝金的な話をするのも実はどうかとは思ったんですけども、やはり出産イコール私は結婚といった部分の数字は今後とも比例していくといったように感じておりました。担当課が変わる部分かもしれませんが、ぜひそういった部分も考慮してもらえればと今後とも思っております。

続きまして、新型コロナウイルスの予防接種事業に関しまして、64%から実質的には20%の接種率といった部分で、中身の方は分かりました。確かに、時が経つにつれて、新型コロナウイルス感染症も一般的な風邪みたいな感覚に受けとめられているように感じております。当然、国としての考え方が大きく左右されると思えますけれども、まだまだ実は三川町では、高齢者を含め不安を感じる人も多くいるようです。特に質問の中でも私もよく聞くのが、「新年度はどのようになるのかな」とかそういった声も、「注射を受けられるか」、そういった部分も多く聞こえられるようです。そういった指導体制を今後どのようにしていくのか考えがあればお聞かせ願いたいと思えます。

続きまして、多面的機能交付金に関しまして、80%の交付金といった部分で中身の方は分かりました。やはりこの事業に関しましても、私も地域の役員として携わっているところではございますが、周りを見ますと公益の保全会に入っていない集落をいかに今後とも取り組んでいくかが、実は三川町にとっては大きな課題だと私は思っております。なかなか入りたくても役員のなり手が見つからずとか、集落によっていろいろな事情もあるとは感じております。しかし、今後やはり集落を超えての結びつきが必要だと私は思っておりますし、今後そういった高齢者地域や集落だけでは解決できない問題もあると思えます。もしそういった考え方があればお聞かせ願いたいと思えますので、よろしくお願いたします。

最後のクーポン券に関しましてですけれども、敏速性を重視するといったような話は分かりました。しかし、周りを見ると、特に町外からの利用も得られるPayPayなどもあるようです。前にも質問したときに、やはりこのデジタル化についていけない人にとってはなかなか難しく、今のそういったクーポン券的なものがありがたいといったような声も実は聞こえております。今後どの時期に、1人当たりいくらかの単位で予算を計画しているのかお聞かせ願えればと思えます。よろしくお願いたします。

○議長（町野昌弘議員） 鈴木健康福祉課長。

○説明員（鈴木武仁健康福祉課長） それでは2点ご質問がございました。新型コロナウイルスワクチンの来年度の状況、それから指導体制というようなご質問でございました。来年度

のまず状況ですが、令和6年度に予防接種の位置付けが変更されまして、65歳以上等の希望者による個別接種ということに変更されました。令和7年度のお話ですが、国からまだそういう情報が入っていませんので、国の動向を確認し、判断して皆さまにお知らせしていきたいというように考えております。また、指導体制ということでしたが、予防接種に関しましては高齢者インフルエンザと、今回のその新型コロナウイルスを合わせて載せたチラシの配布を今年度は実施しました。また、広報にも2回掲載しておりますし、ホームページにも掲載しております。来年度も引き続き情報を丁寧にお示ししていきたいというように考えております。以上です。

○議長（町野昌弘議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） まず1点目でございます。ご質問にありました多面的機能支払交付金の関係ですが、基本的には受けていただけるところというのは生産集落単位、生産組合単位という形になってございます。ご指摘のありましたとおり、町内でも何件かこの多面的機能支払交付金を実施していないという生産組合もございます。この施策面に対しましてはぜひこの趣旨をご理解の上加入していただき、その機能整備につきまして一緒に実施していこうということで声をかけておるところでございますが、ご指摘のありましたとおり、役員等のなり手の関係でなかなか加入できないというような声もございますが、本町では横山地区でございますけれども、三つの集落が一緒になって一つの団体を作っておるというような事例もございます。その意味では、今後集落間、生産組合間の中で調整をしていただきながら、より動きやすい形をぜひ模索をしていただきながら、事例をこちらで紹介をしていきながら、より良い形をとってまいりたいということで考えているところでございます。

続きまして、クーポン券の関係でございますが、ご質問の前段のキャッシュレス化の関係ですけれども、以前もこちらにつきましてはご答弁を申し上げたところでございますけれども、本町の場合、いわゆるキャッシュレス化の設備と申しますか体制につきまして、店舗側あるいはその消費者側につきまして浸透が十分に図られていないという現状もございまして、こちらにつきましては店舗側と十分協議をしながら、かつ消費者の方のご要望を頂戴しながら、今後動向を探りながら、より良いその双方の動向の調整をしながら、よりその時期が熟した段階でキャッシュレスという形も今後は対応してまいりたいということで考えているところでございます。

また、今回のクーポン券の内容につきましては、今回予算で計上しております5,182万5,000円の内訳でございますが、クーポン券といたしまして1人当たり7,000円、現在7,100人という人数で計上しております。こちらで4,970万円ほど、そして事務費といたしまして212万5,000円ということで計上してございますので、合計で5,182万5,000円という今回の内容を計上しておるところでございます。以上です。

○議長（町野昌弘議員） 8番 佐竹優子議員。

○8番（佐竹優子議員） 同じく一般会計補正予算から質問させていただきます。

ページで言うと12ページ、3款民生費の1目児童福祉総務費、説明の2番児童福祉総務費、こども計画等ニーズ調査業務委託料がございまして、こちらの業務委託の内容につきまし

てお聞きします。この事業が実施されなかったのか、あるいは、その減額になった理由についてもお聞きしたいと思います。

それから13ページ、4款衛生費の3目保健活動費の母子保健事業です。母子保健事業の精密検診、こちらに関して妊婦健診の際のエコー検査だとかそういった補助になりますでしょうか。そちらの方が減額になってしまった要因としては、やはり妊娠する妊婦の数が少なくなっていることが要因なのかなと思われるんですが、これは来年生まれるお子さんの数に直結しているのかなというようにも思われ、そうしますとまた、先程からありますようにますますの少子化、来年度もそういったトレンドになっていくのかなというところで、そこも少しお聞きしたいと思います。

それから、11ページにあります2款総務費の1目戸籍住民基本台帳費の戸籍システム推進事業について、戸籍情報システム改修委託料が減額となっております。こちらはそのシステム改修の仕様変更だとか何かそういった理由があったのでしょうか。そういったところをお聞きしたいです。お願いします。

○議 長（町野昌弘議員） 本多子育て支援室長。

○説明員（本多由紀子子育て支援室長） ご質問いただきました、こども計画等ニーズ調査業務委託料に関してでございます。こちらの方につきましては、令和5年度に国の方でこども大綱というものを作りました。県の方で現在今年度末を目指して県のこども計画を作っております。それを受けまして、市町村は努力義務ではありますが、こども計画を今年度からニーズ調査を行って進めていくこととしておりました。国の補助金が付くということで、計画のニーズ調査にあたりまして国の補助金をいただきたいということで手を挙げたところだったんですが、こちらの事業、県内すべて採択になりませんでした。

それに伴いまして、今年度につきましては、こども計画のニーズ調査の方を取りやめいたしまして来年度以降に向かうことといたしました。今年度につきましては、子ども・子育て支援事業計画、こちらの方が令和6年度で計画期間が満了するものですから、そちらに伴いますニーズ調査だけを行ったところでございます。こちらの調査につきましては、今までのニーズ調査した結果もありまして、項目の設定のみ業者の方に委託いたしました6万6,000円ということでの委託となりまして、それ以外の経費につきましてすべて今回減額したのとなっております。

○議 長（町野昌弘議員） 鈴木健康福祉課長。

○説明員（鈴木武仁健康福祉課長） 13ページの母子保健事業、母子保健事業精密検診・妊婦健康診査委託料の減額要因ということでございました。この中身は、妊婦健康診査委託料ということで、先程お話がありましたような妊婦健康診査、1回から14回、それから子宮がん検査、クラミジア、超音波検査、そのような妊婦健診のことでございます。他にも乳幼児等の検査もございますが、今回主な減額要因は先程話がありましたように、妊婦健康診査の受診料が見込みよりも少なかった影響が大きいということでございます。

予算時は、55件の予算で計上しておりましたが、令和6年度母子手帳の交付件数は27件ということで大幅な減少となっております。来年度の予算のお話もございましたが、先

程お話をしたように乳幼児の検査等もありますし単価調整もありますので、一様に減額という話ではないというようにご理解いただければと思います。以上です。

○議長（町野昌弘議員） 鈴木町民課長。

○説明員（鈴木 亨町民課長） 11ページの戸籍システム推進事業の戸籍情報システム改修委託料の減額要因について、ご説明を申し上げます。戸籍システムにつきましては、令和6年度、すべてのお名前にふりがなを振るということで、全国一律で事業が進められてまいりました。ただ、件数が膨大になるものですから、それぞれのふりがなを一括で手作業で振るのが難しい、非常に困難だということで、今回、住民基本台帳の方にはふりがなはついているわけですが、その住民基本台帳との紐づけ作業、それから外字登録されている部分に関しましては、外字内容の手作業での確認というものがございました。そうした作業が当初計画よりも大幅に時間を要したということで、全国的にもそういった流れがあるということで、今回国のスケジュールが大幅に見直されまして、皆さまの方に戸籍システムから抽出して、皆さま方の方に確認のためのお便りをお出しする形になるんですが、つまり、あなたのお名前のふりがなはこれでよろしいですかというようなお便りを出すのですが、その通知を当初は令和6年度中に行う予定だったんですが、そちらが今回できなくなったということで、令和7年度にその委託業務を先送りすることになったものですから、令和6年度の予算をその分落とすと、減額したという内容になっております。以上でございます。

○議長（町野昌弘議員） 8番 佐竹優子議員。

○8番（佐竹優子議員） ご説明ありがとうございました。まず母子保健事業の検査の助成の件に関しましては承知いたしました。そして、戸籍システム推進事業のこちらの改修委託料につきましても、国のスケジュールの変更があったということで、来年度に持ち越しとなった事業があるということで承知をいたしました。こちらに関しても来年度以降スムーズな移行がなされるようにというように願っておりますが、やはりシステム改修となりますとそれなりの費用がかかる見込みとなりますことは承知しておりますので、そういった業務の手順だとか、そういったところで、おそらくまた何か発生するのかなというようにも思います。

そして、民生費のところのこども計画とニーズ調査業務委託料に関しましてもご説明いただきまして承知をいたしました。ただし、こちらに関しまして、こども大綱に基づいて県だとか市町村のニーズの調査が行われるということで、県の事業の採択がならなかった、何か要因などはあるのでしょうか。そこの辺りをご説明いただければなと思います。お願いいたします。

○議長（町野昌弘議員） 本多子育て支援室長。

○説明員（本多由紀子育て支援室長） 子ども計画につきましては、子ども・若者計画、子どもの貧困も併せまして、町として計画を作る予定としていたところでした。採択にならなかった理由ですけれども、国の方で予算としてとっていた枠がございました。その枠に対しまして手を挙げた市町村が多く、山形県内は一つも事業採択として受けることができなかったということで聞いております。

○議長（町野昌弘議員） 6番 佐久間千佳議員。

○6 番（佐久間千佳議員） 私の方からも質問させていただきます。

まず初めに、一般会計補正予算13ページと、歳入にも少し関わりますが、歳入ですと7ページにあります。13ページで言いますと6款1項7目ということで、森林環境譲与税基金積立金ということで12万円ほど計上されております。歳入の方には25万8,000円ということで、こちら13万8,000円ほどの差異が生じているというように見てとれますが、こちらの要因について、まずは当初予算時の差異が確かあったかなと思いますけれども、そちらの修正のためなのかどうなのか、その差異についての説明をお願いいたします。

続きまして、議第8号からお伺いしたいと思います。下水道事業会計補正予算に関してであります。数点ありますけれども、こちらこの補正予算書の1ページによりますと、まだ収益的収入及び支出の補正ということで、第1款下水道事業収益、こちら先程町長から請差であるというような減額の説明がありました。その中の説明書というところを拝見しますと、この中に、明細も含めてですが、まずは一般会計補助金戻入ということで746万8,000円、また、受益者負担金等戻入ということで634万7,000円減額になっております。この受益者負担金等戻入に関して、その受益者に関してどのような影響があったのかどうか。減額されている影響がどのような形であったのかどうか説明を求めたいと思います。

また、この一般会計補助金戻入に関しても、整理する意味でお聞きしたいと思います。一般会計に関して戻入するということでありまして、また先程の1ページに戻りまして、今度は資本的収入及び支出の補正の欄から出資金という項目があります。第1款第2項ということで。こちらの方は139万2,000円増額されていると。こちらの明細等を見ますと、他会計出資金ということで、一般会計の出資金、こちらが増額されているということで、少し項目、性質は違うと思いますけれども、後学のためにお伺いしたいと思います。

まず出資金という考え方が、主体がこの下水道事業が考える出資金という考え方が一般会計から来る分を出資金として勘定科目を設定しているのであれば、私の感覚からすると資本金になるのかなというように思ひまして、その辺の出資金という文言の考え方について少しお伺いします。これ一般会計に関する出資金というのが少し感覚が掴みづらいと思いますので、これに関しての考え方をお伺いしたいと思います。

また、下の方にも第1款資本的支出ということで第1項建設改良費、こちらの方の1,400万円ほどの減額の大きな要因としては、説明書の方にはストックマネジメントの計画策定業務委託料、こちらの1,000万円ほどの減額が大きな要因かなと思って見ておりますけれども、こちらの1,000万円も減額するというこの請差が生じている事象に関しての説明をお願いいたします。

また、この建設改良費でありますけれども、昨今、本当に下水道事業に関して町民のみならず全国民が関心を寄せるような事態がもう全国各地で起こっております。やはりそういった事業に対してのこの下水道事業会計におけるカバー、どのような形で行われているのか。今回減額補正ということでありますけれども、例えば点検等を行われたのかどうか。少しこれは説明書にはありませんが、広い意味で建設改良費に関わることだと思いますので、もし可能であればその点検状況、ストックマネジメント策定におけるそういった項目を盛り

込んでいるのかも含めて答弁を求めたいと思います。以上です。

○議長（町野昌弘議員） 暫時休憩します。 (午前 11時55分)

○議長（町野昌弘議員） 再開します。 (午後 1時00分)

高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） 1点目のご質問に私の方から説明をいたします。森林環境譲与税について、歳入を所管する立場でご説明申し上げますが、まずもって先程の質問にありましたとおり、今回の森林環境譲与税に関します歳入、歳出の金額が異なるところがあります。こちらについては、一般的にその一般財源となる税等の歳入については、見込まれる額よりも低く、確実なところで予算額を計上しておるところではありますが、当該譲与税の歳入、歳出につきましては、国から示されるその額、それをそのまま基金の方に積み立てると。もちろんその基金から生まれます利子についても歳入と同額を歳出の方で計上するというものでございます。そうした点から私の方で、その歳入については、当初歳出と同額とすべきところを、錯誤によりまして低く当初予算に計上いたしましたところがございます。

改めまして、国の方から今年度の当該譲与税の金額が105万8,000円ということで示されましたので、そちらについて歳入が不足する分、また歳出についても不足する分、それぞれ金額が異なるところではございますが、計上させていただいたところであり、重ねまして深くお詫び申し上げます。

○議長（町野昌弘議員） 本間建設環境課長。

○説明員（本間 純建設環境課長） 下水道事業会計に関するご質問でございました。まず1点目でございます。下水道事業の予算書7ページ、実施明細書の収益的収入の部分でございます。こちらの営業外収益の3長期前受金戻入、こちらの中の節、一般会計補助金戻入及び受益者負担金等戻入、こちらの金額に関するご質問でございました。

こちらにつきましては、昨年度の予算編成におきまして、大変申し訳ございませんでした。こちらを入れ違えて予算計上させていただいたため、これを節間で是正するために補正するものでございます。なお、補正の中で増額8万4,000円となっておりますけれども、こちら支出の方をご覧いただきたいと思うんですけれども、8ページ収益的支出の営業費用6資産減耗費、ここを新たに95万円計上させていただいております。こちらは今年度取得した資産に対しまして、古い資産については、それを除却するという行為が発生しますので、その分の減価償却費相当額95万円を減額させていただいておるもので、先程の1ページ戻っていただきまして、営業外収益の長期前受金戻入の増額分、こちらと呼応するところでございます。

この概念でございますけれども、企業会計では取得した固定資産をもとに収益を営むこととなりますので、収益的収入と収益的支出、いわゆる資産形成に係る部分ですけれども、こちらを完全に分離して会計処理することとなります。資本的支出により取得した固定資産につきましては、取得した年度の次年度以降、こちらを減価償却費として計上いたしまして、その償却期間に応じて費用化していくものでございます。この際、取得した固定資産の財源のうち自主財源、いわゆるこの自主財源というのも非常に曖昧な表現なのであれなんですけ

れども企業債、企業債以外につきましては、具体的に申しますと国庫補助金、一般会計からの補助金、受益者負担金等になるわけですが、こちらにつきましては、減価償却をする際にその相応分を財源として収益的収入として計上するものでございまして、これが先程来お話させていただいております長期前受金戻入、これにあたるものでございます。

続きまして、出資金の考え方ということでのご質問でございました。こちらにつきましては、予算書の9ページにございます出資金、他会計出資金ということで、こちらは一般会計出資金として計上させていただいております。これにつきましては、資産形成にあたる部分の一般会計からの出資という位置付けをさせていただいております。139万2,000円の増となっております。また、この増の要因でございますけれども、予算書の一番最初のページの第3条収益的収入及び支出の補正の部分でございます。こちらで収益的収入及び支出の減額補正について記載させていただいておりますけれども、その中の本文中の括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億3,408万7,000円は、当年度消費税資本的収支調整額507万9,000円、あと当年度損益勘定留保資金1億2,900万8,000円で補てんするものとするということで改めさせていただいておりますけれども、こちらがまさに出資金の増の理由にあたるところでございます。この中の消費税分、こちらが639万4,000円から507万9,000円、額にして131万5,000円を減額させていただいております。ここで補てん財源として使える金額が減額になったもので、これを出資金の増額に充てることによって、資本的収支を合わせるということで、ここで増額させていただいた次第であります。

また、資本的支出の請差による減というところのご質問でございましたが、こちらにつきましては今回、下水道事業の全体計画の変更の業務委託及びストックマネジメント計画の策定、この2点の業務委託を行っております。こちらにつきましては、年度当初に所要額を計上して事業執行にあたったところであるんですけれども、二つの業務委託とも安価な金額で落札になりまして、その結果、不用額が生じたという経緯がございます。

これらにつきましては、各々の落札業者に状況を確認したところだったんですけれども、ストックマネジメント計画の策定につきましては、山形県及び庄内の他市町において同様の業務を請け負った実績もあり、地の利もあるということで、あとは、更に同様の業務を本町に限らず全国的にも多くの市町村で発注になっておりますので、もともと国が定める積算指針よりも安価に業務が遂行できるというのは、そういった意向があったということで、ヒアリングは済んでいるところであります。以上です。

○議長（町野昌弘議員） 6番 佐久間千佳議員。

○6番（佐久間千佳議員） それでは森林環境譲与税の件から再質問させていただきますが、当初予算時にも確かこの議論をさせていただいたと思います。その修正ということで理解いたしました。この基金を積み立てることによって、こちらの基金残高の額はどのぐらいの金額になるのか。また、その使途に関しましてどのような話し合いが進んでいるのか、こちらの方を確認させていただきたいと思います。

続いて、下水道事業に関してですが、まだこちら側の修練の低さから今の話を一回で理解するというのはなかなか難しく、ホワイトボードか何かあって説明いただくとものすごく理

解が深まるかなと思ひまして、文言で説明する方も大変だと思ひますけれども、今お話を聞いた中での再質問ということでさせていただければと思ひます。

まずは端的にお聞きしますが、1点目の質問、これも同じ質問になりますけれども、この一般会計補助金戻入に関しましては先程説明いただきましたので触れませんが、受益者負担金の戻入に関しての受益者に対する影響はどのような形であるのかということ再度お伺いしたいと思ひます。その数値の入れ違いというような説明はありましたけれども、受益者に対しての影響はあるのかなのかということをご端的にお聞きできればと思ひます。

続いて、資本的収入の関係で出資金ということで説明いただきましたけれども、私の文言の解釈が出資と出資金ということが、少し意味合いが違って私は感じておひまして、こういった勘定科目で設定する場合の出資金と申しますと、どちらかと言えば主体側が他の企業であったり、そういったところに出資するという意味での出資金というように勘定科目としては捉えておひまして、出資を受けるというようになれば、この下水道事業というところ、本体を考えますと資本金にあたるのかなというように思ひまして、この一般企業会計におけるこの出資金という文言は間違いないのかどうか。その文言の意味合い等、この資料に関して少し私の認識とずれておひしたので、そこの再確認をさせていただきたいと思ひます。

最後に、ストックマネジメントに関する請差の説明がありましたけれども、1,000万円ということで、かなり大幅な減額、安価なものというように説明がありました。当初予算で想定する場合に、こういった最初から安価な計画というものが想定されなかったのかどうか。また、全体計画の変更業務委託料とストックマネジメント計画策定業務委託料、二つそれぞれ減額しているということでしたので、それぞれどれくらい減額しているのかお聞きしたいと思ひます。1回目の質問でも質問しましたがけれども、下水道の管路の点検等、もし答弁いただければ状況、ストックマネジメント計画策定におけるそういった管路の点検業務というものはどのような形となっているのかどうか併せて答弁いただければと思ひます。以上です。

○議 長（町野昌弘議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） 私の方からは1点目の基金の状況についてだけ、すみませんお答えさせていただきますけれども、令和7年1月1日現在の森林環境譲与税、こちらにつきましては340万495円ということになってございます。実際の積み立ては今年度分についてはこれから行いますので、補正額としては158万円ほどということになりますので、先程申し上げた金額に今回補正した後の金額を加算いたしまして450万円弱、この程度の基金の状況ということになる予定であります。

○議 長（町野昌弘議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） それでは私から基金の使用の方法といいますか使用先についてのご質問でございました。こちらにつきましては、当初、木製の遊具等の購入ということで想定をしておったところでございます。ところが、想定をしておりました遊具につきまして、その後、材料費等の関係でかなり値段が高騰しておるといった状況がございます。その関係もございまして、現在は木製遊具の購入というものを念頭に置きながらも、広く現在

意見をいただきながらどのような形での購入を、どのようなものを使用することによって、その森林環境譲与税の緑あるいは木に親しむというような目的が達成できるかということを含めて、その目的が達成できるような使用方法について広く意見をいただきながら検討してまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（町野昌弘議員） 本間建設環境課長。

○説明員（本間 純建設環境課長） まず1点目の受益者負担金等の長期前受金に関するご質問でございました。こちらについては先程も申し上げましたとおり、事業を執行した当時、その当時の財源充当の考え方がその時点で確定しますので、後年度減価償却あるいは長期前受金戻入の段階で何かに影響を与えるということはないということでご理解いただきたいと思います。

続きまして、2点目の出資金に関するご質問でございました。企業会計、下水道事業会計におけるその資本金の考え方でありませけれども、基本的に三つございます。その資本金の中の固定資本金と言われる部分、繰入資本金と言われる部分、更に組入資本金ということで三つあるわけですが、このうち一番最初の固定資本金、これにつきましては、今年度に企業会計に移行した時点、その時点で整理されて算出された金額が固定資本金になりますので、これは動きようがないというのが実情です。次の繰入資本金でございますけれども、これは、手元に本を用意させていただきましたけれども、この繰入資本金とは、法適用後に建設改良等の目的に充てるために一般会計等から追加出資を受けた金額ということで、この本では規定されております。

この資本金の目的でございますけれども、まさにこの資本的収支の中で建設改良費等に充てるために一般会計から頂戴するものを一般会計出資金というように整理させていただいております。したがって、この出資と出資金とのその言葉の部分での曖昧さという部分はございますけれども、私どもの整理といたしましては、この会計処理、更には消費税の確定申告、そういった部分への影響も考慮しまして、敢えて一般会計出資金ということで定義させていただいていることをご理解いただきたいと思います。

最後に3点目のご質問でございます。資本的支出のうちの業務委託費の請差の部分のご質問でございました。こちらにつきましては、あくまでも本町といたしましては、公共工事、公共事業の発注でございますので、国が定める基準、それらに従って適正に積算はさせていただく必要があるというように考えております。ただ、当然その業務内容によって、例えば一人かかるところを0.5人ということで査定率を掛けるという手法もございませけれども、それも一定程度、我々のその経験値的な部分、これまでの経緯等も踏まえて、そういった調整も図った上での設計金額の設定とさせてもらっています。その中で、業者の今後の受注に対する考え方、あるいは、現在持っていらっしゃる業務の状況、そういった部分を勘案しながらの入札ということになっておりますので、この請差が生じたことについては、町としては財源的に助けられたという思いも正直あるわけで、これを機に更に査定率を上げていくかということは、そういった考えは持ち合わせていないところであります。

なお、今般のライフライン、特にインフラ設備の老朽化による事故というか、災害級の事

故も埼玉県では発生しておるわけですがけれども、本町の現状を少しかいつまんでお話をさせていただきますと、本町の下水道は一番古いところで成田新田の農業集落排水処理施設、こちらが平成4年に供用開始をしております。したがって、現時点で33年ほど一番古いところで経過しているということで整理できるかなと思います。ただ、これ幸いになんですけども、本町の下水道の管渠のほとんど、ほぼすべてがあれなんですけども、塩化ビニール管、いわゆる塩ビ管と言われる樹脂管になっております。これの法定耐用年数については基本50年というようにされておまして、埼玉県で起きた事故のコンクリートに関しても同等の耐用年数、期間的には同じというように捉えてはいるのですけれども、ただ実際にその劣化状況等を見ますと、やはり樹脂は硫化水素ですとかそういった化学物質に対して、コンクリートに比べてなんですけど、やはり強いというところがございますので、現状としましては定期的に管路清掃、あるいは管口調査、カメラを入れての内部点検も主要箇所を定期的実施しておるところです。

また、今年度実施しましたストックマネジメント計画の策定においては、劣化のリスクが一番高いマンホールポンプ周り、そういった箇所の点検もしております。そのストックマネジメント計画の策定においては、すべてのマンホールを開けて、更に水中ポンプも上げて点検をしております、その中で劣化状況等は確認しているんですけれども、当然機械設備関係に関しては一定の劣化は確認できましたので、それはまた引き続き継続的に改修工事は実施していくべきということで考えております。一方、マンホールの躯体、あるいはその管路周りについては、あくまでもマンホールポンプ周辺ではあるんですけれども、大きな劣化等は現時点で確認されておりません。

また更に言うと、本町の場合は下水道の管径そのものが標準で150mm、15cm、一番大きいところでも25cmということで、埼玉県で大規模陥没した箇所が確か4.75m、非常に大規模な管渠になっていますので、それらと比較して同様のことが本町で直ちに起こり得るかと言うと、そのリスクは極めて低いものではないのかなというように捉えているところです。以上です。

○議長（町野昌弘議員） 9番 鈴木重行議員。

○9番（鈴木重行議員） 私の方から一般会計の補正予算3件について質問させていただきます。

一つ目が、先程も質問がありました12ページの3款2項ですか、こども計画についてお伺いします。8ページにも自治体こども計画策定支援事業補助金ということで不採択になったというようなお話でありました。ニーズ調査も行われなかったと説明があったと思いますけれども、これは現行の子ども・子育て支援計画が令和6年度までということで、来年度以降の方針を定めるためにも自主財源を使ってでもニーズ調査は行われた方がよかったですのではないかと思いますけれども、その辺の考え方と、令和7年度以降の方針についてお伺いしたいと思います。

次に13ページ、4款1項、先程もありました新型コロナウイルスの予防接種についてであります。見込みの数字をだいぶ低く割り切ったということで、接種率が低かった要因につ

いてどのようにお考えかお伺いしたいと思います。また、同時にインフルエンザの予防接種にも補助を行っていたと思いますが、それと接種率を比較した所見をお伺いしたいと思います。

もう1点、14ページの7款1項ですか、物価高騰家計応援クーポン券発行事業、先程事業説明はありましたけれども、この発行時期について詳細な計画をお伺いしたいと思います。以上です。

○議長（町野昌弘議員） 本多子育て支援室長。

○説明員（本多由紀子育て支援室長） ニーズ調査に関してでございますけれども、今年度につきましては、子ども・子育て支援事業計画の分の調査ということで、現在の出勤時間だとか家に帰ってくる時間、保育園とかの利用の希望だとか、病児・病後児保育の希望だとか、現在の計画に必要なものを含めまして調査は行いまして、それを反映させた計画を3月7日まで、パブリックコメントを取りまして、今、最終計画を策定しているところでございます。

こども計画に必要となります調査につきましても、同じような対象者の方に二度調査票が行ってしまうということが懸念されることから、同時期にある程度のもはニーズ調査という形でしていきたいと考え、令和6年度予算編成をいたしまして、国の方にも補助金の方という話をしたところでございます。

今回、調査の採択がならなかったこともありますし、計画が令和10年までというような話もあるものですから、令和6年度にニーズ調査を行うことは、自主財源ですというお話もありましたけれども、そちらの方につきましては断念いたしました。令和7年度、県の計画が今年度中にできるものですから、それも見ただでニーズ調査は何かいいのか、県と被らないような、県の方からも町民に調査が行っているものですから、そちらの方も含めまして検討していきたいということで、今年度ニーズ調査自体はやめたところでございます。

来年度、令和7年度につきましては、ニーズ調査を令和7年度に実施しまして、実際の計画策定を令和8年度に計画は作りたいなど。2ヵ年計画で現在のところはいるところでございます。本来であれば、他の市町村ですと子どもの貧困だとか若者の計画とか、基礎となる計画を持っているところが多いようなんですけれども、三川町の方にはそちらの計画もないものですから、そちらも含めた形の抱き合わせをしたこども計画を策定したいと思っております。今後ニーズ調査の項目につきまして、何をしていけばよいのかも含めまして、これから検討していくこととしているところでございます。

○議長（町野昌弘議員） 鈴木健康福祉課長。

○説明員（鈴木武仁健康福祉課長） 新型コロナウイルスワクチンの予防接種の接種率が低かった要因というようなお話でございました。先程もお話をしましたが、新型コロナウイルスの接種はおおよそ20%台、それから高齢者のインフルエンザの予防接種は60%台というように今のところ把握しております。そういった中で接種率が低かった要因でございますが、様々あると思いますが、まず1点目は経済的負担ということが考えられるかと思っております。新型コロナウイルスのワクチン接種は4,000円、インフルエンザの予防接種は2,000円の自己負担がありまして、どちらかを選択するというようになった場合、低額なインフルエ

ンザを接種する傾向があったのかと推測されます。二つ目として、インフルエンザの流行もあるかと思えます。ご存知のとおり年末年始にかけまして、日本全国でインフルエンザが猛威を振るいまして、そういった中でインフルエンザの接種を選択するという方が多かったのではないかと推測されます。以上です。

○議長（町野昌弘議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） ご質問は、クーポン券事業の実施の時期についてのものでございました。本事業につきましては財源といたしまして、8ページ目の一番上にご置きます地方創生臨時交付金及び9ページ目の16款2項5目にご置きます、山形県の地域経済活性化・物価高騰対策事業費補助金を充当するというところで考えておるところでございます。この件からいたしましても、なるべく早期に事業実施をしたいということで考えているところでございまして、本事業につきましてはクーポン券事業ということでございますので、予算が確定次第、業務委託ということで、出羽商工会との今内々での話を進めておるところでございます。クーポン券事業あるいは商品券事業につきましても、一番時間が要するのが協力の店舗、事業者との調整ということになります。先程お話をいたしました、クーポン券と商品券の違いは、つまり販売をするという手間の部分が期間的に短縮できるということがございますので、なるべく早い段階で調整をつけながら、年度が変わったらなるべく早く実施をしたいと。ただ現時点で協力店舗等々の調査がまだついておりませんので、今の時点ですぐらいからということでは少しお話ができないんですけれども、調整ができ次第、なるべく早い段階で実施をしたいと考えているところでございます。以上です。

○議長（町野昌弘議員） 9番 鈴木重行議員。

○9番（鈴木重行議員） こども計画の策定には令和8年を予定しているというようなお話でありました。急激に少子化が進む中で、充実した子育て支援を行うためにはこういったニーズ調査というものは非常に重要になると思えますけれども、この空白期間と申しますか、令和6年で終了した後の令和8年までの期間、県の方では今年度計画を策定するという事で、山形県の計画に準拠したような計画になろうかとも思いますが、期間にずれが生じるのかなと思っているところであります。ぜひ県と同様の支援策、また、町独自の子ども・子育て支援事業計画とこども計画の策定をお願いしたいと思います。

それから新型コロナウイルスの予防接種についてであります。インフルエンザが流行したということで、インフルエンザの接種者が多かったのではということでもありますけれども、新型コロナワクチンの接種者が少なかったのではないかと思います。費用的に高額であるということから接種者が少なかったのではないかなというように推測でありますけれども、やはり多くの高齢者に接種を呼びかけるのであれば、町独自の支援策であるとか、医療機関が本町は少ないわけですので、集団接種といったものも検討できるのかなと。令和7年度についてはまだ未定だというようなお話でありましたけれども、今はインフルエンザと新型コロナウイルスワクチンの同時接種というようなことも可能でありますし、より多くの高齢者の方に接種を呼びかけるのであれば、そういった対策も検討いただければと思うところであります。

それから、物価高騰家計応援クーポン券の発行であります。できるだけ早くというような答弁でありましたけれども、何とか3月に発行できなかつたものかと思うところであります。というのも、新入学、進学をする保護者の方からは、学用品等の費用負担が非常に大きいと以前から言われておりました。先程のこども計画のニーズ調査にもあったように、ぜひ保護者が求めるような支援策ができないものか。できるだけ早く発行いただくということと、できれば学用品の購入等にも利用できるようなクーポンにしていただけないかと思うところでありますが、その辺りの所見をお伺いしたいと思います。以上です。

○議 長（町野昌弘議員） 本多子育て支援室長。

○説明員（本多由紀子育て支援室長） 子ども・子育て支援事業計画につきましては、令和7年度からの5年間のものを作っておりますので、そちらの方につきましては期間が切れることなく進められると思います。それよりもこども計画というのが、子どもの将来を見据えた全体的なもっと大きな計画と今言われているところでございます。確かに県の方が令和6年度中に策定が終わるものですから、町の方が令和8年度だと期間のずれは生じるかと思えます。県の計画とのずれもそうですけれども、今回策定しております子ども・子育て支援事業計画につきましても、こども計画の中に包括して構わないという国の指針がありますので、そちらの計画期間も含めまして、併せて、ただいまいただいた意見も含めまして、少子化対策として何ができるのか、ニーズ調査は先行自治体の例も見ながら進めてまいりたいと考えております。

○議 長（町野昌弘議員） 鈴木健康福祉課長。

○説明員（鈴木武仁健康福祉課長） 新型コロナワクチンの予防接種に対する町の独自支援策というようなお話でございましたけれども、本町では今年度、国の補助金として1人当たり8,300円に対しまして、課税世帯には3,500円、非課税世帯には4,500円ということで、上乗せをした支援をして、経済的負担をなるべく減らすという取り組みを行ってきました。そういった中で、喉元過ぎれば熱さを忘れるではないですが、なかなか接種率が伸びなかつたというところは、先程もお話をしたとおり様々な要因もあるかと思えます。

集団接種のお話もありましたけれども、集団接種に関しましては国からの大きな補助金によって、医療従事者、会場の予約、それから予約システムなど、様々なそういった経済負担を国の方から支援をしていただきながら実施したところもありますので、集団接種に関しましては今のところ考えておりません。

先程お話をしたように、町の方では丁寧な対応ということで、高齢者のインフルエンザとそれから新型コロナウイルスの予防接種の同時のチラシを全戸配布していたり、それから広報の方に2回掲載したりと丁寧な対応をしておりますので、今後もそういった対応で啓発に努めてまいりたいと考えております。

○議 長（町野昌弘議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） クーポン事業の実施の時期と対象に関してのご質問でありました。実施の時期につきましては、いわゆる補助金等の要綱あるいは内容の反映等の関係、そこからいわゆる協力事業者等の募集等の手続きがございますので、残念ながら3月中に

は実施できなかったということでご理解をいただきたいというように思います。

学用品等が購入できる対象事業者ということでございますが、こちらにつきましては、出羽商工会とも協議の上、なるべく多くの品目、多様な事業者からご協力をいただけるように努めてまいりたいというように考えているところでございます。

事業実施にあたりましては、今回補正予算という形で計上させていただきました。通常の新年度予算ですと、そこからのスタートになるわけですが、なるべく早く事業実施をしたいということで、補正予算で繰越事業ということでさせていただいたということで、ご理解をいただければというように思います。以上です。

○議 長（町野昌弘議員） 2番 鈴木淳士議員。

○2 番（鈴木淳士議員） 今、答弁ありました物価高騰家計応援クーポン券発行事業、これについて複数の議員から質問が出ている中で、もう少し詰めた内容を確認したいところなんです。この事業については、鶴岡市は、この3月31日から5月31日までの期間設定ということで、もうすでに事業実施が周知なされているという状況であります。1人当たり2,000円で500円ずつのクーポン券に分割しまして、全店共通券が500円の2枚1,000円という構成、そして飲食店の利用ができる飲食券、これも同じように500円の2枚1,000円分ということで計2,000円というように、事業が明確になっております。

これはつまり、今募集をかけているということは、3月の議会を待つ前に臨時会を開いてこの予算の執行、裏づけをとったという状況なわけですし、これと同様に庄内町は1月に臨時会を開いてこの事業を実施するというような取り組みが展開されております。庄内町も3月中にこの事業を実施することを目途にして臨時会を招集して可決になっているというように話でありました。こういった他市町の取り組みが非常に先行して進んでいる中で、なぜ三川町はまだ具体的な事業内容も定まっていない、これから調整するというような非常に後手に回っているという対応状況について、町長から後程詳しく説明をいただければと思います。

他の予算関係の質問についてでありますけれども、まず一つ目としましては、歳入の7ページ、13款1項1目保育園保育料の減額、210万円ほど減額という予算計上になっている一方で、歳出の12ページ、3款2項1目の保育園費については委託料が2,000万円を超える、委託料が増額になっていると。単純に考えますと保育料が減額ということは、町立保育園等への入園者が少なくなっている。一方で、委託料が2,000万円もの増額になるということは、民間の保育施設の入園者が増員になったというような要因が考えられるわけですので、その辺の事情等についてご説明をお願いしたいと思います。

それから、もう一つが、先程質問をいたしました、いわゆるクーポン券発行事業。これが繰越明許費ということで、当然これからの事業になりますので繰越明許費ということで計上になっているわけですが、それと同じように、道路舗装事業も2,669万6,000円、これが繰越明許で計上になっているわけですが、歳出の方になりますと、14ページの8款土木費、2項道路橋梁費の町道道路舗装工事請負費については2,040万円ということで、繰越明許費の数字と若干差異があるというところについての説明と、このように、こ

れも国からの補助金が対象になっての道路改良という道路舗装工事ということなわけですが、この国の考え方、動向について分かる範囲で説明をお願いできればと思います。

それからもう1点、介護保険特別会計の関係です。介護保険特別会計の歳出予算、ページは5ページになりますが、4款2項1目の任意事業の中で成年後見制度利用事業扶助費が34万円ほど補正になっているわけですが、この具体的な事業内容と、扶助費として執行、追加しなければならなかったという要因についての説明をお願いいたします。

以上3点お願いいたします。

○議 長（町野昌弘議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 鈴木議員の質問にあります物価高騰による生活応援ということについては、これは各自治体の判断をもとに事業実施を行うものであって、他の自治体に追随する必要はないというように理解をしているところであります。本町においては、商工会からのいろいろな協力等も得る部分もあるというようなことから、雪解け後のできるだけクーポンが有効に活用されるというようなことを考えたときに、やはり明許繰越というような対応の方が、より事業の効果が高いというような判断のもとにこのような対応をしたところであります。

○議 長（町野昌弘議員） 本多子育て支援室長。

○説明員（本多由紀子子育て支援室長） ただいまご質問いただきました保育料の減と委託料の増の関係でございます。先に保育の委託料の方の増額の方からご説明させていただきたいと思っております。保育の委託料につきましては、議員おっしゃるとおり民間保育園に対します委託料になっております。こちらの方につきましては、0歳児だとか2歳児だとか公定価格と呼ばれる価格が決まっております。そちらの方を子どもの人数に合わせまして、民間の保育園の方にお支払いしているところだったんですけども、今年度につきましては国家公務員の給与改定がございました。そちらの関係で公定価格につきましても人件費相当額が、国の通知によりまして10%相当額増額されたということでございます。こちらが4月にさかのぼって増額になったものですから、1人当たりずつ支払う額が多くなったということの増額と、当初予定しておりませんでした転入されてきた方がいらっしゃいます。そちらの方につきましては、今まで通所していた、通っていましたが町外の保育園の方にそのまま年度末まで通いたいということでの増えた子どもの数が7人ほどおります。ただ、逆に三川町から出ていった方も3人おりますので、差し引きしまして0歳児とか1歳児の方が4名ほど増員になったものですから、その部分に対しましての増額となっております。

また、保育料の減額につきましては、こちらの方につきましては、みかわ保育園の保育料といのこ保育園に入っている子の保育料を町で徴収しているんですけども、こちらにつきましては現在国とか県の保育の無償化事業がございまして、こちらは当初予定ですと、令和5年度の市町村民税の課税状況によりまして、それを当初予算に盛り込みまして減額とする子どもを見込んだところでございますけれども、令和6年度の市町村民税でまた計算し直しましたところ、減額となる子どもが多かったことによりまして今回の減額となったところでございます。

○議長（町野昌弘議員） 本間建設環境課長。

○説明員（本間 純建設環境課長） 8款土木費、2項道路橋梁費、2目道路新設改良費に対するご質問でございました。こちらにつきましては、先程もございましたとおり、明許繰越費で2,669万6,000円を計上させていただいております。また、今回補正計上させていただいた増額分でございますけれども、1,624万5,000円ということで、約1,000万円の差異が生じておりますけれども、この要因でございますが、当初予算、既決予算で2,892万7,000円計上しておりますけれども、このうちすでに執行しておりますのが1,847万6,000円ということで、この差額分も加味した上での明許繰越の設定となっております。当初予算の状況と比較しますと大きな不用額が生じているような状態となっておりますけれども、こちらにつきましては国庫補助事業でございますので、国庫補助をいただける範囲での工事施工ということで実施させていただいております。したがって、当初分2,600万円ほどの予算に対しまして約1,800万円の執行にとどめていたところであります。

しかしながら、その後、国の補正予算を得ることができまして、1,325万円ですけれども、これを国から財源として頂戴して、明許繰越費2,669万6,000円を設定させていただいたところでございます。これはすべて補助対象事業費ということで計上させてもらっておりますので、当然その裏の起債についても有利な起債が充てられるということで予定をしておるところであります。

続きまして、これに関連してのご質問でございました。国の動向でございますけれども、これは今年度に限らずではあるんですけれども、やはりその当初予算に関してはかなり国の配分というのは厳しくというか渋くなっているというのは、ここ十数年来変わらぬ傾向かなというように捉えております。ただ、一方で9月から毎年10月11月にかけて国の方で大型の補正予算を計上していただきまして、その中で配分いただくことによって、ある程度事業進捗ができてきているのかなというようにも考えております。

更に、国の補正予算ですと、その起債的な面でもかなり有利な面もございますので、当初予算は当初予算として要求しながらも、国の方での補正の情報もあった際には、それらに遅れをとることなく、そういった事業を追加で実施できるような体制を確保してまいらなければならないというように考えております。以上です。

○議長（町野昌弘議員） 鈴木健康福祉課長。

○説明員（鈴木武仁健康福祉課長） 介護保険特別会計の補正予算5ページの成年後見制度利用事業扶助費の内容についてというご質問でございました。成年後見制度利用支援事業の町長申し立てをした要支援者が、後見人に対する報酬支払いが生活状況が厳しいため、三川町成年後見制度利用支援事業実施規程により町が負担の軽減を図るため、要支援者に助成金を支給するものでございます。なお、金額は裁判所からの決定予定金額であり、同様の状況を参考にして算出したものでございます。以上です。

○議長（町野昌弘議員） 2番 鈴木淳士議員。

○2番（鈴木淳士議員） まず1点目のクーポン券の発行事業について、町長から三川町独自の判断での事業展開というお話でありましたが、先程来質問にもあったように、大変家計的

にもいろいろと支出が増える3月から4月にかけて公的な負担をいただくということが非常にタイムリーな対応というように一般的には認識されるわけですが、敢えてこの3月を外したということについての、もう少し見方に関して所見があれば、ぜひご説明をいただきたいと思えます。

○議長（町野昌弘議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） それでは事務的な部分もごさいますので、私からご答弁申し上げます。お話ありましたとおりに3月4月に支出が増えるというところは理解をしておるところでございます。ただ、今回の補助金につきましては、物価高騰対策支援事業とともに地域経済の活性化事業ということもございまして、実は、その補助金の内示等があった時点から内々に出羽商工会とも話を進めておったところです。ただ、その中で、いわゆる対象の事業者の方との話し合いの中でなかなか進まないところもございまして、その関係もございまして、本町におきましては臨時議会等にお出しするまでの準備が整っていなかったというのが実情でございます。その関係もございまして、他市町の状況・動向は見ておりましたけれども、拙速に話を進めるよりも、ある程度固めてからということ、3月の定例会で繰り越しの事業実施ということで選択をさせていただいたというところもございます。

その意味で、他市町でも3月ぎりぎり、あるいは4月の支出に間に合うようにという形の事業実施になってございますが、本町でもなるべく早い段階で事業実施をして、消費者の方あるいは対象店舗の方からも喜んでいただけるような事業ができるように構築してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（町野昌弘議員） 1番 志田徳久議員。

○1番（志田徳久議員） 私の方から8ページで子ども・子育て支援交付金という形でお金が出ておりますけれども、12ページでしたか、すみません飛んでしまいましたけれども、これは保育園の工事があります。確か六十何万円だったと思えますけれども、これは子ども・子育て支援交付金が歳入でありますけれども、該当するのかわきたいと思えます。今のは12ページの保育費の工事請負費に入っております。失礼しました。

続きまして、13ページの農地の方で、排水機場管理委託料が今回増えておりますが、どこで、そして、土地改良施設整備事業の工事請負費、これはどこの工事請負があったのかを伺いたいと思えます。

同じく13ページで、先程から出ていますけれども、例えば母子保健等に対しての三川町独自の支援もあるわけですが、そういう場合は1年以上住所を有する者とか、いろいろ条件があるわけですが、他の者は、転入者はすぐ、他町村との連携もあると思えますけれども、母子手帳等の配付でのみ、あるいは住所変更の場合は、職員が対面で本人確認をするという私は認識を持っております。他の書類等は今はコンビニでもできますけれども、転入者に対しては職員が対面で確認するというようになっていると思えますが、この場合の居住地との連携はどのようになっているのか伺います。

○議長（町野昌弘議員） 本多子育て支援室長。

○説明員（本多由紀子育て支援室長） 8ページの15款2項2目の子ども・子育て支援交付

金と歳出にあります工事費の関係のご質問だったかと思えます。保育費の工事請負費につきましては、調理室の手洗い器の方を、自動で出るんですけれども、そちらの方を交換する予定での工事費となっております。こちらにつきましては、公営の保育園であるものですから補助金の対象にはなっていないものでございます。

今回盛ってあります8ページの子ども・子育て支援交付金につきましては、歳出で言いますと12ページの工事請負費の下の保育対策等促進事業費補助金という補助金の増額で今回補正を出しております。こちらにつきましては、いのご保育園、りっしょう子ども園に対します延長保育だとか、1次保育、病児・病後児保育等をしている事業に対する補助金になります。こちらの保育対策等促進事業費補助金に対する子ども・子育て支援交付金の歳入となっているところでございます。

○議長（町野昌弘議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） 2点ご質問がございました。まず1点目の排水機場の管理委託料の増額分でございます。こちらにつきましては、当課で管理をしております排水機場は4施設ございます。まずは沖堰排水機場、それと尾花排水機場、二丁堀排水機場、二丁排水機場ですが、こちらにつきましては7月の豪雨及び9月にも大雨がございまして稼働してございます。沖堰排水機場につきましては9万7千6,329円、尾花排水機場が90万8,613円、二丁堀排水機場が35万5,486円、二丁排水機場が41万1,972円ということで、こちら合計いたしました265万2,398円でございますので、265万3,000円の事業費を増額で計上したというところでございます。

続きまして、工事費につきましてですけれども、こちらにつきましては、排水機場の改修に係る工事費でございます。当初予算額といたしまして2,400万円を計上してございましたが、尾花排水機場の整備工事と沖堰排水機場の直流電源盤の修繕工事でございますが、こちらを合計したものが、請差等もございまして2,058万3,300円ということでございましたので、2,400万円との差でございます341万6,000円につきまして減額で計上したというところでございます。以上です。

○議長（町野昌弘議員） 鈴木健康福祉課長。

○説明員（鈴木武仁健康福祉課長） 母子手帳の転入・転出時の手続かと思えます。転入・転出時の情報に関しましては、転入先・転出先それぞれで情報交換を丁寧にするように心がけているところです。妊娠届出時に得た情報をもとに、妊産婦等の状況を継続的に把握し、支援台帳等を作成しまして必要に応じて関係機関に繋ぐなど、三川町では丁寧な対応を心がけている状況です。以上です。

○議長（町野昌弘議員） 1番 志田徳久議員。

○1番（志田徳久議員） 先程13ページの排水機場ですけれども、これ7月25日の増水、そして9月20日ころでしたか、増水の関係があるということですのでけれども、この委託料の増額になった要因は何でしょうか。

○議長（町野昌弘議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） 委託料というのが土地改良区との委託になるわけですけ

れども、排水機場を稼働する場合にその作業員が稼働いたします。いわゆる大雨等で稼働する場合に夜通しずっと排水機場に詰めて稼働するということになりますので、割り増し等も含めて通常の当初の計画よりも多くの排水機場への管理人の委託料が発生したというところでございます。

○議長（町野昌弘議員） 4番 土田市子議員。

○4番（土田市子議員） 基本的な質問で申し訳ありません。先程から手を挙げたかったのですが少し遅れまして、本多子育て支援室長の方からいろいろお話を聞きまして、私も質問したかったことが少し分かりました。鈴木議員と志田議員から質問があったので、その部分は分かったので省きます。11ページ、3款1項1目の3番の介護保険事業の繰出金のところで19万7,000円ほどありますけれども、介護保険事業のどのような事業に使われているのかお聞きしたいと思います。

○議長（町野昌弘議員） 鈴木健康福祉課長。

○説明員（鈴木武仁健康福祉課長） 11ページの介護保険事業の介護保険特別会計繰出金ということでご質問がございました。こちらの方は介護保険特別会計で介護予防生活支援サービス事業負担金と家族介護用品支援事業扶助費及び成年後見制度利用事業扶助費の増額に伴う町が負担すべき金額を特別会計に繰り出すものでございます。介護保険特別会計補正予算の歳出、5ページをご覧くださいければと思います。こちらの方にございますとおり、こちらの事業に関しましては、1点目が介護予防・生活支援サービス事業63万円ということで、こちらの方は従前相当訪問介護サービス、それから従前型通所介護サービスのこの負担金の増額に伴うものでございます。

それから2点目、任意事業でございますが、こちらの方は家族介護用品支援事業扶助費、それから先程質問がありました成年後見制度利用事業扶助費、こちらの増額に伴うものでございます。以上です。

○議長（町野昌弘議員） 4番 土田市子議員。

○4番（土田市子議員） 家族介護用品というのは、中身としてはどういったものですか。

○議長（町野昌弘議員） 鈴木健康福祉課長。

○説明員（鈴木武仁健康福祉課長） こちらは紙おむつの支給に伴うものでございます。令和5年度紙おむつの支給延べ人数が483人、事業費が228万7,000円だったものに対し、令和5年度紙おむつの支給実人数が540人、それから事業費が270万円ということで見込んでおりまして、その増額に伴う分を今回予算計上したものでございます。以上です。

○議長（町野昌弘議員） 3番 小林茂吉議員。

○3番（小林茂吉議員） 時間も押しておりますので、簡潔に質問します。

一般会計15ページ、8款土木費の住宅費。住まいづくり支援事業費が820万円減額補正ですが、実際この住まいづくり支援事業の当初予算額が1,780万円ということでありましたので、それと比較しますと約46%の補正減額というようになっております。私が見る限りは、テオトルタウン三本木の分譲も順調に進んで、かなり建築ラッシュが進んでいるようがありますので、これほどの減額がなぜ出るのかなというところで少し不思議に思いましたが、

住まいづくり支援事業の中にもやはり住宅を取得する事業と、それからリフォーム支援事業、この二つに分かれておるわけですが、どういったことがこの要因となって減額が発生したのか、まず説明を求めたいと思います。

それから、第8号議案の下水道関係のページ数で言いますと8ページですね。3目のいわゆる総係費のいわゆる雨水浸水想定区域図の作成業務委託料517万円、減額になりましたが、実際私も朝一番で建設環境課長とお話をしましたけれども、この図面を見て、正直最初にご覧のように感じましたでしょうか。私はこの三川町の33.2km²の県内でも2番目に狭いこの町において、この雨水浸水想定区域、私は全部同じ色になってしまうのかなと想定するのですが、まずこの図面ができ上がったときのこの成果品に対する評価をどのように感じているかお聞きします。

○議長（町野昌弘議員） 本間建設環境課長。

○説明員（本間 純建設環境課長） 住宅管理費の824万5,000円減のところでございます。こちらにつきましては、住まいづくり支援事業でございますけれども、住宅リフォーム総合支援事業、住宅取得支援事業、木造住宅耐震改修事業、太陽光発電システム普及促進事業、これらの4本立てで予算計上させていただいております。この中で一番大きな減の要因となりましたのが住宅取得支援事業でございます。465万6,000円の減とさせていただきます。

この一番の要因でございますけれども、こちらにつきましては町の補助事業とは別に国庫補助事業による住宅取得施策がございます。エコホーム補助金と言われるものなんですけれども、こちらと本町の補助事業は両方を同時に受けることができないというような補助金になっております。といいますのも、国の補助事業はもちろん当然国から直接お金が出るものなんですけれども、この町の住宅取得支援事業、こちらが国費、国からの補助金を町が得て、それを財源として町の補助事業を実施しております。したがって、これらの補助を同時並行に受けることができないというのが一つ前提としてございます。

一方、国で令和6年度に実施しておりますエコホーム補助金でございますけれども、これにつきましては、法律に基づく当然補助金の交付ではございませんので、毎年必ずあるものとも限らない内容となっております。また、このエコホーム補助金ですけれども、国の方では最大100万円、一方の町では最大50万円、どちらも受けられる立場であったら当然国の100万円の補助を受けるというのが通常かと思うんですけれども、ただ、昨年度予算編成時点におきまして、国の補助金が確実にあるという確証もございませんので、国のエコホーム補助金が廃止になったことも想定して、そういった方々が国の補助金がなくなったら、では町の50万円の補助が受けられるようにということで、そういった手当てをしておくということで、所要額800万円をまずは計上させていただいたところです。

ただ、結果として国の方でも、町よりも良い補助制度が存続したということで、テオトルタウン三本木であのようにたくさんの新しい新築がございましたけれども、町の補助事業を使う必要がなかったということで不用額が生じておるところです。

また、もう一つ住宅リフォーム総合支援事業でございますけれども、こちらにつきましては山形県からの補助をいただきながらの事業実施となっております。今年度は現時点で28

件の申請がございまして、執行見込み額としましては573万6,000円、予算に対しまして188万4,000円不用額が出る見込みとして考えております。

こちらにつきましても、毎年これにつきましては振れ幅が大きくございまして、令和3年度におきましては841万6,000円、一方の少なかった年でいくと、令和2年の537万円ということで、件数自体もかなり大小の年がありまして、ある程度これまでの実績を踏まえながら不足分が生じないように令和6年度においては予算に計上させていただいた次第でありますけれども、そこまでの予算措置が必要なかったということで、最終的に820万円ほど減額させていただくこととさせていただいた次第です。

続きまして、雨水浸水想定区域図についてのご質問でございました。ご質問にもございましたとおり本町は平地地でございますので、私も業務委託をする以前から実は複数の設計コンサルタントとこの件については話はさせていただいております、正直作るまでもなく同じような色染めの地図になるんだろうなという想定はしておりました。ただ、一方でこの浸水想定区域図、またその先の内水ハザードマップでございまして、これにつきましては改正された水防法に基づきまして、必ず下水道事業を実施している者は作らなければならない。また、作らなかった場合には、その補助金の交付に対して制約もかかるというような、そういうような条件も付されておるところであります。

本町は大きい河川、赤川、あるいは藤島川、大山川ということで川に囲まれておりますので、そもそもの洪水ハザードマップで町全域が色染めになるような、そういう地形でございます。ただ、これはあくまでも本町に限った話でありまして、例えばお隣の庄内町、庄内町におきましても最上川という県で最大の河川が近くに流れておるわけですがけれども、余目の市街地部分、あちらについては、実は洪水ハザードマップでは色染めにならない、そのような地形になっております。ただ一方で、では大雨が降ったときにその浸水のリスクがないかという、河川の洪水ハザードマップだけでは浸水リスクがないものの、内水ハザードマップを新たに作ってみるとこういったリスクが発生するというのを可視化するという、そういった目的がございまして。

また、本町ではございませぬけれども、これもまた庄内町の話になるんですけれども、アンダーパス、いわゆる鉄道の下越しの部分ですとか、そういったところというのは当然内水が発生すれば自動車の通行ができなくなりますので、そういった部分でそのハザードマップを作ることによって注意喚起が行えるというような、そのような効果もあるというように考えております。

内水ハザードマップの必要性というのは、やはりその土地によつての条件によつて大きく変わってくるところはもちろんあるのは理解しておりますし、さりとて、ただ法律事項であるというまず1点、更には住民に対してこういったリスクがあるところを、やはりその法律に基づいてお示しをしていかなければならないということで、その作成に至ったということでご理解いただければというように思います。

○議長（町野昌弘議員） 3番 小林茂吉議員。

○3番（小林茂吉議員） 住まいづくり支援事業につきましては、私もメニューとしては住宅

の取得、それからリフォーム、分かりますが、リフォームの場合は国にまた上乘せして各市町村の補助金が該当になるというようには認識していたんですが、住宅の取得に関してはその年度年度で変わるんですか。よく分からなかったんですが。当事者はそれで国の補助金で充足したというような認識でいるのかどうかよく分からなかったので質問したんですが、国の補助金額は相当町と離れているんでしょうか。その辺の金額的な額を教えてくださいというように思います。

それから、このハザードマップ、令和7年度新たにハザードマップを作る予算も計上されているようでありましたし、どうもこれは別の話になりますけれども、国の水防法に則ってこれは作らなければならないというようになっているんですが、市町村によっては本当に必要不可欠な計画かとなると、やはり私も少し疑問に思うんですよね。これが満遍なく全国に散らばってやるものですから、私は国の施策そのものが少しおかしいのかなというように思っている次第です。

この国の施策をどうのこうの批判してもしょうがないんですけども、やはり町の持っている計画づくり、先程も話したことも計画もそうですが、非常に実態に合わない計画が相当私はあるのかなというように思っておるので、これから町全体としての計画づくり、特に令和7年度は新しく改定するちょうど当たり年みたいな感じが私はしますので、その辺は内部の方でしっかりと成果のあるような本当にこの簡素化された、あまり業務上手間暇かからないような計画づくりをお願いしたいというように思います。

○議長（町野昌弘議員） 本間建設環境課長。

○説明員（本間 純建設環境課長） 住まいづくり支援事業の中の住宅取得支援事業で言葉が足りなかったところがございますして申し訳ございませんでした。国のエコホーム補助金につきましては、最大100万円の給付となります。ただ、いろいろ上限ございまして、例えば長期優良住宅、そういった認定を受けている住宅ですとか ZEH、いわゆる非常に環境性能、省エネ性能が高い住宅、そういったものに該当しなければその対象とならないというような要件がございます。これらについては、多くのハウスメーカーはこれに対応した住宅の建設ということで、その住宅建設の際にはハウスメーカーの方でむしろこういった制度がございますということで営業で使っていただいているのが現状かなというように思います。

一方、本町の補助につきましては、そういった高いハードル的なものはございませんので、例えば町場の工務店、そういったところで新築等をされた場合については適用なるのかなというような整理をさせてもらっております。

先程もご答弁で申し上げましたけれども、国の制度につきましては、毎年その国の予算成立をもってして初めて事業が継続する・しないというところがございますので、そういった部分、国の方で事業継続ならず廃止になった場合、そういった場合は、額は最大で半額になってしまいますけれども、町の方としてもそういった補助制度を担保することによってその住宅の取得を促してまいりたいというように考えておるところです。以上です。

○議長（町野昌弘議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（町野昌弘議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長(町野昌弘議員) 討論なしと認めます。

○議長(町野昌弘議員) 以上で討論を終了します。

○議長(町野昌弘議員) これから採決します。各会計補正予算5件を一括して審議いたしましたが、採決は区分して行います。

最初に、議第4号「令和6年度三川町一般会計補正予算(第8号)」の件を採決します。お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立9名 不起立0名)

○議長(町野昌弘議員) 起立全員であります。したがって、議第4号「令和6年度三川町一般会計補正予算(第8号)」は、原案のとおり可決されました。

○議長(町野昌弘議員) 次に、議第5号「令和6年度三川町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立9名 不起立0名)

○議長(町野昌弘議員) 起立全員であります。したがって、議第5号「令和6年度三川町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)」は、原案のとおり可決されました。

○議長(町野昌弘議員) 次に、議第6号「令和6年度三川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立9名 不起立0名)

○議長(町野昌弘議員) 起立全員であります。したがって、議第6号「令和6年度三川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)」は、原案のとおり可決されました。

○議長(町野昌弘議員) 次に、議第7号「令和6年度三川町介護保険特別会計補正予算(第3号)」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立9名 不起立0名)

○議長(町野昌弘議員) 起立全員であります。したがって、議第7号「令和6年度三川町介護保険特別会計補正予算(第3号)」は、原案のとおり可決されました。

○議長(町野昌弘議員) 次に、議第8号「令和6年度三川町下水道事業会計補正予算(第3号)」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立9名 不起立0名)

○議長(町野昌弘議員) 起立全員であります。したがって、議第8号「令和6年度三川町下水道事業会計補正予算(第3号)」は、原案のとおり可決されました。

○議長(町野昌弘議員) お諮りします。日程第10から日程第14までの以上5件を一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(町野昌弘議員) 異議なしと認めます。したがって、日程第10から日程第14までの以上5件を一括議題とすることに決定しました。

○議長(町野昌弘議員) 日程第10、議第9号「令和7年度三川町一般会計予算」、日程第11、議第10号「令和7年度三川町国民健康保険特別会計予算」、日程第12、議第11号「令和7年度三川町後期高齢者医療特別会計予算」、日程第13、議第12号「令和7年度三川町介護保険特別会計予算」、日程第14、議第13号「令和7年度三川町下水道事業会計予算」、以上5件を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員(阿部 誠町長) ただいま一括上程されました、令和7年度三川町一般会計予算及び特別会計予算3件並びに下水道事業会計、以上5件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議第9号「令和7年度三川町一般会計予算」であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億6,200万円といたすものであります。

次に、地方債につきましては、事業ごとにそれぞれ限度額を設定いたしまして、3億2,460万円と定めたとところであります。

一時借入金については、借り入れの最高額を3億円と定め、また、歳出予算の流用につきましては、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、流用について規定いたしましたものであります。

令和7年度の一般会計予算総額は、前年度予算に対しまして、4億6,000万円、率にして9.2%の増となっております。

歳出予算の主な増額要因といたしましては、電子計算費、保育園費、いろり火の里施設費、道路新設改良費、橋梁維持費、常備消防費などの増額であります。

なお、減額要因といたしましては、児童福祉総務費、塵埃処理費及び農地費などの減額であります。

次に、議第10号「令和7年度三川町国民健康保険特別会計予算」について申し上げます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億8,680万円とし、一時借入金の借り入れの最高額を1億円と定め、歳出予算の流用については、地方自治法の規定により、経費の金額の流用について規定いたしましたものであります。

令和7年度の国民健康保険特別会計予算総額は、前年度当初予算に対しまして10万円、率にして0.01%の増となっております。

次に、議第11号「令和7年度三川町後期高齢者医療特別会計予算」について申し上げます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,700万円といたしまして、前年度当初予算に対しまして660万円、率にして6.0%の増となっております。

次に、議第12号「令和7年度三川町介護保険特別会計予算」について申し上げます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億260万円とし、一時借入金の借り入れの最高

額を3,000万円と定め、歳出予算の流用については、地方自治法の規定により、経費の金額の流用について規定いたしましたものであります。

令和7年度の介護保険特別会計予算総額は、前年度当初予算に対しまして1,670万円、率にして1.9%の増となっております。

次に、議第13号「令和7年度三川町下水道事業会計予算」について申し上げます。

まず収益的収入及び支出の予定額につきましては、収入を4億731万円、支出を4億1,111万円と定め、収益的収入が収益的支出に対して不足する額380万円は、企業債の借入を充てることとし、資本的収入及び支出の予定額につきましては、収入を2億2,849万1,000円、支出を3億6,345万1,000円と定め、資本的収入が資本的支出に対して不足する額1億3,496万円は、当年度消費税資本的収支調整額310万9,000円及び当年度損益勘定留保資金1億3,185万1,000円で補てんするものであります。

企業債につきましては、その目的ごとに限度額を定めており、下水道事業債は3,420万円、資本費平準化債は8,290万円、公営企業会計適用債は380万円と設定したところであります。

また、一時借入金の限度額につきましては1億5,000万円とし、予定支出の流用につきましては、流用ができる場合については第1款下水道事業費用及び第1款資本的支出の各項に係る予定額に過不足が生じた場合における各同一款内での各項間と定め、議会の議決を経なければ流用することができない経費を職員給与費といたしましたものであります。

以上、議第9号から議第13号まで、一括にご提案申し上げましたが、その詳細につきましては、予算説明書の各会計の予算概要等に記載のとおりでございます。

また、細部につきましては、審議の過程で、それぞれ課長等よりご説明申し上げますので、よろしくご審議くださいませ、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（町野昌弘議員） 以上で、本件の提案理由の説明を終了します。

○議長（町野昌弘議員） お諮りします。本件については予算審査特別委員会を設置し、審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（町野昌弘議員） 異議なしと認めます。したがって、予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

○議長（町野昌弘議員） お諮りします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定により、議長において議長を除く9人の議員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（町野昌弘議員） 異議なしと認めます。したがって、本件は議長を除く9人の議員を予算審査特別委員会の委員に選任することに決定しました。

○議長（町野昌弘議員） お諮りします。ただいま予算審査特別委員会に付託しました件については会議規則第45条第1項の規定により、3月17日までに審査を終わるよう期限を付けることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（町野昌弘議員） 異議なしと認めます。したがって、本件は3月17日までに審査を終えるよう期限を付けることに決定しました。

○議長（町野昌弘議員） 暫時休憩します。 (午後 2時29分)

○議長（町野昌弘議員） 再開します。 (午後 2時45分)

○議長（町野昌弘議員） 日程第15、「一般質問」を行います。

一般質問は7名の議員から通告がありましたので、通告順に行うこととし、本日は日程の都合上2名の議員より一般質問を行い、後の5名の議員については、第3日目に行うことといたします。

なお、一般質問は、議会運営規程第86条第1項の規定により、答弁時間も含めて質問者一人につき、1時間以内といたします。ただし、反問及び反問に対する答弁に要する時間は除きます。

したがって、質問者は簡潔に要点を、また、答弁者は明快、簡潔に各々その要点を得るよう、特にご留意を願います。

最初に、5番 小野寺正樹議員、登壇願います。5番 小野寺正樹議員。

○5番（小野寺正樹議員）

- | | |
|-------------------------------|---|
| 1. 昨年の7月に発生した大雨による農業被害の検証について | 1. 大雨による甚大な被害が発生し、収入保険などに入っていない農家は再生産が出来ず本当に困っている姿を目にする。三川町として農業被害の現状に基づき独自の支援策など令和7年度の予算に反映されているのか伺う。 |
| 2. 畑作物産地形成促進事業について | 1. 畑作物産地形成促進事業では三川町の転作は大半が大豆栽培に取り組んでいることから、低コスト生産等の取組みメニューに該当できず、諦めている生産者を多く見かける。農業再生協議会等で該当させるための戦略を打ち出してはと思うが見解を伺う。 |
| 3. 押切土口地内の子どもの登下校時の送迎について | 1. 土口地内の冬期間の登下校に関して、天候が悪い場合は家族が車で送迎するなどの対策をとっているようであるが、下校時は時間も合わず県道を歩いている姿を目にする。県道の防雪柵は一部にネットが設置してあるが、子どもたちが歩くのに大変危険との声が寄せられている。落合地内同様の冬季間のスクールバスでの対策を進めるべきと考えるが、見解を伺う。 |

令和7年第2回三川町議会定例会において、通告に従い、一般質問を行います。

質問事項1、昨年7月に発生した大雨による農業被害の検証について。大雨による甚大な被害が発生し、収入保険などに入っていなかった農家は再生産ができず本当に困っている姿を目にします。三川町として、農業被害の現状に基づき独自の支援策など令和7年度の予算に反映されているか伺います。

質問事項2、畑作物産地形成促進事業について。畑作物産地形成促進事業では、三川町の転作は大半が大豆栽培に取り組んでいることから、低コスト生産等の取り組みメニューに該当できず、諦めている生産者を多く見かけます。農業再生協議会等で該当させるための戦略を打ち出してはと思うが、見解を伺います。

質問事項3、押切土口地内の子どもの登下校時の送迎について。土口地内の冬期間の登下校に関して、天候が悪い場合は家族が車で送迎するなどの対策をとっているようであるが、下校時は時間も合わず県道を歩いている姿を目にします。県道の防雪柵は一部にネットが設置してあるが、子どもたちが歩くのに大変危険との声が寄せられている。落合地内同様の冬期間のスクールバスでの対策を進めるべきと考えますが、見解を伺います。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

○議長（町野昌弘議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 小野寺正樹議員に、ご答弁申し上げます。

なお、質問事項3の登下校時の送迎につきましては、教育委員会よりご答弁申し上げます。

質問事項1の大雨による農業被害について、独自の支援策に関するご質問ですが、昨年7月の大雨につきましては、庄内、最上地域で死者が発生するなど、大きな爪痕を残したものとなりました。本町においては、2,000haの本町の水田のほぼ全域で浸水等の被害があったほか、大豆、ネギ、枝豆、スイートコーン等の畑作物でも約22ha、7,300万円を超える大きな被害が発生いたしました。この農業被害への対応につきましては、災害発生後、各農家より災害被災状況の報告をいただき、県と連動した支援策について情報提供を行ったところであります。

ご質問にありました令和7年度予算への反映につきましては、昨年水害で浸水した水田の滞留時間が長時間にわたったため、広範囲での紋枯病の発生が確認されたことから、この対策として、薬剤散布に対する補助金を計上したところであります。

質問事項2の畑作物産地形成促進事業について、事業に該当させるための戦略に関するご質問ですが、畑作物産地形成促進事業は、畑作物の導入・定着により、水田農業から畑作物を生産する農業へと転換すべく実施している事業でありますが、国がこれまで以上に畑地化を推進しており、事業の採択・配分にあたっては、前年度に畑地化を実施した地域農業再生協議会、当年度に畑地化を実施予定及び次年度に取り組む予定の地域農業再生協議会を優先的に対象とし、次いでそれ以外を対象とすることとなったところであります。更に、取り組みの品目ごとにポイントを設定し、国の予算の範囲内でポイントの高い順から採択されることとなっております。

このようなことから、本事業につきましては、町農業再生協議会としての取り組みは難しいものと考えております。

以上、答弁いたします。

○議 長（町野昌弘議員） 齋藤教育長。

○説明員（齋藤正志教育長） 小野寺正樹議員に、ご答弁申し上げます。

質問事項3の登下校時の送迎について、土口地内の児童に対するスクールバス送迎に関するご質問であります。通学の基本的な考え方といたしましては、児童のたくましい心身を養う観点からも徒歩通学を基本としているところであります。しかしながら、通学距離の長い地域や町内会の地理的条件、気象条件を考慮し、更に一人下校への安全対策などから、一部の地域でバス通学を実施しております。

ご質問の土口地内については、すでに冬期間における1、2年生児童のスクールバスによる送迎は行われておりますが、3年生以上の児童は、町が定める片道3kmの通学距離に満たないことから対象にはなっていないところであります。この土口地内をバス通学の対象にするには、現在の距離基準を見直す必要があり、同じような条件にある地域への影響も含め、様々な課題が考えられることから、現行の通学方針の変更は難しいものと考えているところであります。

以上、答弁いたします。

○議 長（町野昌弘議員） 5番 小野寺正樹議員。

○5 番（小野寺正樹議員） それでは再質問させていただきます。最初の質問での大雨被害による農業検証についてからですが、昨年9月の一般質問で豪雨被害に町独自の支援をと質問させていただきました内容に対して、町長からは、国や県などと歩調を合わせ対応し、支援については被害の範囲程度等を精査の上、慎重に行うべきものであり、更に国や県などの動向を見ながら歩調を合わせて対応していくことが重要なことと考えていると答弁をいただきました。まだ記憶にはあると思われませんが、先程の答弁の方では水田ではほぼ全域での被害が確認され、畑でも22ha、7,300万円を超える被害が出たとのことに改めて驚きを隠せませんが、この被害のうち共済の対象になった部分に関して把握できているのか、お聞きします。

○議 長（町野昌弘議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） ご質問いただきました共済での把握ということですが、実は水田の部分につきましては、現時点でも共済及び農協から被害想定部分の報告は頂戴しておらないというところがございます。町といたしましては、昨年の7月の降雨の状況、あるいは滞水の状況によりましてほぼ全域で被害があったものということで認識をしておるというところがございます。以上です。

○議 長（町野昌弘議員） 5番 小野寺正樹議員。

○5 番（小野寺正樹議員） 稲作被害では全域の被害が確認されたといった部分の話は十分理解しております。共済の部分はなかなか数字が見えてこない部分もあるように感じておりますが、間違いなく生産者からの話では、長時間水に浸水した圃場では2割から3割の収量減に繋がったという話は聞いております。三川町でも8月26日の資料で、県の支援対策と並行して農薬購入、肥料購入に対して県が1/3、三川町が1/6の合計1/2の支援策を打

ち出していましたが、三川町の生産者は全体のどのくらいの申請数があったのか、お聞きします。

○議長（町野昌弘議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） ご質問ございました県と連動した本町での支援策ということでございますけれども、様々なメニュー、項目がございます。この中でご質問にもありました農薬購入、肥料購入の部分、あるいは、いわゆるブロイラー等の畜産といたしますか、飼育施設での被害に対する助成というような様々なメニューがございます。本町におきましては、実際に申請ありましたのがブロイラー関係で3件、農薬の購入費用補助に1件という件数でございます。

○議長（町野昌弘議員） 5番 小野寺正樹議員。

○5番（小野寺正樹議員） 被害の大きかった割には申請数が少なかったように感じております。ブロイラー3件といった部分に関しては、本当に私も目の当たりにして甚大な被害があったと認識しております。しかしながら、三川町のように、特裁圃場が多く、今も農薬の申請に関しては1件といったような形の話がありました。追加の防除、肥料の散布はできなかった要因もあるとは思われますが、一番の要因は1/2の自己負担が経営を圧迫し、したくてもできなかったのではないのでしょうか。確かに三川町としては県と歩調を合わせ支援していただいたのは大変ありがたいことだと感じております。厳しい予算の中、工面していただいたことは大変感謝を申し上げますが、県の支援策が本当の意味での支援策になったのでしょうか。生産現場からは、「今の時期の防除は分かるが、追加の肥料とは、追肥が終わっているにも関わらずまだ散布をしろといった意味なのか」といった声が聞かれました。

3日間浸水した圃場では水が引き、1週間くらいで稲の穂先がどす黒く変色していました。まぎれもなく紋枯病が発生しているのが見てとれました。今回の予算案の中に紋枯病に対する支援策も新たに盛り込まれていたと思われませんが、生産現場では大変助かると思われまます。紋枯病の菌は翌年に持ち越されると、減収の要因に大きく関わります。9月に入り、稲刈りの最盛期には2回目の大雨により、今度は刈り取った稲わらの部分が圃場に寄せられ、稲の上に藁が被さり、藁をどけながらの稲刈りをするのにかなり労力がかかったと聞いております。藁が浮いた圃場ではほとんど手がつけられず、いまだに寄せられっぱなしの圃場を多く目にします。残念ながら、そのような藁が寄せられている圃場に稲を植えても、土が湧き、稲が生育しないことが予想されます。耕起前の繁忙期に藁を集める作業なども加わり、大変な重労働が予想されますが、集めた藁の焼却を条件付きで認証するとか、集める作業に追加した労力に対して助成を考えると、町として現状を把握し取り組むべき課題だと思われまますが、考えなどあればお聞かせ願います。

○議長（町野昌弘議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） ご質問の中で前段のところでもありましたが、その県の想定していたメニューが本町の実情と合わないのではないかとこの部分がございました。この部分につきましては、実際の申請件数があまり多くなかったということを見ると、ご指摘のとおりだったのかなというようには考えておるところでございます。

ながらできれば、まだ何とか間に合うような感じもしておりますので、ぜひ早急な対応も検討したいと思っております。ありがとうございました。

次に畑作物の被害についてお聞きしますが、特に大面積で被害が大きかったのは押切地域に関してだと私は思っております。地域的に全滅の圃場が多く、水田活用交付金、産地交付金、ゲタ対策など、今後について大変心配した声が聞こえていましたが、8月5日には作物のすき込みが認められるなどし、安堵いたしました。全滅した大豆畑、ネギ圃場、キビ圃場などには県で支援を決めた肥料購入や農薬購入など該当するはずもなく、なぜかといいますと、全滅した圃場には支援が出ないといったような内容でした。全滅した作物に何の支援もなく途方に暮れている姿を何度も目にいたします。

やり直しの効く作物に関して、全滅していない圃場に関しては支援を出し、全滅した圃場に支援がないというのは、私はあまりにも不思議でなりません。全滅した圃場にこそ、そういった手厚い支援を出すのが支援なのではないでしょうか。やはり私は国や県ができないすき間を埋めるのが町の役割だと思っております。今後、今回の経験を生かし、大雨被害に対する新たに検討していることなどについて考えがあれば伺います。

○議長（町野昌弘議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） いわゆる畑作物等についての支援についてのご質問でございました。ご指摘のありました全滅圃場に対する助成がなくて、生き残った部分への支援だけがあるというところについてご指摘いただいた部分については一定程度理解できるころはございます。県で想定をしておる今回想定をした助成につきましては、とりあえず生き残った作物については収穫まで何とかもっていき、その農家の所得を確保しようという前提での助成でございました。その段階でお話があったとおりに全滅した農家に対する支援はないのかという部分については、ご指摘あったとおりであったというように思います。

ただ、あの時点では現在でもそうなんですけれども、その全滅農家に対する部分についてはいわゆる支援等がございませんので、様々な共済制度等、いわゆる収入保険等の中で、収入が減になった部分での補てんという形もございますので、新たな様々な共済制度を活用いただきながら、農家収入、農家所得の確保を図っていただければというように考えておるところでございます。

その意味で、現時点では町独自の対策というところまでは想定してございませんが、ご意見がありましたところにつきましては、県の方にも話をしながら、特に昨年は庄内地域、最上地域でかなり大きな被害があったと。その中では町長答弁にもありましたが、これまでなかった滞留時間ということで、本来といいますか今までですと水がついても1日ぐらいで水が引いて困ったなという部分が、かなり長い間水没滞留があったということで、作物に大きな被害があったということでございます。つまり雨の降り方もそうなんです、そういう滞留の仕方もこれまで想定をしていなかった。想定外というのは、本来あまり使っていけないのかもしれませんが、これまでの経験則では対応できないような状況がかなり多く発生をしておるということでございますので、このような状況も県に報告をしながらより良い対策がとれるように、今皆で知恵を出し合って協議をしてまいりたいと考えておるところでございます。

ます。

○議 長（町野昌弘議員） 5番 小野寺正樹議員。

○5 番（小野寺正樹議員） ありがとうございます。今答弁の方で想定していなかったといった部分の話が出ました。とり方によっては様々なとり方が認識されますが、私はそのとおり、実は今回の豪雨の被害は想定できるものではなかったとっております。というのも、マスコミ等、新聞等でも話があったとおり、100年に一度、実は300年に一度くらいの被害、それだけの豪雨被害が出たといったような中身を聞いております。なかなかこういった部分を想定するというのは、まさしく想定外といった言葉が言葉的には合っているような感じがしますけれども、しかしながらこの100年に一度、300年に一度の被害に町としてなかなか思った行動、補正、助成をできなかったとなると、今後、ある程度の被害が発生した場合も同様に諦めざるを得ないといった部分の感じが受けられるのではないのでしょうか。

先程も話をしたとおり、現場では再生産ができず、本当に困っているといった部分の話を言いました。というのは、来年度の肥料云々、農薬云々よりも来年の種代がないのでございます。来年のネギを植える苗代がない。キビを植える苗代がない。お金を借りようとしてもなかなか借りられなかったといったような話を多く耳にします。ぜひまだ私は間に合うと思っております。せめて種苗代、何とか捻出していただくことはできないのでしょうか。ぜひ検討の方をよろしくお願ひしたいと思っております。

次に時間もありますので、続きまして、畑作物産地形成促進事業についてお聞きいたします。この事業は答弁のとおり国の事業であり、町は通過点に過ぎないことも理解しています。しかしながら、三川町のように転作のほとんどが大豆栽培に取り組んでいる地域では該当すれば生産者自体にも大きな恩恵があり、何としてでも該当してほしいと願うものでありますが、三川町では過去に一度だけ該当した記憶がありますが、ここ数年、なかなか該当できず、生産者間ではまた申請しても該当しないなら申請しなくてもといったような、まさに負の連鎖と言える言葉を耳にいたします。近隣の市町では、該当しているといった話も聞こえています。答弁にあったように、畑地化に取り組む協議会を優先されては、一定の畑地化が終わった三川町のような地域は何度申請しても箸にも棒にもかからないのではないのでしょうか。まずお聞きしますが、この事業を該当するために三川町として何が必要だと思えますか。

○議 長（町野昌弘議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） ご質問にありました畑作物産地形成促進事業でございますが、町長答弁にもございましたとおりに、採択の基準で順位がございまして、その要件といたしましてはこのご質問にもありました畑地化という部分が現在かなり大きなウエイトを持っているというところでございます。というのが、この事業の目的自体が国内外の新たな需要に対応するために、産地と実需者の結び付きを強化すると、両者の連携に基づいたニーズに応じた畑作物の生産、これを推進していく。そのために水田農業を需要が期待される畑作物を生産する農業へと転換していくということでございます。

その意味で本町の場合、一部地域で畑地化が実施をされたわけでございますが、今後、水田農業から畑作物への切り替え、いわゆる畑地化を実施することによって、水稻、水田のみ

ならず、今後国内のニーズが期待される畑作物、こちらの方の生産を拡大していこうという趣旨でございます。その意味で、今後本町でこの事業採択を目指すにあたっては、新たな畑地化の事業を実施していくということが必要になってこようかと思えます。ただ、先程の答弁にもありましたとおり、畑地化は優先順位ですので、畑地化をしなければならぬというわけではないんですけれども、優先的にこの事業の採択を目指すのであれば、畑地化というものを農家の方々ほどの程度意識をされるかという部分が大きなウエイトになってくるかと思えます。

ただ、まず畑地化は目指さないで、以前本町で採択になったときというのはいわゆるブロック化といいますか、面積要件で本町の取り組みを国に示して、それで採択になったということがございました。ただ、実はこのときも国からのその当時の要綱なんですけれども、面積要件もいわゆる面積の総数ですね、トータルの数でカウントする場合と、本町のように例えばもともとの農地面積は少ないわけですから、その中で何%、何割が畑地化、大豆作物の生産に協力をしたかというようなその割合でカウントしましたということで、その二つがあったのです。それで本町の場合は当然もともとの面積が少ないわけですから、総面積における大豆の取り組みという割合で申し込みをいたしました。

ところが、1年目は国の方の採択では総面積を優先するというので、実は1年目、本町は該当しなかったんです。それは少しおかしいのではないかということで、かなり県・国の方に話をさせていただきました。ただ、もともとの要綱で一度該当になったところというのは、2年目以降がハードルがかなり上がるということで、実は近隣市町でも1年目該当になって採択になったところは2年目以降はかなり厳しい条件になったということで、本町、実は2年目に採択になったというところでございます。

その当時は、大豆の集積の面積で勝負ができたのですけれども、これは繰り返しになりますが、現在は大前提として畑地化に向かっている再生協議会から順番になっていると。その圃場の、言葉は悪いんですけれども該当しなかった残りの部分についてそれ以外のポイントで争うという形になっておるところでございます。その関係もありまして、実は本町でこの事業の採択に向かうとすれば畑地化というものを皆さん、どれだけ意識をしていただけたかということが大きなところになるのかなと。ただ、これが実は少し話がずれますけれども、いわゆる5年水張り問題、今少し新たな局面になっておりますけれども、あのときもいわゆる畑地化の話は出ておりました。ただ、その中でも皆さんにお伺いをすると、本当に水田活用できないようなところは畑地化はしようがないけれども、基本的には畑地化でなくて水田に戻せるような形で大豆、水田の名前を使ったもので、大豆の転作をしたいんだと、これが畑地になってしまうのはちょっとというお声が多かったのが実際でございます。

その意味で本町の場合は畑地化というものの集約についてはもちろん、少し皆さんから意見を集約する必要があるかと思えますけれども、農家の方の中には水田を畑地化にしてまでという、名前を変えてまでというところは少し薄いのかなというところで考えているところでございます。その意味で現時点で多くの方が転作作物として大豆に取り組んでいらっしゃるわけなんですけれども、この畑作物の事業で採択を目指した場合には、農家の方から

の新たな意見集約、その中で畑地化を目指してもこの事業の採択を目指すというところまでの意識の確認が必要であろうというように考えておりますので、現時点ではご質問でありました部分については少し厳しい、難しいのかなというように考えているところでございます。

○議長（町野昌弘議員） 5番 小野寺正樹議員。

○5番（小野寺正樹議員） 分かりました。時間の関係上、あまり中身の方は深くは追及しませんが、やはり庄内と実は内陸との差といった部分を認識してもらいたいと思います。庄内に関しては、そういった生産者組織、生産組合が主体的に取り組んでいる部分が多いと思います。実は内陸に関しては、生産組合といったものはあまり薄く、部会といったものが主体的に動いています。稲作部会、大豆部会、作物部会といった部分で、そういった組織力が逆に庄内に関しては薄い部分、そういった声が出にくいのも私は実情だと思っております。

三川町の農業ビジョンにはこだわりの米、土地利用型作物の推進があり、米に代わる転換作物による収益の確保、担い手不足を解消するための支援策や高収益作物の導入、転換作物の付加価値の向上等による収益力の強化に向けた産地としての取り組み方針とあり、土づくりを推進し、三川産米の銘柄確立を目指すなどがあります。米不足でありながら、減反面積はあまり減らず、国で謳っている低コスト生産に必要なものは、新農業所得事業で対応できるのでしょうか。私は疑問に思う点は大いにありますが、しっかりそういった部分も三川町らしさを追求し、今後もしっかり舵取りをお願いしたいと思っております。

次に、土口地内の子どもの冬期間だけのスクールバスの要望の件ですが、三川町の場合、先程教育長の答弁もあつたとおり、三川町の場合、距離で3 kmの通学路がある場合はスクールバスの利用は認められていますが、特例では危険な箇所を横断するなど認められていることも認識しています。土口地内は私が実際に測った距離では、小学校から2.6kmあり、現在は5名の児童が通学しています。通学路は小学校前の県道を通り、多くの車が行き交う主要道路です。私も県道沿いに多くの田んぼを所有しているため、通学する子どもの姿は目にします。この県道は大きな車の移動も多く、特に冬期間は防雪柵の下から吹き上げる風が強く、私でも足で踏ん張らないと体を持っていかれる思いでした。

確かに三川町内の子どもの通学路では多くの要望があるのも知っていますが、特に冬場になると危険度が増す通学路として考えてもらうわけにはいかないでしょうか。ただ単に子どもたちに同情しているわけではありません。私は危険と判断した状況を説明したいと思えます。まず、通学する時間帯の交通量を調べてみました。調査日は3月3日から7日まで、月曜日から金曜日の5日間、平日の7時半から8時までの30分間の交通量を調べました。押切小学校の前の県道、普通車の平均で30分間で314台、大型車が16台、横山小学校前が普通車が302台、大型車が8台、東郷小学校前が普通車が237台、大型車が10台で比べてみても分かるように、押切小学校前の県道は交通量、大型車の移動も他校に比べて多いことが分かります。また、歩道等の幅に関して、押切小学校前の歩道が2m、横山小学校前が3m70cm、田田前から横川方面が4m40cm、東郷小学校前は2m50cmだが道路の両脇に歩道があり、比べてみても押切小学校前は危険箇所であることは拭えません。

先程も言ったとおり、大型車の移動が多いといった部分は、車が通り過ぎると風が巻かれ、

体が持っていかれる思いでした。帰りの際には先生自らが土口まで引率している現状です。というのは、やはり先生方も危険だと認識しているからこそ、こういった業務中に引率しているのではないのでしょうか。このような現状に対してどのように感じているか、まず答弁を願います。

○議長（町野昌弘議員） 中條教育課長。

○説明員（中條一之教育課長） ただいまご質問がございました内容につきまして、押切小学校から土口町内会までの県道33号線でしょうか、そちらの道路の状況について詳しく実態を検証していただいたものというように思います。町といたしまして、町の教育委員会といたしましても同様にやはり特に冬の期間、暴風また降雪等によって子どもたちが歩いてくるといことは非常に厳しい条件なのだなということには理解をしております。ただ三川町の他の地区、横山地区におきましても東郷地区においても東西での通学をしてくる地域というのはございまして、土口地内だけではなく、他も道路の幅とか歩道の幅とかでの多少の差はあるかというようには思いますが、同様の条件下の中を通学してきていただいているというように教育委員会としては把握をしているところでございます。

したがいまして、土口地内だけをまず今回特別に危険だというように判断をして、こちらをバスの通学というようにするということは、他の地区とのやはり公平性というか、そういった部分は当然保っていかなければならないという考えもございまして、まずは実態を把握して様々地域の声なども聞きながら、今後どのような対応が必要なのかということを検討してまいりたいというように思っています。

○議長（町野昌弘議員） 5番 小野寺正樹議員。

○5番（小野寺正樹議員） 言葉というのはなかなか使い方が難しいもので、私も慎重に言葉を選んで話しているわけですが、多少の違いがあるといった部分に関してはいかがなものかと私は実は思っています。といいますのも、やはり歩道に関しては押切小学校前は2m、そして横山小学校前が4m以上あるといった部分では同じ多少というのは私は数十cmとかそういったレベルの話であって、倍以上の歩道幅がある場合と、また先程から言っているとおり、防雪柵に関して下まで塞がっているところと、子どもの体がすっぽり抜けるような造りになっている防雪柵ではあまりにも実は私は違いがあると思っております。

三川町としては大事な子どもたちの命を危険にさらすことはできないと、私は当然思っております。大事な命を我々大人が守らなくては誰が守るのでしょうか。起きてしまってからでは遅すぎるのです。長年にわたり、育成会からは要望があるのはご存知のことと思われまます。土口町内会の方から意見を聞きますと、長年そういった要望を出しても、なかなかルールの3km基準があるために「土口は該当にならないなやの」といったような諦めに似た声を聞かれます。しかしながら、私は多少といった部分は実はこの道路に関しては該当しないと思っております。

敢えて言いたくはなかったんですけれども、実はあそこの県道に歩道ができたのはある昔、子どもが交通事故死に遭ったため、そういった歩道が設けられた流れを私も話を聞いておりました。これほどやはり危険な道路ですので、しっかりとした対応を何とかお願いしたいと思います。

ております。町は何にも理解や対応をしてくれないと思われるのは、私は一議員として心外でしかありません。教育長は押切小学校で教鞭をとった経験もあられます。私が説明するまでもなく、危険だと感じているのではないのでしょうか。決まりは人間が作ったものであり、その都度状況に合わせて変えていくのが時代の流れではないのでしょうか。

令和7年度の教育委員会行政指針について、地域住民の皆さまのご意見を伺いながら中長期的な視点に立った教育のあり方を検討していく必要があると言っていました。また、防災・防犯教育を強化し、学校での教育を通じて「自分のいのちは自分で守る」意識を育てていくといった部分に関しては、実はこの道路状況には全く当てはまらないと感じております。子どもがいくら自分の命は自分で守れと言われても、自然やそういった環境に大きな違いがあつては、自分の命は守れないのが実は子どもではないのでしょうか。そういった支援をしっかりと打ち出してこそ、三川町が子どもたちの住み良い環境に適していると言われる由来ではないのでしょうか。最後に教育長からいま一度話を聞きたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議 長（町野昌弘議員） 齋藤教育長。

○説明員（齋藤正志教育長） 私の方からお答えしたいと思います。小野寺正樹議員から質問を受ける前に要望が出ていたことも十分把握はしています。今回要望が出た時点で、私もかつて押切小学校に勤務をしまして、地理的条件も分かっていたけれども、実際に土口地区で子どもの親としてPTAの役員もしている人に電話をしながら確かめました。それから、私も先週の土曜日です。実際にその危険箇所に行って道路に行って確かめてもみました。やはり小野寺議員がおっしゃるとおりに大変危ない状況だということは十分分かります。それと防雪柵についてもかなり劣化をしていて、古くなっている。それから下の部分が空いていて、子どもたちの身長では風の影響を受けるということも十分認識をしました。

その状況を見ながら、大前提はやはり子どもたちの命を守るということですから、何ができるのかということをお自身も考えながら数日いるところではあります。バスの問題もそうですし、それから防雪策を改修することもあり得るだろうと思います。それからこれは道路改修になりますので、大変な時間等もかかるかもしれませんが、歩道の安全対策ということもあるかもしれません。幸いにも一番風の強い時期が今過ぎて春に向かっております。風が強くなるまではまだしばらく時間的な余裕がありますので、もう少しお時間をいただけないかというように思っています。

それから先程もお話をしたように、教育課長もお話をしましたが、危険な地区は土口地区だけではありません。どこで線引きをして、どこまでスクールバスで運行するのかというのは非常に難しい問題で、やはり三川町の子どもたち公平にどこの地区も納得がいくようにということを進めていきたいと思っておりますので、これから様々な方法を内部でも検討してご相談をさせていただくこともあろうかと思っております。その点をご理解いただいて、何も子どもたちの命をないがしろにしているわけではありませんので、それは大前提は小野寺議員と同じです。もう少しお時間をいただければと思います。

○議 長（町野昌弘議員） 5番 小野寺正樹議員。

○5 番（小野寺正樹議員） ありがとうございます。本当に教育長の心の厚さ、そして心の温かさが伝わった言葉もいただきましてありがとうございます。私は一つの打開策としましては、やはりあそこは危険箇所ですので通学路としては不向きな場所だと思っております。そうでなければ当然周りに歩道を広げてもらう要請をすとか、敢えてあそこは特に農道もない道路ですので、農道を造ってもらう要望を出すとか、そういった莫大な予算が絡む事業まで発展しかねない部分だとも私は認識しておりますけれども、一番簡単なのは例えば冬だけ通学路をあそこを通らせないといった部分の考え方はいかがでしょうか。

といいますのも土口に行くには、あそこの県道を通る部分と、あとは押切郵便局前の道路を通っていく、真っすぐのなかなか街灯もなく、なかなか「どうなんだ」と言われても困るんですけれども、小学校から郵便局前を通って土口上の方まで行くと、実は3 km あるんですよね。というのは近い県道を3 km と認めるために距離が足りないのであって、逆にそこを通らせなければそういった道路を通るために3 km が必要となるといった場合の考え方を見れば、基準の3 km は当然達成しているわけですし、誰にも気兼ねもない、逆に胸を張って子どもたちのためにそういった道路を通らせないんだよと言った部分の町の考え方は誰もが納得してくれるのではないのでしょうか。

また、やはり健康づくりのためにそういった歩かせるといった部分、私も賛成です。実はこれは土口町内会の父兄の方も言っていました。「決して春から秋、冬の天気の良い日に送ってくださいなんては言わないです」と。本当に天気が悪いときだけそういった対応を、冬場の学校に行くときは親たちが面倒を見るからいいと、その代わり帰ってくるときだけどうしても会社を休んでまでは行かれないので何とかそこだけと言った部分です。決してあれもこれもといった部分の要望をしているわけではございません。ですので、考え方を一つ少し通学路の場所を考えると、そういった部分で考えてみれば、私はある程度の打開策が見えてくると思っておりますので、ぜひ前向きな検討を教育長の方からも前向きな検討を考えているように私は感じましたし、しっかり子どもの命を守っていくといった強い言葉もいただきました。

今日も傍聴席の方には、仕事を休みながら、私がこういった質問をしたら駆け付けてくれた保護者の方も多くおります。ですので、土口だけの問題ではございませんが、しっかりそのような答弁をいただけたのは私は幸いと思っておりますし、皆さんでアイデアを出しながらしっかりそういった子どもの命を守る対策をこれからも進めていければと思っております。今後ともしっかり私たちは地域の意見に耳を傾け、そして町民の意見の代弁者として、これからも一般質問をさせていただきますので、今後ともよろしくお願い申し上げます、私の一般質問に代えさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（町野昌弘議員） 以上で、5番 小野寺正樹議員の質問を終わります。

暫時休憩します。 (午後 3時42分)

○議長（町野昌弘議員） 再開します。 (午後 4時00分)

次に、3番 小林茂吉議員、登壇願います。3番 小林茂吉議員。

○3番（小林茂吉議員）

1. 職員の育成と確保対策について	<p>1. 三川町人材育成基本方針では、新たな環境に対応できる人材を計画的に育成していくことが急務不可欠とある。具体的な人材育成システムづくりについて伺う。</p> <p>2. 生産年齢人口の減少、DX社会の進展により、社会を取り巻く状況が大きく変化している。複雑・多様化する行政課題に対応する上で、「人材育成」に加えて、「人材確保」、「職場環境」、「デジタル人材の育成・確保」の取組について実効性を明確にした基本方針の改正について伺う。</p> <p>3. モラルハラスメント、法令解釈等に悩み、苦心する事態に対処する顧問弁護士と契約を交わす考えを伺う。</p>
2. 三川町官民データ活用推進計画について	<p>1. デジタル化の進展に伴い、データの重要性が高まっている。官民データを効果的に活用することで、新たなサービスの創出や社会課題の解決が期待される中、三川町官民データ活用推進計画が2020年2月に策定された。推進に係る24の個別施策を掲げ、令和6年度を目標年としたKPI(重要業績評価指標)を示し、取り組まれてきたが全体的な達成度と改善に向けた方策を伺う。</p>
3. 空き家の抑制対策と現状把握について	<p>1. 現在住宅を所有している高齢者等に対して、空き家化の抑制が課題と考える。将来、所有者不明の空き家を発生させないよう如何に認識を深めてもらうか伺う。</p> <p>2. 点在する空き家と「美しいまち三川をつくる環境条例」を読み解かれ、どのような印象をお持ちか伺う。</p>

令和7年第2回議会定例会において通告のとおり質問いたします。

質問事項1、職員の育成と確保対策について。

(1)三川町人材育成基本方針では、新たな環境に対応できる人材を計画的に育成していくことが急務不可欠とあります。具体的な人材育成システムづくりについて伺います。

(2)生産年齢人口の減少、デジタル社会の進展により、社会を取り巻く状況が大きく変化しています。複雑・多様化する行政課題に対応する上で、「人材育成」に加えて、「人材確保」、「職場環境」、「デジタル人材の育成・確保」の取り組みについて実効性を明確にし

た基本方針の改正について伺います。

(3)モラルハラスメント、法令解釈等に悩み、苦心する事態に対処する顧問弁護士と契約を交わす考えを伺います。

質問事項2、三川町官民データ活用推進計画について。

(1)デジタル化の進展に伴い、データの重要性が高まっています。官民データを効果的に活用することで、新たなサービスの創出や社会課題の解決が期待される中、三川町官民データ活用推進計画が2020年2月に策定されました。推進に係る24の個別施策を掲げ、令和6年度を目標年としたKPI(重要業績評価指標)を示し、取り組まれてきましたが全体的な達成度と改善に向けた方策を伺います。

質問事項3、空き家の抑制対策と現状把握について。

(1)現在住宅を所有している高齢者等に対して、空き家化の抑制が課題と考えます。将来、所有者不明の空き家を発生させないよういかに認識を深めてもらうか伺います。

(2)点在する空き家と「美しいまち三川をつくる環境条例」を読み解かれ、どのような印象をお持ちか伺います。

答弁により自席にて再質問いたします。

○議長(町野昌弘議員) 阿部町長。

○説明員(阿部 誠町長) 小林茂吉議員にご答弁申し上げます。

質問事項1の職員の育成と確保対策に関しまして、1点目と2点目のご質問につきましては、関連がありますので一括してご答弁申し上げます。

複雑化、多様化する行政課題に対応する上で、人材の育成や確保の重要性は高まっており、特に、デジタル化、また、それを支える人材の育成・確保も急務である一方で、大規模災害への対策、子ども・子育て施策の充実など、喫緊の課題に対応する人材の不足も大きな課題となっているところであります。

こうした状況を踏まえ、本町の人材育成に関する基本方針につきましては、今日、求められる職員像、人材について考察・検証し、その改定を検討しているところであり、その改定にあたりましては、まずは、人材の育成が実態に即したものとなるよう、各部局から意見を聴取しながら、求められる職員像を明確化し、それぞれの職務や職位に応じた知識や技能の習得や、職員の自発的な学習機会の確保策を定める必要があると考えているところであります。

まず、「人材育成」についてであります。具体的な取り組みとしましては、現在、業務を通じた実務能力の向上のほか、DXやGXなどの新たな政策課題を解決するための知識・技能が獲得できるよう、定住自立圏の構成市町や県と連携しながら研修会を実施しております。

また、高度で専門的な知識・技能の習得や、職員の自発的な学習ニーズへの対応、出張に伴う職員の負担の軽減に繋がるオンライン研修への参加促進など、様々な学習機会の確保にも取り組んでいるところであります。

今後も、職員の自発的な学習の支援や、学習しやすい職場環境づくりを推進するとともに、

職員個人の成長や能力の向上を、獲得した知識や技能を実際に業務に生かすことができる人事管理に努めてまいりたいと考えております。

次に、「人材の確保」につきましては、地方公共団体の職員として働くことの魅力の情報発信や、高校生や大学生のインターンシップの受け入れ、SNS での周知、地域の高校や大学への試験案内の配布、町内商業施設での広報など、受験者数の増加に繋げる取り組みを行っているところであります。

次に、「職場環境」につきましては、仕事や生活のあり方に関する価値観が多様化し、性別や年代を問わず、育児や介護など様々な事情を抱える職員が、継続して勤務できる環境の整備が求められていることから、限られた時間で効率良く、高い成果を上げることができる職場環境を整備することが必要であると捉えております。

そのため、長時間労働の是正や、柔軟な働き方の実現のほか、性別に関わらず、仕事と家庭の両立を図ることができるよう、休業・休暇の取得の促進に努めているところであり、今後も、このような取り組みを一層推進してまいります。

次に、3点目の顧問弁護士に関するご質問であります。自治体の中には、法律解釈や、課題事案の判例紹介等の法律相談に関して、弁護士と業務委託を結んでいる例があることは承知いたしているところであります。

本町におきまして、まずモラルハラスメントに関しましては、総務課内に窓口を設置し、問題が発生した場合の相談受付や、解決に向けた取り組みなどの対応を行っているところであります。

また、今後ますます複雑化、高度化が見込まれる行政課題の解決のための顧問弁護士の配置は検討事項であると認識するものでありますが、現時点では、考えていないところであります。

質問事項2の三川町官民データ活用推進計画について、計画の達成度と改善策に関するご質問であります。この計画は、令和元年に閣議決定された「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」を受けて、国と県、市町村の施策の整合を図りながら官民データの活用を推進するとともに、行政と民間のサービス水準の向上、ICT 活用による住民の利便性向上を目的としているものであります。この計画には、六つの分野の取り組みと24の個別施策に係るKPI 指標を定めておりますが、それらの指標の達成率は、令和6年度末見込みで約64%になっているところであります。

今後につきましては、官民データ活用推進計画が令和6年度までの計画期間である上、現在、町には令和7年度までの三川町DX推進計画も策定されている状況にあり、更に、この二つの計画に定めている内容には重複している部分があることから、令和8年度からの第2期三川町DX推進計画に包括する形で一つにまとめ、引き続き、データ活用とICT活用の施策に取り組みながらデジタル社会の構築を図ってまいりたいと考えております。

次に、質問事項3の空き家の抑制対策と現状把握について、1点目と2点目のご質問につきましては、関連がありますので一括してご答弁申し上げます。

空き家対策につきましては、これまでもその解消に向けた解体費用の補助や、空き家バン

ク登録制度などによる支援策を講じてきたところであります。

美しいまち三川をつくる環境条例は、町民の環境への意識の高まりを背景に平成7年に制定され、その前文では、全町民がそれぞれの責務を自覚し、互いに協調することで美しく誇り高い郷土づくりを目指すことが謳われておりますが、このことは空き家対策にも通じるものがあると捉えており、空き家化の抑制には、居住されている方や、その家族の方にもこの理念を理解していただくことが重要であると考えております。

町といたしましては、この理念も踏まえた空き家対策に取り組んできたところであり、現在居住している建物を所有者不明の空き家にしない、または、空き家になる場合であっても適正に管理されるよう、ご家族などで十分に話し合っただくことが重要であると認識しているところであり、これまで以上に空き家相談会などを充実させ、本人やご家族が納得できる解決策が見出せるよう丁寧な支援を行うことで、空き家の発生抑制に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議 長（町野昌弘議員） 3番 小林茂吉議員。

○3 番（小林茂吉議員） 平成17年9月に策定した三川町人材育成基本方針は20年ほどが経ちました。近年では生産年齢人口が減少して多くの人材を確保するという事は非常に困難になってきた。今は既存の職員を育成するといったそうしたスタンスが何といても重要になってくるのではないだろうかということで、本町の基本方針は人材に関する取り組みを総括する重要な組織決定でもあります。将来の自治体の経営のあり方に非常に大きな影響を与えるものだということを理解して、この度の質問事項とさせていただきます。

私は唯一の行政資源は職務に精励する職員の皆さまであり、町発展をリードするトップリーダーの施政方針の要を担う貴重な戦力と受けとめております。人材育成は長期的に行う施策のため、時間や労力を要する大切な作業というように私は思っております。人材育成の手法には様々今説明ありましたが、日常的な業務を通して実務に即したそうしたスキルを先輩の職員が指導するオン・ザ・ジョブ・トレーニングというものと、それから講師を招いた会場に赴き専門的な知識やスキルを習得する、また多様な人との交流を通じて視野を広げていく、そうした機会となる職員研修等があると思います。また、先程も触れておりましたが、自分の学びたい分野に積極的に挑戦していく。それは自発的にスキルアップを図る自己啓発と言えらると思いますが、この三つの手法を組み合わせるということが重要だというように思います。

日常的な業務を通して、そして先輩職員が指導するそうしたものは大半であり、実践的な職場にならうかと思えます。そこでその指導にあたる立場にある管理職の皆さんを前にして少し辛口になりますが、組織を率いる中堅職員や管理職が今までの経験や知識、スキルに固執して新しいことを学ばずにいるとしたら、これは大きなリスクとは思います。アンラーニング、いわゆる新しく学び直すことを忘れず、若手職員と同じ目線で上司と部下の信頼関係を保ちながら出る杭には興味関心を寄せて創造性を大切にする、そうした職場づくりをこれからも願うところであります。

参考までに過去や現在のデータに基づいて未来社会のあり方を予測するアメリカの有名な未来学者アルビン・トフラーが「未来の衝撃」という著書の中で次のように述べています。21世紀における無力な人とは読み書きできない人ではなく、学んだことを捨て去り、学び直すことができない人を指すようになるとおっしゃっています。裏を返せば成功体験を捨てがたく持ち、変化することに抵抗感を抱きやすいベテラン層こそ進んでアンラーニングの意識を持つことが大切だと、自分自身にも言い聞かせながら考えておりますが、優秀な人材を預かる副町長の所見をお聞きします。

○議 長（町野昌弘議員） 石川副町長。

○説明員（石川 稔副町長） 本町におきましては平成28年度から人事評価制度に取り組んでいるところでありますが、この人事評価におきましては人材の育成と組織の活性化、職務への意識高揚とともに適材適所の人員配置といった人事管理への活用を目的として行っているところであります。本町におきましては管理職と部下との信頼関係の構築と職員のやる気を喚起するための制度として運用しているところであります。また、この制度における特に管理職の評価には、折衝判断力、指導監督に関する能力が求められているところであり、このような制度のもとに毎年評価を行っているところであります。具体的には評価調書とともに面談による聞き取りという形で実施しているところでありますが、その中で本町においては特に部下との信頼関係の構築と職員のやる気の喚起を目指した指導監督をするよう申し上げているところであり、併せて管理職自身の、自らの頑張りと呼びかけているところであります。この実現によりまして、良い職場環境を生み、効果的、効率的な行政運営に繋がるものと考えております。

ご質問のアンラーニング、新しく学び直すことにつきましては、管理職の職員にも申し上げております。常に学ぶ姿勢、これを大切にしようということでも申し上げておりますが、時代が年々、日々変化する中においてテーマも変わってまいります。このような中で、常に学び直す、こういったところには新たな課題もあるわけでありましたが、過去においては良かったものについても今の時代に合わない、そういったものも出てきているものと考えております。そういった意味では、常に課題を適切に把握しながら新しいものに取り組む、場合によっては以前学んだことについても新たに学び直す。こういったことも大切なことであろうと考えております。繰り返しになりますが、アンラーニング、新しく学び直す、これについては本町でこれまで呼び掛けてきました常に学ぶ姿勢を大切にしようというものには、相通じるものがあると思いますので、今後ともこのような考え方で取り組んでまいりたいと考えております。

○議 長（町野昌弘議員） 3番 小林茂吉議員。

○3 番（小林茂吉議員） ありがとうございます。人材確保について伺います。優秀な人材を確保するには、まずは地方公共団体の職員として働く魅力を広く情報発信する。また、公務への関心を持ってもらうことが重要ではないだろうかというように思っております。どのような戦略をもって人材を確保しているかということをお聞きしたいところでしたが、先程答弁にもありました SNS やそれから動画配信、それから私は民間の就職支援サービス、こうし

た広報とやはり公務員として応募する、そうした方とこの役場の若手職員とのいわゆるミーティング、対話、そしてまた Web 面談というものを少し実行しながら採用に係る狙い、それからテーマを持った一つの採用広報戦略というものが町にあっても良いのではないのかなというように思いますが、この採用広報戦略についての関心はいかがでしょうか。

○議長（町野昌弘議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） 人材確保、新規の採用にあたってはご質問にありましており非常に苦労をしているところであります。これは全国的な流れかもしれませんが、公務員そのものの受験者数が国・都道府県を問わず減少傾向にあります。もちろん、よくニュースになります教員のなり手不足というところも、非常に大きな課題となっております。そうした中で、いわゆる民間企業との対比をする中では、非常に公務員自体が魅力ある職といえますか、なっているのかどうかというのも一つ大きな課題になってくるのかなと思います。

ただ、やはりそういった現在の流れがすべてではないというようにも思っておりますので、地域でぜひ町のため住民のために頑張りたいと意欲のある人材等を掘り起こすといえますか、そこにうまくアプローチして本庁に勤めていただく。そのためにどうするか。先程ご提案のような形でもありましたとおり、どちらかというところと広報、チラシ、募集をして終わりというところを一步踏み出して、より多くの方から目にとめていただけるように先程町長の答弁にもありました、具体的にはイオンモール三川で電光掲示板に三川町に特化した職員募集の広告を出す。それから各高校どこの自治体でも行っているかもしれませんが、一辺倒のただ文字を並べた募集チラシではなくて、そこで働く若手の職員が生き生きとした姿が見える形で高校なり大学に試験案内を出す。

そういった形でできるだけ多くのまず受験者数を確保しながら、その中から次を担っていただく職員の確保に繋げていくというような取り組みをしているところであります。民間のように、今後は更に一步踏み出して、例えば企業案内の中で就職活動をされている学生とブースの中での面談、そういったものも今後は考えられるのかなということでは個人的に考えております。ただ、メール等ですべからく一対一でやりとりしますと、やはりそこには職員の方にも負荷がかかっていきますので、今よく民間で行われております合同説明会に自ら事業所として三川町役場が出向く、そういったことも含めて、今後は人材確保に努めてまいりたいということ考えているところであります。

○議長（町野昌弘議員） 3番 小林茂吉議員。

○3番（小林茂吉議員） 将来的に RPA、ロボティック・プロセス・オートメーション、これが進化することによって、AI やロボットの台頭で、今後事務職や生産職の人が余剰になる傾向があるのかなというように私は思います。また、一方、IT 人材それからデジタル人材をはじめとした、いわゆる専門職、技術職、役場で言えば建設分野の技術士とかそれから教育分野で言えば教育といわゆるテクノロジーを組み合わせた教育工学、それをこなす人というのがこれから必ず必要であるし、また不足が深刻化されるというように思っております。特に必要となる人材についてですね、やはり可能な限り、この役場、三川町の中で定量的な目標というのは設定する必要があるのではないかなというように私は思いますが、その見解

を求めます。

○議長（町野昌弘議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） 今後組織としてこういった人材をこういった部署に配置するのかというのが非常に大きな課題になってこようかと思います。そうした中でデジタル化が進む中で、職員がいわゆる民間のSE、システムエンジニアとかプログラムを作られるほどの高度な技術を持った職員を配置しなければならないかといいますと、私は必ずしもそうではないというように考えるところです。当然、そういった知識があつて職についていただければ、非常によろしいのかもしれませんが、ただそういった人材は非常に民間サイドで人材不足、給与、待遇面でも非常に公務員の職場とは格差が生じ、多くの人材、優秀な方はそちらの方に流れているのではないかというように捉えているところです。

私は行政職員は一定程度のデジタルに関する知識は必要だとは思いますが、要はそれをもってこの三川町にこういった行政展開、住民サービスができるかというところをきちんと政策事業として立案できる職員を育成する方がより重要ではないかというように考えるところです。デジタル化が本町でも、どんどん国のリードのもとに進んでおります。そういったものに対する知識は当然必要になりますが、そういった国の一辺倒の標準化、共通化に倣うだけではなくて、そこで得たデジタルのスキルを他の分野でどう住民が恩恵を受けられるような形で運用できるか。そこに政策が立案できるか。それをするによってこういった将来的な三川町のまちづくりに生かせるか、そういったところをきちんと考えられる職員の育成も重要になってくるのではないかと思います。

そうしたところも踏まえまして、今後定員適正化計画、それから先程町長の答弁にもありましたとおり、人材育成の基本方針、これの改定も現在検討しているところでもありますので、先程のご提案にもありました内容も含めて本町が十分なそういった職員の資質の向上なりスキルアップ、それをもって適正なまちづくり、そして人事管理ができるように努めてまいりたいということで考えているところでもあります。

○議長（町野昌弘議員） 3番 小林茂吉議員。

○3番（小林茂吉議員） 課長が申し上げていることについても私も理解できますが、それは職員としてはオールマイティーなやはり分野で様々力量を発揮していただく、これは最大限求めたいところです。やはりまずはデジタル時代を迎えたところで、職員が何を知識として学ばなければならないのかという、まずその初歩的なところですね。まずそこを乗り越えていただきたいなというように私は思います。

一つ提案しますけれども、職員が希望する業務への従事を聞き取る、いわゆる人事異動調査、本町にもあろうというように思いますけれども、DX人材育成コースというものを設置して、そこに手を挙げた人に対しましては研修や実務を通して集中的にこのICTスキル、それからDX推進のリーダーとして活躍、関与してもらおう。そうした人事戦略もあつてもいいのではないのかなというように思います。いかがでしょうか。

○議長（町野昌弘議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） やはり職員がオールマイティーに活躍できればいいわけです

けれども、やはりここは得手、不得手、好きな分野、苦手な分野とあろうかと思えます。そうした中、自ら進んでDXといえますか、デジタル化に取り組もう、DXのリーダーとして新しい技術を使って、様々な業務の改革なり効率化それから効果的な手法等を探ろうという意欲のある職員については、そういった手法も一つの本町のデジタル化の推進に繋がるということで、捉えさせていたいただきたいと思えます。

○議長（町野昌弘議員） 3番 小林茂吉議員。

○3番（小林茂吉議員） 人材確保は新卒者に限らず、内部人材で賄うことができれば、業務に精通した即戦力が期待されるわけであります。そうしたメリットがある一方ですね、やはりこの多様な経験等をお持ちの、そうした外部の経験者採用、それはどのように考えておられるのか。また、30歳までとする募集年齢制限の枠が果たしてこれが妥当なのかどうか少し疑問に思いますが、その見解を求めます。

○議長（町野昌弘議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） 多くの行政課題において、高度な知識を必要とする分野等はあるわけがございます。それが必ずしもデジタルということには限らないと思えますが、デジタルというところに特化すれば、やはり非常に高度な知識なり、それを使った何て言うんですかね、それを実際に生かせるか使えるかというのは非常に課題になろうかと思えます。そうしたところを早急にしなければならぬという場合、やはり部内の職員だけでは対応できない際は外部人材、一時的にそういった職員または事業者から来ていただく、派遣をもらうというのも一つの方法ではなかろうかと思えます。そうした人材を迎えて、職員がこれから向かおうとする業務、それにきちんとした理解を持って臨めるような取り組み、それも一つの手法であろうということで考えるところであります。

それから採用にあたっての年齢制限についてであります。本町での募集のといえますか応募の状況を申し上げますと、必ずしも新卒の方ばかりではございませんが、やはりどちらかというとなら25歳ぐらいまでの方が非常に多いのが現状でございます。ただ、本町の職員の年代構成、年齢構成もございまして、おっしゃられるとおり、30歳での制限の妥当性については検証の余地があるというように思います。年齢制限をとることについては、やはり慎重な判断は必要かとは思いますが、先程からのご質問にありました、職員像の中にやはり一定程度の社会経験があった方が、この職場、三川町役場で十分そのスキルが生かされるというような分野もあろうかと思えますので、そういった面を十分に検証し、今後の採用、人材の確保ということに繋げていければいいのかなということで考えるところであります。

○議長（町野昌弘議員） 3番 小林茂吉議員。

○3番（小林茂吉議員） 今課長の方から本町の職員像という言葉が出ましたが、職員像、イコールデジタル人材像というものを一緒に明確化していただきたいなというように私は思います。県の方で定期的開催しているオンライン研修会、山形デジタル道場においてですね、今後職員を対象として求められるデジタル人材像をテーマにしたそうした研修プログラムを用意しているようでありますので、これをこれから参考にされて、できれば職員を派遣していただければありがたいというように思いますが、いかがでしょうか。

○議長（町野昌弘議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） 詳細については、私も少し存じていないのですが、そういった県主導のいわゆるDX推進員のリーダー育成に繋がるような講習があるというのは承知しております。先程ご提案にありました、自ら進んでそういった分野で活躍するというような意欲ある職員の募集も含めまして、検討してまいりたいと思います。

○議長（町野昌弘議員） 3番 小林茂吉議員。

○3番（小林茂吉議員） 人材育成の一つに自発的にスキルアップを図る自己啓発というものがございまして、地方公務員法第38条で許可制とされている、いわゆる地方公務員の社会貢献活動、兼業、副業は私は人材育成に資するということに思いますが、兼業に関する細かい具体的な許可基準というものを設定されているのか、また、これを公表なされているのか伺います。

○議長（町野昌弘議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） 大変申し訳ございませんが詳細についていわゆる明文化された規定を持っているかと言われればお答えできませんが、ただ職員がその公務以外で報酬等を得るような場合は、予め町長の許可を得てということになっているところでありまして。公務員が副業的に何か別の仕事をするというのは、やはり支障があるということで、禁じられている面もございまして、ただその内容によって町長の許可のもとにその職に就くというのにはありますので、ご質問がどの程度のスキルに生かせるということでの範囲でおっしゃられているのか少し私分かりませんが、まず町長の許可を得て行うことができるものもあるということで、認識しているところでありまして。

○議長（町野昌弘議員） 3番 小林茂吉議員。

○3番（小林茂吉議員） これは人材を育成する一つの手法としてですね、これから地方公務員がどんどん外に出て様々な体験をする、そうした社会貢献活動というのは、やはり時間を少しずつでも増やしていくのがよろしいのかなというように思って質問したところです。

次にハラスメントについて伺いますが、法令解釈等について様々現場の中で問題があるというような答弁はなかったようなんですが、実際、ハラスメントとそれから法令解釈に非常に戸惑う、そうした場面というのが実際あるのでしょうか、お聞きします。

○議長（町野昌弘議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） ご質問ではモラルハラスメントということでございましたが、いわゆるパワーハラスメント、セクシュアルハラスメント等様々なハラスメントを一括してモラルハラスメントということで捉えますと、実際にその職員からの相談等についてはございます。ただし、これも町長の答弁にありましておおり、少し前になりますが、三川町役場、事業所としてそういったハラスメントが起きた場合、どのように対応するところを明文化いたしまして、そのフローも含めて職員に町としての対応というのは示しているところでありまして。そうした中で法令解釈等が必要になる事案までは発生していないところでありまして。

○議長（町野昌弘議員） 3番 小林茂吉議員。

○3 番（小林茂吉議員） 法令解釈等の問題は発生していないということでした。ハラスメントについては少しそうした傾向があるような答弁のようでありましたが、実際、やはりこの現場にいる職員というものが、いわゆる住民との意思疎通がうまくいかないとか、そして理解をしていただけないとか、ものによっては過度な要求をされたり、暴言を吐かれたりですね、そうしたモラルハラスメント、それからカスタマーハラスメントといったものが私の耳にも仄聞されます。実際、そうしたことをお聞きすると、非常に残念に思っているところです。やはりここは理路整然とことの解決に手腕を発揮する、そうしたサポート体制、住民と行政の信頼関係を後押しする、私は顧問弁護士の存在は非常に大きいなというように思っております。

山形県内35市町村、市町村会に伺っても、肌感覚ではほとんどの自治体は顧問弁護士が契約されて雇用されている。そうしたお話も伺っております。そうした意味からして改めて、私は本町も前向きに対応すべきではないかというように思います。個人の権利を守る人権擁護活動、それから社会正義の実現を使命とする弁護士の存在は先進的な支柱でもあろうし、またその安心感が職員の働きがいや意欲、それから組織に対する思い入れ、それと愛着を担保するものではないのかなというように思っております。ぜひ前向きに対応すべきというように私は思いますので、改めて今回の一般質問の冒頭に申し上げましたように、唯一の行政資源は職員であるということを申し上げました。町長の所見を伺います。

○議長（町野昌弘議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 行政運営においてはまさに職員というのは本当に日々の業務、そして住民、更には来庁者等への対応という中においては、日々、様々な変化の中でも対応していただけるということは、これは、地方公共団体の中においても、やはり基本となるというように捉えております。小林議員も行政の日々の業務における様々な事情というのはご存知かと思いますが、かつては事業所として外部からの様々な圧力とか様々なことがあったというようなことで、当時は行政暴力というような表現がありました。これはやはり警察の力を借りながら、何とか外部からのそういう様々な行政の業務における支障のあるような対応についての様々な機関からの協力があったというような経過もございました。

これが現状においては、やはり職員と対面する日々の業務の中においては外部のみならず、町民からもそのような無理難題というようなケースもあろうかと思えます。そういった部分におけるやはりモラルハラスメントの対応ということについても、町としてはしっかり対応を進めているところであります。日々の業務の中においては、小林議員の耳にも入っているようなケースもあろうかと思えます。しかしながら、そのような状況の中において、どのような対応が必要かといったときにおいては、やはり対応する側の体制、複数で対応するとか、そしてその内容についての記録、更には上司への報告等も含めてどう解決するかといったときにおいては、やはりこれは一番重要なことはスピードです。情報共有を図りながら、いかにその対応を進めるかということが、これからの行政運営においては非常に大きな課題としてあるというようなことからいたしましても、本町でもそのようなシステムの中で迅速な対応を行うということが、内部での共通理解としてあるというようなことであります。

しかしながら、様々なケースを見ますとなかなか困難な事例もあるというようなことで、単にその場だけでの解決を求めていくだけでは解決できないこともあるというようなことからしても、やはり複雑多様化するこれからのモラルハラスメントも含めた対応というのは、やはり行政としてもしっかり対応を考えていかなければならないという時期になっているというように認識をいたしております。

○議 長（町野昌弘議員） 3番 小林茂吉議員。

○3 番（小林茂吉議員） 今の町長の答弁の中で、これからの行政も複雑多様化していく。非常に私もそうなるというように思います。そうであればこそ、そうした手立てはいち早く準備しておくべきかなというように私は思った次第であります。これからも改めて前向きにご検討いただくことをお願い申し上げます。

次に官民データに入ります。どうも先程も答弁がありましたが、令和8年度までにこの官民データとそれからDX推進計画、包括的にしていくという答弁でありましたので、でき得れば私もそれを望んでいるわけでありまして、当局もそうしたこの二つの計画が非常にほとんど同様の文言の列記された計画であるということは認識されてのことだというように私は思います。やはりこれからこうした計画を細かく策定する必要性もないわけでありまして、ぜひそうしたことを包括的にまとめていただければよろしいかと思っております。

それから、このデータ推進もそうですし、またデジタル計画の推進もそうですが、いわゆる官民データに関しては庁舎の中に10名ほどの情報化推進員がいらっしゃいます。この方たちがいわゆるその任に当たっていく。それからデジタル推進計画につきましては、関係課からやはり職員を集めた形で一つのそうした組織化して体制を組んで推進していくということが計画の中に謳われてありますけれども、やはりこれは業務執行上もそうですが、計画の重点的に取り組む事項はまさしく二つの計画が重なっておるわけでありまして、一つの一元化された推進体制を築くべきだというように私は思いますが、いかがでしょうか。

○議 長（町野昌弘議員） 佐藤企画調整課長。

○説明員（佐藤 亮企画調整課長） ご質問の官民データ活用推進計画それから三川町のDX推進計画。この両方の計画について、一応所管課としては企画調整課が担っているわけではあります。この両計画とも全課にわたるというようなところで、ご質問の中にありましたように、各課に配置している情報化推進員など協力を求めながらその業務に当たっているというところでもあります。

一つにまとめた組織体制というようなところでもありますけれども、先程も申し上げましたが、やはり全課にわたるということで、その業務の内容についてもその所管課と企画調整課または町民課と子育ての担当というような、またはそこに企画調整課というような3者が入ってきたりというようなその状況に応じて体制をとっていくというところを現在もしておりますので、より良い計画推進ができるよう柔軟な組織体制で取り組んでいきたいというように、現在は考えております。

○議 長（町野昌弘議員） 3番 小林茂吉議員。

○3 番（小林茂吉議員） ありがとうございます。でき得れば今組織体制に触れておりました

ので、最高情報統括責任者、CIO、チーフ・インフォメーション・オフィサーの副町長から答弁をいただきたいところでしたが、議長の采配もありましたので、尊重させていただきます。

行政手続のオンライン化の状況はどうなっているのかということで、少し関心を持ちました。計画書の中では、令和6年度末までそうした取り組み方針をまとめるということ謳われておりますが、現状をお知らせください。

○議長（町野昌弘議員） 佐藤企画調整課長。

○説明員（佐藤 亮企画調整課長） オンライン化の部分につきましてはKPIとして三つの指標をとっておりますが、そのうち一応項目としてはその三つが現時点では達成済みであるというところになっております。ただ、このKPIの設定時点において、それほど高い目標設定がされていなかったもので、現時点では達成しているということにはなっておりますが、5年計画が経過した時点で大きく社会も動いており、現在そのDX推進計画が今の町の計画では重要視して取り組んでいるところでありますので、引き続きこのオンライン化については継続的に推進し、住民における利便性向上に取り組んでいきたいというように考えております。

○議長（町野昌弘議員） 3番 小林茂吉議員。

○3番（小林茂吉議員） 業務のデジタル化それからペーパーレス化によって時間と場所を選ばない、有効に活用できるテレワークそれからオンライン会議、そうした働き方改革と職場改革に繋げるリモートアクセス環境の整備状況はいかがでしょう。

○議長（町野昌弘議員） 佐藤企画調整課長。

○説明員（佐藤 亮企画調整課長） 現在、三川町のリモートの状況につきましては、コロナ禍を経た中で職員が出勤できない中でも急務、急を要する業務を対応しなければならないというところがあり、個人宅からでもある程度業務ができるような体制は一応構築されておりますが、ただすべての部署においてそれができるといって、そういった部分にはまだ至っていない状況であります。以上です。

○議長（町野昌弘議員） 3番 小林茂吉議員。

○3番（小林茂吉議員） 市区町村ではやはりセキュリティの確保が難しいということなかなか足踏みしているという状況ですが、政令都市をはじめ大きな町になりますとオンラインもだいぶ進んでいるような結果、そうしたものが公表されているようであります。地方公共団体情報システム機構、J-LISの団体が職員のパソコンから役場庁内のいわゆるLGWAN、総合行政ネットワーク接続型のパソコンへのリモートアクセスを可能とする、そうした機能を提供され、LGWANを活用した事業をすでに実施されているそうした自治体もあります。そうした情報はお持ちでしょうか。おそらく役場の中でJ-LISの月刊誌といいますか機関誌といいますか、おそらく持っているのではないのかなと思いますが、そうしたことからそうした情報はつかめていないのでしょうか。

○議長（町野昌弘議員） 佐藤企画調整課長。

○説明員（佐藤 亮企画調整課長） J-LISが発行している冊子については、町の方にも一応無料購読ということで届いてきていたかと思えます。私も少し目にするにはあるんですが、まず担当の方はそれらの部分で情報を収集しているという部分もあります。今ご質問にあり

ました J-LIS が LGWAN に接続するサービスを提供しているという部分については、申し訳ございませんが私は十分把握していなかったところでありますので、担当の方から後程確認をしておきたいというように思います。以上です。

○議 長（町野昌弘議員） 3 番 小林茂吉議員。

○3 番（小林茂吉議員） 町の方も J-LIS のそうした関係がますます深まって予算的にも膨らむ傾向にあります。ぜひそうした関係を築きながら進めてもらいたいなというように思います。J-LIS では専門的な視点からそうした地方支援アドバイザーというものも派遣しておりますし、また運用もしております。サービスの利用の登録をしている自治体は無償になるということでありますが、未登録の自治体はそれなりの実費となるようでありますが、本町の場合はどのような対応をとられているのでしょうか。

○議 長（町野昌弘議員） 佐藤企画調整課長。

○説明員（佐藤 亮企画調整課長） J-LIS につきましては、三川町は構成団体として加入しておりますので、J-LIS が実施するご質問があったようなアドバイザー派遣事業については活用ができるという状況にあります。以上です。

○議 長（町野昌弘議員） 3 番 小林茂吉議員。

○3 番（小林茂吉議員） 時間がないので、最後の空き家に入らせていただきます。空き家問題というものは、いわゆる右肩下がりの人口構造の変化に伴いまして、急速に顕在化された深刻な社会問題というように捉えております。これから先の発生数は増加していきたくらいと思っておりますし、またその深刻さというものも深まると思っております。だからこそ、空き家化の抑制が急務ではないだろうかということも質問させていただいたところです。特に高齢者一人暮らし、それから高齢者のみの世帯においては、プライバシーに配慮しながら将来の住まいの所有者を誰にするか、そうしたものを記載したエンディングノート、終活ノートというものを整備しながら、少なくとも適正な住まいと敷地の管理を続けられる準備というものをしておく時期になったものではないのかなと思っておりますが、所見をお聞きします。

○議 長（町野昌弘議員） 本間建設環境課長。

○説明員（本間 純建設環境課長） 空き家の抑制策に対するご質問でございました。今いただきましたお話のとおり、空き家、特に今一人暮らしを現にされている方に対するアプローチが非常に重要なかなというように我々も関心を持っております。ただ、一方でお話の中にもございましたとおり、非常に繊細な部分というか、やはりご本人がお考えになっていることだけではなくて、そのご家族、離れて暮らす家族ですとか、あるいは相続権者がご兄弟にわたる場合ですとご兄弟がどのように考えていらっしゃるか、そういった部分も踏まえた形での将来像をいかに描くかというところが一つ問題なのかなと思っております。

この件に関しては、私も様々なこれまでの行政経験の中で、一筋縄でいかないケースは多々見てまいりました。一つの例を申し上げますと、その相続されるであろう方々のその人間関係、そういった部分ですでもうトラブルを抱えていて、その考え方に相違がある。やはりそのご本人の意思を尊重すべきというところは理解はできるんですけども、たださりとて一方で、それを実際に片づけるというか始末される方、どのように利活用されるのか、

やはり総合的にどういった方針に移させるのかというのは、やはりそのご家族の問題であって、行政が積極的に関与するというのはなかなか難しいところがあるのかなと思います。逆に行政が関与してしまったがゆえに、そのトラブルを更に大きくしてしまうというリスクも当然はらんでおりますので、ここは非常に慎重な対応が必要になってくるのかなと思います。

エンディングノートのお話がありましたけれども、これについては福祉サイドの中で様々とそういった話というのも出てくるというお話は聞いております。ただ、それもあくまでもそのご本人のお考えの一つでありまして、その後のことをそれで全て網羅するというのはなかなかこれも難しいのかなと思います。特に不動産に関しましては抵当権の問題ですとか、様々な権利関係、そういった部分の整理というのもセットで出てまいります。また、一口に相続放棄と申しまして、その考え方もなかなか単純ではないというのが現状でございまして、これを細かく説明しますと少し時間が限られておりますので割愛させていただきますけれども、そういった総合的なもの見方をしたときに、やはりあくまでもご家族の中で意思統一を図っていただくのが、まずはこれが第一優先事項なのかなというように理解させてもらっているところです。

○議 長（町野昌弘議員） 3番 小林茂吉議員。

○3 番（小林茂吉議員） 町内を見渡しますとやはり19世帯ある町内会の中でも9世帯に人が住まなくなった。空き家化率48%と非常に寂しい感じもさることながら、自治会の運営が非常に明るい展望が見えない、そうした心配もされるところです。これからこの空き家につきましては非常に難しい問題ではありますけれども、自治体として放置することのできないこうした問題をやはり皆さんで共通意識を持ちながら、少しでも前へ進められますことを望み、私の質問を終わります。

○議 長（町野昌弘議員） 以上で、3番 小林茂吉議員の質問を終わります。

○議 長（町野昌弘議員） 以上で、本日の日程はすべて終了しました。
これをもって散会します。

(午後 5時01分)

令和7年第2回三川町議会定例会会議録

1. 令和7年3月12日三川町議会定例会は、三川町役場議場に招集された。

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 志田 徳久 議員 2番 鈴木 淳士 議員 3番 小林 茂吉 議員
4番 土田 市子 議員 5番 小野寺 正樹 議員 6番 佐久間 千佳 議員
7番 砂田 茂 議員 8番 佐竹 優子 議員 9番 鈴木 重行 議員
10番 町野 昌弘 議員

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

阿部 誠 町 長	石川 稔 副 町 長
齋藤 正志 教育 長	高橋 誠一 総務 課 長
佐藤 亮 企画調整 課 長	鈴木 亨 町民 課 長 兼 会計管理者兼会計 課 長
鈴木 武仁 健康福祉 課 長 兼 地域包括支援センター 長	本多 由紀 健康福祉課子育て支援室 長 兼 教育課学校教育主幹
須藤 輝一 産業振興 課 長 兼 農業委員会事務局 長	本間 純 建設環境 課 長
中條 一之 教育委員会教育 課 長 兼 公民館長兼文化交流館 長 兼 農村環境改善センター 所 長	
和田 勉 監査 委 員	庄司 正廣 農業委員会 会 長

5. 本会議に職務のため出席した者は次のとおりである。

加藤善幸	議会事務局長	飯鉢	凜書	記
遠渡	蓮書	記	佐藤裕太	書記

6. 会議事件は次のとおりである。

議事日程

○ 第 3 日 3月12日(水) 午前9時30分開議

 日程第 1 一般質問 5名

○ 散 会

○議長（町野昌弘議員） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

○議長（町野昌弘議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

7番 砂田 茂議員、登壇願います。7番 砂田 茂議員。

○7番（砂田 茂議員）

- | | |
|------------------|---|
| 1. 国民健康保険税について | 1. 国民健康保険税の収納状況から見える課題と対応についての見解を伺う。 |
| | 2. 国民健康保険税制度では均等割の仕組みがあり、子どもの数が多いほど負担が重くなる。負担軽減についての考えを伺う。 |
| 2. 三川町育英奨学資金について | 1. 2023年4月1日から育英奨学資金の貸付けを受けられる範囲に、短大・専修学校（専門課程）、大学院修士課程が加えられ、より多くの学生に利用できるようになった。奨学金というこの制度の考え方を伺う。 |
| | 2. 本町の育英奨学資金制度は利子を付さない貸与型奨学金となっていて、この制度利用する学生とその家族にとっては借金と変わらない。三川町育英奨学資金貸付規則では、人的保証として家族などの連帯保証人が必要とされているが、その考え方を伺う。 |
| | 3. 若者が奨学金の返済に不安を抱かず、学ぶ権利が保障されるよう給付型の奨学金制度への改革も検討されることも必要と考えるが見解を伺う。 |
| 3. 不登校対策について | 1. 不登校はどの児童生徒にも起こりうるものとして捉え、問題行動であると受け取られないような配慮が必要であると考える。支援にあたっては不登校児童生徒やその保護者の意思を十分に尊重しながら行う必要があると考えるが見解を伺う。 |
| | 2. フリースクールなどの民間施設と連携し、必要な支援を行うことについての考えを伺う。 |

本定例会において、通告に従い、一般質問いたします。

質問事項 1、国民健康保険税について。

国民健康保険税の収納状況から見える課題と対応についての見解を伺います。

国民健康保険税制度では均等割の仕組みがあり、子どもの数が多いほど負担が重くなります。負担軽減についての考えを伺います。

質問事項 2、三川町育英奨学資金について。

2023年4月1日から育英奨学資金の貸し付けを受けられる範囲に、短大・専修学校（専門課程）、大学院修士課程が加えられ、より多くの学生に利用できるようになりました。奨学金というこの制度の考え方を伺います。

本町の育英奨学資金制度は利子を付さない貸与型奨学金となっていて、この制度利用する学生とその家族にとっては借金と変わりません。三川町育英奨学資金貸付規則では、人的保証として家族などの連帯保証人が必要とされていますが、その考え方を伺います。

若者が奨学金の返済に不安を抱かず、学ぶ権利が保障されるよう給付型の奨学金制度への改革も検討されることも必要と考えますが見解を伺います。

質問事項 3、不登校対策について。

不登校はどの児童生徒にも起こりうるものとして捉え、問題行動であると受け取られないような配慮が必要であると考えます。支援にあたっては不登校児童生徒やその保護者の意思を十分に尊重しながら行う必要があると考えますが見解を伺います。

フリースクールなどの民間施設と連携し、必要な支援を行うことについての考えを伺います。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（町野昌弘議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 砂田 茂議員に、ご答弁申し上げます。

なお、質問事項 2 の三川町育英奨学資金、質問事項 3 の不登校対策に関するご質問につきましては、教育委員会よりご答弁申し上げます。

質問事項 1 の国民健康保険税に関しまして、1 点目と 2 点目のご質問につきましては、関連がありますので一括してご答弁申し上げます。

国民健康保険は、協会けんぽや共済組合等に比べ加入者の年齢が高く、所得が低い傾向にある上、1 人当たり医療費が高いという構造的な問題を抱えていることから、安定的な財政運営のためには、加入者の状況に応じた税率改正は避けられないものと考えております。

こうした中、本町の国民健康保険税の収納率は、平成 30 年度に都道府県が財政運営の主体となって以降、97%から98%台で推移し、山形県国民健康保険運営方針に掲げられた目標率を上回り、県内でも上位に位置していることから、現在のところ、制度運営上の大きな課題になっているとは捉えていないところであります。

また、国民健康保険税の均等割については、国が示す基準に基づき、所得と加入者数に応じた軽減策を講じているほか、未就学児にかかる均等割の5割を軽減するなど、子育て世帯

の経済的負担の軽減も図っているところであります。

このようなことから、本町といたしましては、引き続き、国、山形県国民健康保険運営方針に従って対応してまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（町野昌弘議員） 齋藤教育長。

○説明員（齋藤正志教育長） 砂田 茂議員に、ご答弁申し上げます。

質問事項2の育英奨学資金について、1点目と2点目のご質問につきましては、関連がありますので一括してご答弁申し上げます。

育英奨学資金制度の考え方は、学習意欲が高く、学業優秀であるにも関わらず、経済的な理由で学費の支弁が困難な学生に対し、支援する制度であり、本町の育英奨学資金貸付条例にも、同様の趣旨が明記されているところであります。また、育英奨学資金を受給するには、連帯保証人が必要となっており、万が一、奨学金の償還が滞った場合に、本人に代わって償還する義務を負っていただく必要があることから、連帯保証人を必要としているところであります。

次に、3点目の奨学金制度を給付型に移行することに関するご質問であります。本町の場合、無利子での貸与型の奨学金となっており、学生が卒業後に償還し、その償還金を基金に積み立て運営しているところであります。この事業を今後も進学等を目指す多くの学生より活用していただくためには、原資となる資金を確保していくことが必要であります。このようなことから、奨学資金を給付型に移行することについては考えていないところであります。

なお、山形県が実施している「やまがた就職促進奨学金返還支援事業」においては、諸条件はありますが、奨学金の返還を支援する事業もあり、その活用についても周知しているところであります。

質問事項3の不登校対策について、1点目の不登校児童生徒に対する配慮と支援に関するご質問であります。文部科学省では、教育機会確保法やこれに基づく指針により、「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策」に基づく取り組みを推進し、学校及びその設置者に、これらの趣旨や関連通知等を踏まえた対応に努めるよう指示がなされているところであります。ご質問のとおり、不登校は、取り巻く環境によっては、誰にでも起こり得るものであり、そのことに対する配慮や支援は、当該児童や生徒、その保護者の意思を十分に汲み取りながら、適切な指導や支援が受けられるよう努める必要があると考えております。

次に、2点目のフリースクールとの連携に関するご質問であります。不登校児童・生徒の支援にあたっては、個々の状況に応じた適切な居場所を提供することが求められています。そのような中で、フリースクールなど民間施設の利用を希望する声も上がってきており、町教育委員会といたしましては、「不登校児童生徒の「指導要録上の出席扱い」に係るガイドライン」を策定し、フリースクールを利用する場合においても、学校長の総合的な判断により「出席扱い」とするなど、その状況に応じた対応と支援を行っているところであります。

また、フリースクールでの相談や指導体制が、適切に行われているかを判断するため、施設への訪問や定期的な状況報告を受けるなど、双方の連携も図られているところであります。

以上、答弁といたします。

○議長（町野昌弘議員） 7番 砂田 茂議員。

○7番（砂田 茂議員） それでは、国民健康保険税について更に伺いたいと思います。以前から国民健康保険税、国保税は年収や家族構成が同じような中小企業のサラリーマンが加入する協会けんぽなどの被用者保険よりも高いという、これは先程町長答弁にもございましたけれども、高いという制度間の格差、そして構造的な問題がある中で、保険税の負担が重過ぎるまたは高過ぎるという声が以前から多く聞かれています。

そうした声がある中で、2023年6月に国保加入者の税負担の軽減のために国保基金を活用してきたが、国保基金の残高が少なくなってきた、制度を維持するためということで税率の改定が行われております。国保加入者は更に税負担が重くなったと思いますが、初めに税率改定が行われた2023年を挟んでのここ数年の本町における国保加入世帯数、この異動状況はどうなっているのか。併せて収納率は先程お聞きしましたけれども、確認のためにそこももう一度お願いしたいと思います。

○議長（町野昌弘議員） 鈴木町民課長。

○説明員（鈴木 亨町民課長） まず1点目の国民健康保険の加入世帯数でございますが、令和4年度が1,644世帯、令和5年度が1,584世帯ということで、それぞれ年度末の数値でございますが、60世帯減少しております。また、収納率につきましては、令和4年度の現年度課税分が98.7%、令和5年度は決算時98.0%というようになっております。以上でございます。

○議長（町野昌弘議員） 7番 砂田 茂議員。

○7番（砂田 茂議員） 同じく税率改定時を挟んでの短期被保険者証の交付状況それから資格証明書の交付状況もお聞きしたいと思いますのでお願いします。

○議長（町野昌弘議員） 鈴木町民課長。

○説明員（鈴木 亨町民課長） まずは令和4年度の短期被保険者証の発行世帯数は11世帯となっております、令和5年度は1件減りまして10世帯となっております。また資格証明書につきましては両年度におきましていずれも0となっております。

○議長（町野昌弘議員） 7番 砂田 茂議員。

○7番（砂田 茂議員） それと国保には法定軽減制度、7割、5割、2割がありますが、この制度の目的、これはどういうものなのかお聞かせください。

○議長（町野昌弘議員） 鈴木町民課長。

○説明員（鈴木 亨町民課長） ただいまご質問にありました7割、5割、2割の法定軽減制度につきましては、低所得世帯の負担軽減ということで導入されておる制度でございます。

○議長（町野昌弘議員） 7番 砂田 茂議員。

○7番（砂田 茂議員） この税率の改定が行われて、法定軽減制度のところでの税負担、これは実際にはどうなったのか、少しお聞かせください。

○議長（町野昌弘議員） 鈴木町民課長。

○説明員（鈴木 亨町民課長） 加入世帯数全体が減少しておりますので、一様の比較というの

がどのように見えるかというのは少しはつきり分らないところはあるのですが、7割軽減の世帯数が、令和4年度が264世帯であったものが、令和5年度は247世帯ということで17世帯減少しております。同じように5割軽減の世帯についても13世帯減少しております。一方で、2割世帯に該当する世帯は6世帯増というようになっているところがございます。以上でございます。

○議長（町野昌弘議員） 7番 砂田 茂議員。

○7番（砂田 茂議員） 異動状況というよりも、法定軽減制度が税率が改定されました。そこで、この法定軽減制度に対象になっている方の実際の税負担というのは重くなったのか、軽くなったのか、そこをお聞きしたいんです。

○議長（町野昌弘議員） 鈴木町民課長。

○説明員（鈴木 亨町民課長） 令和5年度から令和6年度にかけて、7割軽減の基準については変更ございません。一方で5割軽減の部分につきましては、対象の金額が上がりまして、ということで、例えば話を簡単にするために、簡単な数字を申し上げますと、例えば今まで100万円の所得があった方が軽減を受けられなかったという世帯があった場合、5割軽減の基準が上がったわけですので、当然今まで軽減に引かからなかった世帯も引かかるようになるということで、むしろ軽減を受けやすくなるというような仕組みに令和6年度は改正されたというような内容になっております。

○議長（町野昌弘議員） 7番 砂田 茂議員。

○7番（砂田 茂議員） この国保税のあり方を考える上で重要なところでのまた細部までの状況を教えていただきました。もう一つお聞きします。昨年2024年1月から産前産後の一定期間において国保税が免除されるという制度が行われておりますが、その期間は単胎児、多胎児で違うようではございますけれども、一定期間は免除されるというようになっていますが、その一定期間はそれぞれどれくらいになっているのか。また、その期間を過ぎたらどうなりますか。そこをお聞かせください。

○議長（町野昌弘議員） 鈴木町民課長。

○説明員（鈴木 亨町民課長） 申し訳ございません。産前産後の保険料の負担につきましてはすみません、詳しい制度に関する資料を手元に持ち合わせていませんので、お答えしかねるところはあるのですが、おっしゃるとおり、例えば単胎児を妊娠された場合は、出産月の1ヵ月前から出産後3ヵ月間でしたか、そういった期間、妊婦の方の保険料の軽減が受けられると。多胎ですと更にもう少し長い期間の軽減が受けられるという制度になっておりまして、その期間を過ぎますと通常どおり、元どおりの保険料が課税されるというようになっています。以上でございます。

○議長（町野昌弘議員） 7番 砂田 茂議員。

○7番（砂田 茂議員） その期間が過ぎるとすぐに均等割の対象になるということのようです。このように国民健康保険税には世帯の加入者数一人ひとりに同額がかかる均等割があるため、子どもが増えれば増えた分税負担も増える。オギャーと赤ちゃんが生まれ、即税負担がかかるということで、国民健康保険税が協会けんぽなどの被用者保険と比べて高くなる

要因にこの国保しかない均等割があるからで、他にも平等割もありますけれども、この均等割、子どもの数が多いほど税が引き上がるこの制度の仕組みには、今までまるで人頭税だ、あるいは子育て支援に逆行しているなど、こういう批判の声が以前から上がってありました。

これは皆さんご存知だと思います。人間の頭数に応じて課税する人頭税。これは古代に作られた税制と聞いていますが、このようなことで人類史上最も原始的で過酷な税とされているものが、現代の医療制度の中にあると。このこと自体がおかしいなどの強い批判に押されて、国の方でも就学前の子どもの均等割を半額に軽減する仕組みを導入しましたが、これは軽減であって免除ではないと、軽減にとどまっていると。そして就学前の子どものみに限られておりますので、小中高校生に対しては事実上の人頭税のままとなっております。このことで、全国知事会でも、子どもの均等割問題の根本的な解決を図ることを国に求めています。

また、全国各地で子どもの均等割を減額、あるいは免除する自治体独自の取り組みも見られます。本町でも均等割に対する負担の軽減を考えていただきたいと思いますが、改めてここをお聞きしたいと思います。

○議 長（町野昌弘議員） 鈴木町民課長。

○説明員（鈴木 亨町民課長） ご質問の件でございますが、まずは町長答弁にもございましたとおり、国保税の財政運営におきましてはやはり給付とそれからその財源をどうするかという構造的な問題がございます。そうした中で本町といたしましては、山形県、それからこれも国の方針に則って制度運営をすることで国なり県なりからの有利な財政支援を受けられるというところも活用して税負担の軽減も図れるというところもあるものですから、私どもといたしましてはそういった有利な財源、更には加入保険者間での負担と給付の公平性ということも加味しまして、今後も同様の対応をとってまいりたいというように考えておるところでございます。

○議 長（町野昌弘議員） 7番 砂田 茂議員。

○7 番（砂田 茂議員） 中央社会保障推進協議会、この組織は日本の社会保障制度の改善を目指すということで、労働組合、医療福祉関連の団体、女性団体などの組織が集まって共同で運動を進めるという組織なんですけれども、この中央社会保障推進協議会が今年の6月に国保税改善運動交流会を行っております。そこで交わされた議論の中では、一般会計からの法定外繰り入れは厚生労働省も2022年7月25日の事務連絡で法律違反ではないと明記しており、強制的に繰り入れを禁止することはできないということや、全国知事会は法定外繰り入れ等の解消など法改正を含めた対応が進んでいるが、地方の実情に応じた取り組みを阻害することがないよう地方の意見を尊重することという要望書を2022年7月29日に提出していることなど、また、保険料の納入が困難で収納率の低い世帯、低所得世帯、多人数世帯、ひとり親世帯など、これまでに市町村が一般会計からの法定外繰り入れで独自の保険料減免、軽減制度を実施し収納率が向上していると。これを禁止することは、地方の実情に応じた取り組みを阻害するものといった議論が交わされていきました。

そして、そこでの資料の中に18歳までの子どもの均等割の減免を行っている、何らかの減免を行っているところは118の保険者になっていると。これにはここまで努力している

ところがあるんだなと驚いたんですが、山形県内でも新庄市が行っているということでした。昨年の6月から私も日本共産党三川支部で行った町民アンケートの中でも三川町に優先的に取り組んでほしいことは何ですかという複数回答形式での問いに対して一番多かったのも国保税、介護保険料の軽減でした。次に、介護福祉サービスの充実、そして高齢者等の交通手段の確保、子育て支援、若者の雇用対策とこういう順で続いておりましたが、このアンケートに表れているように、国保税の軽減を求める声が多くありました。

このアンケート調査の結果を集約し、7項目を重点要望として、昨年9月に町長の方に提出しておりますが、その中でも国保税の軽減を挙げておりました。これまでも町長からは全国町村会等で国に要望していると伺っております。引き続き国に対して国庫負担の増額を要望していただきたいと思いますが、町長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（町野昌弘議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 砂田議員からは、再三再四、国保税に対しての負担軽減というようなことでの提案をいただいているところでもあります。このようなことをやはり山形県町村会としても、国に対して国庫負担の増額、そして現在の都道府県単位での国保事業の運営ということからいたしますと、やはり各市町村の納付金というような形がそれぞれ負担というものがあるという形で軽減措置等も含めて運営を行うかということに関しましては、将来的なこの都道府県の保険者という部分についても、やはり県内35市町村もその方向で進めているところでもあります。これはまさに加入者数の多い少ないというようなことが、やはり国保運営においては一番の大きな課題というようなことであつたわけでありますので、その点については今後、山形県が国保の運営主体というようになった場合における県内全体の加入者という部分において、どれだけの軽減措置を図りながら負担を軽減していくかというようなことは、これは当然、保険者としての努力ということもあろうかと思ひます。

こういう中において先程答弁申し上げましたように、本町においては非常に納付率も県内の市町村の中でもトップクラスにあるということからすれば、真面目に運営をしてきたそれぞれの自治体というものが、やはり将来県一本化になった場合の負担をある面において、平準化するといった場合においては、本町の負担が往々にして増える、増加するという可能性もないとも言い切れないというような部分があるわけでありますので、その点については三川町としても様々な軽減策を講じながら、先程も申し上げましたように、加入者に対しての様々な対応ということを進めながら、今後の県の国保運営の事業者に対しての様々な一本化に対しての町としての意見も言っているというようなことでありますので、ご理解いただきたいと思ひます。

ただ、砂田議員が言われますように、やはり国がこれからの社会保障、とりわけ国保税、介護保険料というものに対しての対応ということからすれば、やはり国が将来的なこの高齢化の進行、そして2025年問題ということも併せて、これからの社会保障はしっかりとした対応をしてもらうべきというようなことで、県内の町村でもそのようなことは国に対しても働きかけていきたいと、このように考えているところでもあります。

○議長（町野昌弘議員） 7番 砂田 茂議員。

○7 番（砂田 茂議員） ありがとうございます。国からは社会保障ということをしっかり考えていただきたいと私も思っております。現在も物価の高騰が続いている状況。これはいつまで続くのか、どこまで物価が上がっていくのか、そういう声が多く聞かれます。そんな中で自営業者、年金生活者、非正規労働者など国保に加入する人たちの暮らしを圧迫し、とりわけ少子化が社会全体の課題と言われる中で、この均等割があるため、子どもが多いと国保料が高くなる。これは子育て支援に逆行するものではないかと思えます。子育てに優しい町、安心して子どもを出産して育てる喜びも感じられて、三川町が子どもたちの声でにぎやかになって、そしてそれを見ている高齢者の方々もにこやかになる。そういうことから国保料の軽減、特に均等割の軽減については更に検討していただきたいと申し上げまして、次の質問に移ります。

三川町育英奨学資金についてお聞きします。教育長の答弁にもありましたように、私も学習意欲のある学生が経済的な理由などで進学を諦めなくてもいいように支援する。こういう制度だと思っております。三川町育英奨学資金貸付制度では先程述べました質問用紙でも貸し付けを受けられる範囲が高等学校、高等専門学校、短大・専修学校（専門課程）そして大学・大学院修士課程となっていますが、それぞれの奨学金の貸し付け状況、この奨学金制度を利用されている人数ですけれども、それぞれのくらの人数になっているのかお聞きしたいのと、近年の利用者の推移も併せてお聞かせください。

○議 長（町野昌弘議員） 中條教育課長。

○説明員（中條一之教育課長） ご質問がございました育英奨学資金の貸し付け状況及びその推移ということでございますけれども、本町の育英奨学資金につきましては令和5年4月1日から条例を改正いたしまして、一部専門学校であったり、また大学院等についての拡大を図りまして、現在貸し出しを行っているという状況でございます。その中で貸し付けの状況といたしまして、ここ3年間の単年度ごとの貸し付け状況につきましては、令和5年が大学の方が6件、高校が1件、令和6年が大学が6件、大学院の方が1件、令和7年度これからの貸し出しの予定でございますけれども、大学の方に5件、それから専門学校の方に3件というような現在の推移でございます。

令和6年度現在の貸付状況、令和6年度ではこれは今現在貸し付けしている方々が22件ありまして、そのうちトータルで大学の方に進学された方の貸し付けが19人ということで、全体の86%を大学に進学された方々がこの育英奨学資金を活用されているという現在の状況でございます。

○議 長（町野昌弘議員） 7番 砂田 茂議員。

○7 番（砂田 茂議員） ありがとうございます。本町の奨学金制度ですけれども、海外の学校へ入学する場合、外国の学校ですね。そこに入学するまたは留学する場合、海外の高校や大学などで学ぶ場合もこの制度を利用できるのかお聞きしたいと思います。

○議 長（町野昌弘議員） 中條教育課長。

○説明員（中條一之教育課長） 海外の大学等に留学する場合、こちらの方の留学という場合は日本の大学の方に進学をされている中で、一定期間、海外の大学に留学するということが考

えられるのかなというように思います。それに関しましては、町の育英奨学資金を活用して日本の大学に在学しておりますので、育英奨学資金はそのまま貸し付けの方は受けることは可能でございます。ただし、4年間という上限がございますので、その期間の中での貸し付けというようになります。

また、海外の大学に進学ということで、高校からすぐに海外の大学に行かれる場合、また編入ということで大学の途中から海外の大学の方に編入される場合のパターンなども考えられるわけですが、こちらに関しましては本町の育英奨学資金の条例にも明記されているんですけども、貸し出しする際の学校といたしましては、学校教育法の第1条に規定されている大学というようになりますので、その中に海外の大学は対象外というようになります。したがって、進学として海外の大学に行かれる場合、また編入される場合につきましては、本町の育英奨学資金につきましては対象にならないという状況でございます。

○議 長（町野昌弘議員） 7番 砂田 茂議員。

○7 番（砂田 茂議員） 対象にならないというお答えでございました。ただ、奨学金の考え方からすれば学習意欲が高く、学業優秀の学生の学習支援という趣旨からいたしますれば、国内海外を問わず支援するにあたるのではないかと思いますのですが、もう一度確認させてください。

○議 長（町野昌弘議員） 中條教育課長。

○説明員（中條一之教育課長） 海外の大学につきましては、先程も申し上げましたとおり日本の学校教育法という法律の中で定めている部分の学校に該当しないものについては、本町の場合の育英奨学資金の貸し出しの条件といたしましては対象にならないというようになります。ただ、そういった海外の大学で学びたいという志のある学生に関しましては、日本の様々な制度の中で、例えば独立行政法人の日本学生支援機構でありますとか、笹川平和財団等々の民間での貸し付けなども行っているという実態がございますので、様々諸条件はございますけれども、そういった中での海外の大学で学ぶという部分についての学費の貸し付けといったものは行われているということは、現在の国の中での制度といたしまして、あるというように認識をいたしているところでございます。

○議 長（町野昌弘議員） 7番 砂田 茂議員。

○7 番（砂田 茂議員） 本町の国際交流支援事業では、アメリカ、マクミンビル市との交流など以前は訪問しておりましたけれども、現在ではオンラインでの交流となっておりますが、そこでは国際感覚豊かな子どもの育成に取り組むとも言うております。それからすれば、海外での学び、学業にも対象を広げることにはこれは私は矛盾しないと思いますし、むしろ積極的な支援によって国際感覚豊かな人に育っていくのではないかと思います。これからの子どもが活躍の場を広げられるような視点に立って国際感覚豊かな子どもの育成に取り組む、これは今後、もっと柔軟に検討していただければと思います。

次に貸与型という奨学金制度によって、連帯保証人が必要になっているということについてお聞きします。日本学生支援機構の奨学金の返済額が2021年度末で約9.5兆円となっており、15年前に比べると2倍にも膨れ上がったことが明らかになっております。在学中の学

生からは将来奨学金の返済があるから結婚も出産も考えられない。奨学金返済中の女性は、結婚したときは夫と合わせて多額の借金、奨学金の返済があった。今も生活費に余裕がない。子どもには奨学金を負わせたくない。更に連帯保証人となっている家族には負担を負わせたくないなど、悲痛な声が新聞紙上に載っておりました。

返済負担が日頃の食事や医療機関の受診を控えるなど、日常生活の重荷になっているという労働者福祉中央協議会の調査もあります。今の貸与型奨学金制度、連帯保証人が必要とする制度は、自分の借金で経済的な問題だけでなく心理的な負担も負わせる、こういう様々な証言の中に、こういう心理的な負担も負わせる制度になっているのではないかと思います。その辺についてのお考えはどうでしょうか。

○議長（町野昌弘議員） 中條教育課長。

○説明員（中條一之教育課長） 奨学資金の貸し付けをもって志を持って大学等に進まれる学生がいらっしゃいます。この育英奨学資金という制度そのものがあるということで、そういった学校への進学等を決心して、将来の夢を描いてそれぞれ大学での学びというものに向かっていく子どもたちもいるというようにも思うところでございます。確かに奨学資金につきましては、それを借りることによっての負担という観点から、償還の義務というのが当然発生をいたします。それはやむを得ないことなのかなというように思うところでございますけれども、まずは無利子での貸し付けであるというような観点もございまして、償還計画もあらかじめしっかりと立てていただいて、無理な貸し付けなどは行わないような形で、ご検討いただきながら、この育英奨学資金を有効に活用してそれぞれの学びに役立てていただきたいというような思いでございます。

○議長（町野昌弘議員） 7番 砂田 茂議員。

○7番（砂田 茂議員） 少しショックな調査結果がありました。2022年の自殺者のうち、奨学金の返済を苦に自殺したと考えられる人が10人いたというこういう報道がありました。これはそもそも学費が高すぎるものが、これは根本的な問題だとは思いますが、1970年から2020年のこの50年間で大学の授業料の推移を見ますと国立が1万2,000円、私立が約9万円だったのが、この50年間で国立が約53万円、そして私立が約93万円と国立大学では50倍、私立大学では10倍に上がってきました。その間の消費者物価指数の上昇は3倍程度なのに、学費が高くて親に申し訳ない、頑張っただけで入学した学生たちに親に申し訳ないと思わせてしまうほどの学費の高さ、これは本当に異常だと思います。

中には借金を負うことで、高等教育の機会を諦める人も多くいるのではないかと思います。奨学金の返済はそれぞれの区分で年数が決まっているようではございますけれども、就学してからその年収によって返済を猶予するあるいは返済額を決めるというような考え、つまり返済に困ったとき、経済的なリスクが発生した際に安心を提供する、いわばセーフティネットも考えていただければと思いますが、この辺のところのお考えはどうでしょうか。

○議長（町野昌弘議員） 中條教育課長。

○説明員（中條一之教育課長） 返済に対しましてのセーフティネットという考えでございまして、まず本町の育英奨学資金の貸し付けにおきましては大学等を卒業されてから、

まず1年間の据置期間ということで卒業されてからすぐに償還が始まるというものではございません。1年間の据置の中で、それぞれの仕事などにお就きになられてから安定した中で償還が始まるという形態でありまして、更には償還年数につきましても借りた期間よりも長く償還年数等も設定をすることができます。

最大で大学で10年、それぞれ短大、専門学校等で6年等となっておりますけれども、借入時よりも長い年数での償還が可能となっておりますし、その支払いの方法につきましても隔月払いでありますとか、半年または年払いでの年での償還ということも可能でございます。無理のない範囲での償還方法、償還計画を立てていただいて、それぞれ貸し付けをされた方々からの償還をいただいているという状況でございます。仮にどうしてもやむを得ない、例えば体調を崩されてとか、何かの都合で一時的に支払うことができないというような状況が生じた場合には、遅延等が起こった場合でも、町の方での連絡等をいただいた中で一定の猶予はございますので、その辺についてはその都度ご対応させていただいているところでございます。

○議 長（町野昌弘議員） 7番 砂田 茂議員。

○7番（砂田 茂議員） 状況によって対応していただけるというように受け取りました。テレビや新聞紙上でも103万円の壁、こういう話題が取り上げられておりましたけれども、その中でも学生のアルバイトについても話題に上がっておりました。全国大学生生活協同組合連合会が行った大学生の生活実態調査では、アルバイトなどしている大学生は76.8%となっていて、過去10年間で最多となっていると公表しております。物価高や奨学金返済の不安を背景に、生活費やお金に悩む学生が多くいると理解できます。学業とアルバイトのバランス、これが心配されている状況にあると思います。

そんな中で、大学の授業料、今値上げされようとしていることに学ぶ権利が脅かされると、各地で学生が反対の声を上げております。お金の心配をしないで学べる環境を考えていくことをお考えいただきたいし、給付型の奨学金、これをぜひ今後検討していただきたいと思っております。そして、やはり教育によって利益を得るのも、私は社会全体だと思っております。若者は未来への希望だと思っておりますし、多額の借金を抱えて社会生活をしなくてもいいように今後お考えいただきたいと思っております。

不登校対策について伺います。小中学校の不登校児童生徒数は11年連続で増加し、全国で34万6,000人になっており、県内でも2,000人が学校に通えていない状況にあると伝えられています。この地域、近隣の鶴岡市でも不登校児童生徒数は増えているとのことでしたが、本町の不登校の児童そして生徒の数はどうなっているのか。また、学校に通えていない子どもは増加傾向にあるのか減少傾向にあるのか。初めにお聞きしたいと思います。

○議 長（町野昌弘議員） 中條教育課長。

○説明員（中條一之教育課長） 本町の小学校それから中学校の児童生徒に関しての不登校の状況でございますけれども、新型コロナウイルスが少し収束してからの令和5年から特に不登校児童の生徒が増加している傾向ではございます。この場で学校によっての人数等の公表は少しできないところをご容赦いただきたいというように思いますが、やはり全国のそう

いった不登校児童生徒数の増加に伴いまして、本町でもやはり数字的には増加傾向にあるという状況でございます。それでも本町といたしましては、様々な対策を講じながら、不登校児童に不登校とまらないような対応を小学校、中学校が連携をし、様々な専門的な方々の配置などを行いまして、対応しながら指導援助しているという現在の状況でございます。

○議長（町野昌弘議員） 7番 砂田 茂議員。

○7番（砂田 茂議員） 本町においても増加傾向にあるということでもございました。3月7日発行のコミュニティ新聞に掲載されておりました「県立こころの医療センター開院10周年」この記事によりますと、子どもの外来患者が増えていると。こども・思春期外来にも力を入れていることから、子どもの患者も多いと。2023年度のこども・思春期外来の延べ患者数は3,046人、新規の患者数は144人と年々増加傾向にあると載っておりました。苦しい思いをしている子どもが増えていると読み取れると思います。

文部科学省は誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策、この中で不登校ほどの児童生徒にも起こり得るものとして捉え、問題行動であると受け取らないような配慮が必要、支援にあたっては不登校児童生徒やその保護者の意見を十分に尊重しつつ行う必要がある。これについては最初の質問でお聞きしました。ご答弁もいただきました。もう一つお聞きしたいと思います。児童生徒によっては不登校の時期、不登校の時期が休養や自分を見つめ直すなど積極的な意味を持つ、こうも文部科学省で言っています。児童生徒によっては、つまり子ども一人ひとりの状況によっては、不登校の時期も積極的な意味を持つ。子どもにとっては大切な時間、時期だと受け取られるのではないかと思います、いかがお考えでしょうか。

○議長（町野昌弘議員） 中條教育課長。

○説明員（中條一之教育課長） 不登校児童生徒にとって、その時期が大切な時間というようなお話でもございましたけれども、確かに不登校になってしまった児童生徒にとりましては、その時期が非常に大切な意味がある時期というように私としても我々としても捉えているところでございます。不登校になってしまった背景には、様々な要因があるというように思われまして、親子での関係の問題であったり、または学校での人間関係の問題であったり、更には日常的な不安であったり、体調不良など様々な要因が考えられる中で、その児童生徒が疲弊をしてしまったような状態で学校に行くということが本当にいいことなのかどうか。そこでやはり心身的にも疲弊をした中で意欲も低下している状況であるとすれば、まずは休息が第1歩であるというようなことも、その意味としてはあるのかなというように思うところでございます。

文部科学省の方でも指導がありますが、無理にその学校に行かせるということがすべてではないですし、一般の児童生徒と同じようにすべて生活を行うということが正解ではないというように言っているところでございます。それぞれ一人ひとりの状態に応じまして、そこをしっかりと見極めながら本人の思いを酌み取った形での対応というものがまずは必要であるというように認識をいたしているところでございます。

○議長（町野昌弘議員） 7番 砂田 茂議員。

○7 番（砂田 茂議員） ありがとうございます。フリースクールについては、先程お聞きしました。不登校の対策という難しいことを考えていく上である意味基本となるお考えをお聞きすることができたと思っております。かねてより教育長がおっしゃっておられる学びが楽しい、また明日来たいな、これがどの子どもがそうなるように、また学校以外の場所でも子どもの居場所ということを考えていく上でも、ここでのこの課題についての議論は少し短かったですけれども、そのことを考えていく上で土台となるお考えをお聞きすることができたと思います。子どもたちのために引き続き議論していきたいと申し上げ、私の質問を終わります。

○議 長（町野昌弘議員） 以上で7番 砂田 茂議員の質問を終わります。
暫時休憩します。 (午前10時24分)

○議 長（町野昌弘議員） 再開します。 (午前10時50分)
次に、1番 志田徳久議員、登壇願います。1番 志田徳久議員。

○1 番（志田徳久議員）

- | | |
|-----------------------|---|
| 1. 地域の活性化対策について | 1. 新型コロナウイルス感染リスクで事業の延期や縮小により地域の繋がりが希薄化した。社会活動を活発にする方策の考えは。
2. 地域おこし協力隊を募集し、活動を支援して三川町を活性化させる考えは。
3. 三川町の基幹産業である農業においても組織のなり手不足で弱体化が心配されるが、その対策は。
4. 若い人たちが三川町に誇りをもち、将来、故郷に住むように三川町70周年記念ガイドブック「なかなか」を高校生が卒業する際に贈呈すべきでは。 |
| 2. 安全安心のまちづくりに
ついて | 1. 冬期間の交通確保のためにも町道等に防雪柵が必要だが設置計画の考えは。
2. 長年、狭隘な「両田川橋」の架け替えが望まれてきたが計画の進捗状況とこれからの山形県等への要望活動は。
3. 通学、通勤の安全確保のためにも危険箇所の確認、パトロールの状況と課題をどのように捉えているか。 |

4. 防犯カメラの設置に対する学校、住民の要望状況と設置計画は。

令和7年第2回三川町議会定例会において、通告に従い質問いたします。

初めに、地域の活性化対策についてであります。

猛威をふるった令和の新型コロナウイルス感染は、ワクチン接種や感染予防の徹底などにより、元の日常生活に戻りつつあります。これまでの関係各位の努力に敬意を表すものであります。

新型コロナウイルス感染リスクで事業の延期や縮小により地域の繋がりが希薄化しました。社会活動を活発にする方策の考えは。

次に、地域おこし協力隊を募集してその人の活動を支援して三川町を活性化する考えは。

続いて、三川町の基幹産業である農業においても組織のなり手不足で弱体化が心配されますが、その対策は。

また、若い人たちが三川町に誇りをもち、将来、故郷に住むように三川町70周年記念ガイドブック「なかなか三川町」を高校生が卒業する際に贈呈すべきでは。

二つ目として、安全安心のまちづくりについてであります。

冬期間の交通確保のためにも町道等に防雪柵が必要だが設置計画の考えは。

次に、長年、狭隘な「両田川橋」の架け替えが望まれてきましたが計画の進捗状況とこれからの山形県等への要望活動は。

続いて、通学、通勤の安全確保のためにも危険箇所の確認、パトロールの状況と課題をどのように捉えているのか伺います。

最後に、防犯カメラの設置に対する学校、住民の要望状況と設置計画を伺い、答弁により自席より再質問いたします。

○議長（町野昌弘議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 志田徳久議員に、ご答弁申し上げます。

質問事項1の地域の活性化対策について、1点目の社会活動を活発にする方策に関するご質問ですが、コロナ禍を経験したことにより人々の生活様式や意識、考え方が大きく変わり、このことが人と人との関わり方にも影響し、結果として、地域の繋がりの希薄化に結び付いているものと捉えております。このことは、個人・団体等の自主的で自立的な社会活動が停滞していることにも大きく影響しているものと認識しているところであります。私たちの日常生活を豊かで、かつ安心なものにするためには、人と人との繋がりで成り立つ社会活動はなくてはならないものと捉えております。このような社会活動を活性化するためには、現在の状況について、関係者自らが自分たちの課題であるという意識を共有することが第一義であり、その上で、町としてできる支援策を検討してまいりたいと考えております。

次に、2点目の地域おこし協力隊の活用に関するご質問ですが、この地域おこし協力隊の制度は、地域が抱える課題解決や地域を活性化させるための制度であり、更には定住

にも繋げる目的もあります。この取り組みにより隊員は、自分の能力・才能を生かした活動ができることや理想とする暮らし・生きがいを発見できるメリットがあり、地域にとっては、外部の視点を獲得できることや隊員の熱意と行動力により地域に刺激を与えてくれること、更に自治体にとっては、行政ではできなかった柔軟な地域おこしや地域の活性化が期待できることから、全国各地で実施されているところであります。

本町におきましては令和3年度以降、隊員を配置していないところでありますが、制度を実施するにあたりましては、隊員がやりたいことと町の抱える課題をどう結び付けるかが重要な点であることから、地域の求めるテーマを的確に設定することが成功のポイントであると考えておりますので、隊員の必要性や期待される効果を十分に検証した上で判断してまいりたいと考えております。

次に、3点目の農業組織のなり手不足に関するご質問であります。この解決策といたしましては、まずは、農業従事者を増加させることが何より重要であると考えております。その対策としては、若手農業者や新規就農者を増やす取り組みとともに、農業所得の向上、労働時間の短縮、法人化による規模拡大と労働力の確保などが考えられるところであります。

このようなことから、具体的な取り組みとしては、「地域計画」の作成と「目標地図」による経営戦略の策定、「新農業所得構造改革推進事業」による農業所得の向上に主眼を置いた強い経営体を目指す取り組み、スマート農業の導入による農作業の効率化を推進しているところであります。更に、法人設立までの情報提供や事務補助などの支援、研修会の実施、農業技術に関する学習機会の提供など、多様な形態で農業従事者の増加と、組織の担い手の確保に繋がるよう取り組んでいるところであります。

4点目の70周年記念ガイドブック「なかなか三川町」の贈呈に関するご質問であります。今回作成したガイドブックの部数は1万5,000部であり、町内全戸に配布したほか、町内外の公共施設や観光施設のほか、首都圏などにも置いて自由に持ち帰ることができるように対応する予定であります。更には、3月下旬に庄内地域の高校2年生にも配布を計画しているところであり、この冊子を通して、三川町をより知っていただきたいと考えております。

次に、質問事項2の安全安心のまちづくりについて、1点目の町道等への防雪柵の設置に関するご質問であります。主要地方道藤島由良線の防雪柵工事については、県当局より計画的に実施していただいているところであり、今年度までに計画区間471mのうち250m程度の整備を終える計画であるとの情報を得ているところであります。また、町道については、町道横川横山線の防雪柵整備事業を令和2年度まで実施してきたところでありますが、同路線の舗装改良工事を優先し実施していることから、現在は中断しているところであります。

ご質問のとおり、冬期間の交通確保は町民の生活維持に欠かすことのできない重要な行政サービスの一つであります。近年の温暖化による暖冬、小雪傾向を踏まえると、防雪柵の必要性については、その維持コストも踏まえ慎重に検討する必要があるものと認識しているところであります。

次に、2点目の両田川橋の架け替えに関するご質問であります。令和6年3月に山形県が公表した山形県道路中期計画2028の改訂版におきまして、両田川橋の架け替えが代表箇所

に位置付けられ、今後5年間で架け替えに向けた調査に着手する計画となったところであり、今年度は県と町が事務レベルで諸課題を共有し、県において調査費用の予算化に向け取り組んでいただいたところでもあります。

今後は早期事業化の実現に向け、引き続き県への要望活動とともに、主要地方道庄内空港立川線整備促進期成同盟会などを通じて、町民の気運醸成にも取り組んでまいりたいと考えております。

次に、3点目の危険箇所の確認等に関するご質問ですが、通学路については、町PTA連合会からの要望などを踏まえ、関係機関と連携しながら安全の確保に努めているところであり、また、職員による定期的なパトロールを実施し、異常等が認められた場合には速やかに必要な措置を講じているところでもあります。更に、町内会や一般の町民の方々から通報をいただいた場合も同様に対応しているところでもあります。

次に、4点目の防犯カメラの設置に関するご質問ですが、本町におきましては、役場のほか、学校や保育園・幼稚園、いろり火の里等にも防犯カメラを設置し、地域の防犯力向上と犯罪抑止に努めているところではありますが、町全体を調査しての設置計画は策定していないところでもあります。

このような中、近年、町において学校や住民からの直接的な設置要望は受けていないところではありますが、今後、設置箇所を特定した具体的な要望が出た場合には、個別に対応してまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議 長（町野昌弘議員） 1番 志田徳久議員。

○1 番（志田徳久議員） まず初めに地域の活性化についてであります。答弁にあったとおり新型コロナウイルスの影響で生活様式等が変わりまして、人の繋がりがなかなかできなくなって、そしてそれらは自分たちの課題として捉えるべきというような答弁がありました。これは町内会等においても行事等する場合、例えば様々なものあるわけですけれども、従来の町民大運動会等も今は午前中で終わってしまうとか、町民の参加種目が少ないとか、様々出ておりまして、地域を繋げるものがだんだんなくなってきていると。実際それらを企画する側は前年のとおりにやれば良いと思っているのかは分かりませんが、前年と比較して前年のとおりと比べると、これはコロナ禍でできなかった分、延期した分、縮小した分があるわけです。それらを例えば今言ったとおり町全体でもこういうものは私は感じます。これらについて前のように人の繋がりができるような、担当の負担は大きくなるわけですが、やはり住民のための自治体でありますので、その考えをいま一度伺います。

○議 長（町野昌弘議員） 佐藤企画調整課長。

○説明員（佐藤 亮企画調整課長） 町内会などでの活動、事業を通して地域に住む人たちが繋がりをもち、関わりを持ち、コミュニティを形成しているというところについては、ご質問のとおりかと思えます。ご質問の中でありました、例えとしてありました、町民大運動会ですが、こちらについては三川町がこれまで各地域のコミュニティ活動の活性化を図る目的で長年続けてきた事業であります。残念ながらコロナ禍において中止せざるを得なかつ

たり、規模を縮小したりというようなことで対応してきました。昨年度も、この町民大運動会は開催しようかと思ったんですが、天候の関係で残念ながらできなかったという状況であります。

そういったことで、来年度、令和7年度に向けて教育委員会の方としては、またこの町民運動会を開催するということ考えておりますが、この開催にあたりましては実行委員会形式で行っているところであり、それら実行委員の意見または町内会長方の意見などを取り入れながら、どのような形が良いのかということで計画をしているところであります。令和7年度も半日で開催する予定ではありますが、令和8年度以降1日の開催にするのかどうか、そういった部分については、皆さんの意見を聞きながら開催計画を立てていくことになるかと思われまます。そういった町の行事に対して、住民の方々から多く参加していただくよう、各町内会からも呼びかけていただきながら、コミュニティ形成に結びつけていただければというように考えております。以上です。

○議長（町野昌弘議員） 1番 志田徳久議員。

○1番（志田徳久議員） 今町民大運動会を例にしての答弁ございましたけれども、やはり正直実行委員会とか様々なものに携わる人にとっては楽な方を選びがちであります。一度そういうことを経験していますので、ただ家庭教育とか様々なものを考えれば、家族の方が作ってくれたお昼の弁当を家族でテント等でも体育館等でも一緒に囲んで食べるというその繋がりも私は価値はあったのではないかと思います。そういうことも念頭に置いて実行委員会等で検討してほしいと思います。

続きまして、地域おこし協力隊であります。今答弁にあったとおり、三川町では一度協力隊員はいましたけれども、答弁によれば令和3年以降いないということであります。どうしても観光をメインにした場合、大きなイベント等は、三川町はないわけであります。それで何もない町から当時の若者は、方言に目をつけて、全国方言大会等を行って全国にアピールしたわけであります。やはり何にもないというところから、また、外部の人が感じるのではないかと、地元に住んでいますとなかなか分からない点も、外部から来た人間にとっては三川町の良さをアピールするものを発見できるのではないかと思います。今外部からの協力隊の感覚というか、先程目的を述べられましたけれども、もう一度お願いします。

○議長（町野昌弘議員） 佐藤企画調整課長。

○説明員（佐藤 亮企画調整課長） 町長答弁にもありましたけれども、この地域おこし協力隊につきましては、自治体、町が主導で行うというよりは、やはり地域との関わりが非常に大切でありますので、そういったところで地域からこのような活動をしたいけれども、地域おこし協力隊を選んでいただけないか、配置していただけないかというような声があれば、本当に即対応したいというようには考えております。今、例として全国方言大会というような例もありましたが、そういった地域に根差した活動を更に復活させる、もしくは発展させるというような活動がテーマ設定ができれば、そういった部分、選定に向かいたいというようには考えております。以上です。

○議長（町野昌弘議員） 1番 志田徳久議員。

○1 番（志田徳久議員） 庄内地方は三川町を除けば地域おこし協力隊が活動をしていて、土曜日の午前中のラジオ番組でドンキー佐藤と三川町に縁のある泰子さんがトークで紹介しております。その紹介により協力隊が行っている事業が山形県内PRになっているわけであり、やはりその人の取り組んでいる内容を県内に紹介することは無料でできますので、やはり三川町でもこれはというもの、住民が気づかないもの、外部から来ればこんなにすばらしい三川町があるということをアピールできる場でもありますので、大いにこれらを進めてほしいと思います。

私は1回、最上町にお邪魔したとき、やはり最上町の協力隊員が最上地方の食材を使ってぼた餅を作って販売しておりました。ぼた餅といえば隣の戸沢村のぼた餅が有名ですが、最上町にはこういう有名なものがあるとしても、また別個の発祥で真室川町で最上地域の食材を使ったぼた餅を作って販売していると、どうしても地元の人にはこれはあるからあと入る余地はないと思いがちですが、外部の人から見れば、これを食材として使えばということで、そういう発想も出てきますので、こういう点も利用すべきではないかと思っておりますので、今後の参考にしてほしいと思います。

続きまして、農業関係の組織になりますけれども、私自身も農業を長年続けさせていただいております、続けておりますとどうしても農業に関係する組織が多くあります。今ここで固有名詞を述べていいのかわかりませんが、農業という例えば共済組合、農協、土地改良区等、用水の協議会等々たくさん出てきます。農業に携わるとそれらの責任上、役員の充て職的なものがきたりいたしまして、せつかく農業をやろうと思う人、若い人が出ると、この若い人に待っていましたというように、役員のお願いが行くという状況に実際なっております。それらを町側は自ら解決すべきというような考えのようではございますけれども、こういう良い例はないのか、例えば、ここに山形県庄内地方は生産組合とかあるわけではございますが、同じ国内でも西側の方はこういう組織がありませんで、今保全活動等で国が進めておりますが、こういう何か良い例を見つけて紹介するような考えはないでしょうか。

○議長（町野昌弘議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） ご質問にありました件につきましてですけれども、町長答弁にもありましたが、国民自体の人口が減少する中で、農業従事者の数も減少しているという状況でございます。こちらにつきましては、若干古い資料になりますが、2013年に194万人だった農業人口が2022年に138万人まで約55万人を超える方が農業従事から離れていると、農業人口が減少しておるという状況でございます。お話がありましたとおり、農業に限らずですけれども、それぞれの業界の中には関係する団体等もございまして、その団体を運営することによって、それぞれの業界、事業関係が円滑に運用されておるというように認識をしているところでございます。

農業につきまして、町長答弁にもありましたが、大前提としては減少傾向にあります農業人口を増やすことによって、その農業という事業体に様々あります関係団体についても、その維持存続を図る必要があるかというように考えておるところでございます。先程の例にもございましたが、大きく、例えば生産組合でありますけれども、全国的には生産組合とい

う組織が存在をしないという状況があるということも承知はしておるところでございますが、それぞれに生産組合という形をとらなくても、いわゆる互助的な団体として共同作業を行っておるという状況はあるようでございます。その意味では、東北地方、特に庄内地方においてはある意味、生産組合の組織が非常に強固な形で組織化なっているというところは農業という事業を展開する上では非常に強力な意味を持っておるというように考えておるところでございます。

ただ、お話がありましたとおりに、様々な団体につきまして、同じ人にいわゆる役職等が依頼をされるという状況。これは農業に限らず本町の場合は、本町に限らずですけれども、人口の少ないところにつきましては、農業に限らず、様々なまちづくりでありますとか、あるいは教育関係もそうですけれども、様々な団体について重複をして役職をお持ちになるという状況が発生をしているというところでございます。その部分につきましては、これも繰り返しになりますけれども、まず第一には組織の構成人数の増加ということで、重複する役職の負担を軽減していくような形で、現時点ではご質問にありました新たな形というところのご紹介はこちらは少し調査不足で承知はしておらないところでございますが、今後もしそのような新たな形として負担軽減が成立するようなものがあれば、こちらにつきましては情報収集をしてまいりたいというように考えておりますが、現時点ではそのような情報を持ち合わせておらないというところでございます。

○議 長（町野昌弘議員） 1 番 志田徳久議員。

○1 番（志田徳久議員） 先程の町長答弁、今の課長の答弁もありましたけれども、実際見ますと町で進めようと私は感じているのは専業農家という前提のもとに行っているのではないかと。現実には兼業農家をしながらも認定農業者等になって農業を続けているということで、やはりそれらの人々はこの地域の担い手であります。でも、その若い人たちは兼業ですので家族や家庭のことで精一杯ですということでもあります。なぜかと言うと核家族化が進んで、前は子どもがいても同居者の親が子どもの面倒を見てくれるので、勤めながらも様々な活動ができたけれども、核家族で暮らしている中、子どもも見なければならぬということになりますと、組織活動に従事する時間等がないというのが現状であります。こういう兼業農家も地域の農業を支えているという認識の方はどうでしょうか。

○議 長（町野昌弘議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） ご質問にありました兼業農家の増加という部分につきましては認識をしておるところでございます。ただお話がありましたとおりに、今それぞれの当然、家庭の事情があると思えますけれども、その中でなかなか組織の役職等の執行も難しくなるということであれば、例えば組織の中で十分ご議論いただいて、これまで例えば4人なり5人なりで役割分担をしていた部分を数を増やして1人の役割を少し少なくして役割が達成できるような組織の改革のあり方というのも一つの方法ではないかというように考えているところでございます。

その意味で兼業農家の方にも、当然兼業農家の方も農業従事、農業後継として頑張っていたくということには変わりございませんので、その中でいわゆるこの組織の分も含めて負

担にならない形での農業継続をしていただければというように考えているところでございます。

○議長（町野昌弘議員） 1番 志田徳久議員。

○1番（志田徳久議員） 今の答弁でも私感じたんですけれども、この実態を見ますと農業者自体が不足になって、仕事の分配ということがありましたけれども、なかなかそれも大変な時期に来ているというのが現状であります。今後農業施策をとっていく場合、その辺も理解し、あるいは様々な農業団体の集落の中に踏み込んで、私たち議員の役目でもありますけれども、町の施策を担う担当者もこういう現状を見て農業政策に繋ぐような方法をとってほしいと思います。

続きまして、若い人たちが三川町に誇りを持つということで、三川町70周年記念ガイドブック「なかなか三川町」を私卒業生と提案申し上げましたが、答弁の中で高校2年生に配布するということでした。これは大変良い考えだと思います。私、なぜこれを申し上げるかという、地元のことを知らないで、県外に例えば就職、進学等に出ていっても自分の町の誇れる知識、自慢するものがないという状況の中で、生活しなければならぬということでもあります。そして例えば高学歴を得た人は卒業で地元企業に勤めてくださいと行って様々アピールしますけれども、普段から三川町に誇りを持っていなければ、いくら声掛けをしてもふるさとに戻って就職しようとは思わないと思います。やはりこの三川町を愛して誇りを持つような考えの推進が必要であろうと思います。今までそういうことがなかなか私には目がつきませんでした。そして、今、高校2年生に配布ということでもありますけれども、二十歳の集いでも配布が可能ではないでしょうか。その考えを伺います。

○議長（町野昌弘議員） 佐藤企画調整課長。

○説明員（佐藤 亮企画調整課長） 今回の「なかなか三川町」という町のガイドブックにつきましては、町長答弁でも申し上げましたように1万5,000部ということで、先に町内全戸配布をしたところであります。町内全戸配布で二千数百部使用しております。これから庄内地域の高校2年生と学校の先生方も含めて配布する予定としておりますが、こちらの方で2,000部ほど一応見込んでおります。その他、県内、首都圏、これら一般の設置場所に8,500部ほど配置する予定をしております。そういったことから残枚数、町の方にもいづらか保管しながら、今後有効に活用していきたいというようには考えていたところでありますが、8月の二十歳の集い、その際にも配布できる数はあろうかと思っておりますので、ぜひそちらについては検討していきたいというように考えます。以上です。

○議長（町野昌弘議員） 1番 志田徳久議員。

○1番（志田徳久議員） やはり前は三川中学校の壁面に様々三川町のものが描いてあったわけですが、三川町のものに触れる機会、同じ小学校学区でも他の小学校学区の歴史を知る機会は少なかったと思います。三川町全体を知るということで、この70周年のガイドブックは大変素晴らしいものだと思います。ただ、それを読んでくれるか読めないかということでもありますので、例えば広報みかわも、あるいは一緒に挟まってくる鶴岡タイムスに目を通す人、通さない人ということでもあります。やはり先程言った家庭環境から言わせれば、家の大

人が見たら子どもにも見せるというようなそういう文化が育てばいいと思いますので、これからはそういう家庭教育をはじめ人づくりの方に役立ててほしいと思います。

続きまして、冬期間の交通確保のためであります。先程は行政サービスとしては必要ですけれども、防雪柵等は近年の冬の天候を見ますと維持コストを考えるとという答弁がありました。私も実際自分が通っている道では様々なことを気づいたり、今までも提言申し上げてきましたが、私の通らない道路のことを私が知っているのかということをおっしゃっていただきまして実際に通ってみました。本当に今の冬は吹雪いた日もありました。やはり三川町内を見ればこういうところが、私の知らないところがたくさんあるのではないかとおっしゃいました。やはりその辺も認識してのこれからの防雪柵あるいは財政のことを優先しているのか、その辺を伺いたいと思います。

○議長（町野昌弘議員） 本間建設環境課長。

○説明員（本間 純建設環境課長） 防雪柵についての考え方ですけれども、基本的には現地、その土地で条件が変わりますので、その条件を見ながら、更に言うと専門的な見地から評価をした上で、その必要性を検討するというのがまず第1段階になろうかと思います。現在先程町長答弁でお話させていただきました町道横川横山線、この路線につきましては、ご存知のとおり、田田側の方から国営東3号よりも東側の区間、小尺の町内会の入り口のところで、その区間の整備は終わっております。また、それよりも西側、横川町内会向きの路線につきましても、これの事前調査まではすでに平成30年の時点で実施しております。

その結果を見ますと確かに防雪柵の必要性は認めるという評価内容にはなっているんですけれども、ただ残念ながらというか、そもそもの本町の条件といたしまして、まず風は当然強い地域ではあるんですけれども、気温がそこまで低くないというのがまず一つございます。地吹雪の発生要因といたしましては、やはり降雪量もさることながら、やはり気温、一般的に言われますのがまずプラス2度で、なおかつ風速8m以上ですと地吹雪の発生が非常にリスクが高くなる。また、それよりも気温が低い場合、0度からマイナス2度ですと、更に風速が弱くても地吹雪が発生するというような、それがまず前提として評価をしていくような形になります。

今は町道横川横山線のお話をさせていただきましたけれども、町内全体を見回してみますと、やはり同じように地吹雪が発生しやすい箇所というのは例えばと尾花と天神堂の間の路線ですとか、複数箇所当然ございます。ただ、その前提となります降雪量の部分、その部分でやはり本町としては閾値が低い、要は降雪量そのものが少ないというところで、なかなかその防雪柵の設置、あれば当然その改善は図られるわけですけれども、必要性の頻度というのはどれくらいなのか。

町長答弁にもございましたとおり、暖冬傾向で雪の量も少ない、更に近年の雪害の状況を見ますと、今冬ですと弘前市あたりも大きく雪害がございましたけれども、あちらは風雪というよりも純粹に降雪、風がない中でまずしんと雪が延々と降り続けるという、日本海側でもそういった雪害というのが最近トレンドとして多くなっているのかなというように認識しています。こういった雪害につきましては、降っているときというのは防雪柵という

のは正直用をなさないというか、垂直に雪が降ってきますので、その後の冷えが続いて風が吹けば当然それが地吹雪の要因にはなるわけですがけれども、本町の場合、そういった事例というのは他県あるいは他の地域と比べてもあまり多くないのが現状なのかなというように捉えております。その防雪柵の設置につきましては、複数の要因を総合的に鑑みて、あとご質問の中にもございましたとおり、その財政的な部分、そういった部分を総合的に判断している上での検討というのが必要になってくるのかなというような認識で考えておるところです。

○議長（町野昌弘議員） 1番 志田徳久議員。

○1番（志田徳久議員） 防雪柵を設置しない場合の対応もあるというような私は受けとめ方をいたしました。やはり住んでいる住民からすれば、町の中央とか買い物に行くために移動したいという状況もあります。やはり防雪柵、例えば設置しなくても通行可能な方法、除雪を頻繁に行うということもあろうかと思いますが、私も現状を見ましたけれども、除雪した雪に風が当たると吹雪になるという状況でありました。こういう等の対応の場合はこまめに除雪するという方法なのか伺いたいと思います。

○議長（町野昌弘議員） 本間建設環境課長。

○説明員（本間 純建設環境課長） 除雪作業の一連の流れの中では、基本的な大原則なんですけれども、雪を寄せるときはできるだけ風下側に寄せるとというのがございます。これはやはりその地吹雪対策というか、山が立っていれば、その後ろの方に風下の方に吹き山がずっと連なっていくような形になりますので、そうならないようにできるだけ寄せた雪は風下側の路線へということで、それはオペレーターの中でも徹底させていただいておりますし、あとそういった箇所がある場合につきましては必要に応じてロータリー除雪車でその山を低くするような作業もしているところであります。

○議長（町野昌弘議員） 1番 志田徳久議員。

○1番（志田徳久議員） 例えば田んぼの中を走っている町道等、除雪していても吹雪の場合はいたしませんというような看板があります。そういう対応が集落がある道路でもできるのか、例えば1日か2日外出は控えてくださいというような対応なのか伺いたいと思います。例えば私今回気づいたんですけれども、小尺横山線なんかは防雪柵の計画は当然ないとは思いますが、改めて私は普段あまり通らなかったんですけれども、住民が気づいてどうなっているんだということで、実際天気の良い日に通ってみたらこれと思ったものですから、こういう場合の対応として様々な非常事態みたいな格好で、極力外出は控えてくださいというような考えなのか伺いたいと思います。

○議長（町野昌弘議員） 本間建設環境課長。

○説明員（本間 純建設環境課長） 町長答弁にもございましたとおり、町道、特に集落から出る路線につきましては、やはり生活にとって欠かせない路線ですので、除雪が非常に困難な状況になった場合につきましても、最低でも集落から1カ所は、主要な例えば町道ですとか県道にアクセスできるような、そのような除雪体制を考えておるところであります。

一つの例でございますけれども、横川新田から土口側の方に向かう路線がございますけれども、あちらの路線などはやはり冬期間、除雪が困難なとき、あるいはその県道側、一般県

道東沼長沼余目線、この路線も県管理ではあるんですけれども、県道で除雪の対応が追いつかない場合、閉鎖することもございます。その際は県と連携をとりながら、その路線の入り口、入るところ、主要箇所到我々の方と県と連携しながら通行止めの看板を設置して天候が回復し次第、その警戒作業、立っている吹山を除去して安全を確認した上で開放するというような措置はとっております。

繰り返しになりますけれども、集落から最低でも1ヵ所は常に通り抜けができるようなそのような体制は確保しているところでありますが、一方で迂回できる場合、よくあるケースとしましては、特に冬期間は夜、除雪も入っていないような路線に、今も使っている、普段使っている道路であってその方が近いからということで、無理に入っていくって田んぼの真ん中で立ち往生してしまうという事例がございます。ここは三川町というか、県等でも様々周知しているところではありますけれども、やはり冬期間はまず無理をしないという、欲張らない、これはやはり一番の肝心なところかなというように思います。これにつきましては、降雪期前に町の広報等ではお知らせはしておりますけれども、やはり冬の特に降雪、地吹雪等発生するような気象条件の中での車の運転というのは、まず無理はしないというのを大前提としていただきまして、あとは無理に近道とか、普段使っている道だからということで油断しないという、そういった各個人の意識の持ち方というのは非常に大事なのかなというように捉えておるところです。

○議 長（町野昌弘議員） 1番 志田徳久議員。

○1 番（志田徳久議員） 住民等には無理をしないようにというようなことですが、これは我々議員も同じ立場で住民に説明しなければならないという任務はあろうかと思えます。正直私、住民にそのことを話すと条件の良いところが例によく出てきます。やはり考え方、こういう場合は住民自ら、地域の方自らが無理をしない、欲張らないで行動しなければならないということをいま一度住民に告知していくべき、啓発していくべきではないかと思っております。

続きまして、両田川橋の件であります。先程言ったとおり、長年本当に狭い橋ということで答弁にあったとおり山形県等に要望して、何とか目途がつくのではないかということでありましたが、今県議会の議会中でありまして、来年度予算等にこの両田川橋に調査費等はついているのか伺います。

○議 長（町野昌弘議員） 本間建設環境課長。

○説明員（本間 純建設環境課長） 昨年、県の庄内総合支庁の担当レベルでの打ち合わせを2回ほどさせていただいております。令和7年度の予算要求の中に盛り込みたいというお話はいただいております。ただ、それが現在、山形県議会の方で審議されている予算案の中に含まれているかというのは承知しておらないところです。

○議 長（町野昌弘議員） 1番 志田徳久議員。

○1 番（志田徳久議員） 我々の認識の中では、県議を含め庄内総合支庁の幹部等の話し合いの中でも今工事が8割ほどできました県道余目松山線、この次は両田川橋ではないかというような、臆測を呼ぶような大変雰囲気の話し合いでしたけれども、この今言った庄内橋でも

2011年度から事業着手して2027年度の供用開始を目指しているということです。ということは、その間16年間もかかるということであり、本当に長年の住民要望がなかなか通っていかない、県の財政の問題もあろうかと思えます。今ここまでこういうムードになっているところで、先の豪雨もありましたけれども、ここから強い要望が出てきた場合、この計画が狂うこと、計画がずれることのないよう、力強く要望活動等、あと町民の気運を高めていくべきだと思います。

今回の庄内橋についても、庄内総合支庁の方では新橋が完成すれば安全に通行することができるので、地域活性化にも寄与できるということであり、いま一度、しつこいようですけれども、要望活動の状況、手応えをどう感じているのか伺います。

○議長（町野昌弘議員） 本間建設環境課長。

○説明員（本間 純建設環境課長） 要望活動につきましては、先程町長答弁にもございましたとおり、主要地方道庄内空港立川線整備促進期成同盟会こちらをメインで実施しております。庄内の道路関係の要望団体こちらも合同にはなるんですけれども、県庁あるいは庄内総合支庁あるいは中央要望の中であるんですけれども、財務省、国土交通省等にもこういった要望を伝えさせてもらっているところでもあります。住民への気運の醸成につきましては、やはりその同盟会の構成市町であります鶴岡市、酒田市、庄内町、そういった事務方の方々とも意見交換をしながら、こういったやり方、手法があるよというのは、助言をいただきながらできることから行っていければというように捉えているところです。

○議長（町野昌弘議員） 1番 志田徳久議員。

○1番（志田徳久議員） 続きまして、通学通勤の安全確保の件であります。PTAとの連携というような答弁もありましたけれども、育成会等で集落の座談会の中で、夏休み前、先生も招いて様々な話し合いの中で、やはり通学路の危険箇所というような様々な指摘があります。地元の人が一番分かるわけであり、普段、今の時期は何とも思いませんが、田んぼが、水田が水で潤うようになると、今全然流れていない水路の脇を通学するというような状況下であります。このような場合、土地改良区との話し合いも行っていると思えますけれども、このよくいう水の満水時等の通学路の危険箇所の確認はできているのか伺います。

○議長（町野昌弘議員） 中條教育課長。

○説明員（中條一之教育課長） 通学路に関しましての危険箇所の点検につきましては、毎年PTAの要望等も踏まえまして点検をしておりますし、更には通学路の安全安心プログラムに基づいた危険箇所の合同点検なども行いまして、教育委員会を含め学校それから警察、管理者等々との現地確認なども現在行いながら危険箇所の点検、把握に努めているところでございます。

○議長（町野昌弘議員） 1番 志田徳久議員。

○1番（志田徳久議員） 人命に関わることでありますので、やはり慎重に行ってほしいと思います。

続きまして、防犯カメラの設置についてであります。この間、まだ記憶に新しいところで、すけれども、長野駅前で起きた事件の解決には防犯カメラが役立ちました。この防犯カメラ

を一つの防犯カメラでなく、防犯カメラを追って行って犯人と指定された人の氏名を割り出したということでもあります。やはり防犯カメラが多くあればそういうこともできますので、犯罪の抑止力には大変役立つと思います。やはり防犯カメラの設置等、万が一のためにも増やしてそのような考えはどうでしょうか。

○議長（町野昌弘議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） 防犯カメラの効能といいますか効果については、議員のご質問にありましたとおり、犯人の早期逮捕には確かに繋がるものと認識しております。ただ、それだけ設置された状況下にあっても、事件は起きたということで、必ずしも防犯カメラの設置が即そのエリアなりの防犯力を高めるかというところが様々あるかと思えます。確かにカメラが設置してあることをそこを通る方にあらかじめ周知といいますか、分かることによつての抑止力というのはあるかと思えます。

ただ、本町において、ではどこにということになった場合、様々な課題もあるでしょうし、先のご質問の例をとりますと、それが防犯カメラなのか、ただ、施設を管理する上で設置されたカメラなのか。また、犯人の逮捕に繋がったカメラが公で設置したカメラなのかどうか。各家庭での防犯という中で設置されている、結構市街地といいますか、人口が集中する住宅街ということで、そういった意識も高い方々がカメラを設置しているエリアというのもあるかと思えます。

そうしたことから、本町において行政が自ら幹線道路を云々というのものもあるかもしれませんが、ただ、そうした道路を一つずつ押さえていきますと相当の延長の中でカメラを設置するということにもなろうかと思えます。それがどれぐらいの効果があるのか。また、それを維持していく。また、カメラを設置した場所によっては、その対岸と言いますかですね、カメラに写り込む家庭なり人、そういった方が常時そういったカメラがあることで、どのような感情を抱かれるのかといいますかもあるかと思えます。その映像については、当然設置者である人が厳重に管理をするということにもなろうかと思えますけれども、そういった様々な課題がある中で、本町で防犯カメラの設置がどのようにあるべきなのかというのは今後、様々な状況とまた他の自治体の例も踏まえながら検討事項にはなるものとは捉えているところであります。

○議長（町野昌弘議員） 1番 志田徳久議員。

○1番（志田徳久議員） 最後に例を申し上げまして終わりたいと思います。今ラコスでフルーツサンド、大変人気があるわけですが、これは遊佐町のグリーンストアで最初に行って、鶴岡市の市民たちが買いに行ったら売り切れていたということで、ロコミで、私も言いましたけれども、途中のラコスに寄ればあるということで、ラコスのフルーツサンドが売れたという経緯もあります。これらを参考にして三川町の食材等のアピール、やり方によっては特産品になるということを申し上げて私の質問を終わります。

○議長（町野昌弘議員） 以上で、1番 志田徳久議員の質問を終わります。

暫時休憩します。

（午前 11時50分）

○議長（町野昌弘議員） 再開します。

（午後 1時00分）

次に、2番 鈴木淳士議員、登壇願います。2番 鈴木淳士議員。

○2 番（鈴木淳士議員）

- | | |
|-------------------------|--|
| 1. 町内会の自治振興策について | <p>1. 住民福祉向上と地域振興を図るためにスタートした「自治振興委員制度」が、この3月で5年となることから、それまでの「町内会長」から「自治振興委員」という新制度に変更したことに関する評価と具体的な事業成果等を伺う。</p> <p>2. 職業の多様化など各町内会の状況に変化が生じていることから、自治振興委員設置規則に掲げる「町内会における自治活動と町行政との連携を密にし、協働のまちづくりを総合的に推進する」という目的を実行するために、町の事業として各町内会の実情を把握し、それぞれに対する対応策の提示と支援策を実施するなどの町内会運営支援策に関する具体的な方策を伺う。</p> |
| 2. 有害物質を内包する町有施設の処分について | <p>1. 三川町公民館ホールは有害なアスベストを内包したまま存在していることから、大地震の発生が危惧される状況下においては早急に解体撤去すべきと考える。代替施設である「テオトル」を設置した経緯もあり、迅速な対策を検討すべきと考えられるので、これまでの行政運営に関する当事者としての所見を伺う。</p> |

令和7年第2回三川町議会定例会において、通告に従い一般質問を行います。

まず初めに町内会の自治振興策についてであります。住民福祉向上と地域振興を図るためにスタートした「自治振興委員制度」が、この3月で5年になることから、それまでの「町内会長」から「自治振興委員」という新制度に変更したことに関する評価と具体的な事業成果等を伺います。

職業の多様化など各町内会の状況に変化が生じていることから、自治振興委員設置規則に掲げる「町内会における自治活動と町行政との連携を密にし、協働のまちづくりを総合的に推進する」という目的を実行するために、町の事業として各町内会の実情を把握し、それぞれの対応策の提示と支援策を実施するなどの町内会運営支援策に関する具体的な方策を伺います。

続いて、有害物質を内包する町有施設の処分についてであります。三川町公民館ホールは有害なアスベストを内包したまま存在していることから、大地震の発生が危惧される状況下においては早急に解体撤去すべきと考えます。代替施設である「テオトル」を設置した経

緯もあり、迅速な対策を検討すべきと考えられますので、これまでの行政運営に関する当事者としての所見を伺います。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（町野昌弘議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 鈴木淳士議員に、ご答弁申し上げます。

質問事項1の町内会の自治振興について、1点目の「自治振興委員」に関するご質問であります。町内会長から自治振興委員への変更につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部が改正され、特別職の範囲が厳格化されたことなどから、それまでの町内会長に関する設置規則等を見直し、令和2年4月から町内会長を町の自治振興委員として委嘱しているところであります。

自治振興委員の設置の目的は、名称は変わりましたが、従来の町内会長と同様に、住民福祉の向上や地域の振興のため、町内会における自治活動と町が連携を密にし、協働のまちづくりを総合的に推進することです。

具体的には、委員が一堂に会しての毎月の会議や、随時、町内会からいただく意見や提案に対して、迅速かつ的確に対応しているところであり、一定の評価ができるものと考えていることから、今後とも、委員と町が連携しながら、住民福祉の向上と地域の振興に努めてまいりたいと考えているところであります。

次に、2点目の町内会運営支援策に関するご質問であります。町では、自治活動の主体である町内会の活性化と、円滑な組織運営を支援するため、毎年、一定の算定基準により各町内会に対して町内会総合交付金を交付しております。また、必要に応じて、地域の抱える課題を解決するために協働のまちづくり推進事業として補助金を交付し、町内会等が行う自主的で公益的な活動についても支援しているところであります。更には、コミュニティ活動支援員派遣事業により町職員を地域に派遣して、自治活動に対する助言を行う体制をとっておりますので、引き続き、これらの事業により支援してまいりたいと考えております。

また、各町内会が抱える課題等につきましては、毎月開催している自治振興委員会会議等において把握に努めているところであり、その結果につきましては、できる限り町政に反映させるよう努力しているところであります。なお、現在、町内会長連絡協議会において独自に町内会実情調査を実施していることから、その情報も提供していただき、今後の対応の参考にしてまいりたいと考えております。

次に、質問事項2の有害物質を内包する町有施設の処分について、三川町公民館旧多目的ホールの解体撤去に関するご質問であります。この旧多目的ホールは耐震性の低さから、現在、不特定多数の方が出入りする貸出利用は行わないものとし、物置等の活用にとどめているところであります。

また、天井等の建材には、2012年に使用禁止されたアスベストが一部含有されておりますが、アスベストが飛散しないように覆われており、現状において人体への直接的な影響はないものと考えております。

ご質問の施設の解体については、相当の費用がかかることや、現時点で物置として活用さ

れていることから、当面は現状を維持することとし、解体は今後の検討課題と捉えているところでもあります。

以上、答弁いたします。

○議長（町野昌弘議員） 2番 鈴木淳士議員。

○2番（鈴木淳士議員） それでは引き続き質問させていただきますが、まず最初に自治振興委員という制度導入につきましては、先程地方自治法等の改正に基づいて特別職等の指定というような制度の改正等もあったというように説明ありましたが、実質的には本町におきましても核家族化それから職業の多様化また地域連携の希薄化といった全国的な課題が浮き彫りになってきた中で、東日本大震災の発生とか高齢化社会が顕著になってきたという部分については、地域コミュニティ機能の充実という点で町内会という組織から一歩踏み出した自治振興制度というものを導入したということについては、時宜を得たものというように評価しているところではありますけれども、これの具体的な実施方法ということになってきますといささか問題があるのではなかろうかというように感じているところでもあります。

先程同僚の議員から一般質問の中でもありましたのですが、町長答弁にもありましたけれども、社会活動については必要なものであると、それに対して行政として支援策を展開する立場にあるというような答弁もありましたのですが、そういった面でこの自治振興委員設置規則に掲げます、まさに質問の中でも触れております自治活動と町行政との連携を密にした協働のまちづくりを総合的に推進するという町長答弁にも再度この文言が出てきたわけではあります、これを具体的に実行する手立てというものが我が三川町において確立されているのかどうかという観点で再質問の中心にしていきたいと思っておりますけれども、まずは引き続き町内会長と同じ制度の中で運用するというものでありましたが、改めてこの自治振興委員制度を導入し5年経過するということからしまして、成果・課題等具体的な事例について状況等の説明をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（町野昌弘議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） 町長答弁にもありましたとおり、法律の改正等によりましてこれまで町内会長という呼称を自治振興委員ということで改めまして、それに関する設置規則も設定し、これまで取り組んできたものでございます。これも先程町長答弁にありましたとおり、具体的にはその場としては毎月の自治振興委員会議それからその場でも出されました各自治振興委員からの各町内会における喫緊の課題であるとか、早急に取り組んでもらいたいという、例えば住民要望、道路の修繕でありますとか何て言うんですかね枝払い的なものとか様々ございます。そうした内容のものについては、現場をきちんと担当課等で把握して町としてできる対応等を速やかに行っているところでもあります。これも町長答弁の繰り返しにはなりますが、そうした会議だけではなくて随時、そういった地域、町内会からの声、課題が町内会長に寄せられた段階で、自治振興委員としてまた町内会長として役場に連絡いただく、または役場に出向いていただいて具体的にその内容の共通認識と課題方法について協議しながら対応しているというところが具体的なその活動、評価の例になるのかなというように思います。

○議長（町野昌弘議員） 2番 鈴木淳士議員。

○2番（鈴木淳士議員） 従来どおりの町内会と行政との連携を図っているというような事情については、十分認識しておる中でこの自治振興委員設置規則の中に以前も機会がありましたので触れさせていただきましたが、第7条に解任できるという規定が設定なっております。委員に職務遂行上の支障があるときは、町長がこれを解任することができるという、いわゆる町内会長の立場である方を町が解任する権限までこの設置規則に定めたという狙いについて確認したいところなんです。解任した場合、町長が解任した場合は後任委員の推薦を町内会に求めるというようなことになっておりますけれども、敢えてその職務に遂行上の支障があるとき解任することができる規定を設けるまでの目的というようなことについて改めて確認したいと思います。併せて、もしこの後任の委員が定まらなかったという場合は、町としての解任責任というものも生じてくるわけですが、その辺の対応について一度制度設計の段階でどのような考え方で設定したものか、念のため確認したいと思います。いかがでしょうか。

○議長（町野昌弘議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） まず自治振興委員につきましては、町からの委嘱と言いますかお願いと言いますか、辞令行為等選任するわけでございますけれども、もう一つ自治振興委員の方については、町内会では町内会長ということで、選挙等で選ばれた方が町内会の代表を担っているものということで認識しているところであります。まず、先程最初に申し上げた町長の委任ということで、例えば町内会長、自治振興委員の方が病気等で町内会長としての業務と併せて自治振興委員としてもその職務、毎月の会議等に出席できない状況ということになった場合、ご本人から退任の願いなり届け出があればですけども、そういう手続等も行えない状況であるという場合、便宜的に町長がその職を解くということでの規定というように捉えているところであります。

それから改めて各町内会と言いますか、町内会長が欠員となった場合、各組織においては例えば副会長なりそれに就く役員の方がいらっしゃるものということで認識しております。そうしたことからしますと当面の間、町内会長としてどなたかが決定、選任するまではその町内会においてその代理となる方、こちらでは特に指定しませんけれども、やはり各町内会で一堂に会する機会ですので、町からの様々なお願い事項、周知事項、住民の方にお伝えしていただきたい内容等をお知らせするという会議でもございますので、代わって出ていただくということで対応していただきたいということで考えております。

○議長（町野昌弘議員） 2番 鈴木淳士議員。

○2番（鈴木淳士議員） つまりは町としての自治振興委員という役割を求めるというよりは、その職務の遂行ができないというように判断された場合の対応策としての規定ということで、特段町の考え方に基づいての判断、解任をさせるというようなことはないというように確認したいと思います。そうなるべくと今度協働のまちづくりという趣旨についての確認を続けていきたいところなんです。私の知り得る限りでは、この協働のまちづくりを総合的に推進するというような大きな目的、つまり、協働のまちづくりという部分について

は、先程紹介しましたとおり、町長答弁の中では協働のまちづくりという文言はよく出てくるわけですが、三川町の例規集の中を少し紐解いてみたんですけれども、協働という文言について、先程の答弁にもありますように、協働のまちづくり推進事業実施要綱、これには確かに協働のまちづくりという文言は出ておりますけれども、先程説明がありましたとおり、単に町内会の活動に関する補助金の交付要綱というレベルにとどまっているようでして、協働のまちづくりという考え方、理念について表現した条例規則等は、本町の例規集の中にはないというように認識しているんですが、状況としてはいかがでしょうか。

○議長（町野昌弘議員） 佐藤企画調整課長。

○説明員（佐藤 亮企画調整課長） 確かに条例規則という部分では、先程議員がおっしゃった三川町協働のまちづくり推進事業実施要綱はあります。この協働のまちづくりという部分につきましては、三川町では以前から町の施策の方針として広く住民の方に周知を行ってきたところではありますが、明確に明示されているものということであれば、現在の第4次三川町総合計画、この中に主要施策として町民参画の中の一つとして、協働によるまちづくりの推進ということで謳っており、町としてもことあるごとにこの協働のまちづくりという部分を住民の皆さまに周知しながら協力をお願いしてきているところでもあります。以上です。

○議長（町野昌弘議員） 2番 鈴木淳士議員。

○2番（鈴木淳士議員） その協働のまちづくりという解釈の仕方についてなんですが、先程の同僚議員の答弁の中にもありましたのですが、町民大運動会等の活動について町と、それから住民との協働事業という形で実施していくということであって、これと類似したような住民から要望等があれば対応する、これはこの答弁については全国方言大会の紹介の中での答弁だったというように記憶しておりますけれども、まちづくりに対しての住民からの提案があれば考えていくということについて、それはもっともな話ではあるんですが、そういったものをそういった行政展開を体系的にまた仕組み的に位置付けるという部分についての協働のまちづくりという文言については、いくどとなく答弁それから町民に対しての説明、また、関係資料等に記載されておるわけですが、具体的に町としての協働という部分についての解釈については、今紹介しましたまちづくり推進事業実施要綱の中の協働という文言の説明がありますけれども、ここにおいてもあくまでも町民は互いに助け合い協力して事業に取り組む、公益性の高い事業に取り組む場合のことを言う、これに対しての補助対象にしますということであって、そもそもの協働のまちづくりという部分について、住民の皆さんと行政が連携して取り組むというようなことについては、残念ながら町の条例、規則等にはきちんと位置付けられていないというところでいささか危惧しているところでもあります。

つまりは行政の運営というものについては、条例、規則、その上位の法律に基づいて地方公務員は業務を粛々と執行しなければならないという定めになっているわけですが、肝心のまちづくりに関する条例並びに規則について、協働のまちづくりに従事する、逆に言えば協働のまちづくりをどのような形で進めるべきかというような制度的なもの、体系的なものが一切三川町の場合は見受けられないなという点で今回ご提案を申し上げたいのが、せつかくここまで協働のまちづくりということで、町内会長から自治振興委員という制度に

まで切り替えて5年を経過した、改めてここで条例を新設すべきではないかということでご提言申し上げたいと思います。

先程冒頭で触れましたとおり、全国的にも自治会、町内会の運営に苦慮していると。近くでは、秋田県の大館市内でも自治会が解散し、その対策として職員が町内会担当職員ということで派遣されているというような状況もありますし、様々この協働のまちづくりについては全国的にも条例を設定しているという状況のようです。近隣では、岩手県の滝沢市でも地域コミュニティ基本条例といったものを制定しているというような状況もあります。

ぜひ私は先日、所管課の方に参考資料として配付させていただいたのが駒ヶ根市協働のまちづくり条例、平成20年に制定された条例だったわけですが、この条例は非常に他の類似団体の条例も様々検索してみたんですが、住民の規定からそれから自治会等の規定、そして協働とはそういった市民それから自治会と市当局も対等の関係で役割分担しながら連携協力して公共的または広域的な課題に取り組む。この環境を改善するための自発的な協調的な活動を言うんだというようなことまでこと細かく書いてあった条例なわけですが、三川町でこの際、明確な形で協働のまちづくりというものを進めていくという観点で、条例の制定を進めてみてはいかがかということでご提言申し上げたいんですが、町長の所見をお伺いしたいと思います。

○議長（町野昌弘議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 本町が協働のまちづくりの推進というような方向性を定めたというのは、やはり鈴木議員もご承知のとおり平成の大合併のあの議論がなされていた後に、この協働のまちづくりの推進というようなことで、各種施策あるいは事業を行うにも町民そして地域、行政がどのような役割を持って、これからのまちづくりを行っていかねばならないかというようなことから、総合計画に基づく町の将来像的な部分について、町民の皆さんと一緒にまちづくりを行いましょうというのが協働のまちづくりということで、これは町が、当時町の将来について考えるべきだというようなことで、協働のまちづくりというような表現にしてきたという経緯がございます。

これにはやはりその目的ということからすれば、本当に安心して暮らせるような住民福祉あるいは安全なまちづくりということで、それぞれの町民あるいは地域、本町でいえば町内会、そして行政がどういう役割を果たすかということで、改めて言うまでもなく、自助・共助・公助というようなことで、それぞれの役割を果たしていきましょうというようなこの協働のまちづくりということを推進してきたところであります。

他の自治体でもまちづくり条例等の設置ということで進んでいるところもあるわけですが、これらの地域というのはほとんど平成の合併によって新たなその自治体の枠組みというようなことがあった場合において、やはりお互いがこの新しい地方公共団体の運営の中においては、このまちづくり条例等を制定しながら、やはり住民と行政とあるいは地域とのそれぞれの役割を果たすべきというようなことで、この条例が定められているということも、この庄内地域の近隣市町でもこのような条例を設定しているところでもあります。

こうした状況の中において、本町が今この協働のまちづくりを推進するという状況にあっ

ては、やはり本町がこの平成の大合併という中において、町民が本当に町の将来を考えて様々な議論を重ねてきた結果、本町が独自の路線というようなことで、まちづくりを進めてきたという経緯があるわけでありますので、これを改めてまちづくり条例というような形で条例設定をしてしまいますと、やはり行政は町民に対してある面においては指導あるいは町民に対しての様々な支援というようなことになりまして、非常にその辺りの行政の役割という部分に対しては、ある面においては町民に様々な面で町からこういうことは町民の責任で行ってくださいとか様々そういったことを言わざるを得ないということも含めなければならないだろうというような思いもいたしているところであります。

そうした中において、現状の自治振興委員である町内会長の皆さん、そして議会もあるというようなことからすれば、まさに町民から見れば町が本当にそれぞれの立場の方々が協働でまちづくりを進めているんだということを受けとめていただけるのではないかというようにも思うところであります。こういう観点からいたしましても、これから鈴木議員が言われるようなこの町としての様々な条例という部分についても、やはり今後、そういった方向性というものは、これからの地方公共団体、本当に鈴木議員も言われたように過疎化、そういう進行によって一部自治体においては限界集落というものも出てきているわけでありまして、そういったようなことはやはり三川町としても何としても防がなければならないという意味からすると、その前段のこの条例を設定する場合におけるその現状、課題認識、そして将来の方向性というものを十分議論をしながら進めていかなければならないことだというように感じているところでもありますので、鈴木議員の考えというものは決して、行政の運営からのそういう面におけるある面においては難しいという部分もあるわけでありますが、そういった部分についての今後の検討というものは、やはり行っていかなければならないというように思うところであります。

○議長（町野昌弘議員） 2番 鈴木淳士議員。

○2番（鈴木淳士議員） 今町長の答弁にありました平成大合併に起因しての様々な行政の展開、住民との連携のあり方ということについては、大きな変革になったわけですし、そうであるからこそ、明確に住民としての役割、そして自治会、各町内会、地縁団体、集落の活動のあり方、またそこには当然、これまでの昭和から令和にかけての社会情勢も大きく変化しているわけですから、これまでどおりの町内会活動ということを期待するわけにもいけません。当然、行政がかなり支援策を講じなければ、自治会そのものを運営が大変な時世になってきているというように考えられるわけですし、これらをきちんと体系的に制度的に誰にでも分かるような形で文章表現化する、これがまさに条例であり、関係する規則ということになるわけですので、ぜひ前向きに考えるべきではないかというように感ずるわけですが、もう一度今後の見通しについてという観点でご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（町野昌弘議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） これからのまちづくりについての条例の設定というような視点であります。これは現在のこの地域コミュニティということ行政から受けとめた場合においては、やはり町民に対しての責任とか押しつけとか、そういったことを言えない時代に入っ

ているというように思います。そうしますと、やはり条例ということであれば、町民、地域、そして行政がそれぞれの役割ということをどう受けとめるかということからすると、とかく今までにおいては法律、条例という部分に関しては、やはり設定する側のそういう事情というものがすべてそこには入っているわけでありますので、そういった部分についてやはりこれは今後についても議会、そして自治振興委員である町内会長等の様々な今置かれている課題についての共通認識を図りながら、これからの町の将来をどう考えていくかというようなことを一つひとつ丁寧に進めていかなければならないと思います。

それは今までの町の総合計画を策定する段階においても、やはりその段階における様々な課題について、多くの有識者、あるいは町民の方からの意見をいただきながら、総合計画を策定してきているわけでありますので、それ以上の町の将来についての様々な今後の考え方については、やはり検討を要することではないかというように受けとめております。

○議長（町野昌弘議員） 2番 鈴木淳士議員。

○2番（鈴木淳士議員） 誰しも法律、条例と言うと、縛りが出てくるのではないかと拘束されるのではないかと制限されるのではないかと、マイナスに考えるのは同じ心情だと思うんですが、先程来紹介しております駒ヶ根市協働のまちづくり条例の中には、明確に住民の役割、それから首長、市長の役割、そして更には議会の役割というものまでも条文化されておまして、今町長の答弁でご懸念されておりました必要以上の制約を町民なり町内会、自治会に押しつけになるのではないかというような懸念に関しては、そこは三川町議会がきちんと管理、監督させていただき、場合によっては改正案というような修正案等も提案できる制度になっているわけですので、ご懸念は不要かと思っておりますので、ぜひ前向きに、三川町は70周年を迎えた、これからずっと三川町として存続するためにも基本となる必要な条例というように認識しておりますので、ぜひ十分な検討をお願いできればというように申し上げたいと思います。

次に、三川町公民館ホールの問題についてであります。十分な今後の検討課題というようにご説明でありましたが、まずは一番懸念されますのは、日本列島がところ構わず大きな地震が発生しているというような昨今の状況からしますと、果たしてこれまで地震被害のあまり感じたことのない、強いて言えば、新潟地震のころ、私どもがまだ幼少期のころに少し怖い思いをしたというようなレベルにとどまる話なんですけれども、実際に公民館ホールについては、大きな地震が発生したとしてもアスベストが飛散しないという確証があるのかどうか。その点を最初に確認したいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（町野昌弘議員） 中條教育課長。

○説明員（中條一之教育課長） ご質問ございました三川町公民館のホールにつきましてでございますけれども、以前調査した段階で三川町公民館の方の施設の天井、また、外壁等におきまして、一部アスベストを含む建材等が含まれているということは、町としましてもその内容につきましては承諾しているところでございますけれども、それにつきまして、地震が発生した場合につきましては、やはりどの施設であっても地震の規模におきましては施設等が倒壊するというおそれは、どの施設においてもあるのかなというように思うところでござ

います。耐震補強等をされまして、現在ある程度地震には耐え得るような施設の構造になっているというように思いますが、三川町公民館のホールにおきましては耐震等の低さもあり、現在は人の出入りをしない使い方をしているというのが今現在の状況でございます。

施設が倒壊をし、大地震によってそういった倒壊が起きてしまった場合につきましては、やはりアスベストの飛散が全くないということは申し上げられないところではございますけれども、でき得る限り、そのアスベストが飛散しないような手立てというものは、発生時には対応していかなければならないのかなというようには認識をしているところでございます。

○議 長（町野昌弘議員） 2番 鈴木淳士議員。

○2番（鈴木淳士議員） そうしますとアスベスト対策、何らかの手立てをしなければならぬ。一番端的な話はアスベストを含む建材を全部はぎ取ってしまうというような工事が可能かと思うんですが、そういった除去するための経費、どれくらいの予算が必要かというようなことは確認したことがございませぬでしょうか。もしある程度数値的なものが分かれば教えていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議 長（町野昌弘議員） 中條教育課長。

○説明員（中條一之教育課長） 今現在アスベストの解体とか除去をする際におきましては、今の建築基準法上で事前調査でありますとか様々な諸手続が必要というように聞いているところでございます。相当の額の解体費用がかかるということは前から言われていたところではございますが、詳細な額については教育委員会としてはまだ把握していないところでございます。

○議 長（町野昌弘議員） 2番 鈴木淳士議員。

○2番（鈴木淳士議員） というような状況からしますと、先程の町長答弁では、先送りして十分検討すべきというようなことではありましたが、何ら対応策が十分考えられていない。ただ単に人的被害を避けるために、町民が集まる場合に対しての貸し出しはしない、物置にしておく程度というような部分で、これが町民の皆さんからすると、前も一般質問で触れさせていただきましたが、まだ公民館ホールがあるのになぜ貸し出ししてもらえないんだと、福祉センターと連結されている施設の関係性からすれば有効活用をすれば、これが町民活動の利便性が高まるというような話もあったわけですね。であるならば、一層危険な物質を除去するというような手立てで、その存続をそのまま図るということも一つの有効な方策というように考えます。

町長の先程の答弁ですと、後々解体等については検討をしてほしいということでありましたが、そもそもが建て替えすると、当初は建て替えて公民館建物の東側、具体的に言えば役場庁舎との間に建て替えるという計画にあったものを急遽テオトルという施設を整備する。私は学童保育所を設置することに関しては賛成するという立場にあったんですけれども、学童保育所にプラスしてホールも建てるというようなことから、結果的にテオトルにホールができた関係上、公民館ホールについての使用が制限されたという状況なわけですので、せめて、このテオトルを設置した町長という立場で、公民館のホールについても今質問させていただいたとおり、まだ費用的な数値的なものが分からないにしても、アスベストを除去し

て公民館ホールとしてもう一度町民の活用に使おうという方策はとれないものか。町長からぜひ考え方を伺いできればと思います。

○議長（町野昌弘議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 公民館ホールの現在の管理という部分に関してのご質問なわけですが、これはたまにこういう表現を使う機会があるので、鈴木議員からはご理解いただきたいところですが、当時現在の公民館ホールを、やはりテオトルのようないろいろな機能を有するような施設に建て替えるといったときの経緯というのはあのような状況で、あれは庁舎内においても今後子育て支援施設、あるいは公民館機能からいたしますと保健センター的な機能も持てるのではないかと、様々な角度から検討をした結果、国からのやはりいろいろな支援策があるというようなことで、テオトルの建設ということで、町の判断でそのような形になったところでもあります。

こうした中において、公民館ホールの一番の課題はやはり耐震、そしてこの施設が新たな施設に建て替えるといった場合の事業費、これを考えたときにおいては、やはりテオトルの建設というような判断をしたというのは正しかったというように思っておりますし、現在ある公民館ホールの今後の管理という部分については、やはり解体をするのか、あるいは新たな施設の建て替えのための経費等を考えた場合において耐震化の対策を講ずるのか、そしてまたアスベストの除去というようなことで、それぞれ段階的ないろいろなこの経費という部分については、やはりいずれそれは調査をしなければならぬだろうというようには考えているところでもあります。

今回、鈴木議員からこのような質問があったというようなことからすると、先程も答弁で申し上げましたが、今後検討課題として捉えて、やはりいろいろな角度から今の公民館ホールが本当に将来的にどういう状況で管理をしていくかということも含めて検討していかなければならないというようなことで申し上げたところであります。

○議長（町野昌弘議員） 2番 鈴木淳士議員。

○2番（鈴木淳士議員） 今さら、町長から説明がありました内容について繰り返すということは失礼にあたるかもしれませんが、そもそもテオトルに関しては国の補助制度は何ら対象にならない。当初は都市計画事業の補助金の対象になるのではというような前提で進めてきた結果、何ら国の補助対象にはならないという経緯で、強引に町単独事業として実施するというのを、当時の3月議会で一度否決されたものが同じ3月中に臨時議会が招集されて、幸いにも、別の予想もしなかった補助金が下りてくるという形で実現したという経過があったわけです。

そういった公民館ホールに関しては、まだまだその問題を引きずっているということについては私も十分認識している中で、本当に町長が今答弁で説明いただいたとおり、改築するのか、要するに建て替えるのか取り壊すのかという部分については、町民のご意見も十分お聞きしながら進めるべき問題というように私も認識しております。であるからこそ、先程前段の質問でも触れました協働のまちづくり、まさにこれこそが協働のまちづくりの一つの事例というようになるわけですので、協働のまちづくり条例と併せて、この公民館ホールの

処理についても町民の意見を聞きながら対応できるというような政策を求めまして、私からの質問を終わらせていただきます。

- 議長（町野昌弘議員） 以上で2番 鈴木淳士議員の質問を終わります。
暫時休憩します。 (午後 1時48分)
- 議長（町野昌弘議員） 再開します。 (午後 2時20分)
- 次に、6番 佐久間千佳議員、登壇願います。6番 佐久間千佳議員。
- 6番（佐久間千佳議員）

- | | |
|----------------|---|
| 1. 広域行政の推進について | 1. 庄内地域での人口減少が加速化している中、庄内広域での行政の連携がより重要になってきていると考える。庄内南部、北部の圏域において抱える課題と本町の果たす役割をどの様に捉えているのか伺う。 |
| | 2. 地域公共交通について、路線の維持継続の支援のみならず町外への多様な移動手段の確保についても検討する必要があると考えるが所見を伺う。 |
| | 3. 半導体産業のような新たな産業の誘致や全国的に人気が高く幅広い年代が関心を寄せる商業施設等の誘致に関しても、庄内広域での企業誘致に向けたコンソーシアムの立ち上げが重要になると考えるが所見を伺う。 |
| 2. 観光振興について | 1. 三川町70周年記念ガイドブックでは町民の方々より寄せられた三川の「イチオシ」が掲載されている。本町の魅力のアップデートと共に観光資源にもなり得るものと捉えたが、その活用について所見を伺う。 |
| | 2. パルク赤川を中心とした、いろり火の里施設周辺からイオン周辺への一体的な誘客事業を創造することにより賑わいの創出につながり、大型客船寄港時やインバウンドの観光ルートにもなり得ると考えられるが所見を伺う。 |
| | 3. これらの事業を推進するためには町行政単独では困難だと思われる。観光協会やみかわ振興公社との連携強化の具現化策として、3者を含めた「地域商社」の設立について所見を伺う。 |

令和7年第2回三川町議会定例会において、通告に従い質問いたします。

一つ目に、広域行政の推進について。

庄内地域での人口減少が加速化している中、庄内広域での行政の連携がより重要になってきていると考えます。庄内南部、北部の圏域において抱える課題と本町の果たす役割をどのように捉えているのか伺います。

地域公共交通について、路線の維持継続の支援のみならず町外への多様な移動手段の確保についても検討する必要があると考えますが、所見を伺います。

半導体産業のような新たな産業の誘致や全国的に人気が高く幅広い年代が関心を寄せる商業施設等の誘致に関しても、庄内広域での企業誘致に向けたコンソーシアムの立ち上げが重要になると考えますが、所見を伺います。

二つ目に、観光振興について。

三川町70周年記念ガイドブックでは町民の方々より寄せられた三川の「イチオシ」が掲載されています。本町の魅力のアップデートとともに観光資源にもなり得るものと捉えましたが、その活用について所見を伺います。

パルク赤川を中心とした、いろり火の里施設周辺からイオン周辺への一体的な誘客事業を創造することにより賑わいの創出に繋がり、大型客船寄港時やインバウンドの観光ルートにもなり得ると考えられますが、所見を伺います。

これらの事業を推進するためには町行政単独では困難だと思われま。観光協会やみかわ振興公社との連携強化の具現化策として、3者を含めた「地域商社」の設立について所見を伺います。

○議 長（町野昌弘議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 佐久間千佳議員に、ご答弁申し上げます。

質問事項1の広域行政の推進について、1点目の庄内南部、北部の圏域における課題と本町の役割に関するご質問であります。広域行政の一つの方法として定住自立圏の形成があります。この定住自立圏は、人口5万人以上の中心市において圏域全体の暮らしに必要な都市機能を集約的に整備するとともに、近隣市町村においても必要な生活機能を確保し、農林水産業の振興や自然環境の保全等を図るなど、互いに連携・協力することにより、持続可能な圏域を形成することを目的としております。

しかしながら、鶴岡市と酒田市、それぞれを中心市とする庄内南部、庄内北部の定住自立圏においては、人口減少、少子高齢化が加速化している状況にある上、若者を中心とした圏域外への転出超過により労働人口の減少と地域経済の停滞が危惧されていることから、地域の人々が将来にわたって安心して暮らし続けることができる定住環境を整備することが大きな課題であると捉えております。

こうした中、それぞれの定住自立圏におきましては、各分野における都市機能と生活機能の充実を図るべく様々な取り組みを実施しておりますが、本町といたしましても、町域における生活機能の確保・充実を図るとともに、町が有する地域資源を生かした振興策を実施し、

それらを中心市と連携しながら圏域の魅力づくりに結び付けることが役割であると考えております。

2点目の地域公共交通に関するご質問であります。現在、町が実施している公共交通対策におきましては、特に高齢者から町外への新たな移動手段が求められていることは認識しているところであります。しかしながら、町外移動策を検討するにあたっては、地域公共交通会議において公共交通事業者と協議し、承諾を得ることが大きなハードルになっておりますので、交通弱者の移動手段対策につきましては、どのような方法があるのか情報を収集しながら、引き続き検討してまいりたいと考えております。

3点目の庄内広域での企業誘致に関するご質問であります。庄内地域の2市3町で構成する庄内開発協議会におきましては、遊佐町沖と酒田市沖で進められている洋上風力発電事業に関連し、事業に必要な基地港湾として酒田港を指定・整備するよう国・県に対して要望しているところであります。酒田港における港湾施設の整備が推進されれば、洋上風力発電事業を契機とした新たな産業形成も期待されることから、庄内地域としては、このことを優先事項として捉えているところであります。したがって、ご質問にあります「コンソーシアム」、いわゆる共同事業体の立ち上げということにつきましては、現時点においては考えていないところであります。

質問事項2の観光振興について、1点目の三川のイチオシに関するご質問であります。ガイドブック発行にあたり町民の皆さまから町のイチオシを募集した際に、景色に関する意見が多く寄せられ、更にそれに関連する写真も提供していただいたところであります。今後は町ホームページに特設コーナーを設けて情報発信することにより、町内外の多くの方々から三川町に素晴らしい景観スポットがあることを改めて知っていただくとともに、町を訪れていただき観光振興に繋げていきたいと考えているところであります。

次に、2点目の一体的な誘客事業の創造につきまして、賑わいの創出に向けて町有施設における効果的な活用連携については検討すべきものと考えておりますが、民間事業者も含めた一体的な連携につきましては、ニーズと連携効果を見定めながら対応すべきものと考えております。

次に、3点目の地域商社の設立に関するご質問であります。地域商社は特定の地域に拠点を置き、地域の特産品や観光資源を活用した商品やサービスの域外への販売を主たる事業とする事業体であります。

ご質問にありました本町の魅力のアップデートやパルク赤川を中心としたエリアへの一体的な誘客事業につきましては、地域商社の事業として成立させるには多くの課題があるものと認識しているところであり、当面は、町や観光協会において商品やサービスの開発に取り組むこととし、現時点では地域商社化につきましては考えていないところであります。

以上、答弁いたします。

○議 長（町野昌弘議員） 6番 佐久間千佳議員。

○6番（佐久間千佳議員） それでは再質問させていただきます。まずは広域行政の推進についてということで、町長答弁にもありましたけれども、人口減少というものがやはり深刻な

問題となって久しいわけであります。庄内全体では、ただいま 25 万人程度ということであり、ますけれども、昭和 30 年のピーク時には 37 万 6,000 人ということで、一時増加はした年代もありましたが、そこから減少の歯止めがかかっていないという状況であります。また、1990 年代からは自然減少も相まって、ざっくりとならしますと年間平均 1,800 人ほどが減少してきているということに見てとれるわけであります。言うまでもなく、町長答弁にもありました、人口減少は経済成長力の減少であったり、教育、地域、文化の衰退と地域コミュニティがやはり機能低下することによって住みにくい地域になってしまうと。ひいては行政サービスの低下に繋がってしまうおそれのある深刻な問題だということに捉えております。

本町の発展は、庄内の発展とともにあるということ捉えて、広域的な視点から質問させていただきます。平成 24 年 10 月に鶴岡市と平成 26 年 12 月には酒田市と、それぞれ結んだ南部・北部の定住自立圏協定では、医療、福祉、教育、産業振興、公共交通、各種インフラ、移住促進等多岐にわたる政策連携を図るための共生ビジョンが示されております。それぞれの協定において、鶴岡市、酒田市が構想の中心地として計画されていることから、先程町長答弁にもありました、やはり 5 万人以上の中心地を集約した形の圏域の構想となることから、三川町というのは両方に属しているわけであります。改めて両方に属している本町の立ち位置をどのように捉えているのか、再度お伺いします。

○議長（町野昌弘議員） 佐藤企画調整課長。

○説明員（佐藤 亮企画調整課長） ご質問にあったように、現在三川町は両方の定住自立圏の方に構成団体として加盟しているというところであります。三川町のこれまでの町の成り立ちを考えていく上で、関わりというのは、鶴岡市、酒田市、両方であったかと思われま。それらのこれまでの経緯を踏まえ、三川町として両方の定住自立圏に参加しているわけであり、それぞれで抱えている課題、両市と言いますか両方の自立圏で抱えている課題というのは、ある程度似通った内容が多いというように捉えております。

そういった中で、確かに鶴岡市と酒田市の中心市の間にある三川町といたしましては、そのどちらの課題についても三川町も当然町の課題として持っている点でありますので、そのどちらの定住自立圏とも連携しながら、より良い三川町の町域づくりに反映していければいいというような形で考えております。以上です。

○議長（町野昌弘議員） 6 番 佐久間千佳議員。

○6 番（佐久間千佳議員） ただいまの答弁でもありましたが、やはりどちらにも属しているということでありまして、本町においてはやはり交通の要衝でもありますし、ある程度の行政機関が集約しているということで、経済物流の機能等、そういったものが集積する町としての庄内圏域での役割を担っているのかなというように思われますが、果たしてその両市に挟まれて本町としての役割を發揮できているかどうか、その辺、町の受けとめを再度お伺いします。

○議長（町野昌弘議員） 佐藤企画調整課長。

○説明員（佐藤 亮企画調整課長） 二つの中心市に挟まれているということは紛れもない事実であります、この定住自立圏という部分におきましてはやはり中心市が主であり、三川

町はそれに隣接する町という立場であります。ですから、中心市から見ればあくまでも隣接する町というような位置付けでこの共生ビジョンなども捉えられているわけではありますが、ただ、そういった三川町の位置付けのもと町独自の今後のまちづくりを考えていく上では、定住自立圏の共生ビジョンの取り組みなどを将来に向けたまちづくりに生かしていけるという立場ではあるかと思われまますので、そういった立場で今後ともこの定住自立圏の協定及び共生ビジョンの取り組みに関わっていきたいというように考えております。

○議長（町野昌弘議員） 6番 佐久間千佳議員。

○6番（佐久間千佳議員） それぞれの共生ビジョンについて関わっていくというのはもちろん当然の考え方ではあります、やはり庄内全体、広域的な状況を考えますと、本町だけが人口減少の幅が緩やかだという今の現状からですね、やはり庄内全体を見た上ではかなり人口減少の速度が早まっているというように見てとれますので、そこをそれぞれの圏域ということで枠組みをやはり括ってしまいますと、機能としては不全になってくるのではないかなというように思いますけれども、この南部と北部を繋ぐ仕組みであったり、そういった枠組みが重要だと思いますけれども、それについての認識をお伺いします。

○議長（町野昌弘議員） 佐藤企画調整課長。

○説明員（佐藤 亮企画調整課長） この定住自立圏構想という部分に関して言えば、国の制度に則った事業でありますけれども、国の制度上は二つの中心市を包括するような自立圏も可能だというように要綱を見ているわけなんですけれども、今後この庄内北部・南部両中心市がもっと広域的な課題を一緒に取り組むという考え方に進んでいけば、議員がおっしゃるような庄内一本での課題解決に向けた取り組みというのが進むかもしれませんが、現時点で両市においてはそういった考えはないものというようには捉えております。以上です。

○議長（町野昌弘議員） 6番 佐久間千佳議員。

○6番（佐久間千佳議員） ないのは重々承知で、ないからこそ、この二つの共生ビジョンがそのまま継続されているんだろうなということは分かりますけれども、ですので、町としての役割としては、やはり庄内町であったりそういった連携している町と話を進め、この巨大都市、鶴岡市と酒田市と一緒に、ともに構想を作ろうというような働きかけができないものかどうか、そこに関しての見解をお伺いします。

○議長（町野昌弘議員） 佐藤企画調整課長。

○説明員（佐藤 亮企画調整課長） 働きかけということについては、両市に関わっている自治体として三川町、庄内町があるわけですので、一応提案することは可能かとは思いますが、やはり庄内において大きな人口を占める両市の考え方というのがどのようになるのか、その辺については計りかねる部分があります。ただ、この定住圏の方法以外、広域行政といたしましては庄内広域行政組合もありますし、庄内開発協議会という2市3町が関わる協議会があり、ともに抱える課題、庄内の大きな課題を一緒に解決していこうという取り組みもしておりますので、そういったものでも補完できるのかなというようには考えております。以上です。

○議長（町野昌弘議員） 6番 佐久間千佳議員。

○6 番（佐久間千佳議員） 大変前向きな答弁であったかと思われます。町でそういった調整ができる可能性があるというふうなお言葉をいただきましたので、次の質問に行きたいと思ひます。共生ビジョンの具体的な中身に入っていくわけでありますが、北部共生ビジョンでは、地域公共交通ネットワークの構築における新たな地域公共交通の導入の検討というものが示されておりました。しかしながら、事業費見込みというものが計画に盛り込まれておらず、二つ目の質問で一番大事になる地域公共交通について具現化が進んでいないのではないかなと思われますが、現状はどのような形になっているのかお伺ひします。

○議 長（町野昌弘議員） 佐藤企画調整課長。

○説明員（佐藤 亮企画調整課長） それぞれの自立圏において、やはり三川町と同じように公共交通というのが課題になっているというふうに捉えており、定住自立圏の中でもその解決を図るというふうなことにはなっているわけなんですぐ、なかなか三川町の抱えている課題と同様に、やはり市街地、町外、そういったところに移動する際の交通手段というものはなかなか法の制度があり難しいというふうに捉えております。

ただ、この定住自立圏の取り組みとは別に、別といひますが、ここから派生したような形にはなろうかと思われますが、現在鶴岡市、三川町、酒田市を含めた形での公共交通としての路線バスについてともに協議をしておりますので、この協議をきっかけに更なる他の交通手段への発展がなされれば、この地域の課題解決にも繋がるのではないかというふうに期待しているところであります。以上です。

○議 長（町野昌弘議員） 6番 佐久間千佳議員。

○6 番（佐久間千佳議員） 路線バスということで、鶴岡・酒田線の路線の維持ということが掲げられているわけでありますが、先程町長答弁にもありますが、やはり事業者からの承諾が必要であり、そこがなかなか難航しているというふうな内容だったかなというふうに思われますが、尾花沢市では昨年ライドシェアという概念、タクシー会社の既存のシステムを生かしたインフラを活用したライドシェアというものを進めておりますけれども、そういったものを庄内で進めるというふうな話には進めないものかどうか。こういった地域公共交通会議の中でライドシェアに関する協議、どの程度までの熱量といひますが話になっているのか。やはり私はそういった既存の事業者も生かしつつ、新たなドライバーの確保であったりそういった対策に繋がってくるかなと思ひますが、庄内でもライドシェアというものを導入するべきだと思ひますが、そちらの方の状況はどのようなになっているのか、お伺ひします。

○議 長（町野昌弘議員） 佐藤企画調整課長。

○説明員（佐藤 亮企画調整課長） このライドシェアについては、全国の自治体で、全国の自治体といひますが首都圏を中心に、また有名な観光地を中心にライドシェアの制度が導入されているというふうに認識しております。国土交通省内においてもタクシー事業者が多くありますので、そういったライドシェアの話題についてどのように事業者が捉えているのかと考へますと、マスコミ報道によりますとライドシェアには反対の意向の事業者が多いというふうに捉えております。自治体としては、全国の事例としては自治体が行うライドシェアと

いうのもあるようではあるんですが、やはり既存の事業者が行うライドシェアへの支援というのが一番ベストなのではないかというようには捉えております。

ですので、鶴岡市、酒田市においても、ある程度事業者の動向を見ているという段階かと思われませんが、つい最近知ったんですが、酒田市の方で民間のタクシー事業者が何かライドシェアを始めたというように聞いておりましたので、そういった情報も得ながら今後の動向を見極めたいというように考えております。

○議長（町野昌弘議員） 6番 佐久間千佳議員。

○6番（佐久間千佳議員） ぜひ庄内でもライドシェアが始まってきているという波を全域に響かせていただければというように思います。町長答弁にありましたが、高齢者の方からはそういった町外への移動を求められているということで私も十分承知しておりますけれども、交通弱者と言われる方の中には、やはり高齢者のみならず子どもも含まれているなというように、この地域においては思われます。高校への通学支援により、やはり子育て世帯も安心して三川町に移住できるであったり、また、スポーツ少年団や部活動に関しても地域移行による課題も見えてきております。移動手段の確保がやはり子育て支援の鍵となると考えておまして、共働き世帯の増加であったり、同居していても定年の年齢の引き上げということで、現役の祖父母の方というものがやはり増加し、元気な家庭が増加しているということで、これまでの家族のみでの対応というものが難しくなっているのが現状かなというように私は捉えておりますが、町としてその家族構成の変化といえますか、そういった認識は捉えているのかどうか、まず見解をお伺いします。

○議長（町野昌弘議員） 佐藤企画調整課長。

○説明員（佐藤 亮企画調整課長） 町の人口動態、それから世帯数の動きなどを見ていけば、家族構成が核家族化しているという部分は認識しております。

○議長（町野昌弘議員） 6番 佐久間千佳議員。

○6番（佐久間千佳議員） やはり多様なニーズに応えるよう柔軟に制度も対応していかなければならないと思いますが、先程申し上げたように三川町で子どもを育てただけけれども、高校にいざ行こうと思うとなかなか移動の手段がなくて、核家族であったり、または祖父母にも頼めないというような状況が増えてきているということでもありますので、子育て支援の観点から、出産祝金等もちろん効果を示しているというように感じますけれども、やはり産んだ後、育てている中での町独自の支援というものが必要になってくるのではないかなと思いますけれども、そういったことでの就学に関する交通支援、そういったものは考えられないかどうかお伺いします。

○議長（町野昌弘議員） 佐藤企画調整課長。

○説明員（佐藤 亮企画調整課長） 町としましてこれまでいろいろな子育て支援策を行ってきたわけではありますが、やはり町がこれまで行ってきた部分は就学前、就学後、中学校までというような部分が非常に多かったかと思われまして。ご質問があったように、その高校生が高校に通う手段というのは、現時点では確かにその路線バスまたは自転車、あとは家族の送迎というような手段が考えられるわけではありますが、町といたしましては、やはり既存の公

公共交通である路線バス、こちらの活用をより多くの方からしていただくことにより家族の負担軽減にも繋がりますし、交通事業者の維持にも繋がるというようには捉えております。そういった部分で路線バスを使う際の支援策というのも内部では考えているところではあるんですが、なかなかそこまで現時点では踏み込めていないという状況であります。

○議長（町野昌弘議員） 6番 佐久間千佳議員。

○6番（佐久間千佳議員） 路線バスに関しましてもなかなかバス停が近くにないといった問題は以前からここでも問題となっておりましたし、待合場所といいますか、そういった環境もなかなか整備されていない中で有効活用を図っていくというのはなかなか難しい状況があるかなというように感じておりますので、そこも併せて検討してもらえたらというように思います。

まずは多様な移動手段の確保ということで、今回はあまり触れませんが、農村RMOという概念が、まず農村型地域運営組織ということで、そちらの方で地域の実情に合わせた多様な交通手段の確保ということで、地域住民が参加してそういった移動手段を行っているというような事例もありましたので、そういった地域公共交通会議に諮るもの以外でも幅広く視野を広げて取り入れられるものを取り入れていただけたらと思います。

続きまして、半導体産業に関連して企業誘致の方に移りますけれども、先程庄内開発協議会という言葉が出ましたが、今日の山形新聞にもそちらの動きなのかなと思われるような事案が載っておりました。国際線ターミナルの整備であったり、そういったものがこういった協議会を通して動いているのかなというようにはまずは見てとれますが、2024年度の要望事項を調べてみますと66項目要望しておりました。重点要望項目として物価高騰対策の強化、日本海沿岸東北自動車道や新庄酒田道路の整備促進、庄内空港の運航拡充と滑走路の2,500mへの延長、バイオクラスター形成の推進、少子化対策、東北公益文科大学の早期公立化など22項目をまずは重点項目として挙げていると。

また、新規の重点項目は、先程挙げましたけれども、物価高騰対策の強化、東北公益文科大学の早期公立化のほか、酒田港の利用拡大による地域活性化ということで、こちらも町長答弁にあったとおりにかなというように思います。安全安心な漁業に向けた対策の強化であったり、学校給食無償化への支援の5項目と。また、継続要望のうち鉄道関係では陸羽西線の存続、農産物の輸出拡大への支援ということで、つや姫の主食用米と別枠の作付面積割当、観光支援では広域での観光ルートの情報発信と商品化などを新たに加えたというようにされておりました。

具体的には、企業誘致等の動きが、それぞれの自治体が動くということでありまして、この庄内開発協議会としての仕組みのスケールメリットというものが生かされていないのではないかなというように私は思うわけでありまして、そちらに関しての見解をお伺いします。

○議長（町野昌弘議員） 佐藤企画調整課長。

○説明員（佐藤 亮企画調整課長） ただいま議員が申し上げました2024年度の要望事項というようなことで、22の重点目標66の項目というようなお話でしたが、この要望事項につ

きましては、毎年度見直しをしながら要望しているところであり、現在令和7年度に向けた事業要望書においては19の重点目標というように絞られているところでもあります。この中でも町長答弁にもあったように酒田港の整備促進ですとか、それからバイオクラスター形成の推進及び産業振興推進というような部分、エネルギー政策の推進ですとかインバウンドの拡大というような観光振興に結びつけるような項目が入っております。実際に庄内としてこのような重点目標を国、県に要望しているわけでありましたが、最終的に企業が入ってくる時点では、やはりそれぞれの市、町というように絞られてくるわけでもあります。

具体的なその誘致場所を設定しないままの現在の要望というようなところでもありますので、三川町としてはこういった要望をしながらも、現在みかわ産業団地第4期を造成しておりますので、町の特徴としてこういった両市に囲まれた位置に工業団地があると、産業団地があるというようなことをPRしながら町としては誘致活動を進めていきたいというように考えております。

○議長（町野昌弘議員） 6番 佐久間千佳議員。

○6番（佐久間千佳議員） その誘致活動ということで、その先を見ますと、この庄内の状況を考えますと、まず洋上風力のお話がありました。まずは遊佐町ですかね、30基建設して大体45万kWということで、2030年6月の運転開始を予定しているのではないかと。遊佐町の次が酒田市ということで、実現すればですが、投資額が1兆円ぐらいになるのではないかとというような話もささやかれているところです。やはり庄内でこれだけ大きな事業が動く、大きな変革が身近に起こるのではないかなというように考えております。企業誘致の際もそういった視点を踏まえて捉えるべきだと思いますけれども、その経済波及効果、また、その企業誘致に対する影響をどのように捉えているか見解をお伺いします。

○議長（町野昌弘議員） 佐藤企画調整課長。

○説明員（佐藤 亮企画調整課長） 経済波及効果ですとか、そういった部分については現在三川町としては把握している数字はないという状況であります。

○議長（町野昌弘議員） 6番 佐久間千佳議員。

○6番（佐久間千佳議員） 経済波及効果を確認しないといいますが、やはり先見の目を持って準備していかないと他に流れてしまうと思いますので質問をさせていただきました。そういった状況が押し迫っておりますので、これは後の質問にも関連するかと思いますけれども、その状況を的確に捉え、先に町として準備するものは準備していかないといけないというように思われます。

少し町民の方の声をお届けさせていただきたいと思いますが、やはりこの庄内においては働く場所の確保というものが大事であるというように言われておりますが、同時に魅力のある地域づくりをお願いしたいということでお声をいただいております。やはり庄内に人の流れが戻ってくるような施策が必要であるということでありまして、具体的に大型商業施設であるコストコでしたりラウンドワンのような若者が遊べる施設の誘致というものが、やはり若者定着のみならず、イオン周辺施設でも人流の拡大によって好循環が期待されると思いますけれども、そういった誘致に関して町の見解をお伺いしたいと思います。そういっ

た施設に関して。

○議長（町野昌弘議員） 佐藤企画調整課長。

○説明員（佐藤 亮企画調整課長） 企業誘致という立場からお答えさせていただきますが、先程も申し上げたように現在三川町が取り組んでいる取り組みとしては、産業団地を造成し、そこに働く場所となる企業を誘致するというところを目標として現在取り組んでいるところであります。ご質問にあったような大型の商業施設である民間企業を誘致するという考えは現時点ではありませんが、そういった大型施設が来るとなりますと相当の大型の開発行為となりますので、なかなか現時点の法のもとでは難しい状況なのかなというように捉えております。以上です。

○議長（町野昌弘議員） 6番 佐久間千佳議員。

○6番（佐久間千佳議員） 様々の法規制の中で開発を進めていかなければならないということは十分理解しておりますが、しかしながら庄内においてはそういった変化が近々現れるのではないかなというところを見据えて施策を打っていかなければならないというように思われます。やはり南北を繋ぐ、庄内を繋ぐ役割として共同事業体での事業化というものが、酒田市だけの発展ですとか遊佐町だけの発展ですとかそういった観点ではなく、やはり庄内開発協議会の実行部隊として、コンソーシアムというものを形成することで庄内一円に経済波及効果を浸透させることが可能だというように考えておりますので、最初の答弁では少し前向きな答弁をいただいたと思いますので、引き続きそういった観点で進めていただけたらと思います。

これも関連するんですが、観光振興について質問させていただきます。三川町70周年記念ガイドブック「なかなか三川町」、先程の同僚議員も質問をされておりました、まずはこの企画力とこの職員の努力に敬意を表するところであります。やはりどこかで聞きましたけれども、「ないものねだりより、あるもの探し」ということで、この中に書いておりますけれども、土橋堤防の桜並木、そのうちパルク赤川周辺の八重桜並木なんかも載るようになるというように思っておりますけれども、私が一番いいなと思ったのが水田に映る夕焼けということで、このやはり景色、三川町は何にもないと思っていたところに、こういったところがいいんだと載せてくれる方がいるということがすばらしいなというように思いました。

これに関して、まずはどのようにこれを有効活用するかということでありますけれども、先程答弁ではホームページに特設コーナーを設けるというような答弁だったかに思いますけれども、ここは、ホームページでもいいんですが、いろいろな人が自由に書き込みをできるようなページであったり、そういった情報の発信の仕方というものはできないものかどうか。例えば高校生に配るのであればもっと身近ないいところがあるんだよねというところをどんどんそのページに書き込んでいって、進化し続けられるイチオシといったものを取り入れられないものかどうか、その辺についてお伺いします。

○議長（町野昌弘議員） 佐藤企画調整課長。

○説明員（佐藤 亮企画調整課長） 町民の皆さまから寄せられました写真については、先程の

町長答弁のとおり町のホームページに掲載するとともに、観光協会などにも素材提供をしながら活用していただければなというように考えているところであります。今ご提案がありましたその書き込みできるようなシステムといたしますか、そういった部分につきまして、私はそういった技術的な部分の知識が乏しいものですから持ち帰って課内で検討したいと思いますが、これまで三川町としては住民からのアンケートなり、LINE もしくはホームページへの書き込みというのは行ってきたところであるんですが、それがずっと継続的な書き込みができるようにというご提案でありましたので、少し持ち帰らせていただきたいと思います。

○議 長（町野昌弘議員） 6 番 佐久間千佳議員。

○6 番（佐久間千佳議員） ぜひ高校生対象であったり、中学生、小学生も今はタブレットでそういった書き込み等ができるようになっておりますので、ぜひそういった方々のみならず、高齢者の方にもスマホ、デジタルデバイドの解消のためにも、まず良いところを書き込んでくれというような取り組みも一緒にできるのではないかなと思いますので、ご高齢の方こそ三川町の良いところを深くまでご存知だと思いますので、ぜひそういったところを書き込んで三川町のイチオシをアップデートし続けていただくような仕組みの構築をお願いいたします。

更には、インバウンド対応ということではあるんですが、外国語表記であったり外国の方にも分かるような形で行うと、今後のインバウンドに関しても一つツールになってくるのではないかなと。三川町のディープなところが分かるようになってくるのではないかなというように思われます。

次のパーク赤川を中心としたということで質問をさせていただきますが、今回の新聞に掲載しておりましたが、大型クルーズ船が過去最高の8回寄港するというようなことが載せられておりました。やはりそのクルーズ船の周遊コースというのが大体羽黒山であったり善寶寺、酒田市内、最上川の川下り、あとは加茂水族館なども人気だということで、オプションルーツアーを組む関係者の方と少しお話をした際に、やはり三川町でも周遊できるようなコースはないのかというようなお話になりました。そこで私はなるべく三川町に滞在してもらいたいという思いから、赤川のカヌー体験ができるのではないですかということだったり、あとパーク赤川で芋煮だったり、庄内の食材を食べることができるのではないか、そういう体験などが面白いのではないかなというようにお話をさせていただきました。

その際に、その乗員といたしますか、クルーだけでも2,000人以上はまず来るんだと。8回の寄港による乗客だと、定数だけを見ますと8,000人を上回る人がまずは庄内を周遊するような形になってくるのではないかなというように思います。このクルーズ船の寄港に関して町が何も動いていないのかなというように、私は少し捉えているんですが、そういったインバウンドの観光ルートということで、そういった対応を考えているのかどうかお伺いしたいと思います。

○議 長（町野昌弘議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） インバウンド観光という内容のご質問でございました。本町におきましては県及び庄内で構成をしておりますインバウンドの方々を対象とした観光の

協議会がございますので、そちらの方に加盟をしてインバウンドの対応をしておるところでございますが、ご質問の中にありましたような本町の観光ルートの設定というところまでは現在設定になっておらないという状況でございます。

○議長（町野昌弘議員） 6番 佐久間千佳議員。

○6番（佐久間千佳議員） それでは、その観光協議会での協議の状況、本町としてどのような発言をされてきたのか。その辺がもし分かれば説明をいただきたいと思います。

○議長（町野昌弘議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） 先程のご質問でもございましたが、本町の魅力といたしまして、様々な形で今後発掘といいますか募集といいますか、なればと思いますが、先程の水田に映る夕日、これも指摘をされると、ああなるほどというように思うのですが、実は中におりますと当たり前と思って、対外的に観光資源になるもの、あるいはアピールのポイントになるものというものがなかなか目についていないのかなというようには考えているところでございます。

現在、鶴岡市が食の都ということで世界的に発信をしておると。この食の都の発信につきましては日本で初めての採択ということで、今イチ押しで頑張っておると。それとともに、もともと港町として海外航路も含めて、言葉は適当か分かりませんが、商人の町として栄えた酒田市は、いわゆるおもてなし、対外の方々のおもてなしにもかなり慣れていらっしゃるということもあります。

その意味で、今後、現時点では本町の観光資源、魅力としてはまだ発信、あるいは会議の中で発言しておらないのですけれども、例えば我々にとっては当たり前の光景でありますけれども、田植え期の緑一面の田んぼであるとか、あるいは稲刈り前の黄金色の田んぼであるとか、そういったものが例えば外国の方からすると非常に価値のあるものとして捉えられるのかなというところもあると思いますので、今後、様々な会議の場で、採択になるかは分かりませんが、本町の魅力の一つとして提案あるいは発言ができればということで考えているところでございます。

○議長（町野昌弘議員） 6番 佐久間千佳議員。

○6番（佐久間千佳議員） 観光協議会の中での発言が、鳥海山であったり最上川、月山、善寶寺といったような観光名所を抱える自治体と比べて少し気劣りする部分はあるかもしれませんが、三川町の魅力というものはやはり自分たちでも磨き上げていかなければならないと思いますので、ぜひ気落ちせずといいますか、気後れせずに発言していただきたいと思いますように思います。

先程のインバウンドの話の前に庄内空港の国際線ターミナルのお話がありまして、インバウンドの状況というのを少し調べますと、令和6年で県が公表している情報ですけれども、約40万人の外国の方がいらっしゃったということで、そのうち村山地方には25万人、半分以上がまず村山地方ということで、庄内には5.5万人だそうです。その内訳としては、台湾、中国、香港、欧州の順で多いということで、台湾の方々がまず多くいらっしゃるということでありました。

また、観光には、本町としてはやはり欠かせない大型ショッピングモールというのがありますし、イオンというものは空港から近くて庄内の窓口としては最適であるというように皆さん捉えているとおりでありますけれども、こういった国際線ターミナルの整備というのを見据えたり、あとはクルーズ船に関しましても、三川町をただ通り過ぎるだけであつたり何も魅力がない町なんだというようにならないようにするために、やはりそういった仕組みを作っていかなければならないのではないかなというように思います。

その観光に関しても、イオンと空港が近くて、台湾の方というのがイオンなどの大型ショッピングセンターでの買い物というものが少し好きな方が多いというなお話も聞きました。やはりそういった面が強みになるのかなと思いますけれども、そういった一体的な観光資源の創出に関して、再度ですね、このインバウンドも含めて意識して進める必要があると思いますけれども、再度お伺いします。

○議 長（町野昌弘議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） ご指摘いただいた部分につきましては、まさしくそのとおりだということ感じております。といいますのも、今ご指摘ありました形の中で本町にいわゆる免税店の大型店舗もございます。実は以前も、先程クルーズ船というお話でしたが、今の庄内空港を利用したインバウンドの外国の旅行者の方に関して申し上げれば、本町は中心部として一番空港に近い町であるということもございまして、その会議の中では、いわゆるツアーの始めか最後にその大型免税店をぜひルートに入れていただきたいという話が過去には出たこともございます。その中で、大型免税店の周辺には、その店舗だけでなく飲食及び先程のイオンを含めた他のショッピングモールもございますので、ぜひ半日なりをショッピングモールの中で過ごしていただいて、日本の思い出を有意義に作っていただきたいというような話題になったことがございます。

ご指摘いただきましたとおりに、今後はその点も協議会の方に話題を提供しながら、ぜひ本町に長く滞在をしていただけるような形のスケジュールをとっていただけるように、あるいはそのような提案を他の市町と一緒にツアーのルートを組んでいただけるような形の提案を今後進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議 長（町野昌弘議員） 6番 佐久間千佳議員。

○6番（佐久間千佳議員） 町長答弁には、そういった観光振興に関してはニーズと効果を見定めながらというような答弁がありました。見定めてはやはり後れをとってしまうと思いますので、そういった状況を見据えて、しっかりと施策を講じていただきたいというように思います。

最後に、地域商社の関係に移らせていただきますけれども、あくまでも観光振興としての意味合いでの地域商社ということで今回質問、通告をさせていただきましたが、町長答弁のとおり、この地域商社という概念は商品であつたりサービスを対外的に発信するための機能を持つ仕組みだというように捉えております。やはり観光振興部門においても三川ブランドというものを、この地域商社の仕組みにおいて確立をして発信することが可能であるというように考えております。三川ブランドというものが商品であるのか、それとも観光資源であ

るのか、それは問わない。それが三川ブランドではないかなというように、一緒くたになっているものではないかなというように捉えておりますけれども、やはりこの観光振興における三川ブランドの構築、これに関して町単独であったり、また観光協会、これが担えるものかどうなのか再度お伺いしたいと思います。

○議長（町野昌弘議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） ご質問にありました三川ブランドというものは捉え方にはよいかと思いますけれども、今ご質問中にもありましたとおりに、本町にはいわゆる特筆すべき観光資源というものは残念ながらないわけでございますけれども、ただいまのお話にありました中で、例えば先程の話と関連いたしますけれども、庄内の様々な観光資源のやはりスケジュール、ルートを設定する上で、三川町というのが、先程も申し上げましたが庄内空港に一番近い町であるという部分、更には庄内の中心地であるということから考えますと、北部方面の観光ルートあるいは南部方面の観光ルートを設定するにおいても、いわゆる拠点として本町をご利用いただけるというような観光ルートを設定できるのではないかと。これは実は以前から観光協会と振興公社も含めてですけれども、様々な観光ルートの中でぜひ三川町の中心性を生かした形というのはいかならないかなということは、実は議論を進めておったところです。ただ、具体的にいわゆる商品化まではなっておらないところでございますので、先程の町長答弁にもありましたとおりに、今後関係機関で詰めていながら、三川ブランドあるいは三川町としての特筆すべき商品設定といえますか、そういうものが完成しました暁には様々な形でPRをしてまいりたいということで考えるところでございます。

○議長（町野昌弘議員） 6番 佐久間千佳議員。

○6番（佐久間千佳議員） 三川町の特筆するものを作るものが、作る仕組みが地域商社だというように私は捉えておまして、やはり行政であったり観光協会であったり、そこで抱え込むのではなくて、やはり民間の力を借りるような形で、行政がうまくそこを繋いで、三川町というものをある程度客観的な視点も交えながらブランド化することが必要だと思いますので、あまり本町だけで抱え込まないようにした方が、私はブランド化には近道なのではないかなというように思います。

インバウンドというお話もありましたけれども、やはり海外輸出等も、その地域商社の仕組みによって商品化をして海外輸出をするというような展望もできるのかなというように思っておりますし、現在の米価の高騰において農家の間では一喜一憂するような状況が続いておりますけれども、やはりそういった安定的な売り先といいますかブランド化を確立することによって、安心して継続可能な農業の構造改革にもやはりこういった地域商社というものは絡んでくるのかなというように思います。

やはり地域ぐるみで売り出す方策が求められておりますし、国内のみならず海外へも視野を広め、農村地帯の底力を示すときが来ると思います。三川町の底力を大いに発揮することを願ひまして、私の一般質問を終わります。

○議長（町野昌弘議員） 以上で6番 佐久間千佳議員の質問を終わります。

暫時休憩します。

（午後 3時18分）

○議長（町野昌弘議員） 再開します。 （午後 3時40分）

次に、9番 鈴木重行議員、登壇願います。9番 鈴木重行議員。

○9番（鈴木重行議員）

- | | |
|---------------------|--|
| 1. 米の生産調整と農業振興策について | <p>1. 令和6年産米においては水害の影響もあり作況指数94の減収となった。加工用米からの作況調整も行われたが、山形県が示した生産の目安は達成されたのか伺う。また、現在、米不足とされているが当初の生産目標に課題はなかったか所見を伺う。</p> <p>2. 異常気象により令和5年産米は品質低下、令和6年産米は減収となったが令和7年産の基準単収（面積換算単収）が増加された。その算定根拠を伺う。</p> <p>3. 近年、米の消費量が毎年10万トンずつ減少していることから生産量を減らしてきたが、令和7年産米は増産に切り替える産地が多くなっている。生産の目安の算出について考えを伺う。</p> <p>4. 農業者の減少により農地の受け手を探すのが困難となっている。地域計画の作成と共に農地バンク事業を導入し、受委託を円滑にするべきと考えるが所見を伺う。</p> |
| 2. 選挙の投票率について | <p>1. 本年になり山形県知事選挙、三川町議会議員選挙が執り行われた。投票率が低迷した要因について所見を伺う。</p> <p>2. 選挙権年齢が18歳以上へ引き下げられたが、18歳への投票の呼びかけはどのように行われているか伺う。</p> <p>3. 投票所までの移動手段のない方や、介添えが必要な方が増えている。投票率向上のための新たな取り組みが必要と考えるが所見を伺う。</p> |

令和7年第2回三川町議会定例会において、通告に従い質問します。

質問事項1、米の生産調整と農業振興策について。

令和6年産米においては水害の影響もあり、作況指数94の減収となった。加工用米から

の作況調整も行われましたが、山形県が示した生産の目安は達成されたのか伺います。また、現在、米不足とされていますが、当初の生産目標に課題はなかったか所見を伺います。

異常気象により令和5年産米は品質低下、令和6年産米は減収となりましたが、令和7年産米の基準単収（面積換算単収）が増加されました。その算定根拠を伺います。

近年、米の消費量が毎年10万tずつ減少していることから生産量を減らしてきましたが、令和7年産米は増産に切り替える産地が多くなっています。生産の目安の算出について考えを伺います。

農業者の減少により農地の受け手を探すのが困難となっています。地域計画の作成と共に農地バンク事業を導入し、受委託を円滑にするべきと考えますが所見を伺います。

質問事項2、選挙の投票率について。

本年になり山形県知事選挙、三川町議会議員選挙が執り行われました。投票率が低迷した要因について所見を伺います。

選挙権年齢が18歳以上へ引き下げられましたが、18歳への投票の呼びかけはどのように行われているか伺います。

投票所までの移動手段のない方や、介添えが必要な方が増えています。投票率向上のための新たな取り組みが必要と考えますが所見を伺います。

○議長（町野昌弘議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 鈴木重行議員に、ご答弁申し上げます。

なお、質問事項1の4点目の農地の受委託の円滑化に関するご質問につきましては農業委員会より、また、質問事項2の投票率に関するご質問につきましては選挙管理委員会よりご答弁申し上げます。

質問事項1の米の生産調整と農業振興策について、1点目と3点目のご質問につきましては、関連がありますので一括してご答弁申し上げます。

令和6年度の需要に応じた米生産への取り組み状況、いわゆる生産の目安の取り組み状況につきましては、山形県農業再生協議会より示されました生産の目安を基準として調整を行い、結果、数量、面積いずれも目安で提示された数値を達成したところであります。

この令和6年度の当初の生産の目安の設定につきましては、在庫量等を勘案し、更に令和5年の品質低下等による影響が考慮され、数量、面積とも令和6年と令和5年が同じ数値となったところでありますが、この時点では、合理的に算出がなされたものと認識しております。また、令和7年度の実績の目安につきましては、本県が、高い生産の目安の達成率を維持していること、昨年の米不足や米価の上昇等の要因により、本県産米のシェアの復元を目指し、シェア率を上昇させたことにより生産の目安が増加したものと捉えております。

次に、2点目の令和7年産米の基準単収の算定根拠に関するご質問ですが、令和7年度の算定基準単収につきましては、平成29年産から令和5年産の数値を使用いたすこととなり、令和6年産米の減収状況は反映されないこととなったことから、結果として増加したところであります。

以上、答弁いたします。

○議長（町野昌弘議員） 庄司農業委員会会長。

○説明員（庄司正廣農業委員会会長） 鈴木重行議員に、ご答弁申し上げます。

質問事項1の4点目の農地の受委託の円滑化に関するご質問であります。本町では、高齢化による離農者の増加や担い手不足により、町内での受託者を探すことが困難な状況となっております。このような状況を改善するため、地域計画において、地域農業の10年後のあり方を「目標地図」として明確化していくこととしているところであります。

ご質問にありました農地バンク事業につきましては、農地中間管理機構によりすでに実施している事業であります。本県の場合は、その業務を市町村農業委員会において受託しているところであり、本町においては、農地バンク事業の一つの形として、受委託に合意した両者がともに来庁し手続を取っているところであります。

今後とも、従来の方法に加え、委託者と受託者の双方が利用しやすい「目標地図」の作成により、町内農業の活性化と持続可能な農業を目指して、円滑な受委託の実施に努めてまいります。

以上、答弁いたします。

○議長（町野昌弘議員） 高橋選挙管理委員会書記長。

○説明員（高橋誠一選挙管理委員会書記長） 鈴木重行議員に、ご答弁申し上げます。

質問事項2の選挙の投票率について、1点目の先の県知事選挙及び町議会議員選挙の投票率に関するご質問であります。その投票率は、県知事選挙が県全体で39.67%、本町では44.69%、町議会議員選挙については61.75%と、いずれも過去最低を記録したところであります。

この二つの選挙において投票率が低迷した要因としましては、「無投票を避けるため」といった実質を伴わない選挙であったことや、政策の変更、重要事業の実施の是非が問われるなどの争点が少ない選挙であったことが考えられるところであります。

次に、2点目の18歳の選挙人への投票の呼びかけ等に関するご質問であります。現在、本町選挙管理委員会では、18歳となり新たに選挙人名簿に登録された方に対して選挙啓発パンフレットを送付しており、山形県及び高等学校が所在する市町村の選挙管理委員会では、出前講座や模擬投票などの啓発活動を行っているところであります。

次に、3点目の投票率向上のための、新たな取り組みに関するご質問であります。高齢者等の交通弱者への支援策としましては、移動期日前投票所を開設する自治体もみられるところではありますが、その対象は山間部など、投票所まで相当の距離があり、更に公共交通がない地域の課題を解決するための取り組みであると捉えております。

本町におきましては、期日前投票を含む投票所までの移動について、家族や近隣の方の自動車に乗り合って投票所に出向く方が多い状況となっております。

また、デマンドタクシーを利用して投票される方もいるところであり、今後とも、郵便等投票も含め、選挙制度や移動手段につきましても、その周知に努めてまいりたいと考えているところであります。

以上、答弁いたします。

○議長（町野昌弘議員） 9番 鈴木重行議員。

○9番（鈴木重行議員） それでは再質問させていただきます。米の生産調整についてであります。昨年の夏ごろから全国的に米不足による販売価格の高騰などから令和の米騒動とされまして、その後も依然として販売価格は高止まりしております。先日には米の不足分を補い、流通を円滑化するために凶作や大規模災害発生時に備えていた備蓄米が市場に放出されるなど、消費者も生産者も経験したことのない事態に戸惑っております。

米の生産調整につきましては、減反政策として1971年から本格的に導入されてきましたが、2018年に業務用の米が不足するようになったといったことから、減反政策は廃止されました。このため、一度は生産調整の決定主体を国から産地へ移されたわけではありますが、米価の下落等により生産調整の主体を国に戻したという経緯がございます。現在は政府が示した主食用米生産量見通しをもとに、山形県が全国の需要実績に占める県産米のシェアを乗じた生産の目安を市町村を通じて農家へ配分する形がとられています。

初めにお伺いしますが、令和6年産における生産調整の達成状況と未達成農家の状況についてお伺いします。

○議長（町野昌弘議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） それでは私から、ただいまは令和6年産米における生産調整の達成状況と未達成農家の状況というご質問でございました。令和6年度の需要に応じた米生産の取り組み状況、これがいわゆる生産の目安の取り組み状況ということになるわけでございますけれども、こちらにつきましては、山形県農業再生協議会より示されました生産の目安を基準として調整を行いまして、三川町農業再生協議会で各生産組合を通じてその搬入調整を実施しておるというところでございます。

令和6年につきましては、提示された目安につきましては、数量について7,024 tでございました。本町の実績値といたしましては、7,005 t、面積につきましては1,159haの提示に対しまして1,150haとなっております。関係者のご協力によりましていずれも提示された数値を達成いたしておるというところでございます。

また、未達成農家というご質問でございましたが、その意味では未達成の農家というのはいらっしゃらないということになりますけれども、残念ながら本町の中にもこの生産の目安に協力されない非協力者という方がいらっしゃいまして、この方が9名いらっしゃるという状況でございます。

○議長（町野昌弘議員） 9番 鈴木重行議員。

○9番（鈴木重行議員） 現在の米不足が本町や山形県だけの責任というものではないわけでありまして、ただいまの説明であれば生産調整は達成しているものの、生産量的には少し足りなかったのかなと思ったところであります。政府が示した生産量見通しをもとに、各都道府県それぞれの算出方法で生産量を決定しているということだと思います。現在の米不足の要因について、どのようにお考えかお伺いしたいと思います。

○議長（町野昌弘議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） 現在の米不足につきましては、庄内地域、最上地域、昨年

発生いたしましたけれども、いわゆる異常気象による影響、あるいはご質問中にもありましたけれども、人口等による需要の変化、それと生産調整の影響もあるということで、様々な複数の要因が複合的に絡み合っているというように考えているところでございます。

異常気象による影響につきましては、昨年いわゆる水害ということで、特に庄内地方、最上地方は大きな影響があったわけですが、実はその前段ですね、春先から夏前にかけても実は日照不足の状況について指摘をされておるところでございます。そして、25日の大雨の被害があったということによりまして米の品質低下、収量に対して影響があったというところでございます。

また、いわゆる需要の変化につきましては、近年はいわゆるインバウンドの需要ということで、外食産業における米の使用量がかなり増加をしておるところ、それとそういうこれまでと違う米の需要があったということで、その変化が本町においても少なからず影響しているものというように考えておるところでございます。

また、ご質問の中心だと思えますけれども、生産調整の影響ということで、こちらにつきましてはご質問の中にもありましたが、なるべく正確、適正な生産調整を行うために、いわゆる民間在庫量、あるいは主食米の生産量や需給量の的確な把握、こちらが不可欠であるというように考えておるところでございますけれども、特に生産量につきましては、国から示された数値と実態で若干乖離があるのかなというところも要因の一つではないかというように捉えておるところでございます。

ただ、昨年のいわゆる米騒動と言われる小売店等から米がなくなったという部分につきましては、先だっただご答弁の中でも申し上げましたが、南海トラフ地震への報道によりまして、買いだめといいますか各家庭で、個人の消費で在庫をとっておったと、備蓄をとっておったという部分があったのではないかと、これは実は国の農林水産省のホームページにも記載をされているところの分析でございますけれども、このようところが複合的に要因が絡んで現在の米不足に繋がっているものというようには捉えておるところでございます。

本町につきましては、今後とも正確な生産量の把握に努めてまいりたいということで考えているところでございます。

○議長（町野昌弘議員） 9番 鈴木重行議員。

○9番（鈴木重行議員） 令和5年産におきましては、想定されなかった異常気象による品質低下というものが非常に収量の減収に響いたものかと思えますし、需要の変化ということでインバウンドでの需要が強まったということで、米不足に至ったのではないかというお話でありました。

更に、山形県での令和6年産の生産の目安の測定時におきまして、政府が提供する生産量見通しをもとに全国の需要実績に占める県産米のシェアによって算定された結果、令和5年産と比較して増産というような見通しも立っていたものの、市町村の意見としてそれまで作付面積の配分を減少してきた中で、一時的な配分の増加は生産現場が混乱することが懸念されるということで、令和5年産と同水準にされたというような県の報告もございました。県全体のことでありますので生産の目安についての質問はいたしませんけれども、やはり適正な生産

調整には作付計画と収穫量の正確な把握が重要かと考えます。町では、この収穫量の把握というものは行っておるかどうか。もし行っていればどのように行っているかお伺いします。

○議長（町野昌弘議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） ただいまご質問がございました収穫量の把握というところでございます。先程もご答弁申し上げましたとおり、なるべく本町においても正確な収穫量の調査ということで実施をしてまいったところでございますが、まずはその様々な本町の収穫量の基本となる数値としては、JA庄内たがわで発行しております、いわゆる入庫の状況ということで、これがすべてではないわけでございますけれども、大まかな指針としてはこのJA庄内たがわから入手をいたす入庫状況の数量、こちらによって収穫量の把握を行っておるというところでございます。

○議長（町野昌弘議員） 9番 鈴木重行議員。

○9番（鈴木重行議員） 近年は米の出荷形態も多様化してまいりまして、農協出荷に限らず民間業者への出荷、また、生産者が消費者へ直接販売といった形態が増えている中で、なかなか農協への入庫状況だけでは、正確な数字というものとは少しかけ離れた数字になるのかなと思っております。

次の基準単収の算定への質問になりますけれども、やはりこの正確な収穫量がないと毎年の収量といったものがつかめないのではないかと。先程は令和6年度の減収は令和7年度の基準単収に反映されないというようなお話でありました。本町の生産者におきましても、令和2年から基準単収605kgのまま推移してきたところで、令和7年度に急に609kgと増加したということで、多くの生産者からは実際とはかけ離れた数字なのではないかという声を多く伺います。有機栽培や特別栽培に取り組む生産者、また、つや姫など品質を重視した栽培者からは特に見直しを求める声があります。県が示した数値かとは思いますが、見直しや算定について所見をお伺いします。

○議長（町野昌弘議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） 基準単収の算定方法の内容につきましては、先程の町長答弁で申し上げたとおりでございます。町長答弁の中にもございましたけれども、基準単収を算出するにあたっては、過去7年間のうちの最上位と最下位の数値を除きました5ヵ年分の数値を使用するというところになっておるところでございます。その意味で、例えば過去に大幅に減少した、あるいは豊作であったというような状況につきまして、その統計上は、最上位と最下位が省かれるということで、ご質問にありましたとおりに、その中で前年度からの基準単収の算出にあたっては、その最上位、最下位の数値の影響を受けて数kg単位で上方あるいは下方への修正がなされるというところでございます。

ただ、当然生産者からしてみれば、近年の状況で減収であった、あるいは豊作であったという部分で、その影響が次年度の数値に反映されないというところで若干疑問に思われるところがあるかと思いますが、この基準単収の算出にあたっての考え方としては、7年間の5ヵ年分の数値を使用するというところにつきましては、ある程度適正な数値が反映されるということで、これからも使用してまいりましたし、今後もこの計算方法によって基準単

収の算出は実施してまいりたいと。その中で、ご質問がありましたとおりに、生産者の方からご質問等がございました場合には、内容について丁寧に説明をしてまいりたいというように考えているところでございます。

○議長（町野昌弘議員） 9番 鈴木重行議員。

○9番（鈴木重行議員） 確かに本町の上げ幅は今年度は3kg 4kgほどでありました。周辺町村では6kgから8kgになっているというような状況の中で、平年作が反映されているものか等も考えますけれども、やはり鶴岡市や庄内町、遊佐町と比較すれば、10kgほど多い数字となっていることから、作付面積には大きな影響を与えてくると思います。

先程の収穫量の把握についても、やはり的確に把握していただきまして、この基準単収といったものを厳密な数字にさせていただければと思いますし、つや姫の栽培講習会が毎年のように開かれるわけではありますけれども、この際の目標収量は570kgとなっております。この609kgに近づけるためには、品質の低下といったものも伴うおそれがあるわけでありまして、ぜひこういった高品質米の栽培を継続できるようにするためにも、的確な基準単収の算定をお願いしたいと思います。

もう1点、令和6年産を語る上で、7月の豪雨災害を除くわけにはいきません。令和6年産につきましては春先の好天に恵まれまして、水稻も、また他の作物も順調に生育していたところ、出穂を直前に、7月の豪雨におきまして広範囲において農地が浸水、冠水いたしました。農作物にも甚大な被害が発生しております。県内において、風水害においての過去最大の農業被害とされているわけでありまして、山形県では令和6年7月の大雨で被害を受けた県内農林業者への緊急的な支援として農林水産物等災害対策事業といったものを発動しましたが、先日の同僚議員の質問への答弁にもありましたが、本町からは補助申請は4件にとどまるといった内容でありました。町独自の上乗せ支援策で、自己負担なく全額を補助するといった自治体も見受けられました。水稻共済では減収による補償はされましたが、収入保険では単価が上昇したため補償には至らないといった農家の声も聞こえます。再生産への町の支援の考えについてお伺いします。

○議長（町野昌弘議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） ただいまご質問ありましたとおりに、昨年7月の大雨の被害に対する対応といたしまして、本町といたしましては災害後早い段階でということで、まず8月5日に被害状況の報告を求めると、その際にいわゆる、すき込み等の情報についても当然生産者の方は早目の農地の復旧を求め考えていらっしゃるということでしたので、すき込み等を実施する場合には、写真あるいは役場関係者の確認ということでお願いをしておるところでございます。その後、8月26日に県の方の指針が発表されましたので、その分について農家の方に概要を周知いたして、10月1日には町の災害対策の支援の案内をして、いわゆる補助金の交付申請の用紙を同時に同封いたしまして、受理を行っておるところでございます。

県の支援策にならない部分の支援、町独自の支援というところでございますけれども、県の支援の中にも農業用施設の復旧事業でありますとか、害虫防除のための農薬の購入という

ようなメニューがございました。その中で実は時期的な部分も含めて該当にならないのではないかとということで、申請を控えていらっしやった農業者の方がいらっしやったというのも事実でございます。その後、説明をしたところ「それだったら」という方もいらっしやったようです。その意味では、もう少し迅速あるいは丁寧な説明を心がけるべきだったのかなという反省はしておるところでございますが、現時点では、当時といたしましてはでき得限りの形の対応をとらせていただいたというところで、ご理解いただければというところでございます。

また、先だっただご質問にもございましたけれども、本町独自の支援策といたしましては、いわゆる紋枯病が本町の場合は長時間の滞水でかなり広範囲に確認をされたということでございますので、独自の対応策ということで現在調整をしておるところでございますので、ご理解をいただければというところでございます。

○議 長（町野昌弘議員） 9番 鈴木重行議員。

○9番（鈴木重行議員） 丹精を込めて栽培してきた農作物が、自然災害によって品質が低下したり、収穫目前に収穫できなくなったということは、生産者にとっても大きな痛手となります。それまでの労力や経費が報われないままに再生産への意欲を失い、離農が頭をよぎるという声も伺いました。ぜひ県の支援策の補われない部分の支援によりまして生産者の意欲が継続できるよう検討いただければと思います。

三川町の農業再生協議会の会長でもあります町長にお伺いしたいと思いますが、日本の穀倉地帯とされる本町のプロデューサーにおいては、これまで自信と責任感を持って食料供給に努めてまいりました。本年、令和7年産におきましては、昨年の浸水被害を乗り越えまして、作業もじきに本格化するところであります。そういった中で生産調整への取り組みについて、また被害の大きかった農家への支援、再生産への意欲向上策について、町の考えをお伺いしたいと思います。

○議 長（町野昌弘議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 本町のまさに農業という位置付けについては、やはり町のこれだけの全国的にも有数の穀倉地帯である庄内平野の中における中心地の町といたしましては、これからの国の農業政策については、やはり現場と国が本当に政策的な部分について実態把握をしているのかということ、私も大変疑問に思っているところであります。農林水産省の元官僚が、今回インターネット等での国の政策について、かつては国の官僚の立場で農業政策を行ってきたその方が国の農業政策の失政だというようなことを公表して発言をしているところでもあります。この方は自分の名前を公表しながら、そういう元の自分の職場に対してのやはり政策の失敗ということを発言しているところであります。

今までも三川町においては基幹産業としての位置付け、そして稲作を中心とした農業形態ということからすれば、やはり米の収入ということについては、農家の方々の再生産、そして農家所得の確保のためにも大変重要な本町の産業でもあるわけでありまして、こうした中において、今までの国の取り組みの中においては、まさに近年においては、米の需給に応じた生産というようなことでの政策が進められてきましたが、とりわけ先程申し上げました元官

僚の国の進めてきた農業の中の一番失敗は、2023年産米の在庫量のこの見誤りというかその数値が非常に、民間あるいは集荷業者等の在庫というものは把握できるにも関わらず、その確認はしていなかったと。そして、2024年、令和6年産米においても、実際の作況が特に米の主産地である本県を含めた東北地域の作況が「やや不良」というような結果が、やはり米の供給が追いついていないということが、今回の令和の米騒動の一つの要因となっているというようなことが言われておりました。

私もまさにそのとおりだというように受けとめております。と申しますのは、やはり現状における米の需給というようなことから考えても、実際の収量がどれだけあったのかということが、作況だけしか示されていないということがやはり米の需給調整の中における管理という部分での農林水産省のその確認行為がやはり適切に行われていなかったことによる今回のような米不足というような状況になったというようなことと、私もそのように認識をいたしているところであります。

やはりこれからは山形県の米の生産が中心となる市町村も一緒になって、これからの米政策については基本的な需給調整と実際のその年の収量というものに対しての把握というものをしっかりやっていただくということを行っていかないと、鈴木議員が言われるように、実際の10a当たりの基準単収の設定の数量においても、やはり生産できる部分のその面積がどうしても生産の目安からすると、それが実際に作付けに回っていないというようなことにもなるかと思えます。そういった点も含め、鈴木議員の指摘を十分国の方にも伝えるべく努力をしていきたいと、このように思っているところであります。

○議 長（町野昌弘議員） 9番 鈴木重行議員。

○9番（鈴木重行議員） 今答弁にありましたように、本当に現場の声、生産地の声を、その生産量を示す、政府に伝えていただくような方策をとっていただきまして、高齢化の生産意欲の維持、また若手農家の担い手におきます規模拡大等への意欲、また農業生産に取り組む意欲を持続できるようにお願いできればと思えます。

次に、農地バンクについてお伺いしますが、中間管理機構による受委託でありますけれども、やはり担い手を探するのが困難な状況になってきている中で、離農者の営農継続が厳しくなっているということになっておりまして、受け手を探さないと離農できないと本当に厳しい声を伺います。

中間管理機構の本来の機能であります白紙委任によりまして、少なからずともいる若手農業者、規模拡大を望む若手農業者への農地を連担化、また集約化するような機能が今必要なのではないかと思うところではありますが、やはり難しい理由は担い手がないということになろうかと思えますけれども、一部の若者には規模拡大を望んでいる農家もおられます。地域計画策定の際には、地域の実情といったものをかなり多く拾ったのではないかと感じております。というのも入作を認める地域と認めない地域、また、担い手がいる地域といない地域、様々な集落の状況といったものが浮き彫りになってきたのかなと思えますけれども、そういった面、地域を超えた受委託を可能にするべきではないかと思えますけれども、いま一度、農地バンクについての白紙委任等の可能性についてお伺いしたいと思います。

○議長（町野昌弘議員） 須藤農業委員会事務局長。

○説明員（須藤輝一農業委員会事務局長） ご質問にありました農地バンクでの農地の受委託についてのご質問でございました。こちらにつきまして、基本的にはご質問にありましたとおりに借りたい農地、貸したい農地につきまして、いわゆるマッチングを行いながら受委託を成立させるということになってございますけれども、本町の場合は、これまでは伝統的にですけれども、受託者と委託者があらかじめ合意の上、農業委員会の方で手続をされておったというところでございます。

ただ、ご質問ありましたとおり、今後、現在も発生しておる状況でございますけれども、出し手が多くなった場合に、受け手の減少により農地の荒廃等が懸念されるということもありますので、その意味では今後より良い形でマッチングがなされるような方策は、県の農業管理機構あるいは近隣市町の状況も調査をしながら研究をしてみたいというようには考えておりますが、実は本町の中でも、ご質問の中にもありましたが、農地の拡大を行いたいという方が多くいらっしゃる地域があることも事実でございます。ただ、残念ながらその地域というのが、これはうまくいかないところでございますが、一定の地域の中に固まっていられると。つまり、その周辺の地域についてはいくらかでも耕作できますよという方がいらっしゃる状況ではあるんですが、逆に本町の場合は小さい面積でございまして、川を越えての遠い地域の方では出し手の方がたくさんで作り手の方がいらっしゃらないと。そうした場合にマッチングとして、ある程度の移動距離を理解していただくといいますか、その移動距離を持って耕作していただけるのかというような調整が発生しているところでございます。

ただ、過去には農業法人の方で、かなり広範囲に、本町の場合は3地区ございますが、地区を超えて耕作をお願いしておったという事例はございますが、その農業法人の方もだんだん手一杯になってきたということで、現在農業委員会の中でも話題になってございますが、その意欲のある農業者から地区・地域を越えて、ある程度の遠距離であっても、その場合は当然、ある程度その面積が集約・集積されているという前提になろうかと思っておりますが、そのような形で耕作を依頼できないかという部分については、今後、農業委員会の中でも少し実施の方法についても研究をしてみたいと考えておるところでございます。

ただ、前提として、会長答弁にもございましたが、地域計画の目標地図という中で、この地域では今後10年でこれこれこのくらいの出し手の面積が発生するだろうというような予測が立つことによって、先程申し上げました集積等の計画についても調整を行いやすくなるということになろうかと思っておりますので、まずは地域計画、目標地図の作成、充実に向けて取り組んでまいりたいというように考えているところでございます。

○議長（町野昌弘議員） 9番 鈴木重行議員。

○9番（鈴木重行議員） 地域計画につきましては、完成後も地域の話し合い等は継続していくことによりまして小まめなアップデートが必要かと思っております。地域農業存続のために貴重な計画となると思っておりますので、慎重に進めていただければと思います。

選挙の投票率についてお伺いします。先程も答弁にありましたとおり、県知事選挙、また

町議会選挙、過去最低の投票率ということで、特に町議会選挙におきましては地域の方々にとっては一番身近な選挙ということで、これまでは高い投票率で経過していたかと思えます。選挙管理委員会では全体の投票率は公表されておりましたけれども、投票所ごとの投票率、また各年代による投票率はどのようであったか。また特徴があれば、その件について所見をお伺いいたします。

○議長（町野昌弘議員） 高橋選挙管理委員会書記長。

○説明員（高橋誠一選挙管理委員会書記長） それでは町議会議員選挙の投票率の内容について説明をいたしますが、まず投票所として、第1から第3までのそれぞれの投票所における率というのはあまり大きな差はないという状況であります。ただ、これが年代となりますと相当の違いといいますか、詳細には申し上げられませんが、まず大まかにですけれども、まず20歳まで、18歳から20歳までになりますが、男女合わせて投票率は3割を切りました。それから、20代から30代40代という10年刻みで申し上げますと20代が一番低い、30代40代と少しずつ上がっていくといいますか、先の町議会議員選挙で一番投票率が高かった10年刻みの年代でいいますと70歳から79歳であります。全体的な男女別で申し上げますと、有権者・投票者総数ともに女性の方が多いんですが、その率となりますと男性の方が若干上回るというような状況でありました。

○議長（町野昌弘議員） 9番 鈴木重行議員。

○9番（鈴木重行議員） 若年層の投票率が低かったと、私はてっきり高齢者の投票率が低いのかと思ったところでありましたが、やはり若年者の投票率が低いということであります。本町に限らず全国的な課題とされているわけでありまして、18歳においては個別に通知を出して投票を促すといった取り組みがされているということでありましたけれども、やはり20代30代への呼びかけをいかにしていくかというものが今後重要になってくるのかなと思っているところであります。

今回選挙について感じたのは、やはり転入された方、他の地域から転入されてきた方の関心の低さといったものは非常に強く感じたところであります。だいぶ住んでから長く経っているように思いますが、議員の顔が思い浮かべられないということで、選挙になかなか足が向かないというような声もお伺いしました。そういったところへいかに関心を持っていただくかというのは非常に大きな課題かと思えます。

また、18歳になってから投票を促すといったことだけではなくて、やはり小学生、中学生のうちからそういった町政、また、まちづくりへの関心といったものを持ってもらうというのも一つの策かと思っております。議会でも当議場に小学生、また中学生を招いて懇談会を開催いたしまして、小学生や中学生のまちづくりに対する考えをお伺いしたり、町政に対する関心というものは高まってくるものとは思いますが、昨年は小学生6年生が全員来ることができました。しかし、中学生は代表者しか来ていないということで、その関心もやはりこの議場に来た方には伝わるかもしれませんが、来られない方にはなかなか難しかったのかなと思うところであります。町としましては、学習環境等で小中学生へ町政、また選挙への関心といったことで何か取り組みを行っているのかどうかお伺いしたいと思

ます。

○議 長（町野昌弘議員） 齋藤教育長。

○説明員（齋藤正志教育長） 子どもたちの選挙教育についてですので私の方からお答えしますが、小学生の選挙教育については6年生の社会で政治の仕組みということで、民主主義の基本的なものについて学ぶというのが小学生の学びです。もちろん、中学生も同じようにして、更に詳しい内容を学びますが、今、鈴木議員おっしゃったように、今年度この議場に6年生を全員入れていただきました。校長会の方の要望もあってということですが、やはりあれは大きな取り組みではないかなというように思います。やはり実際、この議場に入って議員の方たちと意見交換をするというのは、選挙が身近なところで起きているんだということを実感すること、そういったことが大事なのではないかなというように思います。中学生の方も本来であれば議員の方たちともっと膝を交えて話をする機会があれば、更に自分たちの思いというのが実現するというように繋がっていくのかなというように感じているところで

学校の方では、選挙については教育の公平性というのがありますので、限界もありますが、できることは選挙教育について行っていますけれども、学校だけではなかなかその意識を上げるというのは限界があるのも確かです。やはり行政の方ではポスターやチラシを配ったりということもあるわけですが、やはり家庭の皆さんから更に選挙について子どもたちに語りかけて、参加をするという意識をやはり大人の方に仕向けていくということが大事ではないかなというように現場にいた人間としては思います。以上です。

○議 長（町野昌弘議員） 9番 鈴木重行議員。

○9番（鈴木重行議員） 保護者が子どもに語りかけるというのも一つの策かと思えますけれども、子どもが関心を持つことによって保護者が関心を持つといったこともあろうかと思えます。以前は一部の小学校で授業の一環として傍聴に見えられたこともありました。近年は見られないようでありました。それも非常に大きな授業になるのかなと思っておりまして、一般質問を見学に来られた経過はありましたけれども、一般質問に限らず予算審査や条例改正等関心を持っていただきたい内容はたくさんありますので、学校等にも働きかけていただきたいと思えますし、議会でも情報の発信などを通じまして働きかけたいと思っております。

また、20代30代の関心を引くという試みの一つには、投票済証明書の発行によって、有権者が投票したことを示す投票済証明書の配布が、先の衆議院選挙では全国の1,741自治体のうち約半数以上の966自治体で行われております。18歳以上に選挙権が引き下げられたことから、選挙への関心を高めるためのものということでありまして、また、その投票済証明書を用いて飲食店などと連携しました選挙割といったもので有権者の関心を引くというような試みをしている自治体もございます。本町について、こういった試みの導入については、どのようにお考えかお伺いします。

○議 長（町野昌弘議員） 高橋選挙管理委員会書記長。

○説明員（高橋誠一選挙管理委員会書記長） まず選挙をしましたという証明。それについては、

先の県知事選挙等から行うようにいたしました。先の衆議院選挙のときも、そのときは投票所の写真等でも、ご質問にありました飲食店等での割引というのが認められていたところもありまして、そのような対応をとったところではありますが、近隣町村も証明書といいますかカード、そういった紙を、選挙管理委員会の方で発行したものをお持ちであれば割引しますというようなこともありまして、選挙管理委員会としてそのようなカード等を必要な方にお渡ししたところでもあります。

ただ、若い方の選挙に対する関心といったときに、様々なご意見はあろうかと思えます。私のような年代ですと、選挙に都合がつけば行くというよりも都合をつけて行くという意識だったのではないかなと。こういう意識の年代なのではないかなと思えます。それがたとえ政策的な争点云々というのがあろうとも、特に身近な選挙ということではまず義務とは言いませんけれども、行くものだという感覚。それがだんだんその選挙に対する関心が、親を見てというのものもあるのかもしれないけれども、先程書記長として答弁させていただいた、具体的に個人にとってメリットがあるかないかだけの判断というのもひよっとしたらあるのかもしれない。その選挙において、その重要な施策の実施の可否が決まる。やるかやらないかが決まる。自分に対してどういったデメリットメリットが生まれるかという非常にそういった関心度のときはひよっとしたら高くなるのかもしれない。ただそれとは別に、議員の質問にありましたとおり、選挙というもの、選挙権があるということ、こういったところをどのように理解してもらうかということも非常に重要なのかなということでは考えるところでもあります。

○議 長（町野昌弘議員） 9番 鈴木重行議員。

○9番（鈴木重行議員） やはり選挙というものは民主主義の根幹であり、多くの有権者の意思が反映されるものであるべきと考えております。投票率の向上は、町や選挙管理委員会だけの問題ではなく我々議員、議会にもあると考えますし、まちづくりや町政への関心を高めていただくために公聴活動、また懇談会を通じて行ってまいりたいと思っております。

より多くの方から町政、まちづくりに関心を持っていただきまして、投票率の改善が図られることを切に願い、質問を終わります。

○議 長（町野昌弘議員） 以上で、9番 鈴木重行議員の質問を終わります。

○議 長（町野昌弘議員） 以上で、一般質問を終了します。

○議 長（町野昌弘議員） 以上で、本日の日程はすべて終了しました。
これをもって散会とします。

（午後 4時39分）

令和7年第2回三川町議会定例会会議録

1. 令和7年3月19日三川町議会定例会は、三川町役場議場に招集された。

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 志田 徳久 議員 2番 鈴木 淳士 議員 3番 小林 茂吉 議員
4番 土田 市子 議員 5番 小野寺 正樹 議員 6番 佐久間 千佳 議員
7番 砂田 茂 議員 8番 佐竹 優子 議員 9番 鈴木 重行 議員
10番 町野 昌弘 議員

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

阿部 誠 町 長	石川 稔 副 町 長
齋藤 正志 教 育 長	高橋 誠一 総 務 課 長
佐藤 亮 企 画 調 整 課 長	鈴木 亨 町 民 課 長 兼 会計管理者兼会計課長
鈴木 武 仁 健康福祉課長兼 地域包括支援センター長	本多 由 紀 健康福祉課子育て支援室長併 教育課学校教育主幹
須藤 輝 一 産 業 振 興 課 長 併 農業委員会事務局長	本間 純 建 設 環 境 課 長
中 條 一 之 教育委員会教育課長兼 公民館長兼文化交流館長併 農村環境改善センター所長	
和田 勉 監 査 委 員	齋藤 茂 農 業 委 員 会 会 長 職 務 代 理

5. 本会議に職務のため出席した者は次のとおりである。

加藤善幸	議会事務局長	飯鉢 凜	書 記
遠渡 蓮	書 記	佐藤裕太	書 記

6. 会議事件は次のとおりである。

議 事 日 程

○ 第 10 日 3月19日（水） 午前9時30分開会

日程第 1		予算審査特別委員会付託事件の審査結果報告 (予算審査特別委員会委員長報告)
日程第 2	議第14号	三川町犯罪被害者等支援条例の設定について
日程第 3	議第15号	三川町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例等の一部を改正する条例の設定について
日程第 4	議第16号	三川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の設定について
日程第 5	議第17号	三川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 6	議第18号	三川町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 7	議第19号	三川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 8	議第20号	三川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の設定について
日程第 9	議第21号	三川町消防団条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 10	議第22号	庄内広域行政組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について
日程第 11	議第23号	庄内北部定住自立圏の形成に関する協定の変更について
日程第 12	議第24号	三川町文化交流館に係る指定管理者の指定について
日程第 13	議第25号	副町長の選任について
日程第 14	議第26号	三川町監査委員の選任について
日程第 15	議第27号	三川町教育委員会委員の任命について
日程第 16	議第28号	三川町固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第 17	議第 29 号	人権擁護委員候補者の推薦について
日程第 18	発議第 3 号	三川町議会の個人情報保護に関する条例の一部を 改正する条例の制定について
日程第 19	(別 紙)	三川町議会議員の派遣について
日程第 20	発委第 1 号	閉会中の所管事務調査について
日程第 21	発委第 2 号	閉会中の所管事務調査について
日程第 22	発委第 3 号	閉会中の所管事務調査について
日程第 23	発委第 4 号	閉会中の所管事務調査について

○ 閉 会

○議長（町野昌弘議員） おはようございます。本日議長に欠席の通告がありましたのは、庄司農業委員会会長が1日所用のため欠席につき、齋藤農業委員会会長職務代理が出席しております。

これから本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

○議長（町野昌弘議員） 日程第1、「予算審査特別委員会付託事件の審査結果報告」の件を議題とします。

予算審査特別委員会委員長の報告を求めます。9番 鈴木重行議員。

○9番（鈴木重行議員）

予算審査特別委員会付託事件の審査結果報告

1. 開会の日時及び場所

令和7年3月13日午前9時30分から午後3時35分まで、17日午前9時30分から午後3時04分まで、三川町役場議場において委員会を開催し、審査を終了した。

2. 出席委員 3月13日 9名、3月17日 9名

3. 欠席委員 3月13日 なし、3月17日 なし

4. 出席要請者 三川町長、監査委員、教育委員会教育長、農業委員会会長

5. 審査事項

議第9号 令和7年度三川町一般会計予算

議第10号 令和7年度三川町国民健康保険特別会計予算

議第11号 令和7年度三川町後期高齢者医療特別会計予算

議第12号 令和7年度三川町介護保険特別会計予算

議第13号 令和7年度三川町下水道事業会計予算

6. 審査の経過

◎ 年長委員 小林茂吉 委員司会のもとに委員長の互選を行い、その結果委員長に鈴木重行 委員が当選した。

そのあと委員長のもとに副委員長の互選を行い、副委員長に鈴木淳士 委員が当選した。

◎ 審査の方法は、委員全員により議場において慎重審査し、委員会としての結論を得た。

7. 審査の結果

付託された各予算案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

本委員会においては、以上のとおり決定したので報告いたします。

令和7年3月19日

三川町議会予算審査特別委員会
委員長 鈴木重行

三川町議会議長 町野昌弘 殿

○議長（町野昌弘議員） 委員長報告に対する質疑ではありますが、今回は議長を除く全議員による特別委員会であり、審査中に質疑は十分尽くされたと思いますので質疑を終結します。

○議長（町野昌弘議員） これから討論を行います。
討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（町野昌弘議員） 討論なしと認めます。

○議長（町野昌弘議員） 以上で討論を終了します。

○議長（町野昌弘議員） これから採決を行います。
各会計5件を一括して委員長報告が行われましたが、採決は区分して行います。
なお、念のため申し添えますが、本件に対する委員長報告は可決すべきものとして決定されております。

初めに、議第9号「令和7年度三川町一般会計予算」の件を採決します。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（町野昌弘議員） 起立全員であります。したがって、議第9号「令和7年度三川町一般会計予算」の件は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（町野昌弘議員） 次に、議第10号「令和7年度三川町国民健康保険特別会計予算」の件を採決します。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（町野昌弘議員） 起立全員であります。したがって、議第10号「令和7年度三川町国民健康保険特別会計予算」の件は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（町野昌弘議員） 次に、議第11号「令和7年度三川町後期高齢者医療特別会計予算」の件を採決します。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（町野昌弘議員） 起立全員であります。したがって、議第11号「令和7年度三川町

後期高齢者医療特別会計予算」の件は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（町野昌弘議員） 次に、議第12号「令和7年度三川町介護保険特別会計予算」の件を採決します。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（町野昌弘議員） 起立全員であります。したがって、議第12号「令和7年度三川町介護保険特別会計予算」の件は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（町野昌弘議員） 次に、議第13号「令和7年度三川町下水道事業会計予算」の件を採決します。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（町野昌弘議員） 起立全員であります。したがって、議第13号「令和7年度三川町下水道事業会計予算」の件は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（町野昌弘議員） 日程第2、議第14号「三川町犯罪被害者等支援条例の設定」の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました、議第14号「三川町犯罪被害者等支援条例の設定」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、犯罪被害者等基本法の趣旨に則り、犯罪被害者等の支援に関し基本理念を定め、町、町民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等に必要な施策の基本となる事項を定めたく提案するものであります。

その内容といたしましては、犯罪被害者等への支援、権利利益の保護及び被害の早期回復と軽減を図るとともに、安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目的とするものであります。

以上、よろしくご審議くださいまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（町野昌弘議員） これから質疑を行います。

（なしの声あり）

○議長（町野昌弘議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（町野昌弘議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（町野昌弘議員） 討論なしと認めます。

○議長（町野昌弘議員） 以上で討論を終了します。

○議長（町野昌弘議員） これから議第14号「三川町犯罪被害者等支援条例の設定」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 9 名 不起立 0 名)

○議長(町野昌弘議員) 起立全員であります。したがって、議第14号「三川町犯罪被害者等支援条例の設定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長(町野昌弘議員) 日程第3、議第15号「三川町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例等の一部を改正する条例の設定」の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員(阿部 誠町長) ただいま上程されました、議第15号「三川町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例等の一部を改正する条例の設定」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上、並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係する二つの条例において引用する条項にずれが生じたことから、条文の整備を行うものであります。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(町野昌弘議員) これから質疑を行います。

(なしの声あり)

○議長(町野昌弘議員) 以上で質疑を終了します。

○議長(町野昌弘議員) これから討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長(町野昌弘議員) 討論なしと認めます。

○議長(町野昌弘議員) 以上で討論を終了します。

○議長(町野昌弘議員) これから議第15号「三川町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例等の一部を改正する条例の設定」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 9 名 不起立 0 名)

○議長(町野昌弘議員) 起立全員であります。したがって、議第15号「三川町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例等の一部を改正する条例の設定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長(町野昌弘議員) 日程第4、議第16号「三川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の設定」の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員(阿部 誠町長) ただいま上程されました、議第16号「三川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の設定」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関す

る法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の施行等に伴い、子の看護休暇の対象となる子の年齢の引き上げ等のため、本条例を制定いたしたく提案するものであります。

その主な改正内容といたしましては、看護する子の対象年齢を小学校就学前から中学校就学前に改めるとともに、職員が仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境を整備するものであります。

以上、よろしくご審議くださいますて、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議 長（町野昌弘議員） これから質疑を行います。2番 鈴木淳士議員。

○2 番（鈴木淳士議員） 念のため確認の質問をさせていただきたいと思いますが、今回の条例改正の内容については、国・県と同様のレベルであるものかどうか。また、他町村の動向等について知り得る限りの情報で提供をお願いできればと思います。まずは三川町の職員の管理等に関する条例については、国・県に則った形で進めてきているというような経緯もあるということからの確認の質問ですが、いかがでしょうか。

○議 長（町野昌弘議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） 今回の改正で国や県との違いと申しますけれども、まずもって子の看護においては人事院規則等、国の制度等では小学校の就学前となっている対象を本町では更に拡大し、中学校就学前までというところ、改正をするという点が非常に大きく異なる点でございます。

他市町村、また県ということでもありますけれども、少し手元には資料はございませんが、国よりも拡充する自治体が多いということでは認識しているところであります。

○議 長（町野昌弘議員） 以上で質疑を終了します。

○議 長（町野昌弘議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議 長（町野昌弘議員） 討論なしと認めます。

○議 長（町野昌弘議員） 以上で討論を終了します。

○議 長（町野昌弘議員） これから議第16号「三川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の設定」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議 長（町野昌弘議員） 起立全員であります。したがって、議第16号「三川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の設定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議 長（町野昌弘議員） お諮りします。日程第5及び日程第6、以上2件を一括議題としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長（町野昌弘議員） 異議なしと認めます。従って日程第5及び日程第6、以上2件を一

括議題とすることに決定しました。

- 議 長（町野昌弘議員） 日程第5、議第17号「三川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定」の件、日程第6、議第18号「三川町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定」の件、以上2件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。阿部町長。

- 説明員（阿部 誠町長） ただいま一括上程されました、議第17号「三川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定」並びに議第18号「三川町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、山形県人事委員会勧告等に準じて、本町の一般職及び技能労務職員の給与を改正するため及び刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、本条例の一部を改正いたしたく提案するものであります。

その主な内容といたしましては、扶養手当における配偶者に係る手当の廃止と、子に係る手当の増額、電車を利用した場合の通勤手当の支給限度額の引き上げ、並びに管理職の平日深夜勤務に対する対象時間帯の拡大などであります。

また、刑法等の一部を改正する法律の施行により、「懲役」及び「禁錮刑」が「拘禁刑」として単一化されることに伴い、関係条文を整備するとともに、一般職の職員において、その等級別職務基準に栄養士を追加するものであります。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

- 議 長（町野昌弘議員） これから質疑を行います。2番 鈴木淳士議員。
- 2 番（鈴木淳士議員） 新たに追加される項目に、新幹線鉄道の利用に関する特別料金等に係る通勤手当というような文言があるわけですが、実質的に考えて三川町にこの該当する職員が発生するという点については非常に考えにくい実情にあるわけですがけれども敢えて設定しなければならないというような考え方について事情等説明をお願いいたします。
- 議 長（町野昌弘議員） 高橋総務課長。

- 説明員（高橋誠一総務課長） ご質問にありましたとおり、現時点で本町において条文等には新幹線という言葉は出てきませんが、まさに新幹線通勤ということを前提にした交通費に係る上限額の引き上げでございます。今羽越新幹線を整備促進というところがありますので、遠い将来、そういうことがありましたら、適用になるのかなというように思うところでございます。

- 議 長（町野昌弘議員） 以上で質疑を終了します。

- 議 長（町野昌弘議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

- 議 長（町野昌弘議員） 討論なしと認めます。

- 議 長（町野昌弘議員） 以上で討論を終了します。

- 議 長（町野昌弘議員） これから採決します。ただいま上程案件2件を一括して審議しまし

たが、採決は区分して行います。

初めに議第17号「三川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 9 名 不起立 0 名)

○議長(町野昌弘議員) 起立全員であります。したがって、議第17号「三川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長(町野昌弘議員) 次に、議第18号「三川町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 9 名 不起立 0 名)

○議長(町野昌弘議員) 起立全員であります。したがって、議第18号「三川町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長(町野昌弘議員) 日程第7、議第19号「三川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定」の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員(阿部 誠町長) ただいま上程されました、議第19号「三川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、「国民健康保険法施行令の一部を改正する政令」が令和7年2月7日に公布され、4月1日から施行されることに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたことから、所要の改正をいたしたく提案するものであります。

その主な改正内容といたしましては、国民健康保険税の算定における課税限度額と軽減判定に用いる所得判定基準の改正であります。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(町野昌弘議員) これから質疑を行います。7番 砂田 茂議員。

○7番(砂田 茂議員) 先の国会で2026年度から創設されます子ども・子育て支援金制度では、国保税と合わせて徴収するといった議論が交わされていたと記憶しております。この先、また国保税が上がるのかと不安を感じているところで、今回、この条例の一部を改正したいという提案がされております。その提案理由として、政令の公布に伴いとのご説明でございましたけれども、辞書などによると、政令とは行政機関が制定する命令の中では最も優先的なものとありました。そして併せて現場に即した柔軟なルールにするために細かいことは行政に委ねるともあります。そこでお聞きしたいのですが、そもそも国がこの政令を発するに至った理由というのはどういうものであったのか、それが示されていたのであれば、お聞かせ願いたいと思います。

○議長(町野昌弘議員) 鈴木町民課長。

○説明員(鈴木 亨町民課長) ご質問の政令が発せられた理由ということでございますが、本

町の方に2月7日付で国からの通知が来ております。令和7年度税制改正の大綱ということで、こちらは与党の税制調査会が閣議の方に提出し、閣議決定を得て発出されたものですが、こちらの中身によりますと、物価上昇局面における税負担のあり方について、この税制調査会の方で検討された結果をもとに政令を発したというような連絡でございまして、その詳細につきましての連絡は特にはないというところでございます。以上でございます。

○議長（町野昌弘議員） 7番 砂田 茂議員。

○7番（砂田 茂議員） 少しはっきりした理由が分からないというような感じでありますけれども、先日の一般質問の中では国保の加入世帯数をお聞かせいただきました。本当に長引く今の物価の高騰の中で全国的にもエンゲル係数の数値も上がっているとの報告もあります。これは本町でも同様ではないかと思うところで、この課税限度額を引き上げることにはとても理解が及ばないところです。

そうした中で本町の国保加入者の状況を把握したいと思いますが、年金生活者それから自営業者などの割合ですね、その辺はどうなっているのか主なところでの割合を教えてくださいたいのと今回の課税限度額が改定になった場合、新たにその対象となられる世帯数がどれくらいになるのかお聞かせいただきたいと思います。そして、その上でこの条例を改めて改正をしようとするのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（町野昌弘議員） 鈴木町民課長。

○説明員（鈴木 亨町民課長） まず1点目の国保加入世帯の所得の状況でございます。所得に関しましては、同じ世帯の中で営業所得に加えて給与所得があったり農業所得があったりというように複数絡んでいきますので、必ずしも積み上げが100%になるものではございませんが、概算として申し上げますと営業所得のある方は9%、農業所得は25%、給与所得が40%、年金所得が35%というような割合となっております。

それから今回の限度額の改正による影響、それから軽減判定の基準改正による影響でございます。まずは限度額改正に伴いまして、医療分の負担につきましては、現時点のデータ、つまり改正時点のデータ、最新のデータで再試算いたしますと3世帯がそれぞれ1万円ずつ負担増になると、また後期高齢者新医療支援分につきましては、3世帯がそれぞれ2万円ずつ増になるというように見込んでおります。

一方で、軽減判定基準の改正によりましては、今回は5割軽減と2割軽減の部分についての改正でございますが、5割軽減の部分での追加対象者はいらっしゃらないところでございまして、2割軽減につきましては更に追加で1世帯、お二人の方が2万1,400円の負担が負担軽減になるというように見込んでおるところでございます。

今回の条例改正案に関しましては、全体として高所得者に関しましては負担が重くなる内容にはなっておりますが、低所得者の負担軽減に繋がるということもございまして、今回の物価上昇局面の中でも妥当な改正になるのかなと思っておるところでございまして今回ご提案させていただいておりますとおりの改正を行いたいと考えておるところでございます。

○議長（町野昌弘議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（町野昌弘議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず初めに原案に反対者の発言を許します。

7番 砂田 茂議員。

- 7番(砂田 茂議員) 議第19号「三川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定」について、反対の立場で討論いたします。

2023年に国保税率が改定され、加入者の税負担が重くなりました。その前の2022年に課税限度額が引き上げられ、そして税率が改定されてきたという経緯があります。これまで出産一時金の増額、産前産後の一定期間の免除、また低所得者の軽減が受けやすくなったということも行われてきておりますが、この背景にはもともと国保税の負担が重過ぎるという国保の構造的な問題があるからであり、これらの負担軽減を行うことは当然のことと考えます。

厚生労働省は賦課限度額の引き上げを高所得者に応分の負担をお願いすることで、低所得者の負担を少しでも軽減するためと説明してきましたが、負担は上がり続けてきております。国保加入者の負担を軽減するためには、国費負担を増やし、国保の構造的問題を解決すべきであり、そのためにも地方議会でここ三川町議会でも声を上げることは重要な意味があると考えます。そのようなことから、この「三川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定」について反対といたします。

- 議長(町野昌弘議員) 次に原案に賛成者の発言を許します。

(なしの声あり)

- 議長(町野昌弘議員) 以上で討論を終了します。

- 議長(町野昌弘議員) これから議第19号「三川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 8名 不起立 1名)

- 議長(町野昌弘議員) 起立多数であります。したがって、議第19号「三川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定」の件は、原案のとおり可決されました。

- 議長(町野昌弘議員) 日程第8、議第20号「三川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の設定」の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。阿部町長。

- 説明員(阿部 誠町長) ただいま上程されました、議第20号「三川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の設定」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令等が施行されたことに伴い、二つの条例について所要の改正をいたしたく提案するものであります。

その主な改正内容といたしましては、保育内容支援に係る連携協力者の確保に関する規程の見直しに伴う改正、並びに経過措置期間の延長であります。

また、管理栄養士国家試験の見直しにより、栄養士資格を取得していない者であっても、

管理栄養士を受験することが可能となったことから、栄養士とともに管理栄養士を併記したものであります。

以上、よろしくご審議くださいますて、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議 長（町野昌弘議員） これから質疑を行います。

（なしの声あり）

○議 長（町野昌弘議員） 以上で質疑を終了します。

○議 長（町野昌弘議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議 長（町野昌弘議員） 討論なしと認めます。

○議 長（町野昌弘議員） 以上で討論を終了します。

○議 長（町野昌弘議員） これから議第20号「三川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の設定」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議 長（町野昌弘議員） 起立全員であります。したがって、議第20号「三川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の設定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議 長（町野昌弘議員） 日程第9、議第21号「三川町消防団条例の一部を改正する条例の制定」の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました、議第21号「三川町消防団条例の一部を改正する条例の制定」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、消防団員の定数の適正化及び消防団員の確保を図るため、並びに刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、本条例の一部を改正いたしたく提案するものであります。

その主な改正内容といたしましては、消防団を取り巻く社会の変化、並びに消防団員が年々減少傾向にあることから、各分団等の実情を勘案し、消防団員の定数及び団員の住所要件を改めるものであります。

また、併せまして、刑法等の一部を改正する法律の施行により、「懲役」及び「禁錮刑」が「拘禁刑」として単一化されることに伴い、関係条文を整備するものであります。

以上、よろしくご審議くださいますて、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議 長（町野昌弘議員） これから質疑を行います。2番 鈴木淳士議員。

○2 番（鈴木淳士議員） 改めてこの改正内容についての実情それから考え方等について確認の質問をさせていただきたいと思いますが、まず最初に第3条中の定員数300を250に改めるというこの考え方についてでありますけれども、消防団活動については非常に皆さんご

多忙の中、団員の皆さんには負担の大きい活動というように認識している中で、消防団活動の軽減を図るという意味でも、自主防災会といった住民の皆さんからの災害に対する協力を得られるような組織づくりも一方で進んでいるわけですが、そういった中での本当に必要な消防団員数、先日の説明でもありましたけれども、今現在も 250 を下回るという団員数の状況の中で、消防団としての組織形態があるわけですが、この組織についても広域的な活動という観点、機動力が年々充実しているというようなことからすれば、過去の各町内会単位での班編成という必要性の有無についても含めながら、果たしてどれだけの定数が必要なのかというその考え方について 1 点目をお伺いしたいと思います。

それから、もう一つが第 4 条第 1 号中の本町に住居を有する者という部分を住居の表現を取って前後に入れ替えて居住に改正するというその考え方と、私も様々調べましたところ、消防団員という方については、いわゆる住民登録がなされている必要性もないというような各自治体の判断、条例設定による対応というようなところがあったようでして、一部団員登録の申請の際には住民票を添付させるという義務的な市町村もあるような状況だったんですが、三川町ではその住民票の添付はないというように認識している中で、この住居、居住、その考え方について住民登録という制度的なものとの取り扱いの相違点等についてご説明をお願いいたします。

○議長（町野昌弘議員） 高橋総務課長

○説明員（高橋誠一総務課長） まず 1 点目の定員を 300 から 250 に減少させる考え方ということであります。今回の減少させる改正については様々その要因等はございます。各町内会等に配置、配属されております設備なりについて、その機械、消防設備等を稼働させるに十分な人員等、それを積み上げる中で現在 300 という数字があるわけですが、そうした中で団員確保が大きな課題となっており、様々なこれまで団員の負担軽減ということで取り組んでまいりました。直接消防団員の負担軽減ということでは、操法大会のありようの変更といえますか、そういったものもこれまで行ってきたところです。しかしながら、優遇、各店舗での割引サービス等の優遇制度、そういうものも行ってきましたが、残念ながら団員を 300 に近い形で維持することができていない。むしろ減少し続けているという状況であります。

そうしたときに現在でも定数を 250 に改めるということにはしておりますが、実数としては 230 を下回る定員になっているところです。ただ、団員をこれから増加させる取り組みについては、消防団のみならず、私の方の所管もそうですが、町内会からも各団員確保に努力していただいている中で、単に実情に合わせてということではなくて、今後の微増も期待する中で、今回 50 減の 250 に改めさせていただくということで考えているところであります。

ただ、先程申し上げた各町内会に配置しております消防設備、大きい町内会ではポンプ車に更に小型動力ポンプというところもございます。そうしたところを団員数の減少に合わせて班の縮小ということも考えられるわけですが、やはり消防、確かに広域といえますか常備消防の設備は充実しておりますけれども、やはり火災は初期消火、早い段階で延焼等を防ぐということからしますと、やはり町内会に設備があれば、それを稼働させるということが、やはり地元地域でも望んでいるのかなというように考えるところであります。そうは言って

も、町内会によっては団員が1人ないし2人というところもございますので、今後の消防団の組織の編成にあたりましてはそういった現状も踏まえつつ、消防団並びに地元町内会の意向等も十分踏まえながら取り組んでまいりたいということで考えているところであります。

それから2点目の住所についてであります。まず文言の修正等、改正はございますが、基本的には三川町に住所がある方ということになるかとは思いますが、併せて場合によっては長期間三川町に滞在することにはなるけれども、遠方から勤務等で、転勤等で来られる方というのも可能なかなと。アパート住まいの方も可能なかなということであります。ただ、入団に際しましては住民票での確認等は行っておりません。現住所でということ、三川町に住所を有する方ということで捉えているところであります。以上です。

○議 長（町野昌弘議員） 2番 鈴木淳士議員。

○2 番（鈴木淳士議員） まずは団員登録できる要件としては、住民登録までは必要ないけれども、現に生活の基礎基盤を本町内に置いている者については、本人の意思に基づいて団員登録が可能ということで理解できるところであります。

もう1点は、団員数の定数の見直しについては、これは今総務課長の方から説明がありましたんですが、災害発生時の初期対応というような部分では当然、火災の場合、初期消火の重要性は誰しも認識している中で、常備消防も年々拡充してきていると、救急体制についても拡大が図られるというようなところで、本町の場合は幸いなことに常備消防の三川分署がすぐ目の前にあるというようなことからすると、現実的にはこれまでの火災発生時においても、地元消防団よりは常備消防がいち早く駆けつけて対応してくれている。その支援というような体制で、各消防団の皆さんからご活躍をいただいていたというような認識をしているところであります。

町長もしくは副町長にお伺いしたいと思いますけれども、これからの消防団のあり方は先程説明ありますとおり、非常に常備消防の機能強化だけではなくて、消防団のポンプ車、また小型動力ポンプ等の配備も充実してきているというようなことからすると、果たしてこの250という定数、定員数というものの考え方についてなんです、一部現役の消防団員のご意見を伺うと百数十名おれば三川町内を全部網羅できるのではないかなというようなご意見もあるようでして、そういった実情を踏まえながらも、果たしてどれだけの定数が必要なものか、町長、副町長からのご意見をお伺いできればと思います。いかがでしょうか。

○議 長（町野昌弘議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 本町における消火あるいは災害時の水防活動という部分については、本当に消防団員からの様々な理解、そして協力のもとに本町の消防団活動が今まで維持されてきたというように認識をいたしております。近年の火災状況を見ても、やはり都市型あるいは今の住宅の状況からいたしますと非常に火災発生からのこの延焼というか、そういった部分においては類焼あるいは延焼というような非常に広範囲にこの火災の発生によって被害が及んでいるというのが連日、テレビ等でも報道されているところであります。

このようなことから、今の消防体制における消防三川分署の常備消防等、あるいは本町の消防団の体制の中における消火活動ということからいたしますと、やはり初期消火の段階で

あれば、常備消防での対応というのも十分可能かと思うんですが、しかしながらその発見が遅くなったりした場合の対応からすれば、やはり一定の消防車等における消火活動が行われないと早期の鎮火に繋がらないというようなことから見ても、やはり消防車あるいは消防ポンプというものも、これはやはり消火活動においては、本町における今の消防団員、また消防の資機材というものからすれば、一定のこの台数あるいは団員の確保というのは必要ではないかというように思うところであります。

先日の岩手県の大船渡の山林火災を見るとおりであります。やはり消火となれば水というもので、どれだけ消火できるかというようなことで、初期消火の中においては化学的なその消火剤の散布というようなことでの対応はできるかもしれませんが、現状においてはやはりそのような形での消火活動が行われているということ、やはり行政としても受けとめながら体制をどうすべきかということを考えていかなければならない、このように思うところであります。

鈴木議員の言われるとおり、団員数を現状に合わせた形での思い切った定数を削減するというような手法もあろうかと思えます。しかしながら、先程申し上げましたように、現状の初期活動からすると、やはり常備消防だけでの消火に頼るといことは、現実的にはかなり課題があろうかというようなことから、一定の消防団員の確保を図りながら、今後の体制についてはやはり随時、その状況に合わせたような形の消火活動体制、消防団員の体制、更には自主防災会との連携ということも含めて検討すべきことというように課題として捉えているところであります。

○議 長（町野昌弘議員） 9番 鈴木重行議員。

○9番（鈴木重行議員） 少子化の影響もありまして、集落を見渡しても若い世代の方がすごく少なくなっている中で、消防団員、現役の方も勧誘に困難しているという面を見ますと、今回の定数の見直しといったものは理解するものであります。ただ、現在も250人には満たしていないということで、今回新たに勤務する者も加わったということで、町外から町内に勤務する方の力を頼る部分が多くなるのかなと思うわけでありましてけれども、やはり所属する企業の理解というものが非常に重要になってくるのかと思えますけれども、どのような取り組みでそういった企業への働きかけをするのかどうか1点と、役場職員の考え方でありましてけれども、現在約半数が町外から勤務しているという認識であります。そういった方々も消防団活動を可能にするのかどうか町の考えがあればお伺いしたいと思えます。

○議 長（町野昌弘議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） 1点目の在勤での入団者に対する町としてのサポートになるかと思えますけれども、事業所単位で個人として消防団員として活動する。その上で、何かしらの事業所に対しての勤務上の支障が出ないような形でまたは活動する際の勤務の取り扱い等について支援が必要であると、またそういった方が在勤の方で出るという場合については、町の方で十分事業所等からの理解を得て団活動ができるように、今取り組んでまいりたいということで考えるところであります。

役場職員についてですが、すみません、町外から勤務している役場職員が消防団員である

かどうかについては把握しておりません。役場として、それぞれの地域において団員活動をされるのは、私としては構わないものということで考えるところであります。ただし、広域災害等ありましたら、まずもって三川町役場職員としての登庁、そして災害対応が1位ということになるかと思いますので、そういったところを十分踏まえて地元での消防団活動として活動できる場合であれば、それは団員として活動して構わないものということで認識しているところであります。

○議長（町野昌弘議員） 9番 鈴木重行議員。

○9番（鈴木重行議員） 町内の若者、若い世代の方にとっては、平日の日中は働き場所が町外ということで、平日の日中は町内でも消防団員、手薄になっているということで町内へ勤務する方のマンパワー、非常に価値のあるものとなりますので、ぜひ企業への理解を求めるような働きかけをお願いいたしまして、地域防災力の維持に努めていただければと思うところであります。

もう1点が役場職員の件であります。私聞き方が悪かったのかもしれませんが、地元での消防団活動ではなくて、当庁舎に勤務する方が三川町の消防団員として認めるかどうかということで、業務しながら各所管においては防災の担当の職員もいる中で、他の課に属する職員がいざ有事の際、消防団活動というものを認められるものかどうか確認できればと思います。

○議長（町野昌弘議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） ご質問にありました件については可能かどうかと言われれば職員の業務、通常業務も並行して行われていますので、出動できないかと言われればできる状態にある職員もいるかと思えます。ただし、そういった職員が実際に出向いて例えば現在日中で消火活動を行う団においては、班によってはまず数名で現場に駆けつけて班員を待つ、または分団等同じその中で協力していただける団員から協力してもらって消火活動を行うという話は聞くところでありますが、ただそこにですね、まずとりあえず火災現場に行って補充的に職員が消火活動をすることができるかどうかについては検討といいますか、まずできるかどうかを調べさせていただいてということになるかと思えます。

○議長（町野昌弘議員） 6番 佐久間千佳議員。

○6番（佐久間千佳議員） ただいまの答弁をお聞きしますと、町内の企業には消防団員の勧誘をするけれども、本町の職員に関しては難しいというような答弁でありました。各企業においても同じような考え方に至るのではないかなと思ひまして、やはりここは率先して職員が消防団に入団していただいて、各企業においても業務との割り振りといいますか、そういったところを役場としても示していかなければ、こういった活動は広がっていかないのではないかなと思ひますけれども、そういった積極的な消防団員入団というものに関して、再度お伺いしたいと思います。

○議長（町野昌弘議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） 今回在勤での団員も可能ということでの改正の内容になってございますけれども、現時点では消防団のもともと三川町に住まわれていた方が町外に転出

されても、町内に在勤ということで団活動を続けたいという個人の希望があった場合、その事業所の業務に支障のない形で町の方でもその当該事業所にお願いをする形で団員確保に繋げていくということで考えておりました。積極的にその事業所に対して各地元の消防団に入ってくださいといえますか、その加入を促進するということでは、現時点では考えていないところであります。

○議長（町野昌弘議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（町野昌弘議員） これから討論を行います。
討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（町野昌弘議員） 討論なしと認めます。

○議長（町野昌弘議員） 以上で討論を終了します。

○議長（町野昌弘議員） これから議第21号「三川町消防団条例の一部を改正する条例の制定」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（町野昌弘議員） 起立全員であります。したがって、議第21号「三川町消防団条例の一部を改正する条例の制定」の件は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。 （午前10時33分）

○議長（町野昌弘議員） 再開します。 （午前10時55分）

日程第10、議第22号「庄内広域行政組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更」の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました、議第22号「庄内広域行政組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更」について、提案理由を申し上げます。

この度の変更につきましては、東北公益文科大学の公立化に関しまして、今後、山形県と庄内広域行政組合が共同で設立団体となり、設立準備等に係る事務手続を進めていくこととしていることから、共同処理する事務の変更及びこれに係る組合規約の変更について協議を行いたいので、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（町野昌弘議員） これから質疑を行います。

（なしの声あり）

○議長（町野昌弘議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（町野昌弘議員） これから討論を行います。
討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（町野昌弘議員） 討論なしと認めます。

○議長（町野昌弘議員） 以上で討論を終了します。

○議長（町野昌弘議員） これから議第22号「庄内広域行政組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（町野昌弘議員） 起立全員であります。したがって、議第22号「庄内広域行政組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（町野昌弘議員） 日程第11、議第23号「庄内北部定住自立圏の形成に関する協定の変更」の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました、議第23号「庄内北部定住自立圏の形成に関する協定の変更」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、酒田市との間において締結いたしました庄内北部定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する必要性が生じたことから、所要の改正をいたしたく提案するものであります。

その主な変更点といたしましては、別表第1及び別表第2に掲げる具体的な取り組み項目において、医療分野における休日・夜間の診療体制、地域公共交通分野における地域間ネットワークの構築及び市町道ネットワークに係る取り組みについて、圏域内の現在の状況に合致するように内容の一部を変更するものであります。

また、教育分野における文化振興事業、文化財の保護及び利活用、更に産業分野における企業振興、企業誘致等の推進項目につきましては、これまでの連携取り組みにより所期の目的が達成されたことから項目を削除するものであります。

なお、その他の変更につきましては、新たな分野設定や項目削除に伴い別表中の番号を入れ替えて条文を整備するものであります。

以上、よろしくご審議くださいまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（町野昌弘議員） これから質疑を行います。6番 佐久間千佳議員。

○6番（佐久間千佳議員） それでは数点お伺いします。まず1の医療に関する文言でありますけれども、別表第1の文言において、酒田市休日診療所という文言が削除され、休日診療及び平日夜間診療というように置き換えられているのかなというように思いますけれども、この削除した理由に関して説明をお願いいたします。

また、新旧対照表を見ますと必要な支援を行うということで、より具体的な中身に入っていくような文言に変更されているかを見てとれたわけでありまして、どのような協議を経て必要な支援というものは、こういったところまでを想定しているのか説明をお願いいたします。

併せまして、例えば町長の提案理由の方に4の産業という部分を削ったという説明の中で、所期の目標を達成したというような説明がありました。先の一般質問でもありましたけれども、洋上風力関係であったり、そういったものが来ることによつての経済波及効果というものが、これから表れてくるだろうというような中において所期の目標というものがどういっ

たものにされていたのかどうか、それだけで産業の項目を削るという決断に至った経緯を説明いただきたいと思います。

併せてですが、これも地域公共交通ネットワークということで別表の方にも記載になっておりますけれども、これまでの取り組みの内容ということからいたしますと、この地域公共交通の導入の検討を行うという文言にプラスして路線の維持を図るということで、今回より路線の維持の方に注力していくような形に協定が変更されるのかなというように思いますが、改めてこの新たな地域公共交通の導入と路線の維持、並行して行われるのかどうか、どのような形で今後行っていくのか、協議されたのかをまず伺います。

○議長（町野昌弘議員） 鈴木健康福祉課長。

○説明員（鈴木武仁健康福祉課長） それでは私の方から医療関係についてご答弁をさせていただきます。まず体制の変更は、今回の内容的には実はありません。文言の修正のみということになります。医師の高齢化により、休日診療所のあり方の検討が必要になっていることから、休日診療所ではなく、休日診療という言葉に変えたというようなことをございます。また、後段の日本海総合病院についても体制に変更はないのですが、指定する必要はないという判断から、このような文言になったというように確認をしているところでございます。

また、必要な支援ということをございましたけれども、こちらの方に関しましては連携のまず本町の役割ということに関しまして普及啓発を行うということが本町の役割になっておりまして、ホームページまた4月1日の広報等に南部、北部の医療関係の掲載は努めているところでございます。ただ、近年の必要な支援ということを考えれば、医師不足であったりだとかこれからの医療ニーズの必要性とか、そういったものを考えれば、県では地域保健医療計画ということで新たに見直しをしております、そこに併せて今後の庄内全体の医療について検討する必要があるという意味で、支援ということは今後大きな意味で必要になるかとは思っております。以上です。

○議長（町野昌弘議員） 佐藤企画調整課長。

○説明員（佐藤 亮企画調整課長） まず初めに産業分野に関する項目の削除についてご説明いたします。今回、産業分野に挙げられております具体的な取り組みという部分につきましては、二つの事業が挙げられておりました。企業誘致活動の共同実施ということで、酒田市と遊佐町の間で取り決めされている項目であります。こちらにつきましては、酒田市と遊佐町において、両者において企業立地促進協議会という組織を立ち上げ、この協議会で企業誘致セミナーへの出展や企業誘致活動などに関する情報発信、情報収集を行ってきたというところでありました。しかしながら、この協議会の組織があるものの、実情としては酒田市、遊佐町それぞれにおいて企業誘致活動を実施しているという実態がありました。更にはこの共同実施する活動において、生活指標、KPI の設定が困難であるというようなことから、こちらの活動が終了するというところの理由であります。

それから、もう一つ企業振興の推進という具体的な取り組み事業があるわけなんですけれども、こちらにつきましては、酒田市において酒田産業フェアというのを開催しておりました。この産業フェアに出展する企業については、酒田市以外の三川町、庄内町、遊佐町の事業所に

も声をかけながら開催してきたところではありますが、この酒田産業フェアがコロナ禍の影響などにより今後開催される見込みがなくなったというところで、こちらの項目も削除するというようなことで、今回の変更になったところでもあります。

また、ご質問がありました酒田市、遊佐町で行われている洋上風力関係につきましては、当然、この産業の分野の項目にあたってくるわけですが、この定住自立圏の取り組みにつきましては、今回のこの協定をもとに5年間の共生ビジョンという計画を別に作り、それらにただいま申し上げたような具体的な取り組み事業をまとめているところでもあります。この共生ビジョンにつきましては、毎年度構成する市町において担当課同士その事業の取り組み状況、評価などをしながら見直しを行っているところであり、またこのビジョンに関する外部の委員を入れた懇談会というのも実施しながら、進捗状況及び評価を行ってきているというところでもありますので、ご質問にあったような洋上風力等につきましては、まだ具体的な現場での動きがないわけであり、今後そういった動きが出てきた段階で定住自立圏での具体的な取り組み事業として挙がってくるものというように捉えております。

また、公共交通につきましては、まず新たな地域公共交通の導入検討という部分ですが、これは三川町と酒田市の間での取り組みというのは、具体的にはまだ起きていないわけなんです。酒田市と庄内町におきまして、デマンド交通の導入が実施されております。それらがこの項目にあたるというところでもあります。今後、三川町それから遊佐町の間においても、そういった具体的なデマンド交通なりの町域、市域を超えた取り組みができるかどうか継続検討していくというようなことで載っているところでもあります。また、地域幹線としての酒田市三川町間を結ぶ路線の維持という部分につきましては、先の一般質問の中でもご答弁しておりますが、公共交通としての基幹をなす路線バスの維持が必要だという認識のもとに今回変更するものであります。以上です。

○議長（町野昌弘議員） 6番 佐久間千佳議員。

○6番（佐久間千佳議員） まずこの医療の文言の関係から再度確認という意味ではあるんですが、体制の変更はないということでありましたけれども、今現状をお聞きしますと医師不足であったり高齢化によって、今の現状を維持するのも困難になってきているというような答弁に理解するわけでありましてけれども、敢えてこの文言を外した理由というのが指定する必要がないということでありました。ということは、他の医療機関に関してもこの機能を今後休日であったり、夜間というものの役割をその中心市においては果たすような形で協議上なるように協議されているのかどうか再度確認させていただきたいと思っておりますし、本町の役割としては普及啓発ということでありましてけれども、この必要な支援という文言を盛り込んだということで、具体的なこの財政的な措置といいますか、歳出における影響等あるのかどうか、この辺をお伺いしたいと思います。

続いては、まずは産業の部分削除したということでの説明をお伺いしまして、大方の目標を達成されたという町長答弁の具体的な詳細についての説明でありましたが、これから庄内北部においてはより企業誘致であったり、そういった産業の取り組みというものを連携というものをより強化していかなければならない状況だと私は思うんですが、それでもこの文

言を外したということは、少し北部での定住自立圏構想から企業であったり、企業誘致であったり、産業の連携の取り組みが弱まってしまうのではないかなという危惧が私は感じるわけでありまして、その辺をやはり中心市がこういった大元を考えていくわけだと思っておりますけれども、本町の役割としてはそういった連携を強化するという事は、これからも発信し続けなければならないと思っておりますけれども、協議においてそういった再開といいますか、連携強化というものが図れるのかどうか、再度産業という文言が盛り込まれるように働きかけできるのかどうか、この辺に関してお伺いしたいと思っております。

あとは地域公共交通の関係でありますけれども、今は既存の仕組みがあるから、この文言を載せるということでありましたが、私が最初にお聞きしたのは、この導入の検討、新たな地域公共交通の導入の検討と路線の維持を同時にできるものなのかどうか。そこに関して敢えてこの文言を載せているということは、そこまで検討されての意図もあつての修正なのかなと思っておりますので、再度それに関して可能なのかどうかお伺いしたいと思っております。先程少し共生ビジョンという答弁がありましたので、共生ビジョンの中で今後5年間のこの地域公共交通に関しての事業費見込み、今回は盛り込まれるのかどうか。確か以前ですとずっとゼロベースで来ていたかと思っておりますので、そういった共生ビジョンに与える影響があるのかどうか併せてお伺いしたいと思っております。

○議長（町野昌弘議員） 鈴木健康福祉課長。

○説明員（鈴木武仁健康福祉課長） まずまた医療のことに関してご答弁させていただきます。先程お話ししましたように、体制は何も変更がございません。ただ、やはり医師不足等もあつまして、酒田地区医師会の連携のもと休日診療に関しましては医師の確保が大変になってきているとは聞いておりますが、今のところはまだ維持できるということで聞いていますところでございます。また、財政的な措置ということでございましたが、財政的には三川町の方で負担する金額は今のところは予算的には持っていないところであります。以上です。

○議長（町野昌弘議員） 佐藤企画調整課長。

○説明員（佐藤 亮企画調整課長） まず1点目、産業の分野についてであります。こちらにつきましても、この定住自立圏の考え方としまして、まず中心市が行う事業等について、近隣の市町が協働できるものを一緒に取り組んでいくというまず仕組みになっているというところをまずご理解いただきたいと思っております。そういった中で先程申し上げたように、酒田市と遊佐町等においては取り組んでいた事業を終了するというところであります。ご質問にあつたように、今後の取り組みという部分についてはまだ現在中心市である酒田市が具体的な事業に関する提案なりが起きていないところでありますので、これから毎年開催されるこのビジョンの見直しの中において、三川町としても提案することは可能かと思っておりますが、中心市として何かしらの取り組みが行っていかれるよう、特に洋上風力という部分については遊佐町も関係しておりますので、近隣する庄内町とともにそういった部分の取り組みを提案するという事は可能かと思われまふ。

それから公共交通についてであります。まず既存の路線バスの維持と新たな公共交通の取り組みが両方できるのかどうかというところであります。これまでも何度かご説明して

きたところでありますが、路線の維持はしつと路線バスが通っていない部分については、新たな交通手段としてのデマンド交通を導入するということでもあります。庄内町と酒田市の間におきましては今現在、そういった路線バスの運行がないというところで、そのためのデマンド交通の導入を行っているというところでもありますので、三川町と酒田市の間においても路線バスが通っていないところに新たな公共交通を導入することは可能ではあるんですが、ただその路線バスの運行等に影響が出ないルート設定というのが必要になってくるというところでもあります。

共生ビジョンにおける財政措置という部分でありましたが、今後令和7年度の一般会計当初予算にも計上したように、路線バスの維持という部分については予算計上しているところでもあります。新たな公共交通という部分では現在、酒田市との間では具体的な事業を行っておりませんので、そちらの予算は計上していないというところでもあります。以上です。

○議 長（町野昌弘議員） 以上で質疑を終了します。

○議 長（町野昌弘議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議 長（町野昌弘議員） 討論なしと認めます。

○議 長（町野昌弘議員） 以上で討論を終了します。

○議 長（町野昌弘議員） これから議第23号「庄内北部定住自立圏の形成に関する協定の変更」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議 長（町野昌弘議員） 起立全員であります。したがって、議第23号「庄内北部定住自立圏の形成に関する協定の変更」の件は、原案のとおり可決されました。

○議 長（町野昌弘議員） 日程第12、議第24号「三川町文化交流館に係る指定管理者の指定」の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました、議第24号「三川町文化交流館に係る指定管理者の指定」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、三川町文化交流館の設置及び管理に関する条例第7条に規定する施設の管理を指定管理者に行わせることについて、その候補者を選定いたしましたので、「三川町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例」第3条の規定に基づき指定いたしたく、議会の議決をお願いするものであります。

候補者の選定要件といたしましては、施設をもって文化交流の推進と芸術文化の向上、及び生涯学習の振興を目的に、施設の運営管理と利用促進が図られることが規定されております。この度、候補者として選定いたしました「三川町山野草愛好会」につきましては、平成22年度から令和6年度まで、施設の指定管理者として適正に運営管理している実績があり、選定要件にも合致できる団体であることから、当愛好会を指定いたしたく提案するものであ

ります。

以上、よろしくご審議くださいまして、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（町野昌弘議員） これから質疑を行います。5番 小野寺正樹議員。

○5番（小野寺正樹議員） それでは、数点お聞かせ願いたいと思いますけれども、指定管理者に関してお聞かせ願いたいんですけれども、山野草愛好会にしましては今回も公募により指定されたと認識しておりましたけれども、公募の状況等分かれば教えてもらいたいと思いますし、また山野草愛好会の人数にしまして、確か十数名、確か記憶では18名ぐらいいたと思ったんですけれども、人数等をお聞かせ願いたいと思います。

この問題にしましては、実は数年前も質問させてもらった記憶があるんですけれども、そのときもやはり山野草愛好会の皆さまに関して問題はないといった部分で私も認識しておりますけれども、やはり高齢化の問題として、そういった部分は大丈夫なのかといったような話をさせてもらいました。当然、複数の人数でそういった管理をしていくといった話でするので問題はないかは認識しておりますけれども、そういった部分に関してお聞かせ願いたいと思います。

また予算質問でも質問させてもらったんですけれども、やはり文化交流館の使用料、今回5,000円といった部分で、ぜひそういった部分の使用料を特に多く利用してもらいたいといった観点から考えまして、やはりより一層の使用を求めるための一つの工夫として、文化を味わえる施設ですので、例えばそこでおいしいコーヒーを飲みながら、そういった会議ができる環境とか、またそういった提供があれば、なおさらそういった使用も増えるといったようなイメージを感じているんですけれども、その施設自体でそういった例えば軽食、例えば簡単なコーヒー等ができる環境が整っているのか、まずお聞かせ願いたいと思います。

○議長（町野昌弘議員） 中條教育課長。

○説明員（中條一之教育課長） 文化交流館につきまして何点かご質問がございましたけれども、まず今回の指定管理者制度を導入した経過の中で、そのやり方として公募によって指定管理者の応募を募ったということがございますが、応募状況といたしましては、今回は山野草愛好会1団体でございました。それから愛好会の人数が今の現在の人数といたしましては13名でございます。令和7年度も13名で今のところは予定をしているというように聞いております。

高齢化の問題につきましては、確かに山野草愛好会の方々の平均的な年齢を見ますと60代後半から70代というような状況になっているというように思います。この施設の指定管理を今後も引き受けていくというようにいたしますと、やはり若い世代の方々がこの山野草愛好会の方に新たに入会をされて施設の方を管理していただけるようになればありがたいかなというように思っておりますが、まず現段階といたしましては、この指定管理期間については大丈夫であるというように教育委員会としては認識をしているところでございます。

それから文化交流館の使用料をより多く、使用料の徴収、徴収というか使用料があるようにするためのアイデアとして、コーヒーなどを飲みながらというようなお話がございましたが、まず文化交流館を使用する団体の方々が自らコーヒーなどを飲んだりとか、そこでそう

いったものを嗜みながら会議等を行っていただく分には全く差し支えはないところでございます。ただ、入館者でありますとか施設を訪れた方々に施設側からのそういった軽食でありますとかコーヒーといったものを提供し、それを販売するというような行為になりますと、今現在町の方で指定管理を依頼する際の内容とはまた少し外れた部分がございます、目的外使用というような形になっていく可能性もございますので、アイデアとしては非常に良いアイデアなのかなというようには感じるようなところではございますけれども、そういったことを行う際には、やはり今後協議が必要かなというように感じているところでございます。

○議 長（町野昌弘議員） 5番 小野寺正樹議員。

○5 番（小野寺正樹議員） 先程の町長答弁でも、山野草愛好会に関しましては平成22年から令和6年まで、現在まで問題なく管理をしていただいているという部分で、私も数回行ったことはあるんですけども、本当にきれいに管理をしていただいているなど認識しているところです。今の答弁では、目的外といった部分の話をお伺いしました。そういった当然契約のもとに成り立っていると思いますし、例えば愛好会側からそういった要望があれば、当然要望があってもそういった施設が、例えば簡単なお湯を沸かす施設がなければ当然できないわけですし、また例えば食事などを提供する場合はと食品衛生法とか、そういった部分も絡むので簡単にはできない部分だとは認識しております。

しかしながら、やはり何かのアイデアを出していかないことには、この問題はなかなか解決しないように感じております。確かに数年前に関しましてはアイデアとしてそばを提供してもどうかといったような話を聞いた記憶がございます。様々な問題点で、そういった部分は達成できなかったように感じておりますけれども、やはり今後より一層そういった管理者も含め、その仕様をどのように考えていくかをしっかり検討しながら、また管理者に関しましてもそういった部分が様々なアイデアを考えた場合に、ともにそういったアイデアを共存できるような団体であればと私は思いますけれども、しっかりまず問題がないよう今後また管理者に強引な例えば負担にならないように願いながら、ぜひ管理の方をお願いしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議 長（町野昌弘議員） 以上で質疑を終了します。

○議 長（町野昌弘議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議 長（町野昌弘議員） 討論なしと認めます。

○議 長（町野昌弘議員） 以上で討論を終了します。

○議 長（町野昌弘議員） これから議第24号「三川町文化交流館に係る指定管理者の指定」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議 長（町野昌弘議員） 起立全員であります。したがって、議第24号「三川町文化交流館に係る指定管理者の指定」の件は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。 (午前 11 時 30 分)

○議長 (町野昌弘議員) 再開します。 (午後 1 時 00 分)

○議長 (町野昌弘議員) 日程第 13、議第 25 号「副町長の選任」の件を議題とします。
職員に議案を配布させます。

(書記配布)

○議長 (町野昌弘議員) 職員に議案を朗読させます。

(書記朗読)

○議長 (町野昌弘議員) 本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員 (阿部 誠町長) ただいま上程されました、議第 25 号「副町長の選任」につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

この度、石川 稔副町長が令和 7 年 3 月 31 日をもって任期満了となることから、その後任として、企画調整課長であります佐藤 亮氏を令和 7 年 4 月 1 日付けで選任いたしたく、ご提案申し上げる次第であります。

佐藤氏の主な経歴等について申し上げますと、同氏は平成元年 3 月に弘前大学農学部を卒業後、同年 4 月に三川町職員として採用され、以来、町職員として 36 年間奉職されております。特に、課長補佐・主査・係長職としての 17 年間は、財政、学校教育、保育園・幼稚園、税務、そして企画開発などに積極的に取り組まれ、また、教育課長及び企画調整課長の管理職としての 7 年間は、子育て交流施設の建設やテオトルタウン三本木の住環境の整備、みかわ産業団地の拡張、自治体 DX の推進など、本町の重要施策の推進にその行政手腕を遺憾なく発揮されております。

今後、一層複雑化、高度化する自治体業務への対応とともに、増大する町民の期待に応え、各種施策を展開していくにあたり、行政全般に精通し、かつ人格、識見ともに優れた同氏が副町長として最適任者であると確信し、提案する次第でありますので、何卒ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 (町野昌弘議員) これから、議第 25 号「副町長の選任」の件を採決いたします。

この採決は、先例により無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○議長 (町野昌弘議員) ただいまの出席議員数は、議長を除いて 9 名であります。

次に、開票立会人を指名いたします。

会議規則第 31 条第 2 項の規定により、開票立会人に 6 番 佐久間千佳議員、8 番 佐竹優子議員、以上 2 名を指名いたします。

職員に投票用紙を配布させます。

(投票用紙配布)

○議長 (町野昌弘議員) 念のため申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

なお、白票は「否」とみなします。

投票用紙の配布漏れはありますか。

(配布漏れなしの声あり)

○議 長(町野昌弘議員) 配布漏れなしと認めます。

職員に投票箱を点検させます。

(投票箱点検)

○議 長(町野昌弘議員) 異常ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長(町野昌弘議員) 異常なしと認めます。

○議 長(町野昌弘議員) ただいまから投票を行います。

職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

職員に点呼させます。

(点呼により、順次投票)

○議 長(町野昌弘議員) 投票漏れはありますか。

(なしの声あり)

○議 長(町野昌弘議員) 投票漏れなしと認めます。

○議 長(町野昌弘議員) 投票を終了します。

○議 長(町野昌弘議員) 開票を行います。

6番 佐久間千佳議員、8番 佐竹優子議員、開票の立ち会いをお願いします。

(開 票)

○議 長(町野昌弘議員) 開票の結果を報告します。

投票総数9票。

これは投票者総数と一致しております。

うち、有効投票9票、無効投票0票。

有効投票のうち、賛成6票、反対3票。

以上のとおり、賛成多数であります。したがって、議第25号「副町長の選任」の件は、原案のとおり可決されました。

○議 長(町野昌弘議員) 議場の閉鎖を解きます。

(議場閉鎖解除)

○議 長(町野昌弘議員) 先程議第25号におきまして、副町長に選任されました佐藤 亮氏が議場におられますので、登壇いただきご挨拶をお願いいたします。

○新副町長(佐藤 亮副町長) ただいまは副町長の選任にあたりまして、ご同意を賜り、誠にありがとうございます。心より御礼申し上げます。副町長の職責の大きさと重さを痛感し、身の引き締まる思いでございます。

私はもとより微力ではありますが、三川町を愛する一人として、行政が円滑に進められますよう町長を支え、住民福祉の向上と町政の発展に誠心誠意努力してまいりたいと考えております。議員の皆さまにおかれましては、これまで以上にご指導、ご鞭撻のほどを賜りますようお願い申し上げます。

以上、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議 長（町野昌弘議員） 日程第14、議第26号「三川町監査委員の選任」の件を議題とします。

職員に議案を配布させます。

（書記配布）

○議 長（町野昌弘議員） 職員に議案を朗読させます。

（書記朗読）

○議 長（町野昌弘議員） 本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました、議第26号「三川町監査委員の選任」につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

この度、識見を有する監査委員であります、和田 勉氏がこの3月31日をもって退職されることから、その後任として、黒田 浩氏を選任いたしたく、ご提案申し上げる次第であります。

黒田氏の主な経歴等について申し上げますと、同氏は昭和61年3月に山形大学理学部を卒業後、同年4月に三川町職員として採用され、令和6年3月まで奉職されました。特に、管理職となられた平成28年からは、建設環境課長、企画調整課長、議会事務局長及び総務課長として、道路や下水道などの生活環境の整備や総合計画事業の推進、いろり火の里施設の利用増進、コロナ禍における感染症への対応、行財政改革の推進と財政運営の健全化など、その行政手腕を遺憾なく発揮されました。

このように、黒田氏は、今日の複雑化、高度化する自治体業務の知識や経験も豊富で、かつ行政会計の専門性にも精通されており、監査委員として最適任者であることから、ご提案申し上げますので、何卒ご同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長（町野昌弘議員） これから、議第26号「三川町監査委員の選任」の件を採決いたします。

この採決は、先例により無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議 長（町野昌弘議員） ただいまの出席議員数は、議長を除いて9名であります。

次に、開票立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人に1番 志田徳久議員、2番 鈴木淳士議員、以上2名を指名いたします。

職員に投票用紙を配布させます。

（投票用紙配布）

○議 長（町野昌弘議員） 念のため申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願ひます。

なお、白票は「否」とみなします。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(配布漏れなしの声あり)

○議 長(町野昌弘議員) 配布漏れなしと認めます。
職員に投票箱を点検させます。

(投票箱点検)

○議 長(町野昌弘議員) 異常ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長(町野昌弘議員) 異常なしと認めます。

○議 長(町野昌弘議員) ただいまから投票を行います。
職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。
職員に点呼させます。

(点呼により、順次投票)

○議 長(町野昌弘議員) 投票漏れはありませんか。

(なしの声あり)

○議 長(町野昌弘議員) 投票漏れなしと認めます。

○議 長(町野昌弘議員) 投票を終了します。

○議 長(町野昌弘議員) 開票を行います。

1番 志田徳久議員、2番 鈴木淳士議員、開票の立ち会いをお願いします。

(開 票)

○議 長(町野昌弘議員) 開票の結果を報告します。

投票総数9票。

これは投票者総数と一致しております。

うち、有効投票9票、無効投票0票。

有効投票のうち、賛成9票、反対0票。

以上のとおり、全員賛成であります。したがって、議第26号「三川町監査委員の選任」の件は、原案のとおり可決されました。

○議 長(町野昌弘議員) 議場の閉鎖を解きます。

(議場閉鎖解除)

○議 長(町野昌弘議員) 日程第15、議第27号「三川町教育委員会委員の任命」の件を議題とします。

職員に議案を配布させます。

(書記配布)

○議 長(町野昌弘議員) 職員に議案を朗読させます。

(書記朗読)

○議 長(町野昌弘議員) 本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員(阿部 誠町長) ただいま上程されました、議第27号「三川町教育委員会委員の任命」につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

この度、本町の教育委員会委員であります梅津道代氏が、令和7年3月31日をもって任期満了となることから、再度、梅津氏を教育委員会委員に任命いたしたく、ご提案申し上げる次第であります。

改めて梅津氏の経歴を申し上げますと、平成4年3月に専門学校日本ビジネススクールを卒業後、医療法人潤和会札幌ひばりが丘病院、山形大学医学部及び蔵王みゆき病院で医療事務などに従事されました。結婚後、本町に移住され、ご家庭で家事や育児を行いながら、押切小学校や三川中学校のPTA活動や地域活動に積極的に取り組み、児童生徒の健全育成と学校との連携に意を注いで来られました。

平成29年12月に教育委員会委員就任後は、学校教育や社会教育活動に対する確かな指導や助言、建設的なご提案等をいただき、教育委員の職務に精励されるとともに、現在も学校に出向き、授業をサポートする地域ボランティアや教育指導者としてご活躍いただいております。教育関係者からの人望も厚く、人格・識見ともに優秀な方です。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第5項において定められる「委員のうちに保護者である者が含まれるようにしなければならない」という規定にも合致しており、委員として最適任者であることから、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（町野昌弘議員） これから、議第27号「三川町教育委員会委員の任命」の件を採決いたします。

この採決は、先例により無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（町野昌弘議員） ただいまの出席議員数は、議長を除いて9名であります。

次に、開票立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人に3番 小林茂吉議員、4番 土田市子議員、以上2名を指名いたします。

職員に投票用紙を配布させます。

（投票用紙配布）

○議長（町野昌弘議員） 念のため申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

なお、白票は「否」とみなします。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

（配布漏れなしの声あり）

○議長（町野昌弘議員） 配布漏れなしと認めます。

職員に投票箱を点検させます。

（投票箱点検）

○議長（町野昌弘議員） 異常ありませんか。

（なしの声あり）

○議 長（町野昌弘議員） 異常なしと認めます。

○議 長（町野昌弘議員） ただいまから投票を行います。

職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

職員に点呼させます。

（点呼により、順次投票）

○議 長（町野昌弘議員） 投票漏れはありませんか。

（なしの声あり）

○議 長（町野昌弘議員） 投票漏れなしと認めます。

○議 長（町野昌弘議員） 投票を終了します。

○議 長（町野昌弘議員） 開票を行います。

3番 小林茂吉議員、4番 土田市子議員、開票の立ち会いをお願いします。

（開 票）

○議 長（町野昌弘議員） 開票の結果を報告します。

投票総数9票。

これは投票者総数と一致しております。

うち、有効投票9票、無効投票0票。

有効投票のうち、賛成9票、反対0票。

以上のとおり、全員賛成であります。したがって、議第27号「三川町教育委員会委員の任命」の件は、原案のとおり可決されました。

○議 長（町野昌弘議員） 議場の閉鎖を解きます。

（議場閉鎖解除）

○議 長（町野昌弘議員） 日程第16、議第28号「三川町固定資産評価審査委員会委員の選任」の件を議題とします。

職員に議案を配布させます。

（書記配布）

○議 長（町野昌弘議員） 職員に議案を朗読させます。

（書記朗読）

○議 長（町野昌弘議員） 本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました、議第28号「三川町固定資産評価審査委員会委員の選任」につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

この度、固定資産評価審査委員会委員であります、佐藤由一氏、佐藤英之氏の両氏が令和7年3月24日をもって任期満了となることから、佐藤由一氏については再度、また、佐藤英之氏に関しましては、その後任として小川浩幸氏を選任いたしたく、ご提案申し上げる次第であります。

改めて、佐藤由一氏の主な経歴を申し上げますと、同氏は、昭和56年3月山形県立庄内農業高等学校を卒業後、農家の後継者として農業に従事しながら、平成22年8月から令和

元年8月まで三川町農業委員として本町農業の振興にご尽力いただきました。そして、令和4年3月からは本町の固定資産評価審査委員会委員としてご尽力いただいております。

続きまして、小川浩幸氏は、昭和56年3月東京農業大学短期大学を卒業後、農家の後継者として農業に従事されながら、青山生産組合長や三川農業青色申告会役員として、本町の農業振興並びに農業者の経営指導に尽力されております。

また、佐藤由一氏、小川浩幸氏、両氏ともに土地の評価に関しても精通されている方々であり、固定資産評価審査委員会委員として最適者であることから、選任いたしたくご提案申し上げる次第でありますので、ご同意を賜りますようお願いいたします。

○議長（町野昌弘議員） これから質疑を行います。

本案は、人事案件でありますので、地方自治法第132条の規定によって禁止されている他人、すなわち候補者の私生活にわたる言論にならないようにご留意願います。

質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（町野昌弘議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（町野昌弘議員） この際、討論は行わず、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（町野昌弘議員） 異議なしと認めます。したがって、直ちに採決いたします。

これから、議第28号「三川町固定資産評価審査委員会委員の選任」の件について、これを選任することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立9名 不起立0名）

○議長（町野昌弘議員） 起立全員であります。したがって、議第28号「三川町固定資産評価審査委員会委員の選任」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（町野昌弘議員） 日程第17、議第29号「人権擁護委員候補者の推薦」の件を議題とします。

職員に議案を配布させます。

（書記配布）

○議長（町野昌弘議員） 職員に議案を朗読させます。

（書記朗読）

○議長（町野昌弘議員） 本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました、議第29号「人権擁護委員候補者の推薦」につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

この度、本町の人権擁護委員であります佐藤功夫氏が、令和7年6月30日をもって任期満了となることから、再度、佐藤氏を人権擁護委員候補者に推薦いたしたく、ご提案申し上げる次第であります。

改めて、佐藤氏の主な経歴を申し上げますと、同氏は、平成2年3月に駒澤大学仏教学部を卒業後、北海道にあります禅照寺や曹洞宗山形県第三宗務所に勤務され、平成19年8月

からは、天神堂町内会にあります宝積寺の住職となられております。また、平成25年7月に人権擁護委員に就任され、以後、住民からの相談や人権啓発活動等地域貢献に誠意をもってご尽力いただいております。

このように、佐藤氏は地域住民の人望も厚く、人格、識見ともに優れた方であり、人権擁護委員候補者として最適任者であることから、再度推薦いたしたくご提案申し上げる次第でありますので、ご同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（町野昌弘議員） これから質疑を行います。

本案は、人事案件でありますので、地方自治法第132条の規定によって禁止されている他人、すなわち候補者の私生活にわたる言論にならないようご留意願います。

質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（町野昌弘議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（町野昌弘議員） この際、討論は行わず、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（町野昌弘議員） 異議なしと認めます。したがって、直ちに採決いたします。

これから、議第29号「人権擁護委員候補者の推薦」の件について、これを推薦することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（町野昌弘議員） 起立全員であります。したがって、議第29号「人権擁護委員候補者の推薦」の件は、適任という意見を付し、同意することに決定しました。

○議長（町野昌弘議員） 日程第18、発議第3号「三川町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。1番 志田徳久議員。

○1番（志田徳久議員） ただいま上程されております、発議第3号「三川町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）、刑法等の一部を改正する法律の施行にともなう関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）の施行にともない、本条例の一部を改正いたしたく提案するものであります。

その主な改正内容につきましては、懲役、禁錮を拘禁刑に改めるとともに、所要の改定の整備をいたすものであります。議員各位のご賛同をお願いし、提案理由といたします。

○議長（町野昌弘議員） これから質疑を行います。

提案者に対する質疑を許します。

（なしの声あり）

○議 長（町野昌弘議員） 以上で質疑を終了します。

○議 長（町野昌弘議員） これから討論を行います。
討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議 長（町野昌弘議員） 討論なしと認めます。

○議 長（町野昌弘議員） 以上で討論を終了します。

○議 長（町野昌弘議員） これから発議第3号「三川町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定」の件を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長（町野昌弘議員） 異議なしと認めます。したがって、発議第3号「三川町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議 長（町野昌弘議員） 日程第19、別紙「三川町議会議員の派遣」の件を議題とします。
職員に議案を朗読させます。

（書記朗読）

○議 長（町野昌弘議員） 本件は、地方自治法第100条第13項及び会議規則第128条の規定に基づき、議員を調査及び研修等へ派遣するときは、あらかじめ議会の議決を得て行うこととなっております。したがって、別紙のとおり議員を派遣することについて、議決を求めるものであります。

お諮りします。本件は別紙のとおり議員を派遣することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長（町野昌弘議員） 異議なしと認めます。したがって、本件は、別紙のとおり議員を派遣することに決定しました。

○議 長（町野昌弘議員） 日程第20、発委第1号「閉会中の所管事務調査」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。2番 鈴木淳士議員。

○2番（鈴木淳士議員） 発委第1号「閉会中の所管事務調査」についてであります。

閉会中の所管事務調査

総務文教常任委員会は、閉会中に下記事項の所管事務調査を行いたいので発議する。

記

1 調査事項

(1) 第4次三川町総合計画に関することについて

2 調査期間

令和7年3月議会定例会終了後から調査終了までの間

3 理由

閉会中も引き続き継続調査を要するため

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(町野昌弘議員) これから質疑を行います。

提出者に対する質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長(町野昌弘議員) 以上で質疑を終了します。

○議長(町野昌弘議員) これから討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長(町野昌弘議員) 討論なしと認めます。

○議長(町野昌弘議員) 以上で討論を終了します。

○議長(町野昌弘議員) これから発委第1号「閉会中の所管事務調査」の件を採決します。お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(町野昌弘議員) 異議なしと認めます。したがって、発委第1号「閉会中の所管事務調査」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長(町野昌弘議員) 日程第21、発委第2号「閉会中の所管事務調査」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。5番 小野寺正樹議員。

○5番(小野寺正樹議員) 発委第2号「閉会中の所管事務調査」について。

閉会中の所管事務調査

産業建設厚生常任委員会は、閉会中に下記事項の所管事務調査を行いたいので発議する。

記

1 調査事項

(1) 第4次三川町総合計画に関することについて

2 調査期間

令和7年3月議会定例会終了後から調査終了までの間

3 理由

閉会中も引き続き継続調査を要するため

引き続き、皆さまの方から検討の方をよろしくお願いいたします。

○議長(町野昌弘議員) これから質疑を行います。

提出者に対する質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長(町野昌弘議員) 以上で質疑を終了します。

○議長(町野昌弘議員) これから討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長(町野昌弘議員) 討論なしと認めます。

○議長(町野昌弘議員) 以上で討論を終了します。

○議長(町野昌弘議員) これから発委第2号「閉会中の所管事務調査」の件を採決します。お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(町野昌弘議員) 異議なしと認めます。したがって、発委第2号「閉会中の所管事務調査」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長(町野昌弘議員) 日程第22、発委第3号「閉会中の所管事務調査」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。7番 砂田 茂議員。

○7番(砂田 茂議員) 発委第3号「閉会中の所管事務調査」について説明いたします。

閉会中の所管事務調査

広報常任委員会は、閉会中に下記事項の所管事務調査を行いたいので発議する。

記

1 調査事項

- (1) 広聴広報活動の充実について
- (2) わかりやすい広報紙作りについて

2 調査期間

令和7年3月議会定例会終了後から調査終了までの間

3 理 由

閉会中も引き続き継続調査を要するため

以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

- 議 長（町野昌弘議員） これから質疑を行います。
提出者に対する質疑を許します。

(なしの声あり)

- 議 長（町野昌弘議員） 以上で質疑を終了します。

- 議 長（町野昌弘議員） これから討論を行います。
討論はありませんか。

(なしの声あり)

- 議 長（町野昌弘議員） 討論なしと認めます。

- 議 長（町野昌弘議員） 以上で討論を終了します。

- 議 長（町野昌弘議員） これから発委第3号「閉会中の所管事務調査」の件を採決します。
お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

- 議 長（町野昌弘議員） 異議なしと認めます。したがって、発委第3号「閉会中の所管事務調査」の件は、原案のとおり可決されました。

- 議 長（町野昌弘議員） 日程第23、発委第4号「閉会中の所管事務調査」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。1番 志田徳久議員。

- 1 番（志田徳久議員） 発委第4号「閉会中の所管事務調査」について。

閉会中の所管事務調査

議会運営委員会は、閉会中に下記事項の所管事務調査を行いたいので発議する。

記

1 調査事項

(1) 議会の活発な運営について

2 調査期間

令和7年3月議会定例会終了後から調査終了までの間

3 理 由

閉会中も引き続き継続調査を要するため

○議 長（町野昌弘議員） これから質疑を行います。
提出者に対する質疑を許します。

(なしの声あり)

○議 長（町野昌弘議員） 以上で質疑を終了します。

○議 長（町野昌弘議員） これから討論を行います。
討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長（町野昌弘議員） 討論なしと認めます。

○議 長（町野昌弘議員） 以上で討論を終了します。

○議 長（町野昌弘議員） これから発委第4号「閉会中の所管事務調査」の件を採決します。
お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長（町野昌弘議員） 異議なしと認めます。したがって、発委第4号「閉会中の所管事務
調査」の件は、原案のとおり可決されました。

○議 長（町野昌弘議員） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

これをもって、令和7年第2回三川町議会定例会を閉会いたします。大変ご苦勞さまでし
た。

(午後 2時04分)

地方自治法第123条の規定により、
ここに署名する。

令和7年3月19日

三川町議会議長

三川町議会議員 1番

三川町議会議員 4番